

# 資料編



## 資料編目次

1	新潟県石油コンビナート等防災本部	1
(1)	新潟県石油コンビナート等防災本部員・幹事一覧表	3
(2)	新潟県石油コンビナート等防災本部条例	4
(3)	新潟県石油コンビナート等防災本部運営規程	5
2	新潟県石油コンビナート等特別防災区域の現況	7
(1)	新潟東港地区の現況	9
ア	土地利用及び人口	9
イ	気象状況	11
ウ	港湾施設の状況	12
エ	特定事業所等の概要	14
オ	消防力及び防御態勢	36
カ	飛行に関する規制	49
キ	通報伝達経路	50
ク	避難場所	51
ケ	医療機関	53
コ	交通規制	54
(2)	新潟西港地区の現況	55
ア	土地利用及び人口	55
イ	気象状況	57
ウ	港湾施設の状況	58
エ	特定事業所等の概要	60
オ	消防力及び防御態勢	73
カ	飛行に関する規制	77
キ	通報伝達経路	79
ク	避難場所	80
ケ	医療機関	83
コ	交通規制	84
(3)	直江津地区の現況	91
ア	土地利用及び人口	91
イ	気象状況	93
ウ	港湾施設の状況	94
エ	特定事業所等の概要	95
オ	消防力及び防御態勢	102
カ	飛行に関する規制	109
キ	通報伝達経路	110
ク	避難場所	111
ケ	医療機関	113
コ	交通規制	114

3	石油コンビナート災害想定	117
(1)	想定調査の手法	119
ア	適用する評価手法	119
イ	平常時の事故、短周期地震動による被害の評価（確率的なリスク評価）	119
ウ	長周期地震動による被害の評価	124
エ	津波による被害の評価	124
オ	低頻度大規模災害による被害の評価	124
(2)	想定調査の結果	125
ア	調査の概要	125
イ	アセスメント結果	127
ウ	防災対策の基本的事項の検討	130
4	各種規程・協定等	133
(1)	石油コンビナート等特別防災区域協議会会則	135
ア	新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則	135
イ	新潟西港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則	136
ウ	直江津地区石油工業地帯防災連絡協議会会則	137
(2)	共同防災規程	138
ア	新潟東港東地区共同防災規程	138
イ	新潟東港西地区共同防災規程	142
ウ	新潟東港海上共同防災規程	144
エ	新潟西港地区共同防災規程	147
オ	直江津港東共同防災規程	151
カ	新潟東港東地区・西地区相互応援協定書	154
キ	新潟東港西地区・新潟西港地区相互応援協定書	155
(3)	広域共同防災規程	156
ア	北陸地区広域共同防災規程	156
(4)	海上保安庁の機関と消防機関の業務提携等	160
ア	海上保安庁の機関と消防機関との業務提携の締結に関する覚書	160
イ	船舶火災の消火活動及び油流出に起因する火災予防に関する業務協定 （新潟海上保安部と新潟市）	161
ウ	船舶火災の消火活動及び油流出に起因する火災予防に関する業務協定 （新潟海上保安部と新発田地域広域事務組合）	162
エ	船舶火災の消火活動及び油流出に起因する火災予防に関する業務協定 （上越海上保安署と上越地域消防事務組合）	163
(5)	排出油等防除に関する協議会会則	163
ア	新潟県東部排出油等防除協議会会則	163
イ	新潟県西部排出油等防除協議会会則	166
(6)	市町村（消防機関）の応援協定	168
ア	新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域の消防に関する相互応援協定	168

イ	新潟県広域消防相互応援協定書	169
ウ	新潟空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定 (新潟空港事務所と新潟市)	171
(7)	石油連盟の援助規程等	172
ア	海水油濁処理協力機構規程	172
イ	海水油濁処理協力機構本部規程	173
ウ	海水油濁処理協力機構支部規程	174
(8)	他都道府県との相互応援協定	175
ア	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	175
イ	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	178
(9)	全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定書	179
(10)	特定事業所間等の相互応援体制	180
(11)	所在市町及び所在消防機関における相互応援体制	181
5	大容量泡放射システム関係	183
6	防災関係機関等一覧表	189
(1)	防災関係機関一覧表	192
(2)	特定事業所等一覧表	198
ア	新潟東港地区	198
イ	新潟西港地区	200
ウ	直江津地区	202
(3)	共同防災組織一覧表	204
(4)	通信施設一覧表	205
ア	新潟県防災行政無線電話機設置機関(抜粋)	205
イ	非常通信無線局設置事業所一覧表(抜粋)	207
ウ	防災相互通信用無線局一覧表(抜粋)	209
附表1	特定事業所等における異常現象速報伝達用紙(1)	215
附表2	特定事業所等における異常現象速報伝達用紙(2)	216



# 1 新潟県石油コンビナート等防災本部



# 1 新潟県石油コンビナート等防災本部

## (1) 新潟県石油コンビナート等防災本部員・幹事一覧表

◎ 本部長 新潟県知事

◎ 法第28条第4項による本部長代理 新潟県副知事

法定区分	所属機関	本部員職名	幹事職名
第1号	関東管区警察局	広域調整部長	災害対策官
〃	関東東北産業保安監督部	部長	保安課長
〃	関東東北産業保安監督部 東北支部	支部長	管理課長
〃	第九管区海上保安本部	本部長	環境防災課長
〃	新潟労働局	局長	健康安全課長
〃	北陸地方整備局	局長	総括防災調整官 港湾危機管理官
第2号	陸上自衛隊	第30普通科連隊長	第2普通科連隊第3科長 第30普通科連隊第3科長
第3号	新潟県警察本部	本部長	警備第二課長
第4号	新潟県	副知事	
〃	〃	危機管理監	
〃	〃	知事政策局長	広報広聴課長
〃	〃	総務部長	財政課長
〃	〃	環境局長	環境政策課長
〃	〃	防災局長	防災企画課長 危機対策課長 消防課長
〃	〃	福祉保健部長	地域医療政策課長
〃	〃	産業労働部長	創業・イノベーション推進課長
〃	〃	農林水産部長	農業総務課長
〃	〃	土木部長	監理課長
〃	〃	交通政策局長	交通政策課長
〃	〃	企業局長	総務課長
第5号	新潟市	市長	危機対策課長
〃	聖籠町	町長	生活環境課長
〃	上越市	市長	危機管理課長
第7号	新潟市消防局	消防長	規制指導課長
〃	新発田地域広域事務組合消防本部	消防長	予防課長
〃	上越地域消防局	消防長	予防課長
第8号	新潟東港地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会	会長	幹事
〃	新潟西港地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会	会長	幹事
〃	直江津地区石油工業地帯防災連絡協議会	会長	幹事
第9号	関東経済産業局	総務企画部長	危機管理・災害対策室長
〃	東京航空局新潟空港事務所	所長	総務課長
〃	公益社団法人新潟県看護協会	会長	事務局長
〃	株式会社リンコーコーポレーション	代表取締役	担当部長
			本部員(知事含む) 34人
			幹事 35人

## (2) 新潟県石油コンビナート等防災本部条例

昭和 51 年 10 月 13 日  
新潟県条例第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。)第 28 条第 8 項の規定に基づき、新潟県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員及び専門員)

第 2 条 法第 28 条第 5 項第 9 号に掲げる本部員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の本部員は、再任されることを妨げない。

3 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 3 条 防災本部に、幹事を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第 4 条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもつてこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 60 年条例第 11 号)

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 66 号)

この条例は、公布の日から施行する。

### (3) 新潟県石油コンビナート等防災本部運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年新潟県条例第40号）第5条の規程に基づき、新潟県石油コンビナート等防災本部の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災本部の会議は、必要の都度本部長が召集する。

2 会議の召集通知には、会議の日時、場所及び附議すべき事項を記載するものとする。

(議長)

第3条 本部長は、会議の議長となる。

(議事)

第4条 議事は、出席本部員の過半数で決定する。

(説明聴取)

第5条 本部長は、必要と認めるときは、会議に専門委員、幹事その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(特例)

第6条 本部長は、防災本部が処理すべき事項のうち、あらかじめ承認を得た事項について専決することができる。

2 前項の規程により専決した時は、本部長は次の会議において報告しなければならない。

第7条 緊急を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を召集することができないときは、本部長は防災本部が処理すべき事項について、専決することができる。

2 前項の規程により専決したときは、本部長は、次の会議において報告し、承認を得なければならない。

(部会)

第8条 本部長は、必要の都度その事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第9条 会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(幹事の召集)

第10条 本部長は、必要の都度幹事を召集し事務を処理させることができる。

(異動の報告)

第11条 本部員及び幹事は、異動が生じた場合は、すみやかに本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 防災本部の庶務は、防災局消防課において行う。

(公印)

第13条 本部長の公印は別記のとおりとする。

附 則

この規程は、昭和51年11月16日から施行する。

この規程は、平成16年6月10日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(別記)

新潟県石油  
コンビナート等  
防災本部長

備考

1. 字体は適宜とする。
2. 寸法は27方ミリメートルとする。

## 2 新潟県石油コンビナート等特別防災区域の現況



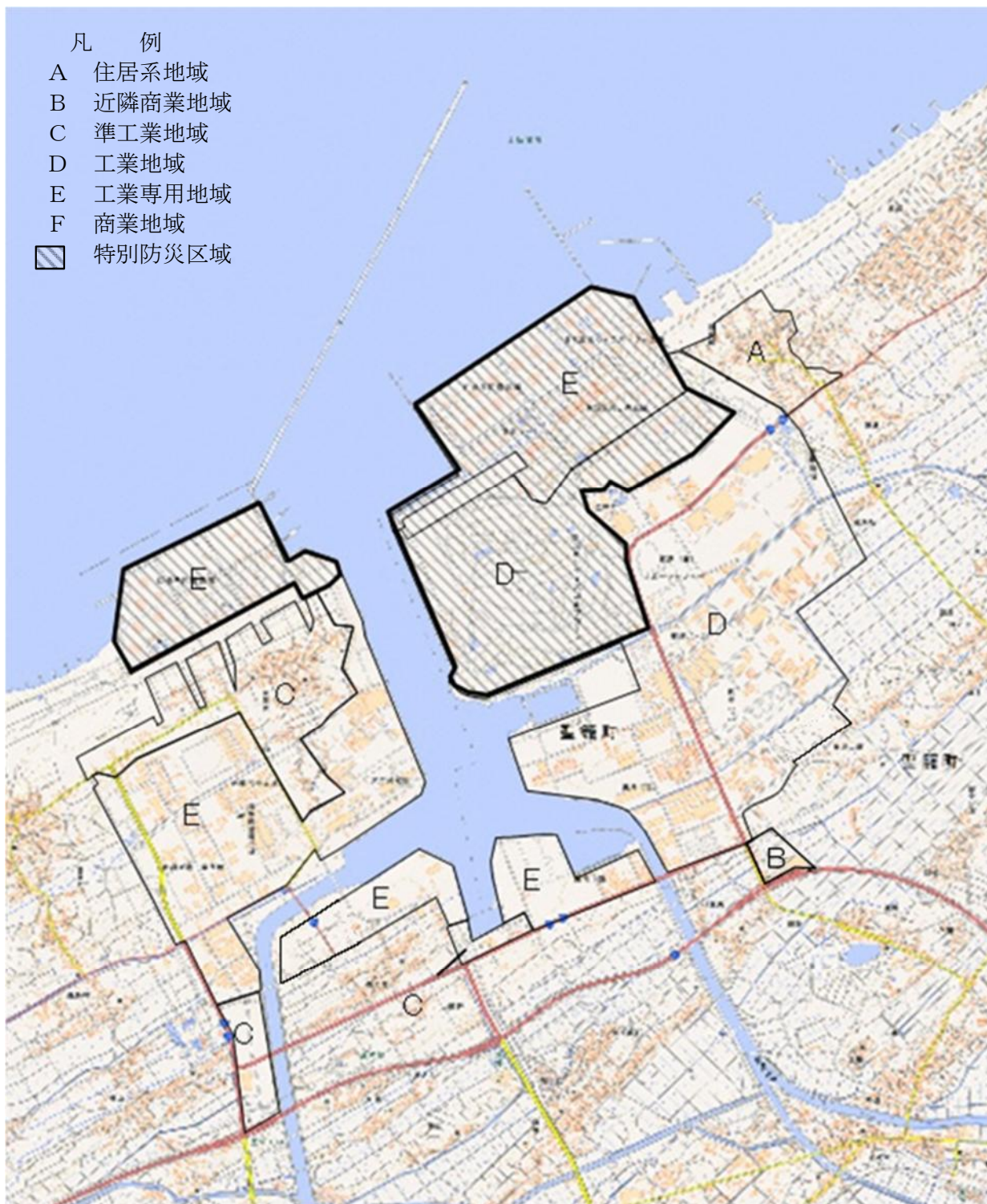
## 2 新潟県石油コンビナート等特別防災区域の現況

### (1) 新潟東港地区の現況

#### ア 土地利用及び人口

##### (ア) 土地利用区分

新潟東港地区内及び周辺の都市計画法による用途地域は下図のとおりであり、地区内の用途地域毎の面積等は次頁の表のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

(令和7年11月1日現在)

区分	工業地域	工業専用地域	その他地域	合計
面積(千平方メートル)	2,263	2,447	92	4,802
比率	47.1%	51.0%	1.9%	100.0%

(イ) 一般住宅の世帯数及び人口

新潟東港地区の世帯数及び人口は次のとおりである。

(令和7年11月1日現在)

市町村名	面積(千平方メートル)	世帯数	人口	内訳	
				男	女
新潟市	821	0	0	0	0
聖籠町	3,700	0	0	0	0
合計	4,521	0	0	0	0

## イ 気象状況

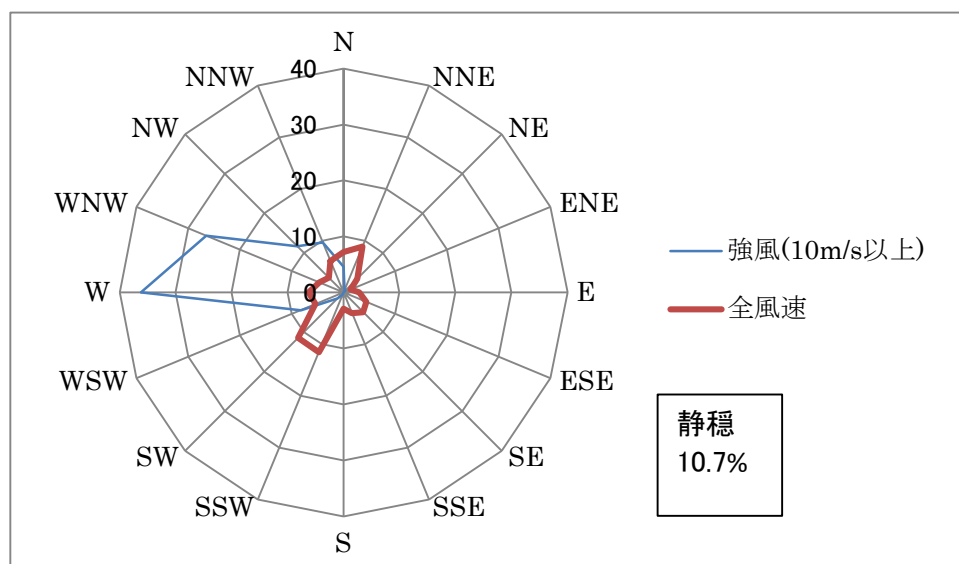
### (7) 年間最大風速

年	最大風速	風向	発生日
平成13年	17.8	W	12月14日
平成14年	15.3	NW	12月27日
平成15年	17.8	WSW	4月9日
平成16年	22.4	SW	8月31日
平成17年	16.7	WSW	2月23日
平成18年	18.0	WSW	11月7日
平成19年	18.6	NW	1月7日
平成20年	17.5	W	2月23日
平成21年	17.2	WSW	11月15日
平成22年	20.8	SW	1月13日

(観測機関：国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所)

### (4) 風向図

(平成22年1月～12月)



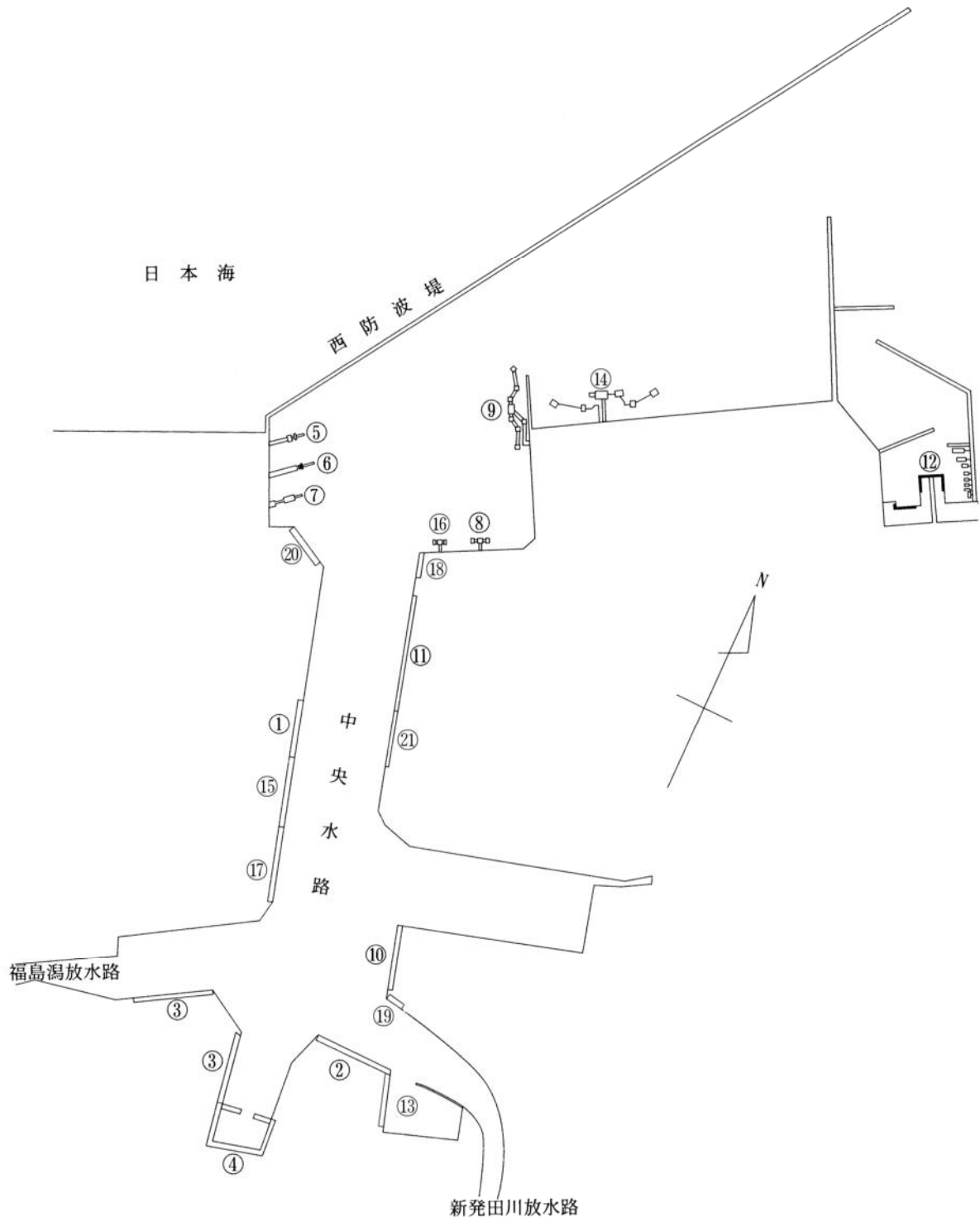
### (7) 年間最大波高(新潟港沖 -35m) ※P59 に再掲

年	区分	最高波			1/3 最大波 (有義波)		
		波高 (m)	周期 (sec)	発生日	波高 (m)	周期 (sec)	発生日
平成18年		11.40	10.6	12月29日	7.59	11.6	12月29日
平成19年		13.74	9.8	1月7日	8.28	12.2	1月7日
平成20年		10.50	8.8	2月12日	6.46	9.7	2月24日
平成21年		9.77	11.0	2月21日	5.53	10.1	2月21日
平成22年		9.89	11.6	12月4日	5.94	10.0	2月6日
平成23年		7.24	10.1	10月26日	5.48	9.7	12月26日
平成24年		11.15	11.3	4月4日	5.93	8.4	4月4日
平成25年		9.01	8.3	10月16日	5.32	11.7	3月2日
平成26年		10.47	10.2	12月17日	6.42	11.6	12月17日
平成27年		9.55	11.7	3月11日	5.61	11.3	3月11日
平成28年		7.56	8.3	1月21日	4.54	10.3	3月1日
平成29年		11.53	9.7	10月23日	7.20	11.3	10月23日
平成30年		8.97	11.2	1月3日	5.42	9.5	1月3日
令和元年		9.51	9.2	10月13日	5.66	9.9	10月13日
令和2年		9.88	10.6	3月5日	6.35	11.5	3月5日
令和3年		9.73	12.5	1月8日	6.00	11.2	1月8日

(観測機関：国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所)

ウ 港湾施設の状況

新潟東港のけい留施設は次のとおりである。

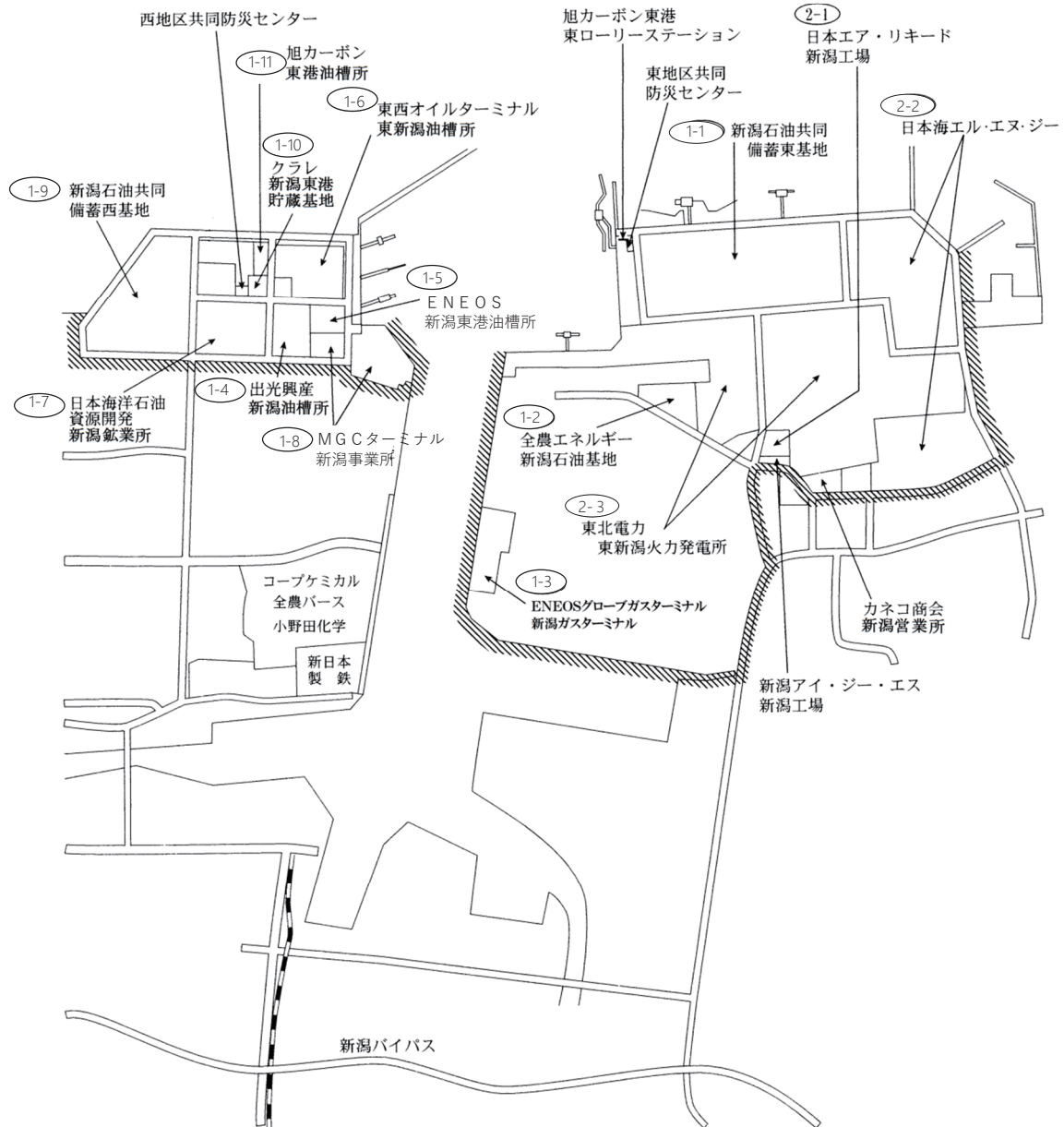


けい留施設状況

公 専 別	図 面 番 号	施設名 (ブイも含める)	現有水深 (m)	延長 (m)	けい船能力 (D/W)	バ ー ス 数	主要取扱品目 (82 品目)	
県 営 ふ 頭	①	中央ふ頭岸壁	-13.0	232	40,000	1	コークス、石灰石	
	②	南ふ頭						
		木材 1 号岸壁	-10.0	185	18,000	1	製材、原木	
		木材 2 号岸壁	-10.0	185	18,000	1	製材、原塩	
	③	西ふ頭						
		1 号岸壁	-7.5	130	5,000	1	家具装備品、染料・塗料・ 合成樹脂 家具装備品、紙・パルプ 家具装備品、衣服・身廻品・ はきもの	
		2 号岸壁	-10.0	185	15,000	1		
		3 号岸壁	-12.0	350	30,000	1		
	4 号岸壁	-12.0	250	30,000	1			
	④	南ふ頭物揚場	-4.0	487	-	-	砂利・砂、石材	
	⑤	西 1 号栈橋						
		A 面	-7.5	135	5,000	1	化学薬品、重油	
		B 面	-7.5	135	5,000	1	化学薬品、原油	
⑥	西 2 号栈橋							
	A 面	-7.5	135	5,000	1	その他の石油、揮発油		
	B 面	-7.5	135	5,000	1	その他の石油、揮発油		
⑦	西 3 号栈橋							
	A 面	-7.5	118	5,000	1			
	B 面	-7.5	118	5,000	1			
⑧	東 1 号栈橋	-13.0	ドルフィン	50,000	1			
⑨	東 3 号栈橋	-13.0	ドルフィン	102,000	1	L P G、原油		
⑩	東ふ頭 1 号岸壁	-14.0	280	50,000	1	とうもろこし、豆類		
⑪	中央ふ頭東							
	1 号岸壁	-13.0	260	40,000	1	木材チップ		
	2 号岸壁	-13.0	260	40,000	1	産業機械、完成自動車		
⑫	網代浜地区小型船だまり							
	物揚場(1)	-2.0	85	-	-			
	物揚場(2)	-2.5	100	-	-			
	物揚場(3)	-2.0	210	-	-			
⑬	木材物揚場	-2.0	300	-	-			
	計				18			
民 間 専 用 ふ 頭	⑭	新潟 LNG バース	-14.0	ドルフィン	109,000	1	L N G	
	⑮	全農グリーンソースバース						
		1 号岸壁	-13.0	260	56,000	1	化学肥料、化学薬品	
		2 号岸壁	-7.0	197	3,000	2	化学肥料、化学薬品	
	⑯	東北電力株式会社専用栈橋 全農エネキ-新潟石油基地受入栈橋	-7.5	ドルフィン	5,000	1		
	⑰	日本製鉄バース岸壁	-7.5	250	5,000	2	鋼材、砂利・砂	
	⑱	東北電力専用岸壁	-5.0	115	1,000	1	産業機械	
	⑲	全農サイロバース	-6.0	100	2,000	1	揮発油	
	⑳	MGC ターミナル東港岸壁	-12.0	225	35,000	1	化学薬品	
	㉑	ENEOS グローブガスター ミナル新潟バース	-6.0	150	1,500	1	L P G	
	計				11			
	合 計				29			

エ 特定事業所等の概要

(ア) 特定事業所等の位置



※ ○内の数字は特定事業所の石油・高圧ガス施設等の配置図面番号を示す。

## (イ) 特定事業所の業種別内訳

(令和7年11月1日現在)

業種	事業所数			従業員数		
	第1種	第2種	計	第1種	第2種	計
石油製品等貯蔵販売業	10	1	11	90	130	220
石油鉱業	1		1	52		52
化学工業		1	1		13	13
火力発電		1	1		215	215
計	11	3	14	142	358	500

## (ウ) 特定事業所別石油貯蔵・取扱量及び高压ガス処理量

(令和7年11月1日現在)

区分	事業所名	石油 kl	高压ガス 千m <sup>3</sup> N/日	石油以外の危険物		指定可燃物		高压ガス以外の 可燃性ガス 千m <sup>3</sup> N/日	毒物 t	劇物 t
				4類 kl	4類以外 t	固体類 t	液体類 m <sup>3</sup>			
第一種事業所	① 新潟石油共同備蓄(株)東基地	1,188,867 (1,020,855)								
	② 全農エネルギー(株)新潟石油基地	43,828 (23,051)		148 (144)						
	③ ENEOSグローバルガスターミナル(株)新潟ガスターミナル	6 (6)	7,520	8 (8)						
	④ 出光興産(株)新潟油槽所	58,533 (33,333)								
	⑤ ENEOS(株)新潟東港油槽所	65,425 (42,225)								2,500
	⑥ 東西オイルターミナル(株)東新潟油槽所	144,894 (112,249)								
	⑦ 日本海洋石油資源開発(株)新潟鉱業所	16,238 (9,238)						158		
	⑧ MGCターミナル(株)新潟事業所	26,830 (15,104)	5,996	80,716 (36,646)						45,361
	⑨ 新潟石油共同備蓄(株)西基地	554,808 (554,799)								
	⑩ (株)クラレ新潟東港貯蔵基地	15,141 (8,931)								
	⑪ 旭カーボン(株)東港油槽所	22,114 (15,457)								
小計	2,136,684 (1,835,248)	13,516	80,872 (36,798)				158		47,861	
第二種事業所	① 日本エア・リキード合同会社新潟工場	2 (0)	993	19 (19)						
	② 日本海エル・エヌ・ジー(株)	86 (40)						529,284		1
	③ 東北電力(株)東新潟火力発電所	2,148 (900)						18,235		507
	小計	2,236 (940)	993	19 (19)				547,519		508
合計	2,138,920 (1,836,188)	14,509	80,891 (36,817)				547,677		48,369	

※( )は貯蔵量であり内数

※石油および石油以外の危険物は許可数量

※高压ガスは不活性ガスを除く

※太字はレイアウト事業所

## (エ) 特定事業所等別危険物施設数

(令和7年11月1日現在)

事業所区分	施設区分	製造所	貯蔵所					取扱所				合計	
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	計	給油取扱所	移送取扱所	一般取扱所		計
特定事業所	第一種事業所	① 新潟石油共同備蓄(株)東基地		17				17		2	1	3	20
		② 全農エネルギー(株)新潟石油基地	1	12		2		15	1	1	1	3	18
		③ ENEOS <sup>®</sup> ローフ <sup>®</sup> ガスターミナル(株)新潟ガスターミナル				2		2			2	2	4
		④ 出光興産(株)新潟油槽所		10			1	11		4	1	5	16
		⑤ ENEOS(株)新潟東港油槽所	1	8			1	10		3	2	5	15
		⑥ 東西オイルターミナル(株)東新潟油槽所	1	19		1	1	22		1	1	2	24
		⑦ 日本海洋石油資源開発(株)新潟鉱業所		5			1	6		1	2	3	9
		⑧ MGCターミナル(株)新潟事業所		11				11		5	4	9	20
		⑨ 新潟石油共同備蓄(株)西基地		12				12			1	1	13
		⑩ (株)クラレ新潟東港貯蔵基地		4				4		1	2	3	7
		⑪ 旭カーボン(株)東港油槽所		7				7		1	2	3	10
		小計	3	105		5	4	117	1	19	19	39	156
		第二種事業所	① 日本エア・リキード合同会社新潟工場		1				1			1	1
② 日本海エル・エヌ・ジー(株)			1				1			2	2	3	
③ 東北電力(株)東新潟火力発電所			1				1			7	7	8	
小計			3				3			10	10	13	
計	3	108		5	4	120	1	19	29	49	169		
その他事業所	① 新潟アイ・ジー・エス(株)新潟工場												
	② (株)カネコ商会新潟営業所				1		1			1	1	2	
	③ 旭カーボン(株)東港東ローリーステーション									1	1	1	
	小計				1		1			2	2	3	
合計	3	108		6	4	121	1	19	31	51	172		

※太字はレイアウト事業所

## (オ) 特定事業所特定屋外タンク貯蔵所一覧

事業所名	施設名	品名	物質名	許可数量 kℓ	タンク の形状	タンクの 直径 m	タンク本体 の高さ m
新潟石油共同備蓄(株) 東 基 地	2001	第1石油類	原油	100,000	F・R	78.460	23.700
	2002	〃	〃	101,000	〃	〃	〃
	2003	〃	〃	100,000	〃	〃	〃
	2004	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	2005	〃	〃	95,700	〃	〃	22.000
	2006	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	2007	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	2008	〃	〃	87,667	〃	75.600	〃
	2009	〃	〃	95,700	〃	78.460	〃
	2010	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	2201	〃	〃	3,100	〃	17.440	15.220
	2202	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	2102	第3石油類	重油	23,813	I・F・R	40.000	21.980
	2103	〃	〃	23,070	〃	〃	21.800
全農エネルギー(株) 新 潟 石 油 基 地	TK-2	第1石油類	ガソリン	3,000	I・F・R	17.436	15.100
	TK-3	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	TK-4	〃	〃	3,590	〃	〃	17.100
	TK-5	第2石油類	灯油	〃	C・R	〃	〃
	TK-6	〃	軽油	2,900	〃	〃	14.200
	TK-10	〃	灯油	1,630	〃	13.782	12.800
出 光 興 産 (株) 新 潟 油 槽 所	5001	第1石油類	ガソリン	4,631	I・F・R	21.300	15.250
	2001	〃	〃	1,935	〃	15.500	12.185
	15001	第2石油類	灯油	13,229	C・R	32.930	18.280
	5002	〃	軽油	4,631	〃	21.300	15.250
	2002	〃	JET	1,934	〃	15.500	12.180
	2003	〃	灯油	1,888	I・F・R	〃	〃
	2004	第3石油類	A重油	1,934	C・R	〃	〃
2005	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
E N E O S (株) 新 潟 東 港 油 槽 所	No. 5 T	第1石油類	ガソリン	4,940	I・F・R	19.380	19.760
	No. 4 T	〃	〃	2,000	〃	15.500	13.685
	No. 1 T	第2石油類	灯油	9,030	D・R	27.120	18.260
	No. 2 T	〃	〃	〃	〃	〃	18.260
	No. 3 T	〃	軽油	〃	〃	〃	18.260
	No. 6 T	第3石油類	LSA	2,770	C・R	17.440	13.700
	No. 8 T	第1石油類	ガソリン	2,620	I・F・R	〃	13.700
	No. 9 T	第2石油類	軽油	2,770	C・R	〃	13.700

事業所名	施設名	品名	物質名	許可数量 kℓ	タンク の形状	タンクの 直径 m	タンク本体 の高さ m
東西オイルターミナル(株) 東新潟油槽所	101	第1石油類	ガソリン	1,830	I・F・R	13.560	15.220
	201	〃	〃	3,009	〃	17.410	15.220
	202	〃	〃	4,060	〃	19.380	16.740
	350	第2石油類	灯油	17,910	C・R	40.680	16.740
	352	〃	〃	〃	〃	〃	16.740
	<del>351</del>	<del>〃</del>	<del>〃</del>	<del>5,150</del>	<del>〃</del>	<del>21.300</del>	<del>16.740</del>
	402	〃	軽油	4,610	〃	〃	15.220
	303	〃	灯油	4,400	I・F・R	〃	15.220
	304	〃	灯油	4,610	C・R	〃	15.220
	401	〃	軽油	〃	〃	〃	15.220
	306	〃	灯油	〃	〃	〃	15.220
	307	〃	〃	〃	〃	〃	15.220
	701	第3石油類	C重油	〃	〃	〃	15.220
	503	〃	LSA重油	〃	〃	〃	15.220
	702	〃	C重油	4,560	〃	〃	15.070
	313	第2石油類	灯油	4,610	〃	〃	15.220
	204	第1石油類	ガソリン	2,980	I・F・R	17.410	15.220
	301	第2石油類	灯油	9,490	C・R	30.990	15.215
	501	第3石油類	A重油	4,610	〃	21.300	15.220
	502	〃	〃	〃	〃	〃	15.220
日本海洋石油資源開発(株) 新潟鉱業所	No.1	第1石油類	原油	2,937	F・R	〃	10.680
	No.2	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	No.8	〃	〃	2,958	〃	〃	〃
MGCターミナル(株) 新潟事業所	M-2	第2石油類	ジメチルホルムアミド	2,791	D・R	15.500	16.760
	M-3A	アルコール類※	メタノール	9,133	I・F・R	29.060	17.400
	M-3B	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	M-3C	〃	〃	9,115	〃	〃	〃
	M-3D	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	M-4	第1石油類	アセトン	2,750	〃	17.440	14.750
	M-5	第2石油類	メタキシレン	2,773	D・R	〃	13.680
	V-601	第2石油類	メタキシレン	1,277	〃	13.560	10.670
	V-701	第1石油類	メタクリル酸メチル	2,773	〃	17.440	13.680
	M-4B	〃	アセトン	2,740	I・F・R	〃	14.750

事業所名	施設名	品名	物質名	許可数量 kℓ	タンク の形状	タンクの 直径 m	タンク本体 の高さ m
新潟石油共同備蓄(株) 西 基 地	T-1	第1石油類	原 油	88,824	F・R	76.000	22.000
	T-2	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	T-3	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	T-4	〃	〃	60,570	〃	64.600	〃
	T-5	〃	〃	88,824	〃	76.000	〃
	T-6	〃	〃	56,094	〃	62.100	〃
	T-7	〃	〃	76,433	〃	71.700	〃
	T-8	〃	〃	3,100	〃	17.440	15.220
	T-9	〃	〃	〃	〃	〃	〃
旭カーボン(株) 東 港 油 槽 所	東-1	第3石油類	重 油	1,920	C・R	15.500	12.135
	東-2	〃	〃	2,374	〃	17.440	11.970
	東-4	〃	〃	2,780	〃	14.900	17.900
	東-5	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	東-6	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	東-7	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	(株)クラレ 新潟東港貯蔵基地	No.1	第1石油類	酢酸ビニル	2,660	C・R	17.500
No.2		〃	アセトン	2,660	〃	〃	13.180
No.3		〃	アセトン	2,660	〃	〃	13.180

注) C・R: コーンルーフトタンク F・R: フローティングルーフトタンク

D・R: ドームルーフトタンク I・F・R: インナーフロートタンク








※ 水溶性

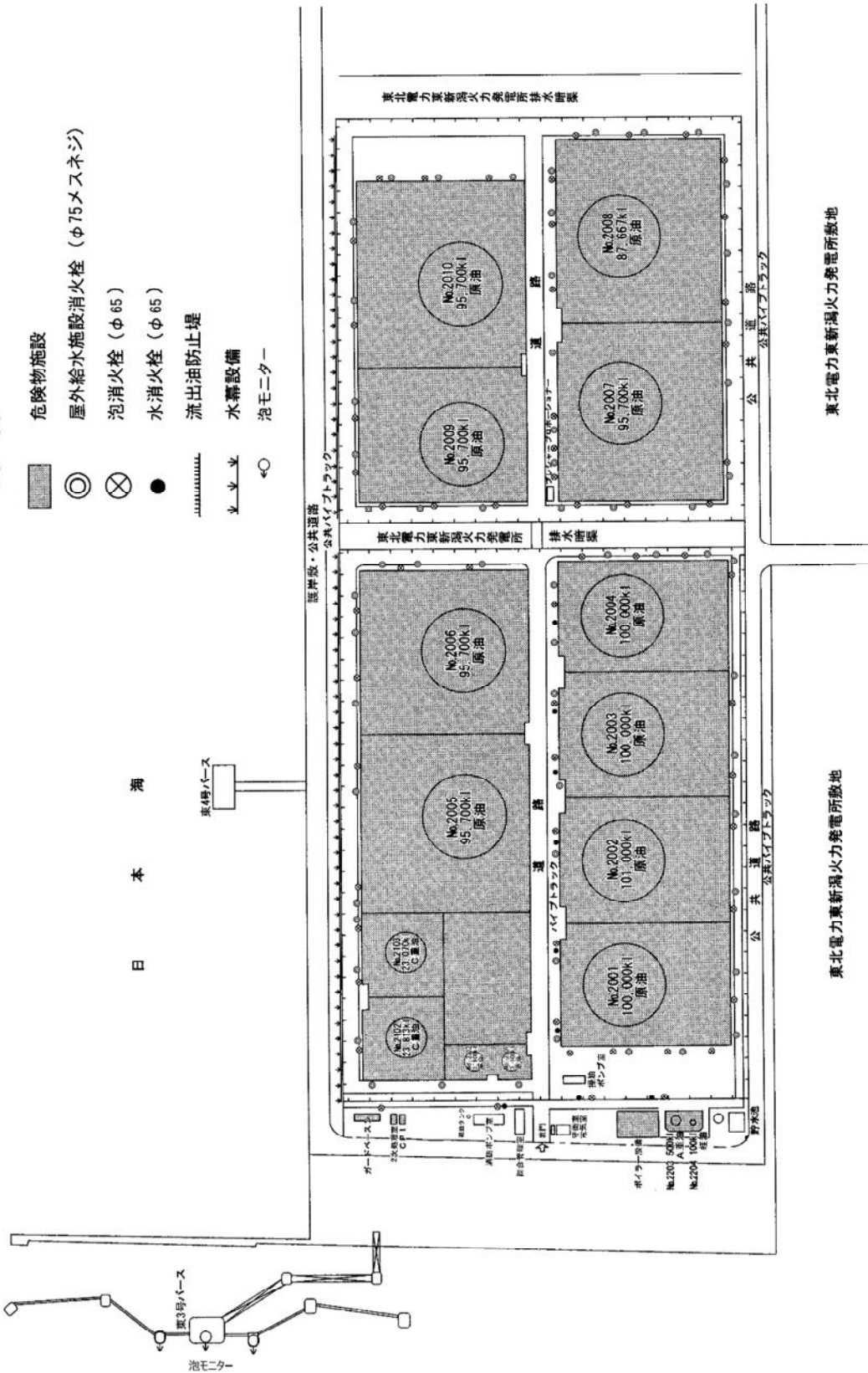
## (カ) 事業所別高圧ガス貯蔵一覧 (50t 以上)

事業所名	施設名	ガス名	高圧ガス 区分	貯蔵能力 t	常用圧力 MPa	貯槽の 直径 m	貯槽本体の 高さ m
ENEOS グローブ ガスターミナル(株) 新潟ガスターミナル	12D-1	液化ブタン	可燃性	45,044	0.0127	58.7	40.3
	12D-2	液化プロパン	〃	45,082	〃	〃	40.9
	27D-1	液化ブタン	〃	54	1.568	3.5	5.38
	27D-2	液化プロパン	〃	〃	〃	〃	〃
MGC ターミナル(株) 新潟事業所	V-1	液化アンモニア	可燃性・毒性	2,000	0.78	19.21	20.80
	V-2A	〃	〃	805	〃	8.5	11.8
	V-2B	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日本エア・リキード合同会社 新潟工場		液化酸素	支燃性	1,026	0.0098	8.0	25.8

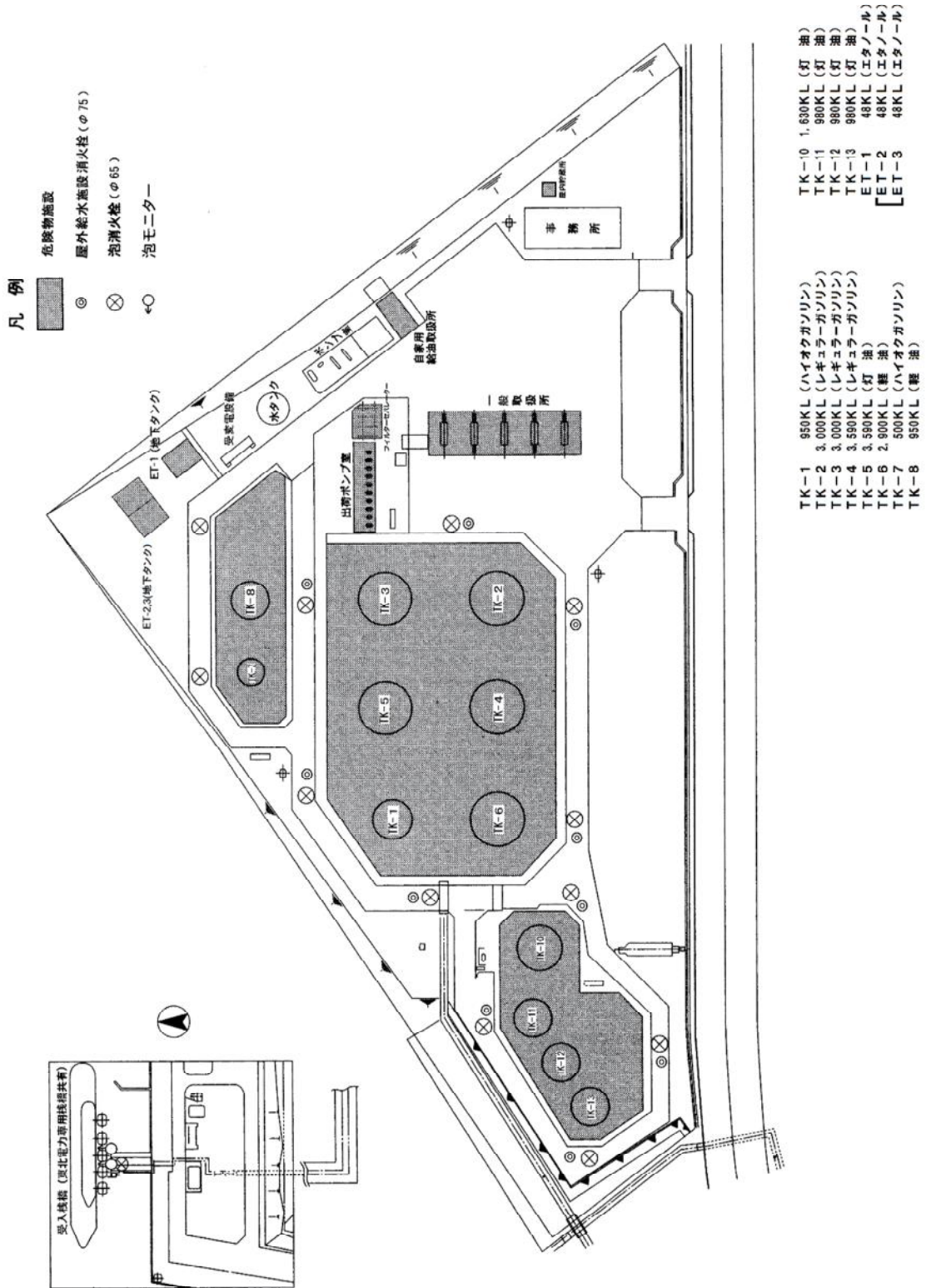
1-1 新潟石油共同備蓄(株)東基地 (第1種事業所)

凡例

-  危険物施設
-  屋外給水施設消火栓 (φ75メスネジ)
-  泡消火栓 (φ65)
-  水消火栓 (φ65)
-  流出油防止堤
-  水霧設備
-  泡モニター

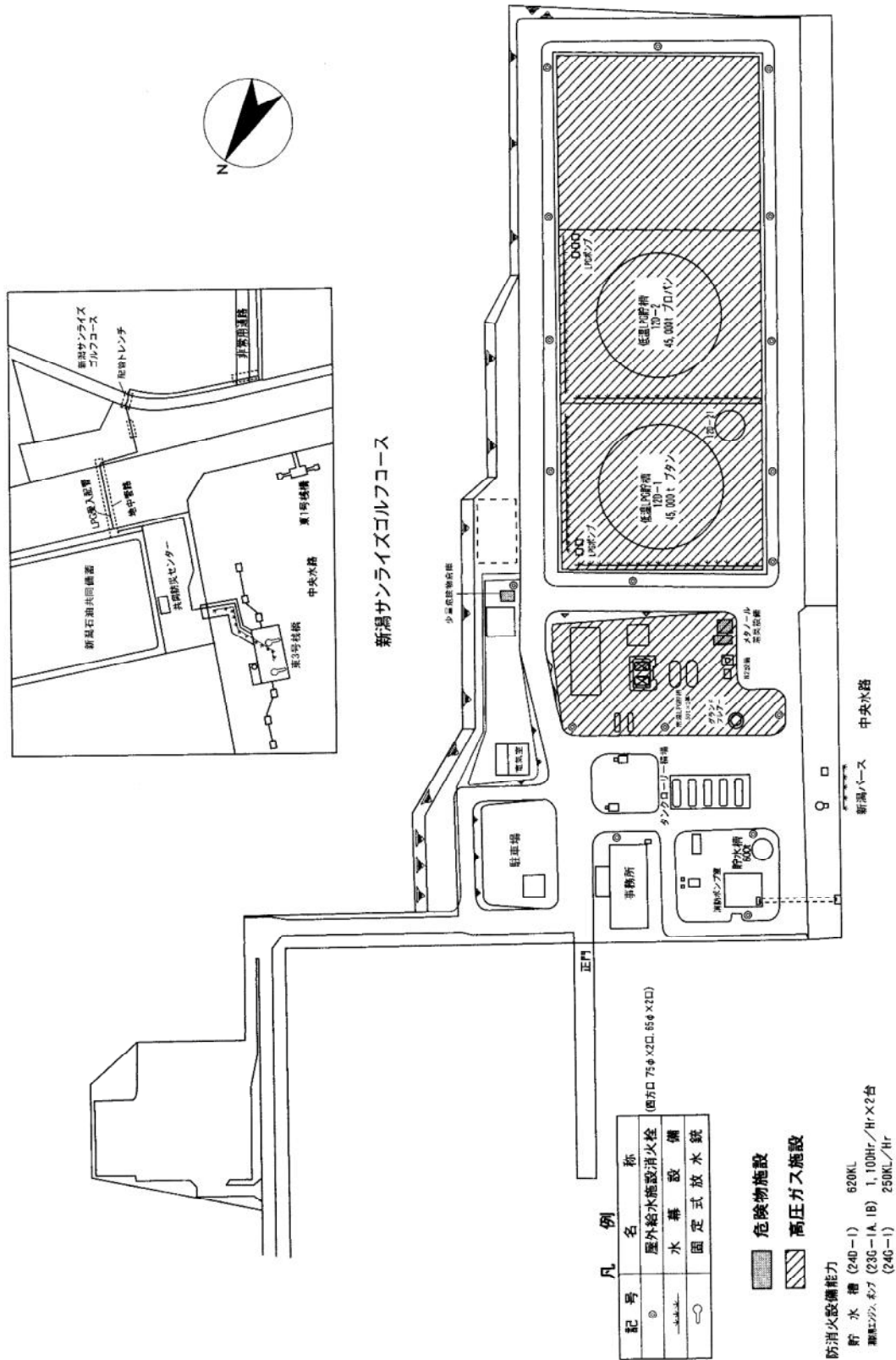


1-2 全農エネルギー(株)新潟石油基地 (第1種事業所)



- |       |                     |
|-------|---------------------|
| TK-1  | 950KL (ハイネックガソリン)   |
| TK-2  | 3,000KL (レギュラーガソリン) |
| TK-3  | 3,000KL (レギュラーガソリン) |
| TK-4  | 3,580KL (レギュラーガソリン) |
| TK-5  | 3,580KL (灯油)        |
| TK-6  | 2,900KL (軽油)        |
| TK-7  | 500KL (ハイネックガソリン)   |
| TK-8  | 950KL (軽油)          |
| TK-10 | 1,630KL (灯油)        |
| TK-11 | 880KL (灯油)          |
| TK-12 | 880KL (灯油)          |
| TK-13 | 880KL (灯油)          |
| ET-1  | 48KL (エタノール)        |
| ET-2  | 48KL (エタノール)        |
| ET-3  | 48KL (エタノール)        |

1-3 ENEOSグループガスターミナル㈱新潟ガスターミナル (第1種事業所 レイアウト省令対象)



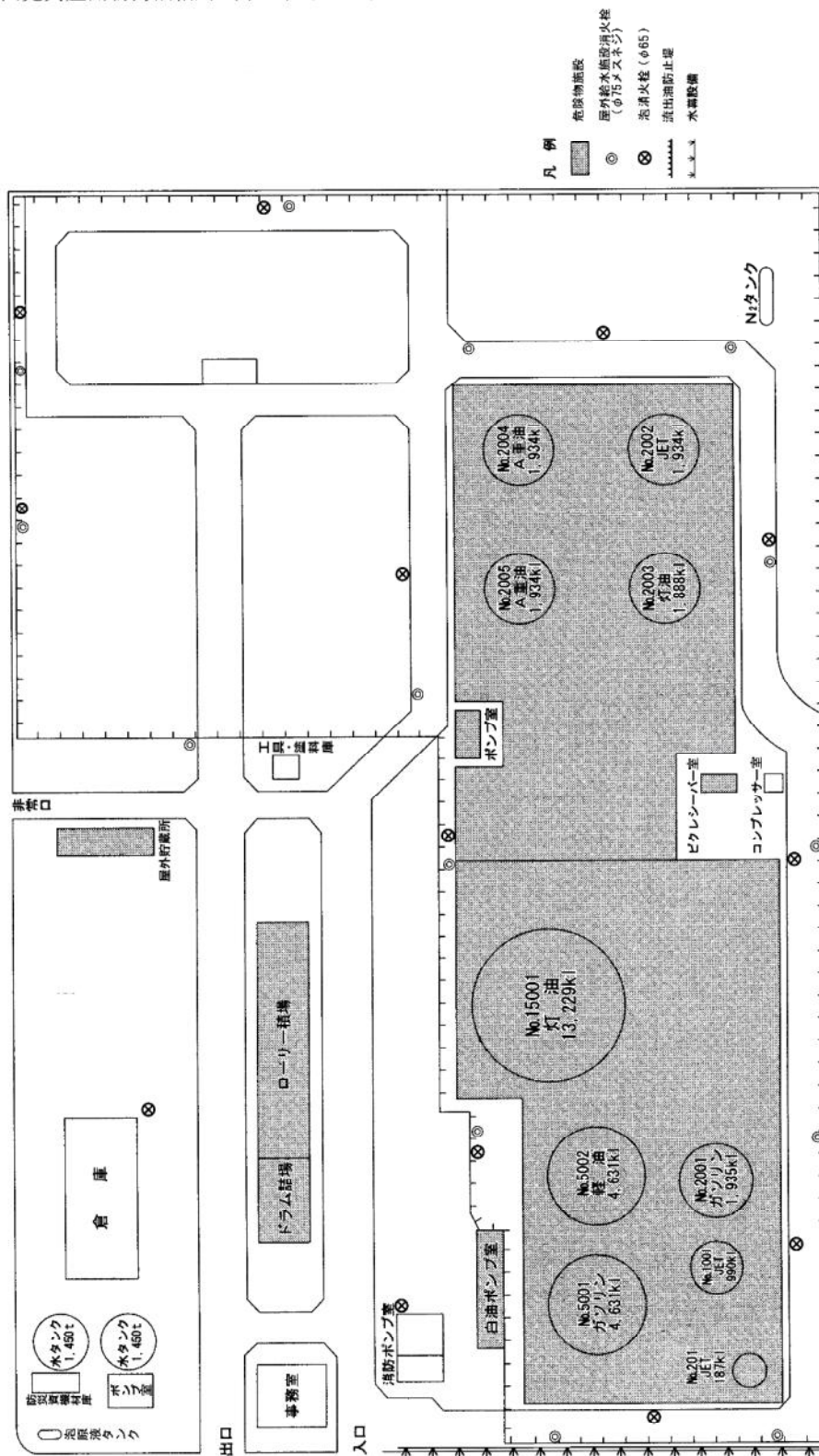
凡例

記号	名称	規格
⊙	屋外給水施設消火栓	(図) 口径 75φ × 30, 65φ × 20
—	水幕設備	
○	固定式放水銃	

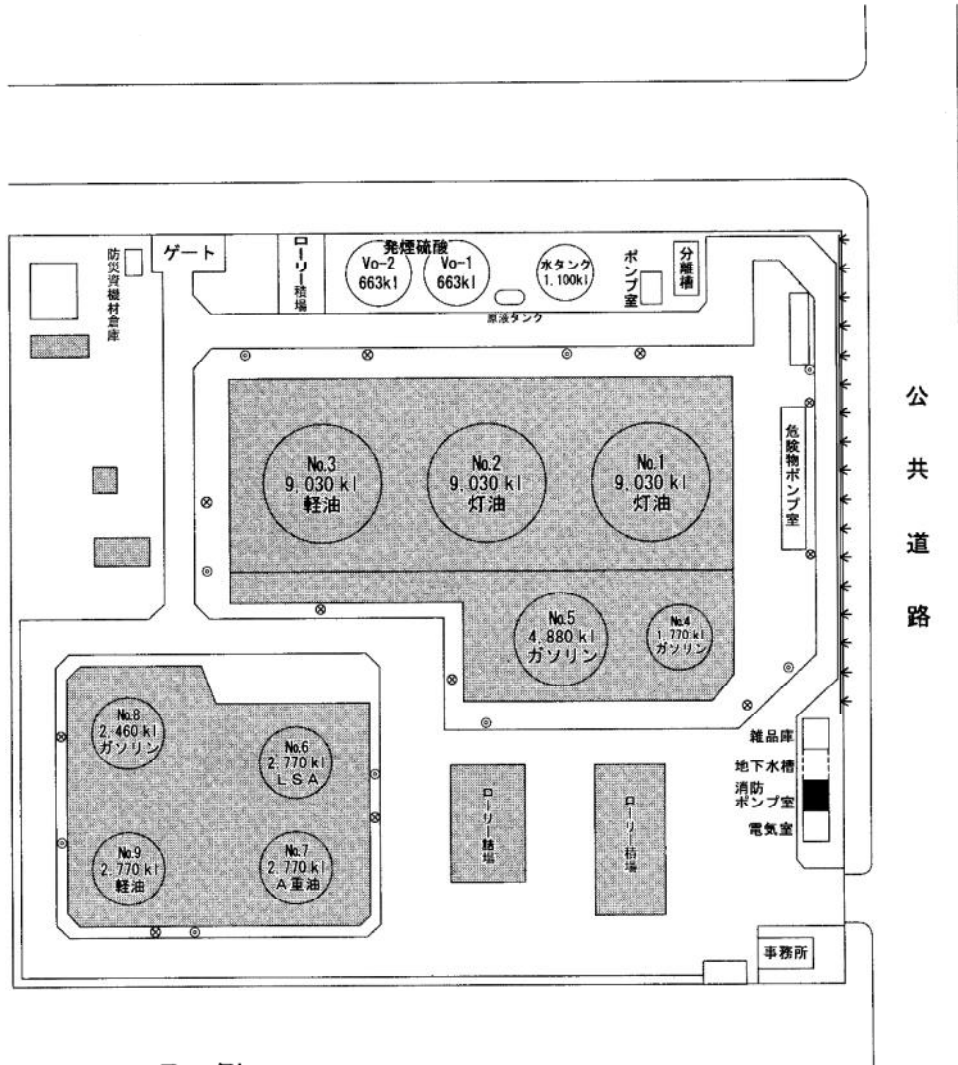
- 危険物施設
- 高圧ガス施設

防火設備能力  
 貯水槽 (240-1) 620KL  
 揚水ポンプ (230-1A, 1B) 1,100Hr/Hr × 2台  
 (240-1) 250KL/Hr

1-4 出光興産(株)新潟油槽所 (第1種事業所)

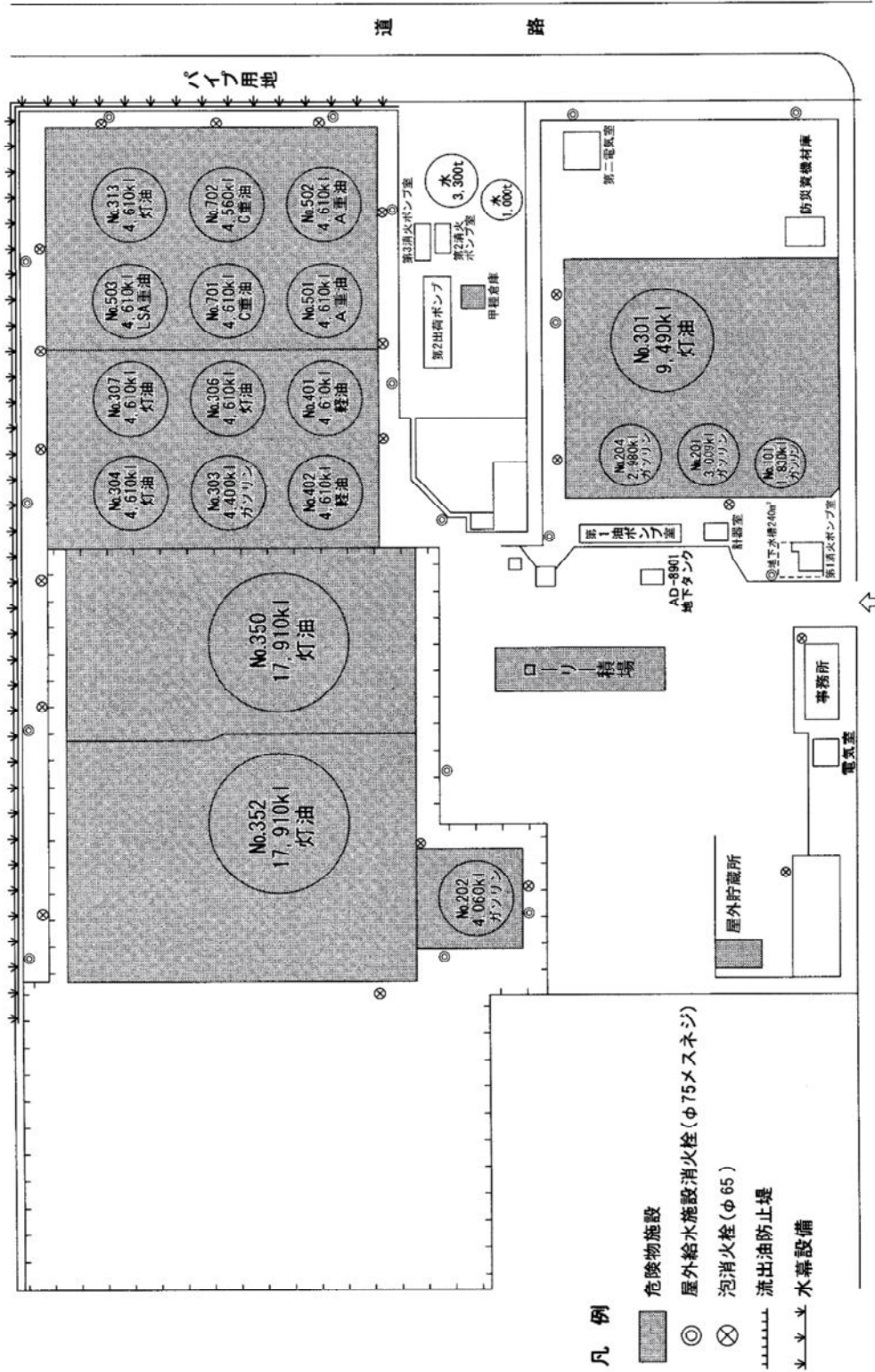


1-5 ENEOS(株)新潟東港油槽所 (第1種事業所)







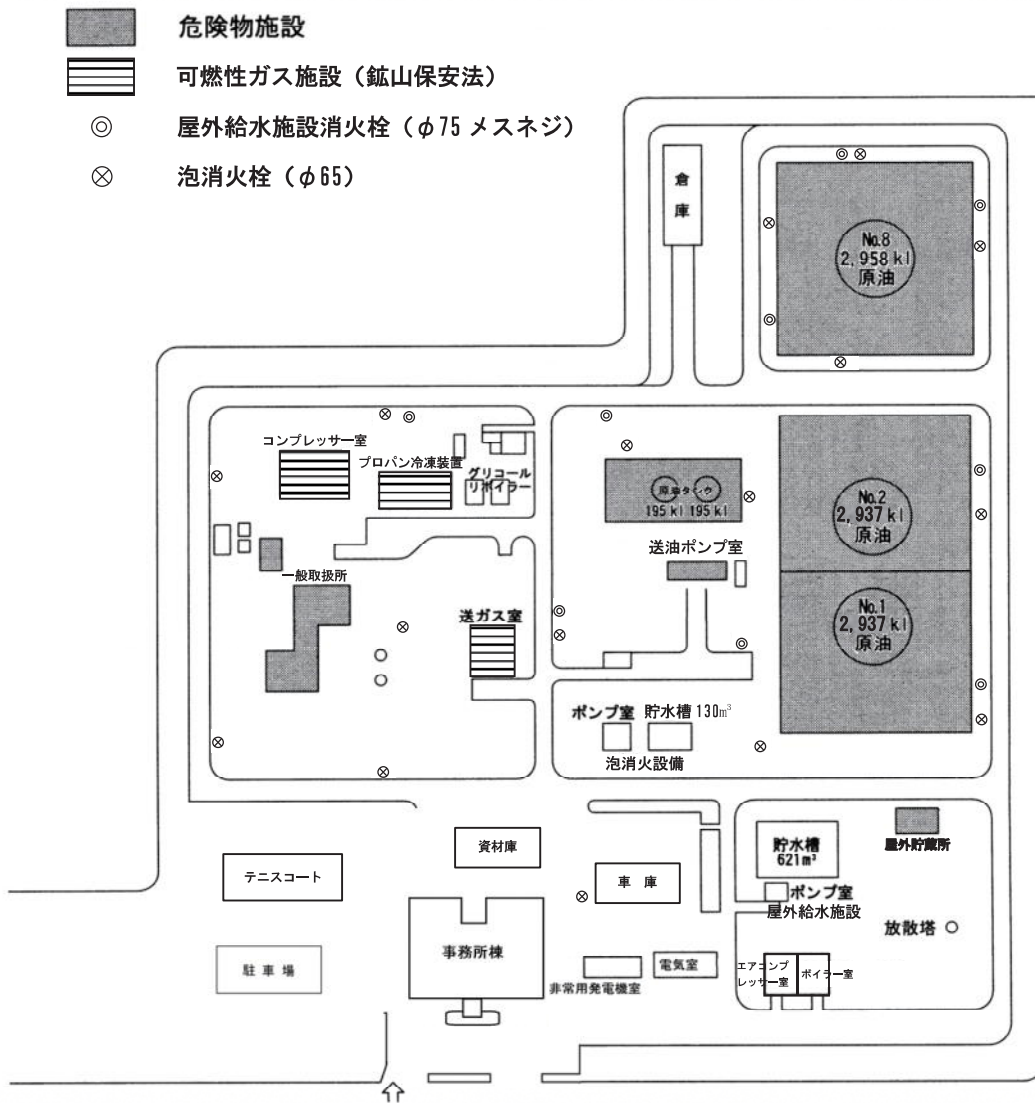
凡 例

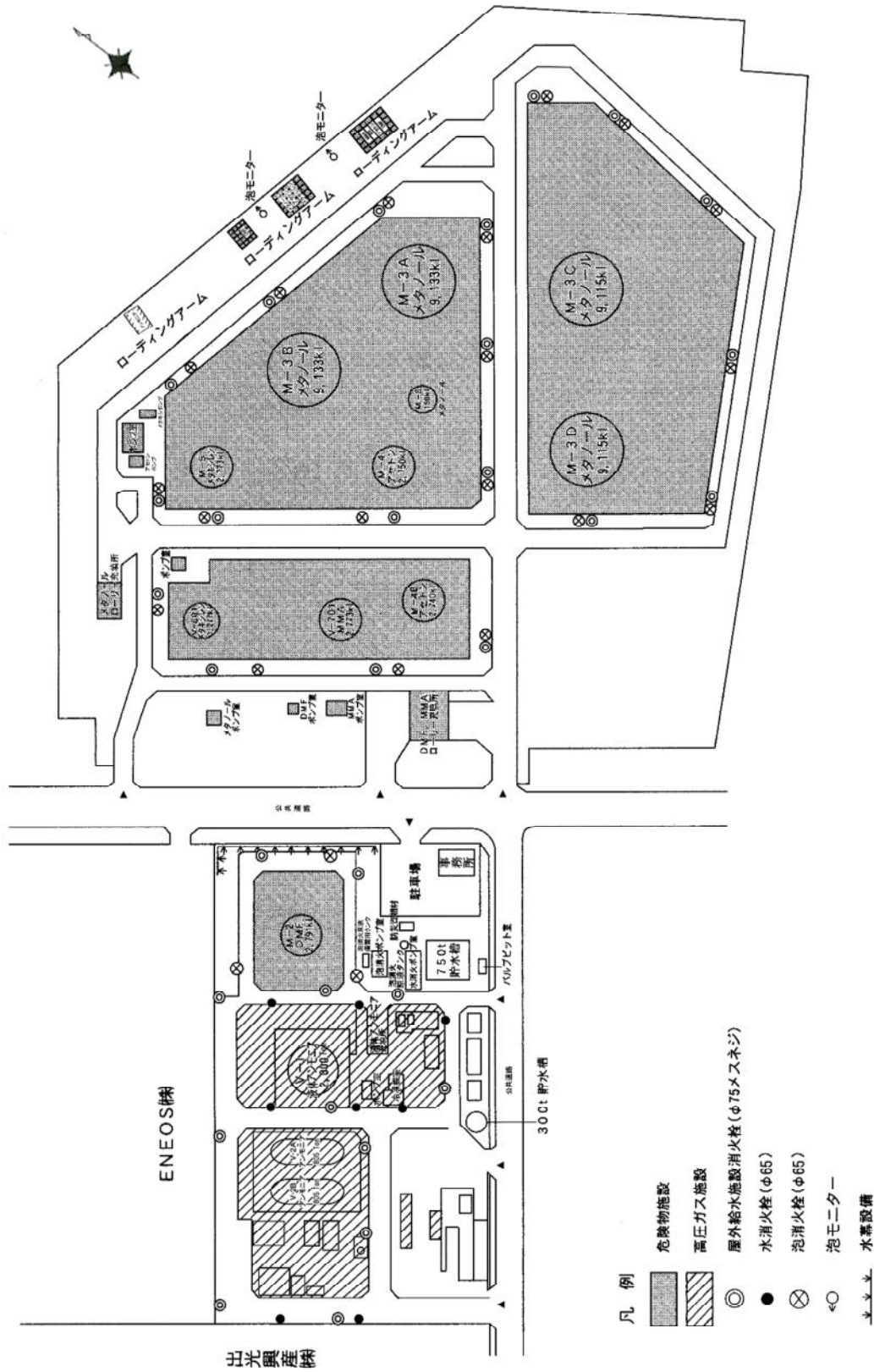
- 危険物施設
- ◎ 屋外給水施設消火栓 (φ75メスネジ) 9ヶ所
- ⊗ 泡消火栓 (φ65)
- ↓ ↓ ↓ 水幕設備



凡例

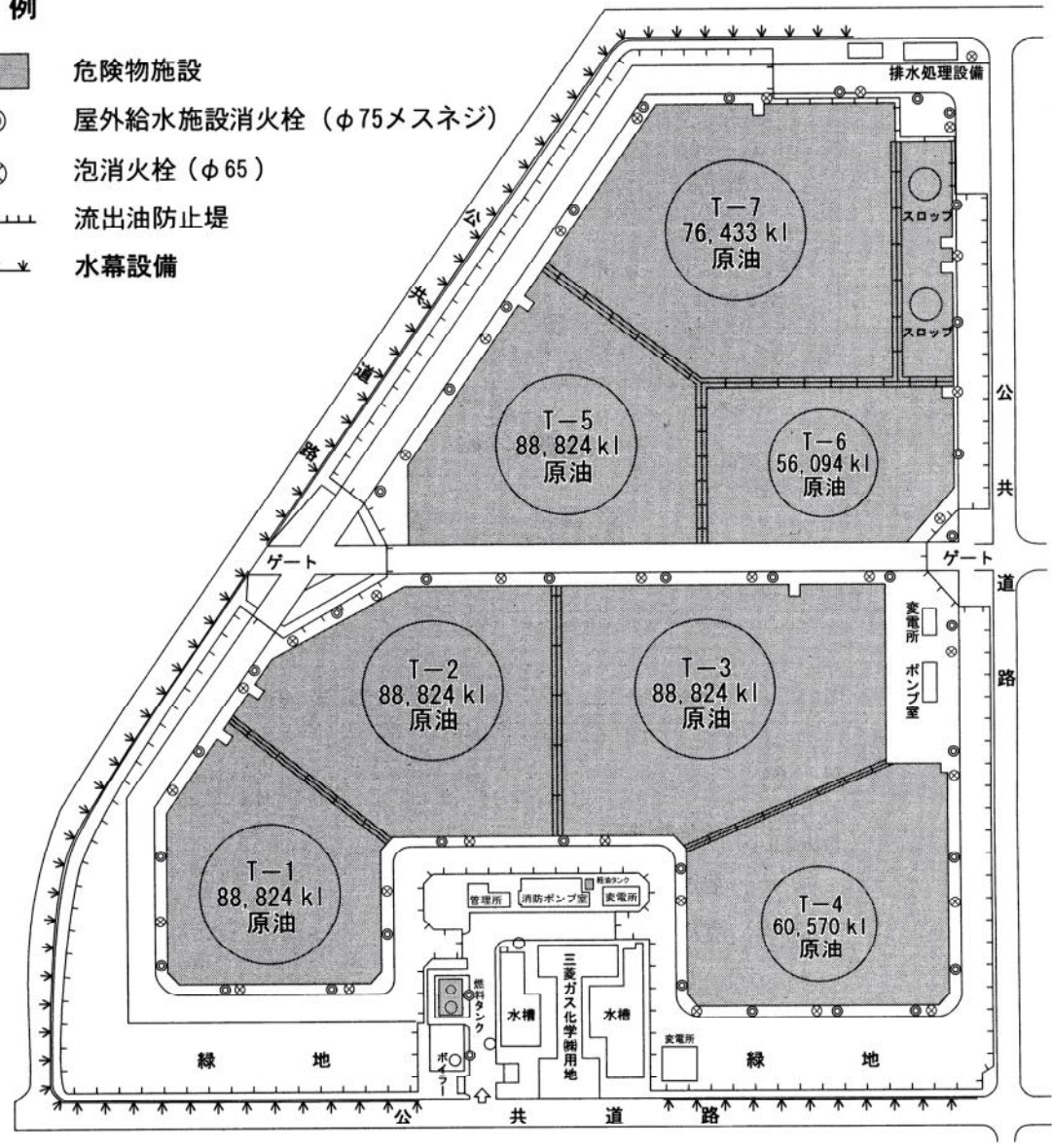
-  危険物施設
-  可燃性ガス施設 (鉱山保安法)
-  屋外給水施設消火栓 (φ75 メスネジ)
-  泡消火栓 (φ65)

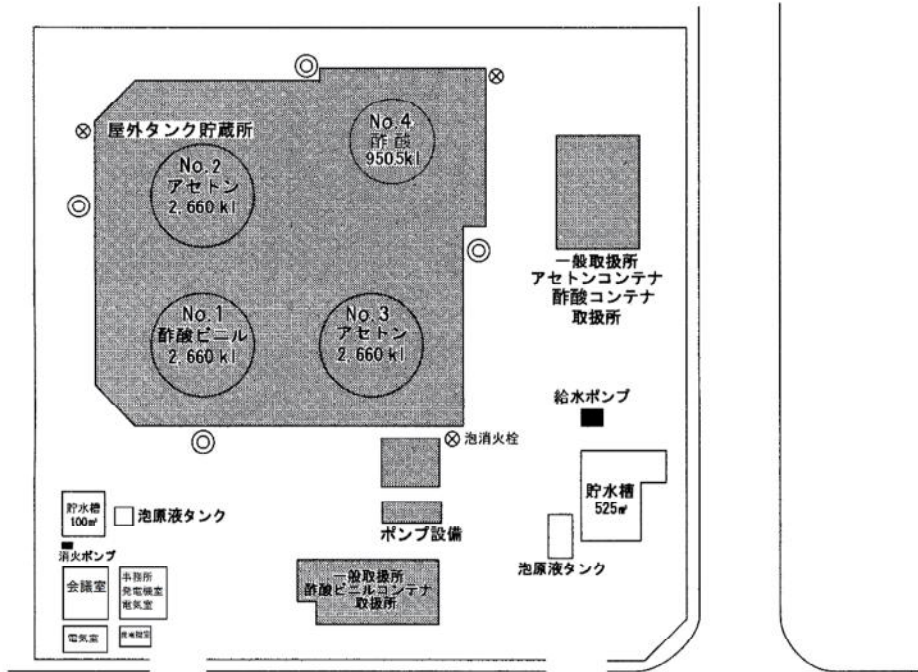




凡例

- 危険物施設
- ◎ 屋外給水施設消火栓 (φ75メスネジ)
- ⊗ 泡消火栓 (φ65)
- ┄┄┄┄┄ 流出油防止堤
- ▼▼▼▼▼ 水幕設備

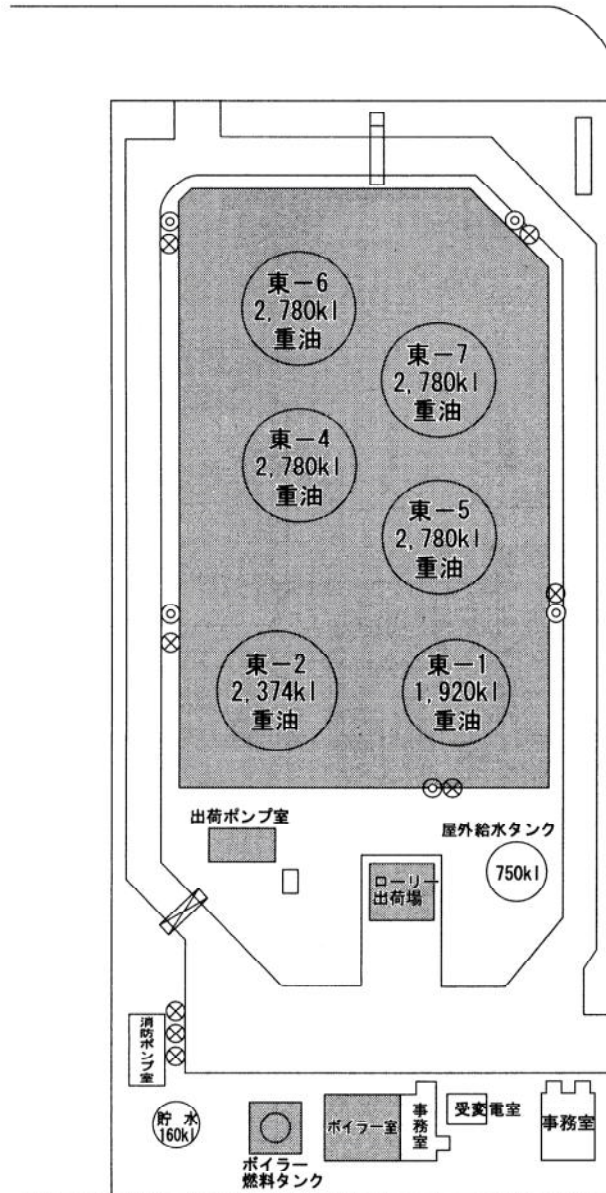




凡例

- 危険物施設
- ⊗ 泡消火栓 (φ65)
- ⊙ 屋外給水施設消火栓 (φ75メスネジ)

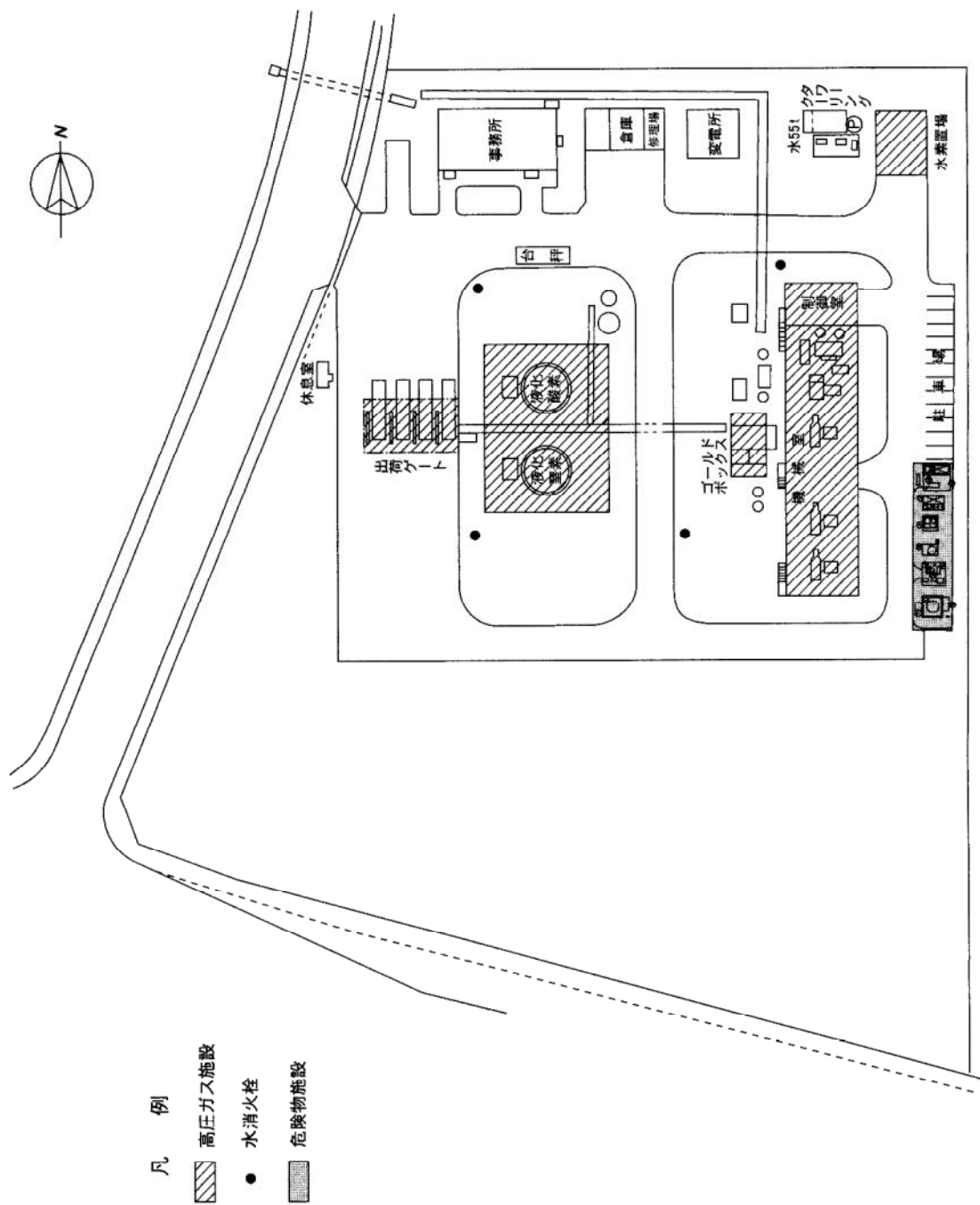
①-11 旭カーボン(株)東港油槽所 (第1種事業所)



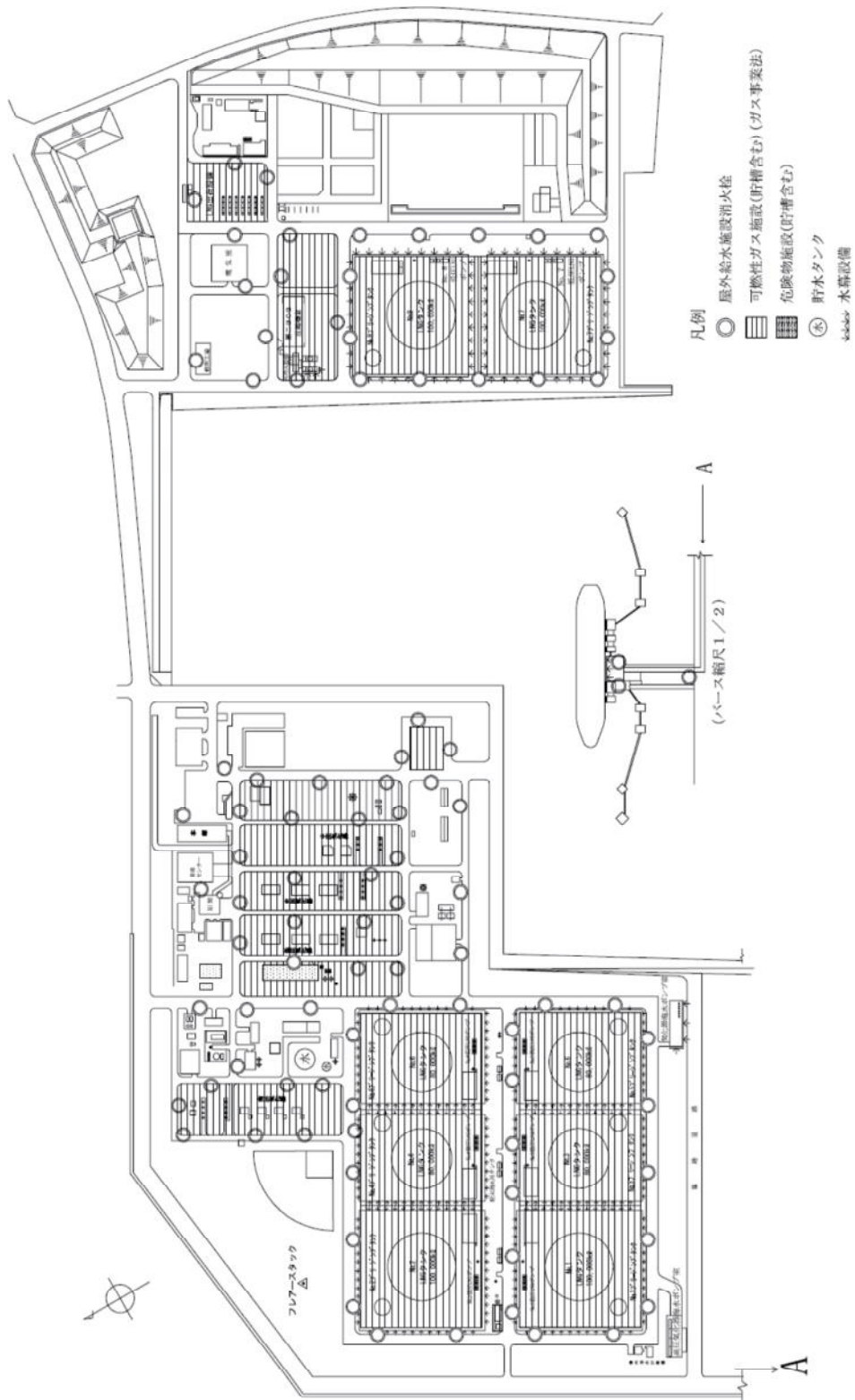
凡 例

- 危険物施設
- ◎ 屋外給水施設消火栓 (φ 75)
- ⊗ 泡消火栓 (φ 65)

②-1 日本エア・リキード合同会社新潟工場（第2種事業所）



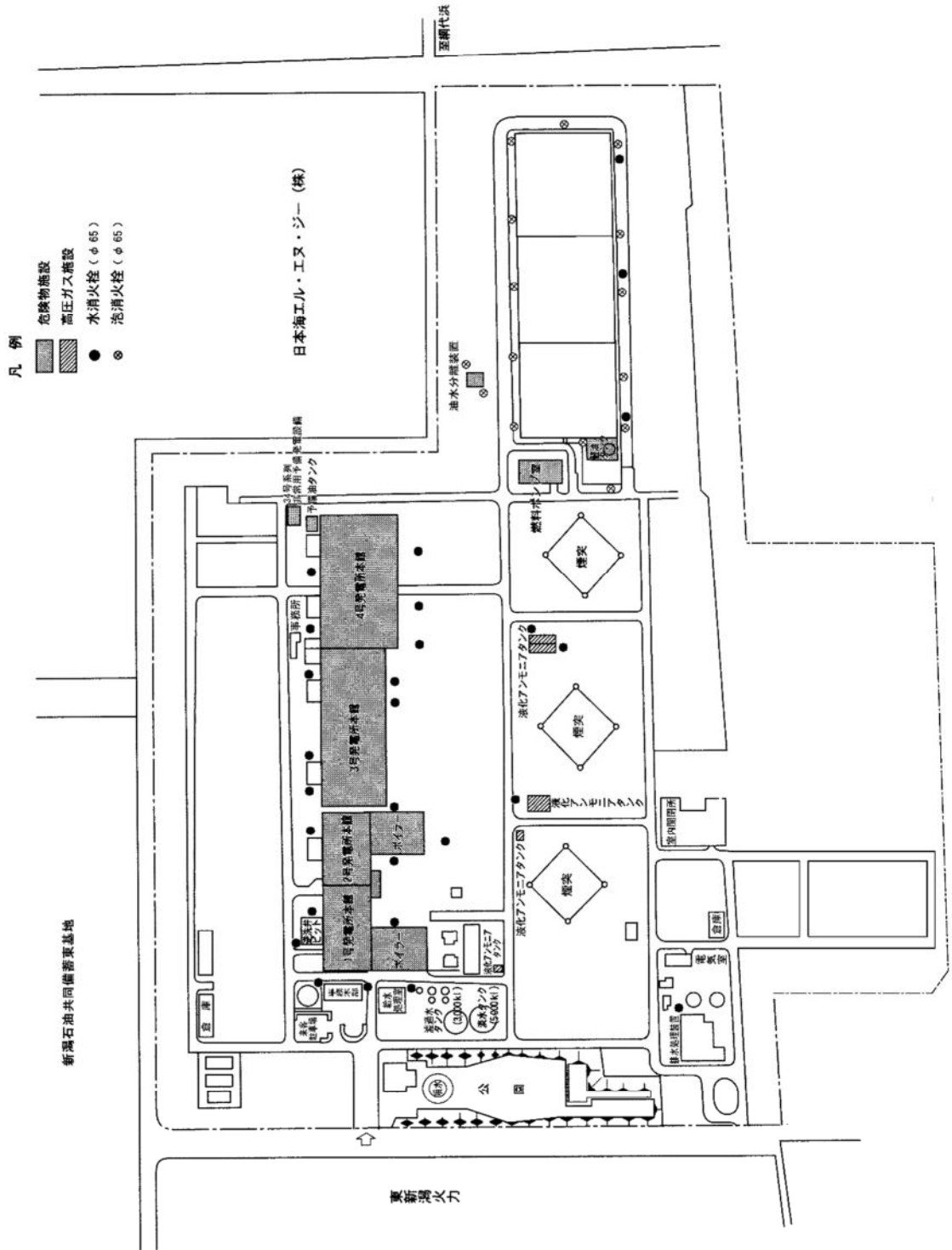
2-2 日本海エル・エヌ・ジー(株) (第2種事業所)





2-3 東北電力(株)東新潟火力発電所 (第2種事業所) の2

[東]



オ 消防力及び防ぎよ態勢

(ア) 陸上

a 市町村の消防力

防災資機材		消防機関	新潟市消防局									
			計	消防局	北署	東署	中央署	江南署	秋葉署	南署	西署	西蒲署
人員	消防職員(人)	914	104	74	108	191	70	73	61	122	111	
	消防団員(人)	0										
	大型高所放水車(台)	1		1								
	大型化学消防車(台)	1		1								
	大型化学高所放水車(台)	0										
	泡原液搬送車(台)	1			1							
	甲種普通化学消防車(台)	0										
	乙種普通化学消防車(台)	6		1	2	1		1			1	
	普通消防車(台)	45		4	5	11	3	4	3	7	8	
	はしご付消防ポンプ自動車(台)	6			1	1	1	1		1	1	
	防災救助工作車(台)	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	救急自動車(台)	33	2	3	3	6	3	3	3	4	6	
	広報車(台)	16	5	1	2	2	2	1	1	1	1	
放水砲等	可搬式放水砲 3,000 型(基)	0										
	可搬式放水砲 2,000 型(基)	0										
	可搬式放水銃(基)	0										
	耐熱服(基)	47		25	9	3		6	2		2	
	空気又は酸素呼吸器(個)	301	15	32	46	56	23	30	18	38	43	
消火薬剤	たんぱく泡消火薬剤 (3%換算)(ℓ)	0										
	合成界面活性剤(ℓ)	10,916		3,218	200	2,158	1,340	1,920	960	740	380	
	水成膜泡消火薬剤(ℓ)	32,840		3,000	27,140	2,000		100	100		500	
	粉末消火剤(kg)	0										
オイルフェンス等	オイルフェンス(m)	930		100	220	80	40	160	200	100	30	
	油処理剤(ℓ)	1,465	18	126	127	279	450		187	224	54	
	オイルマット(kg)	441		25	116	134	17	60	10	59	20	

(令和7年11月1日現在)

新潟市消防団										新発田地域広域事務組合				聖籠町
計	本団	北 方面隊	東 方面隊	中央 方面隊	江南 方面隊	秋葉 方面隊	南 方面隊	西 方面隊	西蒲 方面隊	計	消防 本部	新発田 消防署	胎内 消防署	消防団
0										183	26	117	40	
5,058	3	688	275	395	672	484	559	900	1,082	0				254
0										0				
0										0				
0										1		1		
0										1		1		
0										0				
0										2		1	1	
13		2	2	2	3			4		11		8	3	5
0										1		1		
0										2		1	1	
0										10		8	2	
0										5	3	1	1	
0										0				
0										0				
0										0				
0										6		4	2	
0										73		50	23	
0										0				
0										2,040		1,980	60	
0										12,820		12,400	420	
0										0				
0										0				
0										522		522		
0										163		134	29	

## b 防ぎょ体制

### (a) 新潟市消防局石油コンビナート等火災防ぎょ対策要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、特別防災区域に係る屋外タンク貯蔵所（以下「タンク」という。）の火災若しくは石油プラント火災及び特別防災区域以外においてこれに準ずる危険物火災が発生した場合、消防の火災防ぎょ活動の展開を円滑にするとともに、当該火災現場にある共同防災組織等と協力し、火災による被害の軽減を図るため、消防局（署、団）の出動体制並びに火災現場における消防部隊及び防災資機材の運用方針その他必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別防災区域とは、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令で定める新潟東港地区及び新潟西港地区をいう。
- (2) 特定事業所等とは、特別防災区域内に所在する特定事業所（第1種事業所及び第2種事業所）及びその他の事業所をいう。
- (3) 現地本部とは、新潟県石油コンビナート等防災計画により設置された現地本部をいう。

#### (火災出動計画)

第3条 石油コンビナート等の火災出動は、次の各号に定める区分により出動するものとする。

- (1) 特別防災区域内にある特定事業所等の火災については、別に定める石油コンビナート等火災出動計画表によるものとする。
- (2) 新潟東港地区のうち管轄外の火災出動は、新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域の消防に関する相互応援協定（平成4年12月10日締結）に基づき出動するものとする。
- (3) 消防団の出動指令は、消防団本部が行うものとする。また、二次火災に備えるため、消防署所への消防団（分団、班）派遣警備指令も同様とする。
- (4) 消防署（団）の残留警備部隊は、二次火災が発生した場合、指令課の出動指令に基づき出動するものとする。

#### (現場指揮系統並びに活動体制)

第4条 火災現場における指揮系統は、新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

- (1) 現場最高指揮者は、現地本部が設置されている場合、同本部と災害情報の交換及び協力関係を密にして火災防ぎょ活動に万全を期するものとする。
- (2) 管轄外の応援出動時における当市の部隊指揮は、出動部隊の上級指揮者があたり、災害発生地在所轄消防機関の指揮下で行動するものとする。

#### (出動部隊の連けい体制)

第5条 この要綱に基づき出動の各隊は、原則として別に定める石油コンビナート等火災出動部隊編成図の連けい体制をとるものとし、三点セットの部署、タンクの冷却活動並びに防災資機材等の運用を考慮するものとする。

#### (三点セットによる防ぎょ活動要領)

第6条 三点セットによるそれぞれの防ぎょ活動要領は、次の各号によるものとする。

- (1) 大型高所放水車は、大型化学消防車から加圧混合液を受けポンプで再加圧し、泡ノズルから泡放射を行うものとする。
- (2) 大型化学消防車は、屋外給水施設等から取水してポンプで加圧し、圧送自動比例混合装置による混合液を大型高所放水車に送液するものとする。
- (3) 泡原液搬送車は、泡消火薬剤槽から大型化学消防車へ泡消火薬剤の補給を行うものとする。

#### (三点セットの部署要領)

第7条 三点セットの部署要領は、次の各号によるものとする。

- (1) 大型高所放水車の部署地点を決定するにあたっては、燃焼状況、輻射熱による影響度と射程との関

係、風向等を考慮し部署するものとする。

- (2) 大型化学消防車は、大型高所放水車の部署地点から概ね 100 メートルの範囲内で後着隊の車両等の通過に妨害とならないよう部署位置を選定するものとする。
- (3) 泡原液搬送車は、後着泡原液搬送車と交代を考慮し、大型化学消防車の直近後部に部署するものとする。

(三点セットのホース延長要領)

第 8 条 三点セットのホース延長要領は、次の各号によるものとする。

- (1) 大型化学消防車から大型高所放水車への中継ホースは、原則として呼称 75 ミリメートルは 2 線、呼称 65 ミリメートルは 4 線とする。
- (2) 泡原液搬送車から大型化学消防車への中継ホースは、呼称 65 ミリメートルホース 1 線とする。

(出動部隊の積載ホース)

第 9 条 石油コンビナート等の火災に出動する消防車両は、常時積載ホースのほか呼称 65 ミリメートルホース 5 本以上積載し、出動するものとする。

(泡放射砲及び可搬式泡放水砲の運用)

第 10 条 泡放射砲及び可搬式泡放水砲は、構内道路等の状況又はタンクの破口、風向等から大型高所放水車が部署できないときに大型高所放水車の代替えとして有効に運用するものとする。

(タンク冷却の要領)

第 11 条 タンクの冷却要領は、次の各号によるものとする。

- (1) 火災発生タンクの冷却は、タンク内部への注水を避けるとともにタンクの壁面の全般に及ぶよう行うものとする。
- (2) 隣接タンクへの冷却は、火災発生タンクの燃焼状況、輻射熱又は熱による変色等を判断し、危険度の高いタンクから冷却注水を行うものとする。
- (3) タンク冷却部隊の水源は、原則として河川、海等の自然水利及び消火栓並びに他の事業所の屋外給水施設及び工業用水等によって確保するものとし、発災事業所の屋外給水施設（三点セット用）は、余裕のある場合のほか用いないものとする。

(消火活動上の留意事項)

第 12 条 消火活動上の留意事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 消防活動を開始するにあたっては、発災事業所の関係者と協議のうえ実施するものとする。
- (2) 燃焼物質、タンク容量、内容物の現在量及び燃焼面積等を速やかには握し、効率的な防ぎよ活動を行うものとする。
- (3) 泡放射活動は、中断することのないよう泡原液の調達及び搬送に努めるものとする。
- (4) 消火活動は、風上から行うものとし、やむを得ない場合は風横から行い、風向、風速の変化に配慮するものとする。
- (5) タンク火災と同時に防油堤内火災が発生している場合は、防油堤内火災を優先して消火するものとする。
- (6) 火災発生タンクの冷却は、効果がうすく、かつ、危険を伴うのでタンクの固定設備以外の冷却放水は、やむを得ない場合のほか行わないものとする。

附 則

この規程は、昭和 57 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年消局訓令第 13 号）

この規程は、平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年消局訓令第 6 号）

この規程は、平成 11 年 3 月 23 日から施行する。

(b) 新潟東港地区石油コンビナート災害に係る新発田地域広域事務組合消防本部出動要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新潟県石油コンビナート等防災計画に基づき新潟東港地区特別防災区域のうち、聖籠町区域における災害防止及び被害の軽減を図るため新発田地域広域事務組合消防本部（以下、「新発田地域広域消防」という。）の行うべき業務を明確にし、かつ迅速、確実、安全を配慮した災害防衛態勢を確立することを目的とする。

(対処すべき業務内容)

第2 新発田地域広域消防の対処すべき業務の大綱は次のとおりとする。

- 1 防災資機材の整備
- 2 避難指示、誘導及び警戒区域の設定
- 3 災害報告
- 4 災害防衛活動
- 5 要救助者の救出、救急

(現地指揮本部)

第3 特別防災区域のうち、聖籠町区域において災害が発生した場合、新潟県石油コンビナート等防災計画に基づき、緊急に段階的(第1次、第2次)防災体制を実施する必要があると、消防長が認めたときは、速やかに現地本部を設置するものとする。

1 名 称

「新発田地域広域消防現地指揮本部」とする。

2 設置場所

防衛作戦を円滑に推進するため、風向及び爆発危険、輻射熱の影響等を十分考慮し、かつ災害状況の把握が容易な場所とし、状況に応じて消防長が決定する。

3 構 成

「新発田地域広域消防現地指揮本部長」……消防長

「新発田地域広域消防現地指揮副本部長」……新発田署長、胎内署長及び本部各課長

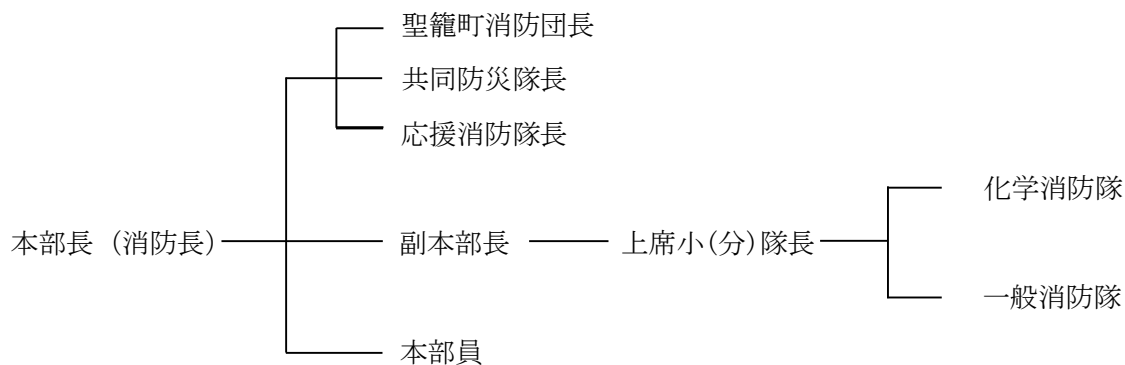
「新発田地域広域消防現地本部員」……消防本部員及び消防長が指名するものとする。

4 業 務

- (1) 情報収集及び分析
- (2) 応急対策の実施
- (3) 防災関係機関との相互連絡調整
- (4) 消防長の指示事項

5 運 営

指揮命令系統は、次のとおりとする。



## 6 第3次防災体制への移動

第2次防災体制で対処できない重大な災害に拡大し、第3次防災体制をとるため、県防災本部が現地本部を設置した場合の緊急事項の指示及び要請は、直接県現地本部長から受理するものとする。  
(災害情報の収集及び伝達)

第4 消防本部通信指令課に無線電話及びこれらに代替できる通信手段を確保し、常に有効な通信手段の整備を図るとともに災害現場における他の防災機関との連絡は、防災相互波並びに、消防無線局主運用波とし、相互に情報の交換を積極的に行い、円滑な災害対策の実施を図るものとする。

### 1 第1報の通報

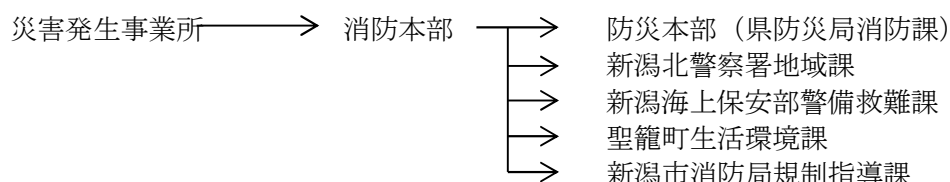
出火、石油等の漏洩、爆発等及び地震、津波、その他の異常な自然現象による被害、または通常の制御が不能な暴走反応並びに施設の破損、故障等で事故の拡大する恐れがある場合で、災害発生事業所から第1報の通報を受信したときは、直ちに次に示す通報内容及び通報系統に従い迅速かつ、確実に通報するものとする。

#### (1) 通報内容

- ア 異常現象の種類
- イ 発生日時
- ウ 発生場所
- エ 被害状況
- オ 応急状況

#### (2) 通報系統

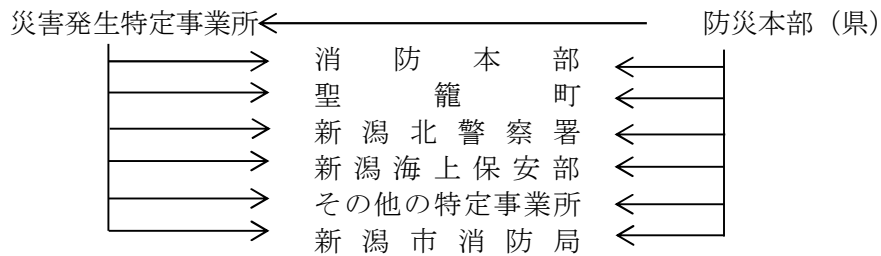
通報系統は次のとおりとする。



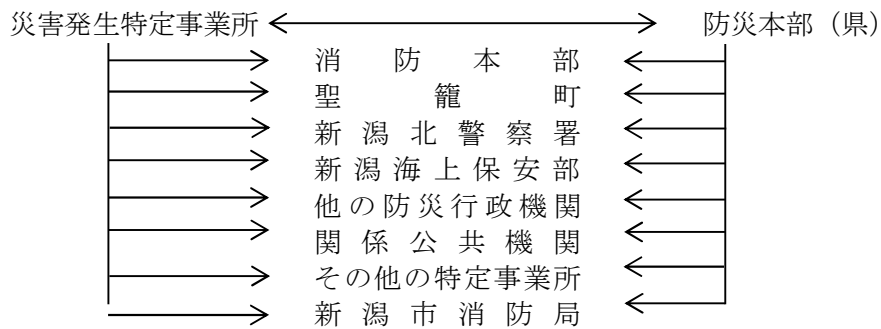
### 2 第1報後の情報伝達 (石油コンビナート等災害防止法第26条災害応急措置の報告を含む)

防災本部に第1報を通報した後は、防災本部並びに他の機関との情報伝達系統は次のとおりとする。

(1) 現地本部（県）が設置されない場合



(2) 現地本部（県）が設置された場合



3 伝達責任者

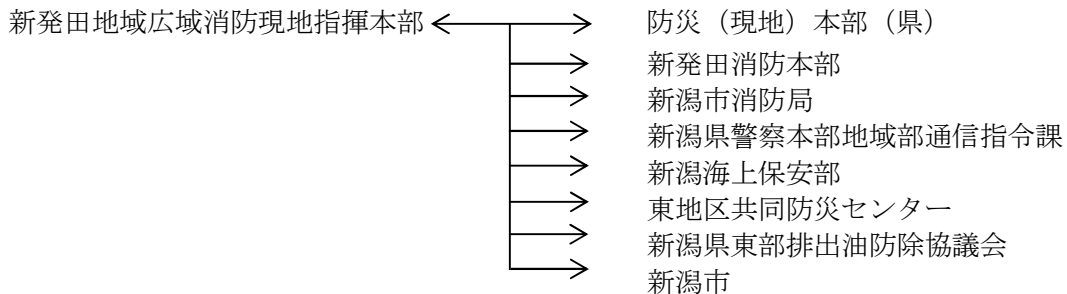
新発田地域広域消防本部消防長

4 伝達方法

消防無線（消防波、主運用波、防災相互波）

一般加入電話（携帯電話）及び非常用補助装置

防災相互通信用無線局による防災機関相互間の連絡



5 伝達又は報告内容

(1) 災害応急措置を要する場合

- (ア) 被害の状況
- (イ) 必要とする災害応急措置の内容
- (ウ) その他災害応急措置実施上の必要事項

(2) 災害応急措置の報告

- (ア) 災害応急措置の内容及び実施結果
- (イ) 確定した被害状況

(出動区分)

第5 災害の発生及び拡大推移に対する段階別防災対策を実施するため、あらかじめ出動区分を計画し、十分機能を発揮できるよう万全の体制を整え、必要に応じて調整しておくものとする。

1 第1出動

新潟東港特別防災区域聖籠区域の災害出動指令により次のとおり第1次出動体制をとるものとする。

車種名	車両台数
指揮車	1
普通消防車	1
普通消防車（水槽付）	1
乙種普通化学消防車	1
大型化学高所放水車	1
泡原液搬送車	1

2 第2出動

消防長（署長）は、災害が拡大し第1次防災体制では防御困難であると判断したときは、次の編成による第2出動を指令するものとする。

車種名	車両台数
梯子消防自動車	1
乙種普通化学消防車	1
普通消防車	2
普通消防車（水槽付）	2
救急自動車	1

3 第3出動

第2次防災体制の第2出動後において、依然として拡大危険があると予想される場合において、消防長（署長）は第3出動を指令するものとする。

車種名	車両台数
多目的消防自動車	2
普通消防車	1
普通消防車（水槽付）	1
救助工作車	1

(応援協力要請)

第6 災害の拡大を防御するため、災害の規模、態様に応じ、適切な機関に有効な応援協力を要請するものとする。

1 第1次防災体制では、その災害の拡大を防止するための必要な処置は、新発田署長が全機能をあげて所要の措置を講ずるものとするが、新発田署長が災害防御困難と判断した場合、すみやかに消防長に応援協力を要請する。

2 第2次防災体制での応援協力要請は、消防長の要請指令により、新潟市消防局に対し、応援協定の規定により応援を求め、災害の拡大防止を図るものとする。

応援要請の措置について、調整が必要な場合は、県防災本部に調整の依頼を要請する。

(隊員招集計画)

第7 消防長は、署長の災害状況推移の報告及び隊員招集の要請を受け、これを受理したときは招集計画

表に基づいて招集するものとする。

(火災警戒区域等の設定)

第8 消防長(署長)または、出動分隊の上級指揮者は必要に応じて「火災警戒区域」を設定し、その区域内における火気の使用禁止または、使用の制限をするものとする。

この場合において、自らその措置をとることができないときは、警察官に要請するものとする。

(産業災害防御対策)

第9 石油、高圧ガス、その他の危険物等の火災、爆発蒸気ガスの漏洩または、流出等が発生した場合における地域住民の安全対策を、最優先とした新発田地域広域消防のとるべき基本的事項は次のとおりとする。

1 陸上災害における火災に関する防御

(1) 自衛防災組織を指揮し、消火及び被害の拡大防御にあたり、必要に応じ、他の消防機関等に応援要請するものとする。

(2) 警察署と協力して、避難の指示、誘導、警戒区域及び交通規制を実施するものとする。

2 タンカー火災防御対策

災害発生船舶及び特定事業所等からの通報により、海上保安部・署に連絡するとともに、相互に連携し、消火及び被害拡大防御にあたるものとする。

3 石油等の蒸気、高圧ガス、毒性ガスの漏洩等に関する対策

石油等の蒸気、高圧ガス、毒性ガスが漏洩した場合、短時間に広範な地域に被害の及ぶことが予想されるので、蒸気、ガス等の性状、立地条件、気象状況等に応じて、火災区域を設定し、住民の避難誘導等を行うとともに、災害発生事業所と協力して、蒸気発生防止のための泡放射等を行い、毒性ガスの場合は、中和剤散布、ガス検知を行うものとする。

4 石油等の流出に関する対策

石油等の流出に関する災害は、陸上危険物施設及び大型タンカー等の事故によるものが多く、油火災またはガス火災が発生した場合は、火災警戒区域を設定し、住民の避難、誘導を行うとともに、発生事業所と協力して、流出、拡大の防止を行うものとする。

(救出救急対策)

第10 警察署と緊密なる連携のもとに、災害発生事業所を指揮して被災者を救出し、医療機関へ搬送する。

救出及び救急が海上に及ぶときは、海上保安部・署並びに警察署の連携のもとに被災者の救出救急にあたるものとする。

(自然災害に対する災害応急対策)

第11 暴風、豪雨、洪水、高波、地震、津波、その他の異常な自然現象により、施設が損壊し、火災、爆発、漏洩、流失等が発生した場合は、自衛防災組織等を指揮し、消火及び被害の拡大防御にあたり、必要に応じ他の消防機関等に応援要請するものとする。

その他、新潟県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定めるところに準じて行うものとする。

新発田地域広域事務組合消防本部 現地指揮本部業務分担表

【新発田地域広域事務組合消防本部 予防課】	
情報の収集及び分析	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種情報を収集して、分析及び統合を行い、現地指揮本部長の活動方針の補佐にあたる。</li> <li>2 関係者から必要資料の提示を求め、危険予測を行い災害拡大の予測等の情報を積極的に収集する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ タンク火災の場合の調査事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) タンク屋根型式</li> <li>(2) 危険物種別及び数量</li> <li>(3) 燃焼範囲の推移</li> <li>(4) 固定消火設備の作動状況、消防隊送泡の必要の有無</li> <li>(5) 隣接タンク及び施設への延焼、爆発危険の推定</li> <li>(6) 防油堤火災発展への危険性の推定</li> <li>(7) 燃焼タンク油等、移送可否の確認</li> <li>(8) ボイルオーバー、スロップオーバー等の危険予測</li> <li>(9) 被害拡大危険の予測</li> <li>(10) 延焼拡大危険の予測及び消防隊行動可能範囲の判定</li> </ol> </li> <li>○ 石油化学プラント火災の場合の調査事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災の性状及び装置の破損</li> <li>(2) 2次災害の発生危険の予測及び事故発生を抑制する手段、方法の検討</li> <li>(3) 固定消火設備の作動状況の確認</li> <li>(4) 延焼拡大危険の予測及び消防隊行動可能範囲の判定</li> </ol> </li> </ul> </li> </ol>
【新発田地域広域事務組合消防本部 総務課】	
防災関係機関相互連絡調整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県現地本部及び事業所、その他関係機関と現地指揮本部との連絡調整を行う。</li> <li>2 現地指揮本部長の活動方針に基づき、応援協力要請住民への広報、避難勧告等関係機関との連絡調整を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民の安全確保を主体とし、不安感の解消を図るため必要な広報を実施する。</li> <li>(2) 避難の勧告内容の統一を図るため、関係機関との相互連携にあたる。</li> <li>(3) 応援協定機関及び県現地本部に応援協力要請を行う。</li> </ol> </li> </ol>
【新発田地域広域事務組合消防本部 警防課】	
応急対策の実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地指揮本部長の活動方針に基づき、投入消防力及び消火薬剤の予測をし、補給を行う。</li> <li>2 現場車両等の燃料の補給を行う。</li> <li>3 出火事業所及び共同防災組織等を通じ、消火に必要な薬剤、その他の資機材の調達を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防衛活動に必要な分隊及び資機材の予測</li> <li>(2) 消火薬剤の必要数量、終結に要する時間の算出</li> <li>(3) 施設内及び周辺の消防水利の把握及び消防隊部署位置の検討</li> <li>(4) 応援消防隊の部署誘導</li> <li>(5) 火災の推移を予測し、防衛方法の検討及び火災警戒区域を設定する。</li> </ol> </li> </ol>

c 特定事業所の消防力

区分	事業所名称 防災資機材等	防災要員 (一直の人数)	消防自動車									可搬式放水銃等					
			大型化学消防車 (台)	大型高所放水車 (台)	大型化学高所放水車 (台)	泡原液搬送車 (台)	甲種化学消防車 (台)	普通消防車 (台)	小型消防車 (台)	普通高所放水車 (台)	乙種化学消防車 (台)	乙種特殊消防車 (台)	可搬式放水銃 (基)	放水砲		耐熱服 (基)	空気又は酸素呼吸器 (基)
														三千型 (基)	二千型 (基)		
共同 防 災	新潟東港東地区 共同防災協議会	9			1	1						1	1		1	1	
	新潟東港西地区 共同防災協議会	12	1	1		1							1		2	2	
	新潟東港海上共同 防災協議会	7															
第 一 種 事 業 所	新潟石油共同備蓄(株) 東基地	2													3		
	全農エネルギー(株) 新潟石油基地	2									1			1	1		
	E N E O S グローブ ガスターミナル (株)ガスターミナル	2									14					2	
	出光興産(株) 新潟油槽所	2															
	E N E O S (株) 新潟東港油槽所	2															
	東西オイルターミナル(株) 東新潟油槽所	2									4						
	日本海洋石油資源開発(株) 新潟鉱業所	2															
	M G C ターミナル(株) 新潟事業所	2										3			3	2	
	新潟石油共同備蓄(株) 西基地	2															
	(株)クラレ 新潟東港貯蔵基地	2									3						
二 種	旭カーボン(株)東港油槽所	2									1						
	日本エア・リキード合同会社 新潟工場	2														2	
	日本海エル・エヌ・ジー(株)	3													2	3	
	東北電力(株) 東新潟火力発電所	3															
	計	58	1	1	1	2						27	2		12	13	

(令和7年11月1日現在)

消火薬剤 (6%のものは3%換算した量)										オイルフェンス等				
非水溶性液体用					水溶性液体用					オイルフェンス	油処理剤	オイルマット	オイルフェンス展開船	油回収船
たん白3%	たん白6%	ふっ化たん白3%	ふっ化たん白6%	合成界面活性剤3%	合成界面活性剤6%	水成膜3%	水成膜6%	水溶性液体用3%	水溶性液体用6%					
14,360														
11,200														
										1,080			1	
		15,800								1,160	558	439		1
17,000										560	180	520		
											6	10		
				7,600						540	1,440	119		
7,600										540	576	325		
15,480						19,400				820	1,104	300		
				8,000						600	1,764	325		
									15,200	540		17		
		10,630								1,020	2,378	538		
								7,600				34		
8,000										540	500	30		
											252	300		
73,640		26,430		15,600		19,400		7,600	15,200	7,400	8,758	2,957	1	1

## (イ) 海上

## a 海上保安部・署

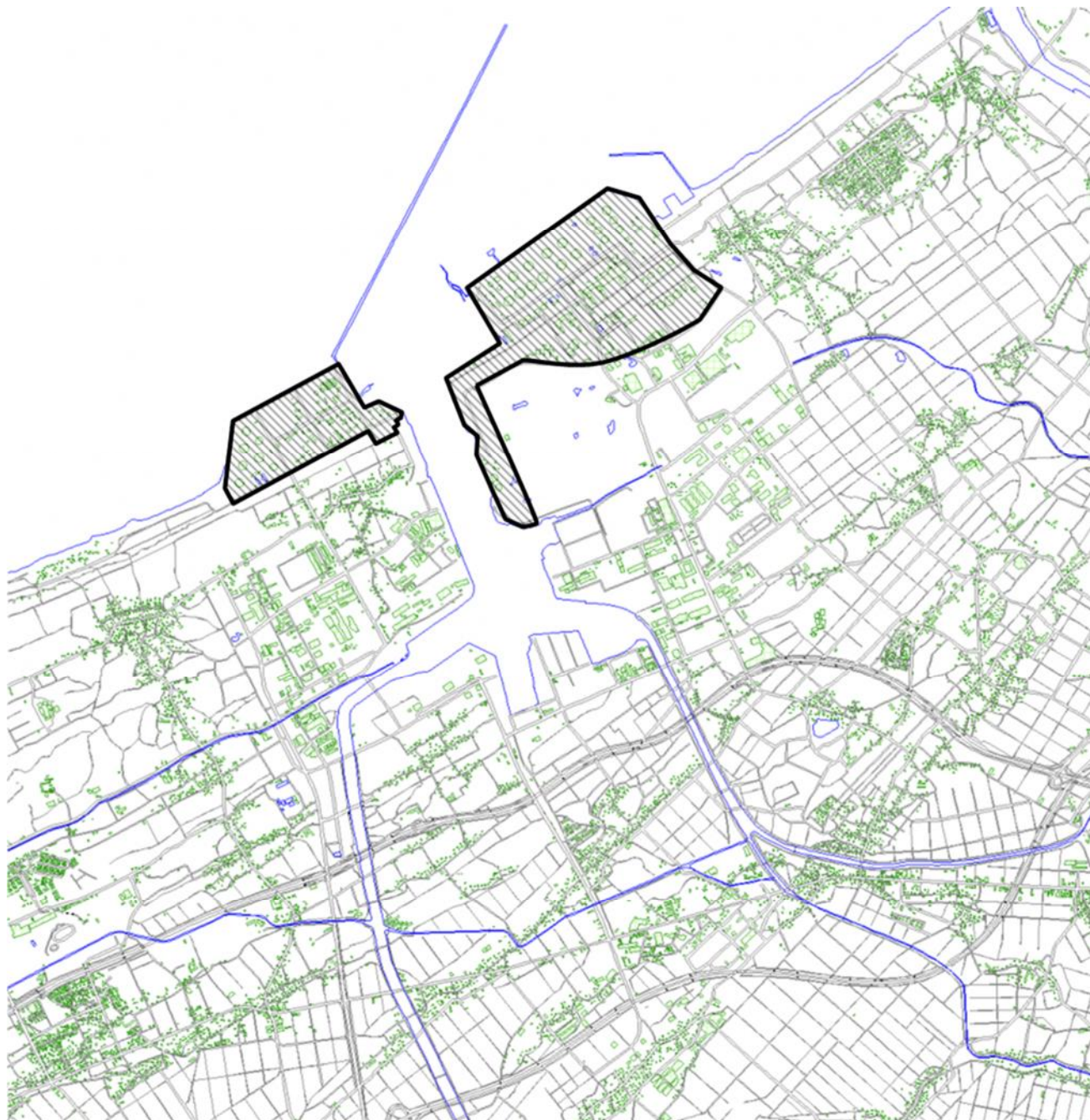
港名	所属	船名 (船種)	トン数	速力 (ノット)	乗員(人)	放射能力 (ℓ/分)	放水口数	放水銃等 (ℓ/分) (口)	泡消火薬剤 (ℓ)	自衛噴霧装置
新潟	新潟海上保安部	えちご (巡視船)	3,100	—	—	—	—	—	—	—
		ひだ (巡視船)	1,800	—	—	—	—	—	—	—
		さど (巡視船)	1,250	—	—	—	—	—	—	—
		ゆきつばき (巡視艇)	26	—	—	—	—	—	—	—
		こしかぜ (巡視艇)	26	—	—	—	—	—	—	—
直江津	上越海上保安署	たつぎり (巡視艇)	64	—	—	—	—	—	—	

## b その他

港名	所属	船名 (船種)	トン数	速力 (ノット)	乗員(人)	放射能力 (ℓ/分)	放水口数	放水銃等 (ℓ/分) (口)	泡消火薬剤 (ℓ)	自衛噴霧装置
新潟	新潟市消防局	にほんかい (消防艇)	19	33.0	5 (最大乗船 人員17)	10,000	12	7,500 ×2 1,000 ×10	1,500	有
	新潟石油共同備蓄 株	共備丸 (油回収船 消防艇)	160	13	4 (最大乗船 人員20)	6,000	1	6,000 ×1	6,000	有
	日本海曳船株	新潟丸 (曳船)	198	14	5	3,000	2	3,000 ×1	6,000	有
		あさひ丸 (曳船)	157	14	5	1,000	1	1,000 ×1	6,000	無
		あが丸 (曳船)	148	14	5	1,000	1	1,000 ×1	1,000	無
		あかし丸 (曳船)	148	14	5	1,000	1	1,000 ×1	1,000	無
		上越丸 (曳船)	198	14	5	3,000	2	3,000 ×2	6,000	有
姫川丸 (曳船)	198	14	5	3,000	2	3,000 ×2	6,000	有		
さち丸 (曳船)	159	14	5	3,000	2	3,000 ×2	6,000	有		
直江津	日本海曳船株	みつ丸 (曳船)	149	13	5	1,000	1	1,000 ×1	1,000	無

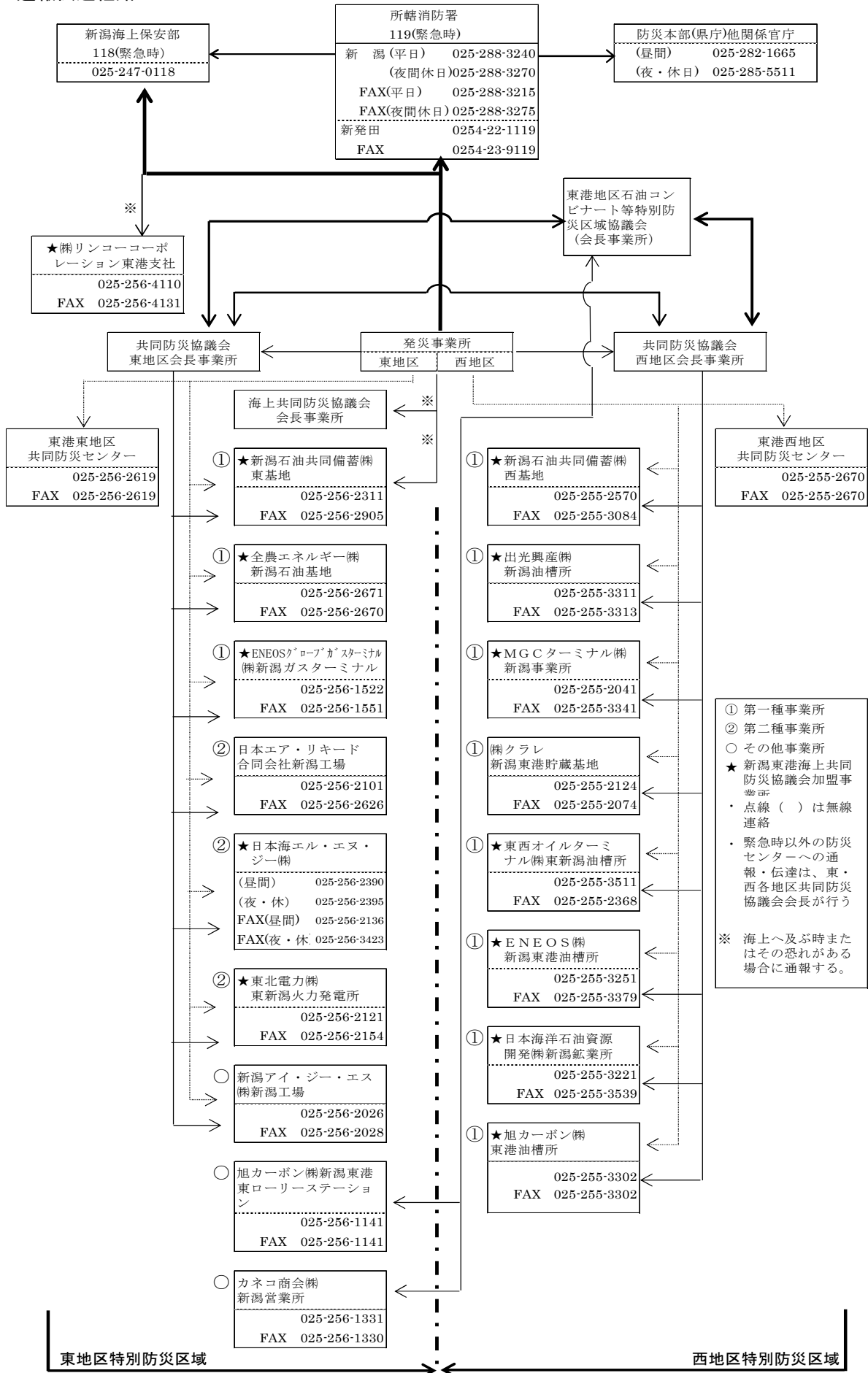
## カ 飛行に関する規制

新潟空港事務所が行う東港地区における飛行に関する規制区域は、次図の斜線で囲まれた範囲である。



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

キ 通報伝達経路



## ク 避難場所

新潟東港地区の避難場所は次のとおりである。

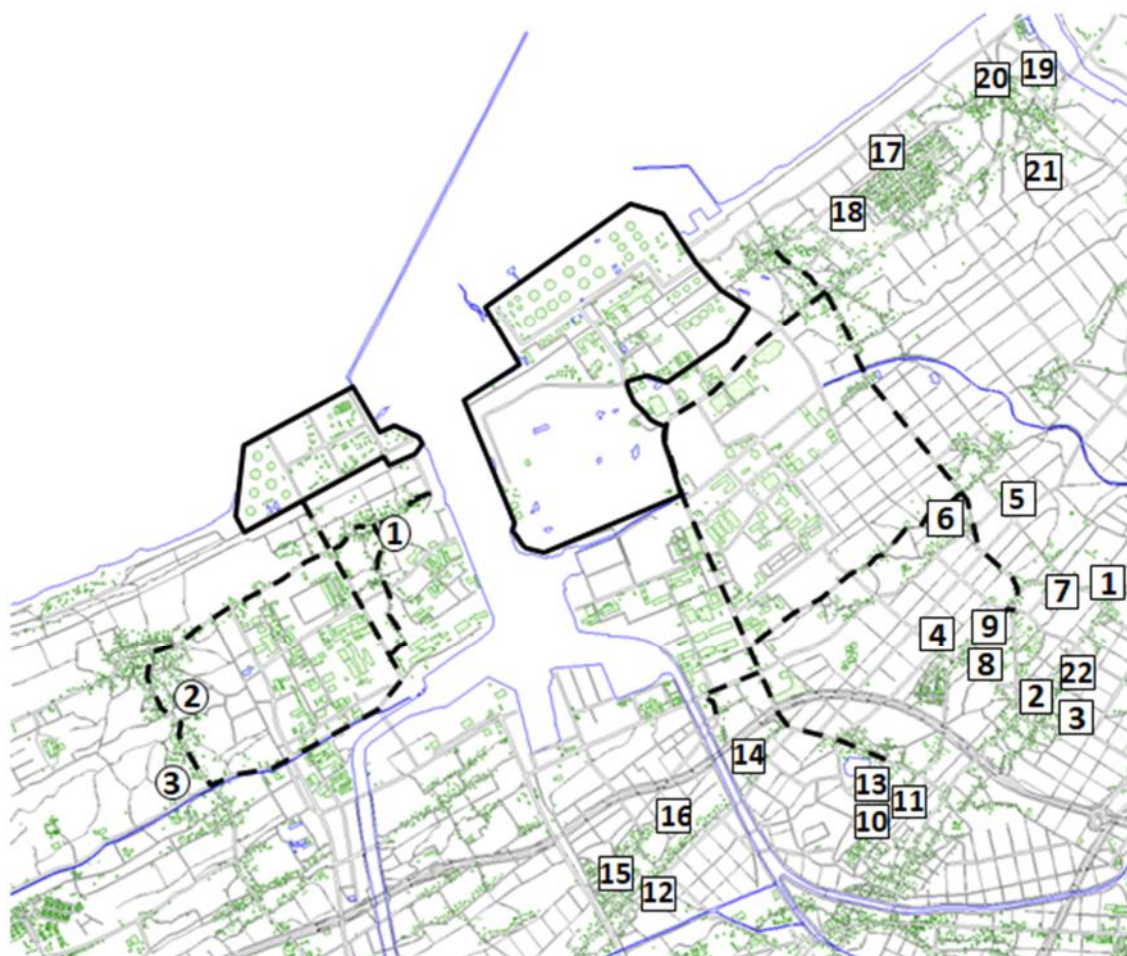
### (ア) 新潟市の区域

避難場所名	所在地	電話	収容人数
太郎代自治会館	北区太郎代 120 番地	-	55
南浜小学校	北区島見町 2078	025-255-2014	404
南浜中学校	北区島見町 3965	025-255-2013	559

### (イ) 聖籠町の区域

避難場所名	所在地	電話	収容人数
山倉小学校	山倉 688	0254-27-2504	618
山倉地区多目的屋内運動場	諏訪山 652-9	0254-27-1786	372
聖籠観音の湯「ざぶーん」	諏訪山 652-3	0254-27-1126	110
ほしぞらこども園	諏訪山 1553-1	0254-27-3322	51
聖籠中学校	蓮潟 366-1	0254-27-7080	840
せいろう幼稚園	蓮潟 2890-2	0254-27-5015	196
町民会館	諏訪山 1280	0254-27-2121	948
図書館	諏訪山 1560-3	0254-27-6166	18
聖籠町役場	諏訪山 1635-4	0254-27-2111	41
蓮野小学校	蓮野 1687	0254-27-2508	618
蓮野地区多目的屋内運動場	蓮野 1942	0254-27-2511	372
藤寄体育館	藤寄 3183	0254-27-8136	225
聖籠はじめこども園	蓮野 1930-1	0254-27-8880	40
なないろこども園	蓮野 2068	0254-20-8771	62
藤寄公会堂	藤寄 251-1	0254-27-2635	25
大夫興野公会堂	大夫興野 2389-1	0254-27-7810	20
亀代小学校	次第浜 4614	0254-27-2029	618
亀代地区多目的屋内運動場	網代浜 1472-2	0254-27-5019	369
聖海荘	次第浜 3961-2	0254-27-7838	285
亀代地区公民館	次第浜 5431	0254-27-3445	36
ハーモニーこども園	次第浜 2963	0254-20-7766	66
保健福祉センター(福祉避難所)	諏訪山 825	0254-27-6511	90

## 避難場所図



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

凡 例					
---	避難道路	<b>1</b>	山倉小学校	<b>12</b>	藤寄体育館
—	特別防災区域境界線	<b>2</b>	山倉多目的運動場	<b>13</b>	聖籠はじめこども園
①	太郎代自治会館	<b>3</b>	聖籠観音の湯	<b>14</b>	なないろこども園
②	新潟市立南浜小学校	<b>4</b>	ほしぞらこども園	<b>15</b>	藤寄公会堂
③	新潟市立南浜中学校	<b>5</b>	聖籠中学校	<b>16</b>	大夫興野公会堂
		<b>6</b>	せいろう幼稚園	<b>17</b>	亀代小学校
		<b>7</b>	町民会館	<b>18</b>	亀代多目的運動場
		<b>8</b>	図書館	<b>19</b>	聖海荘
		<b>9</b>	聖籠町役場	<b>20</b>	亀代地区公民館
		<b>10</b>	蓮野小学校	<b>21</b>	ハーモニーこども園
		<b>11</b>	蓮野多目的運動場	<b>22</b>	保健福祉センター

## ケ 医療機関

新潟東港周辺の救急病院

医療機関名	科目	所在地	電話	ベッド
◎ 新潟大学医歯学総合病院	内・精・泌・小・整・呼外・小外・皮・産婦・眼・脳内・消内・消外・循内・脳外・心外・放診・放治・麻・腎内・心内・血内・内代謝内・乳内分外・救急・呼感内・腫内・形美外・肝胆膵内・耳頭外・リハ・歯・矯歯・小歯・歯外・病診	新潟市中央区 旭町通1番町754	025-223-6161	827
◎ 新潟市民病院	内・精・泌・小・整・呼内・呼外・小外・皮・産婦・耳・リハ・眼・消内・消外・循内・形・脳内・脳外・心外・放診・放治・麻・腎リウ・乳外・血内・内代謝内・病診・救急・新内・感内・緩ケア内・歯外・ペインクリニック外・腫内	新潟市中央区 鐘木463-7	025-281-5151	676
◎ 県立新発田病院	内・循内・脳内・外・呼外・心外・消外・乳外・整・形・脳外・精・小・皮・泌・産婦・眼・耳・リハ・放・病診・救急・麻・歯外・リウ	新発田市本町 1丁目2番8号	0254-22-3121	530
○ 豊栄病院	内・外・泌・整・皮・眼・内視鏡内・歯・精・心内・循内・神内	新潟市北区 石動1-11-1	025-386-2311	199
新潟リハビリテーション病院	内・整・リハ・神内・歯・歯外・麻	新潟市北区 木崎761	025-388-2111	168
○ 木戸病院	内・外・精・泌・ア・小・整・呼内・皮・婦・耳・リハ・眼・神内・消内・消外・循内・放・麻・腎内・心内・糖内・内分内・歯・小歯・歯外・緩ケア内・脳外	新潟市東区 竹尾4丁目13-3	025-273-2151	312
○ 桑名病院	内・外・整・リハ・消内・消外・循内・脳外・肛外・麻	新潟市東区 河渡甲140	025-273-2251	188
○ 新潟臨港病院	内・外・泌・ア・整・呼内・皮・産婦・リハ・眼・消内・消外・循内・リウ・肛外・放・麻・腎内・歯外・脳外・神内	新潟市東区 桃山町1-114-3	025-274-5331	196
○ 県立がんセンター新潟病院	内・消内・外・精・泌・小・整・呼外・皮・婦・リハ・眼・脳内・消外・形・脳外・頭外・放診・放治・麻・乳外・病診・歯外・緩ケア内	新潟市中央区 川岸町2-15-3	025-266-5111	404
○ 新潟中央病院	内・整・リハ・形・脳外・歯・歯外	新潟市中央区 新光町1-18	025-285-8811	262
○ 新潟南病院	内・外・泌・小・整・呼内・皮・産婦・眼・神内・消内・循内・リハ・肛外・血内・内分内・糖内・歯・心外	新潟市中央区 鳥屋野2007-6	025-284-2511	177
○ 新潟万代病院	内・外・整・産婦・リハ	新潟市中央区 八千代2-2-8	025-244-4700	52
○ 猫山宮尾病院	内・整・リハ	新潟市中央区 湖南14-7	025-282-2323	66
日本歯科大学新潟病院	内・外・耳・歯・矯歯・小歯・歯外	新潟市中央区 浜浦町1-8	025-267-1500	92
○ 亀田第一病院	内・外・泌・小・整・呼内・小整・産婦・リハ・消内・循内・形・脳外・肛外・麻・糖内・リウ・神内	新潟市江南区 西町2-5-22	025-382-3111	197
○ 新潟手の外科研究所病院	整	北蒲原郡聖籠町 諏訪山997番地	0254-27-0003	50



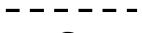

※新潟市北区・東区・中央区・江南区、新発田市及び聖籠町に所在する救急病院を掲載

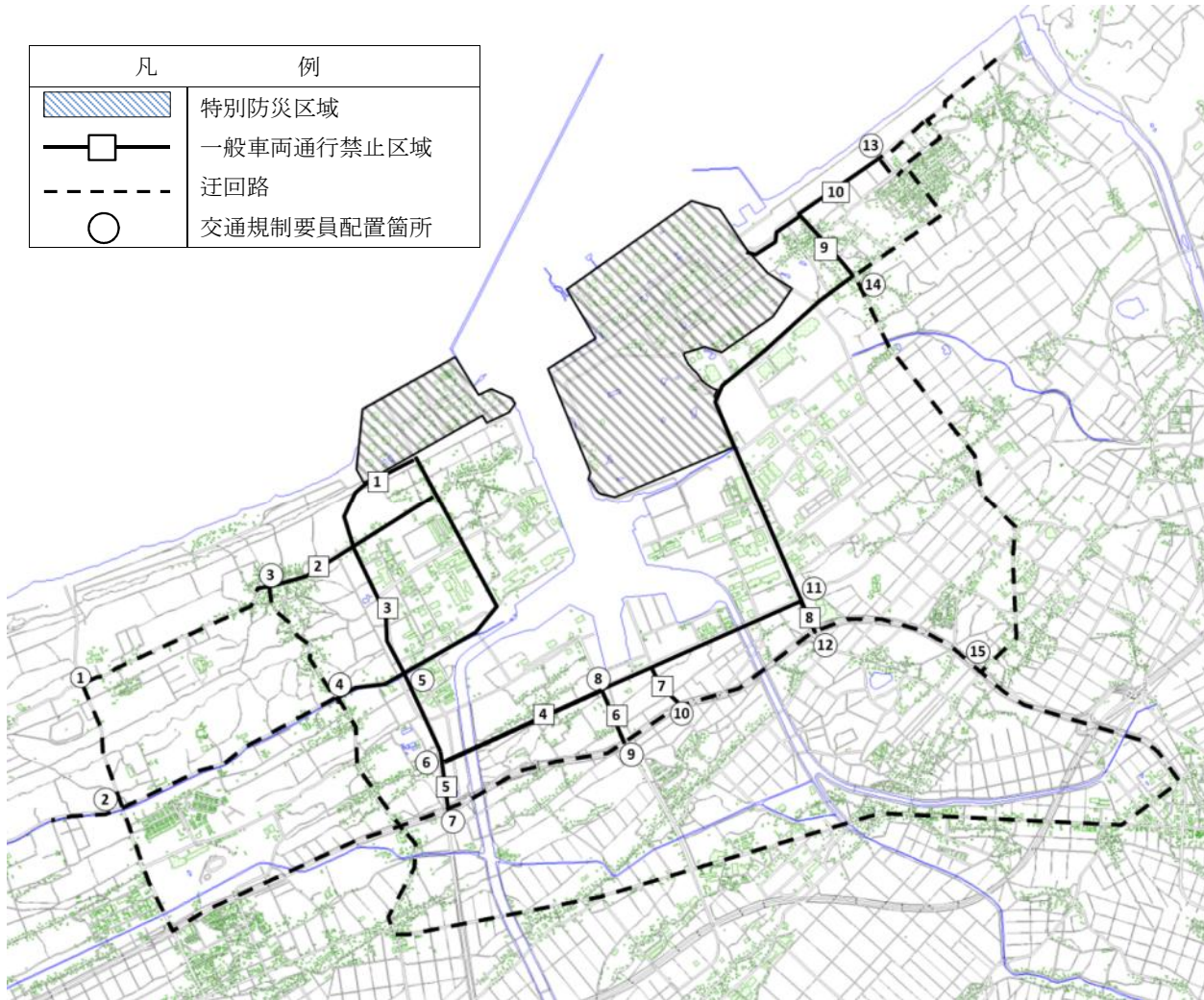
◎印は救命救急センター（新潟大学医歯学総合病院は高度救命救急センター）

○印は救急告示施設

## コ 交通規制

新潟東港地区の陸上の交通規制

凡	例
	特別防災区域
	一般車両通行禁止区域
	迂回路
	交通規制要員配置箇所



交通規制路線		
①	港湾道路	1.8 km
②	県道島見・新発田線(島見町～白勢町)	4.1 km
③	県道島見・豊栄線	1.3 km
④	国道 113 号(島見町～網代浜)	9.5 km
⑤	主要地方道新潟中央環状線	0.4 km
⑥	県道新潟東港線	0.6 km
⑦	県道島見・新発田線(大夫興野 IC～R113)	0.5 km
⑧	県道島見・新発田線(蓮野 IC～蓮野)	0.4 km
⑨	県道網代浜新発田線	0.8 km
⑩	町道	1.7 km

規制要員配置か所	
① 敬和学園西側交差点	⑨ 東港 IC 交差点
② 大夫浜交差点	⑩ 大夫興野 IC 交差点
③ 島見十字路	⑪ 蓮野交差点
④ 島見町交差点	⑫ 蓮野 IC 交差点
⑤ 白勢町交差点	⑬ 亀代小前交差点
⑥ 笹山小学校入口交差点	⑭ 網代浜交差点
⑦ 豊栄 IC 交差点	⑮ 聖籠 IC 交差点
⑧ 金清水交差点	

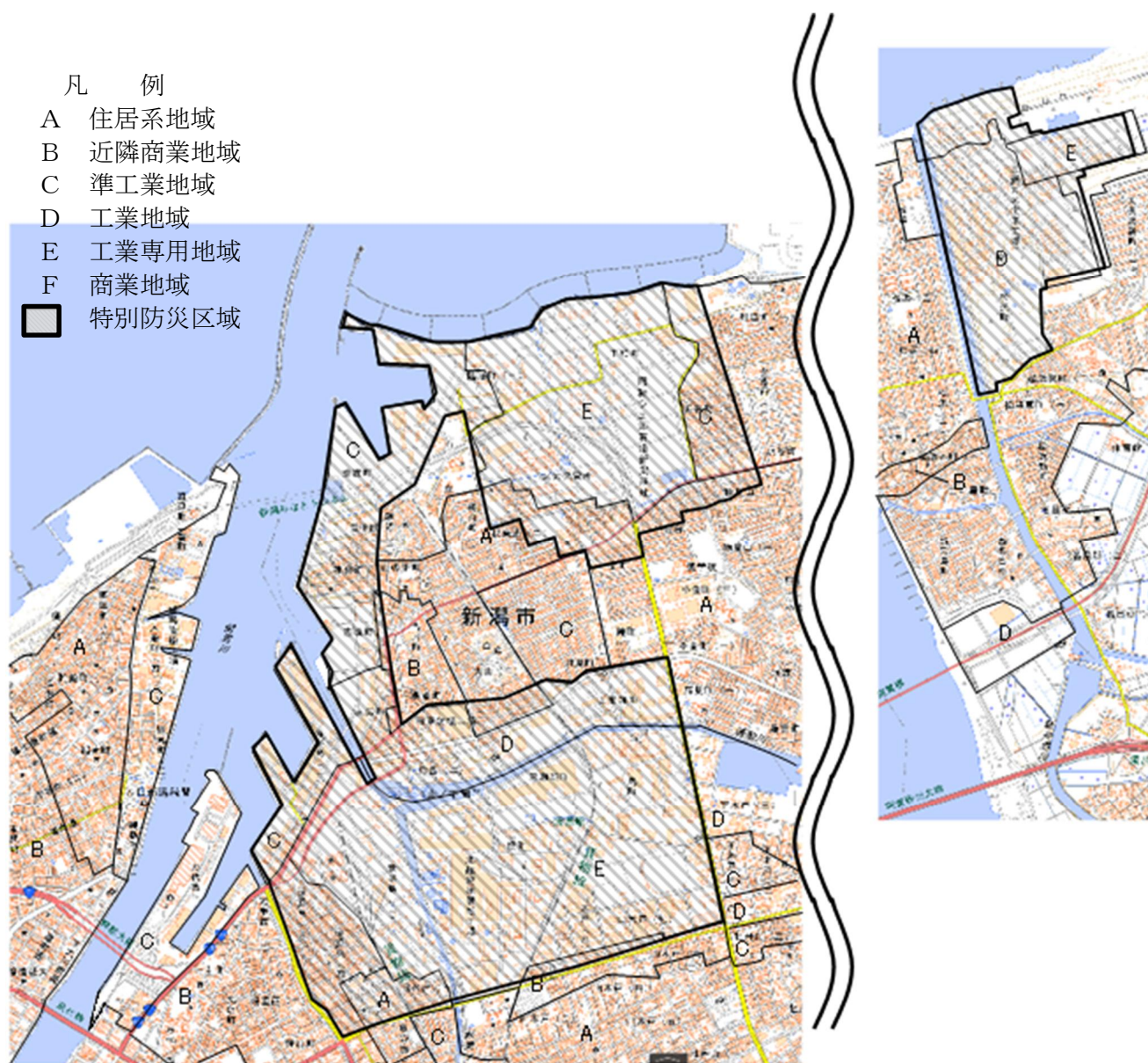
この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

## (2) 新潟西港地区の現況

### ア 土地利用及び人口

#### (ア) 土地利用区分

新潟西港地区内及び周辺は、土地利用区分がされないまま工場が立地し、工業・商業・住居等が複雑に入り組んでおり、新潟西港地区内及び周辺の都市計画法による用途地域は下図のとおりであり、地区内の用途地域毎の面積は次ページの表のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

(令和7年11月1日現在)

区分	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	近隣商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専用 地域	その他 地域	合計
面積 (千平方メートル)	369	52	8	302	1,202	1,280	3,211	117	6,541
比率	5.64%	0.79%	0.12%	4.62%	18.38%	19.57%	49.09%	1.79%	100%

(イ) 一般住宅の世帯数及び人口

新潟西港地区の世帯数及び人口は次のとおりである。

(令和7年11月1日現在)

市町村名	区分	面積 (千平方メートル)	世帯数	人口	内訳	
					男	女
新潟市	信濃川下流地域	6,069	7,056	13,532	6,490	7,042
	新井郷川下流地域	1,038	687	1,433	722	711
	合計	7,107	7,743	14,965	7,212	7,753

(令和7年11月1日現在)

町名	世帯	人口	町名	世帯	人口	町名	世帯	人口
1 平和町	—	—	16 東新町	85	147	30 山木戸	—	—
2 東臨港町	—	—	17 王瀬新町	—	—	31 下木戸	4	8
3 臨海町	43	78	18 日の出3丁目	287	446	32 船江町1丁目	851	1,719
4 臨港町3丁目	12	18	19 竜が島1丁目	8	15	33 小金台	435	985
5 神明町	251	513	20 竜が島2丁目	—	—	34 物見山2丁目	575	1,154
6 古湊町	64	116	21 沼垂東2丁目	232	412	35 宝町	437	937
7 秋葉通3丁目	166	342	22 沼垂東3丁目	111	170	36 空港西1丁目	347	656
8 末広町	204	357	23 沼垂東4丁目	376	651	37 浜谷町1丁目	434	862
9 上王瀬町	—	—	24 沼垂東5丁目	334	553	38 浜谷町2丁目	53	125
10 鷗島町	—	—	25 沼垂東6丁目	251	413	39 秋葉通2丁目	497	873
11 榎町	—	—	26 浜町	85	185	40 臨港町2丁目	56	114
12 大山1丁目	252	587	27 榎	—	—	41 桃山町2丁目	160	327
13 松島1丁目	36	61	28 山木戸7丁目	49	83	42 下木戸1丁目	171	283
14 松島2丁目	67	109	29 山木戸8丁目	86	171	43 太夫浜	687	1,433
15 松島3丁目	37	62	以上、全部の地域が指定されている地域			44 松浜町	—	—
						以上、一部の地域が指定されている地域		
						合計	7,743	14,965

イ 気象状況

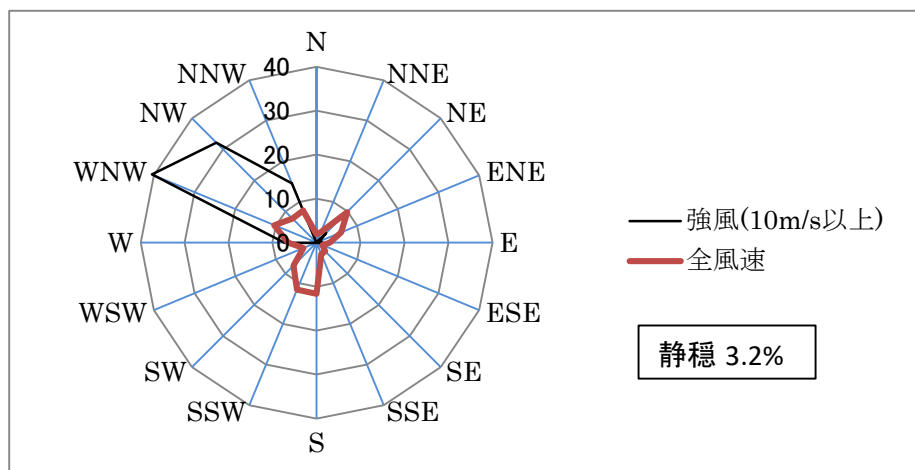
(7) 年間最大風速

年	最大風速	風向	発生日
平成 12 年	21.1	NNW	2 月 9 日
平成 13 年	19.9	W	12 月 30 日
平成 14 年	19.8	WNW	11 月 27 日
平成 15 年	21.5	WNW	12 月 20 日
平成 16 年	23.4	WNW	11 月 27 日
平成 17 年	24.8	NW	12 月 22 日
平成 18 年	21.8	WNW	12 月 29 日
平成 19 年	22.5	WNW	2 月 15 日
平成 20 年	24.0	WNW	2 月 23 日
平成 21 年	22.4	E	10 月 8 日

(観測機関：国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所)

(4) 風向図

(平成 21 年 1 月～12 月)



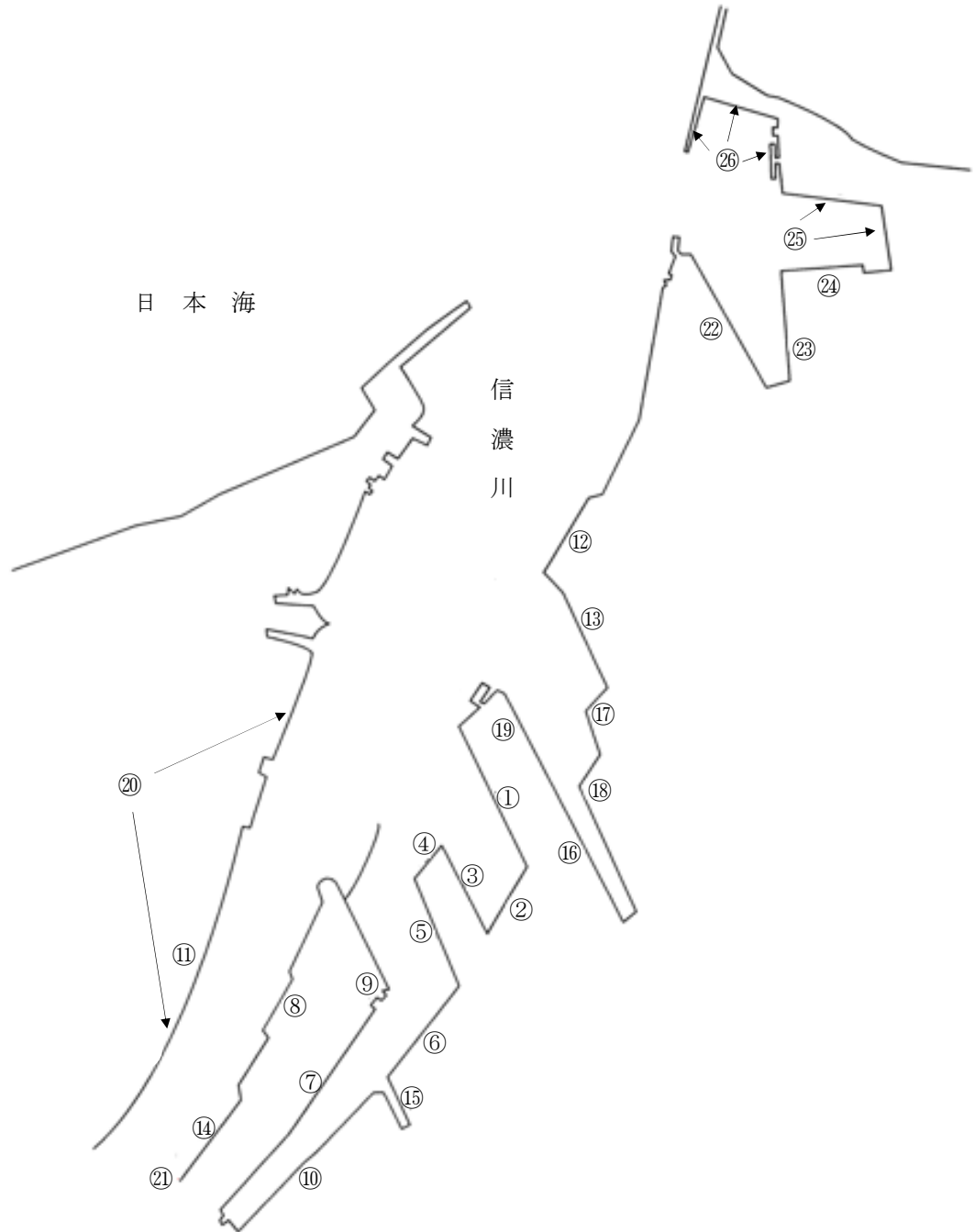
(7) 年間最大波高(新潟港沖 -35m) ※P11 に再掲

年	区分	最高波			1/3 最大波 (有義波)		
		波高 (m)	周期 (sec)	発生日	波高 (m)	周期 (sec)	発生日
平成18年		11.40	10.6	12月29日	7.59	11.6	12月29日
平成19年		13.74	9.8	1月7日	8.28	12.2	1月7日
平成20年		10.50	8.8	2月12日	6.46	9.7	2月24日
平成21年		9.77	11.0	2月21日	5.53	10.1	2月21日
平成22年		9.89	11.6	12月4日	5.94	10.0	2月6日
平成23年		7.24	10.1	10月26日	5.48	9.7	12月26日
平成24年		11.15	11.3	4月4日	5.93	8.4	4月4日
平成25年		9.01	8.3	10月16日	5.32	11.7	3月2日
平成26年		10.47	10.2	12月17日	6.42	11.6	12月17日
平成27年		9.55	11.7	3月11日	5.61	11.3	3月11日
平成28年		7.56	8.3	1月21日	4.54	10.3	3月1日
平成29年		11.53	9.7	10月23日	7.20	11.3	10月23日
平成30年		8.97	11.2	1月3日	5.42	9.5	1月3日
令和元年		9.51	9.2	10月13日	5.66	9.9	10月13日
令和2年		9.88	10.6	3月5日	6.35	11.5	3月5日
令和3年		9.73	12.5	1月8日	6.00	11.2	1月8日

(観測機関：国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所)

ウ 港湾施設の状況

新潟西港のけい留施設は次のとおりである。

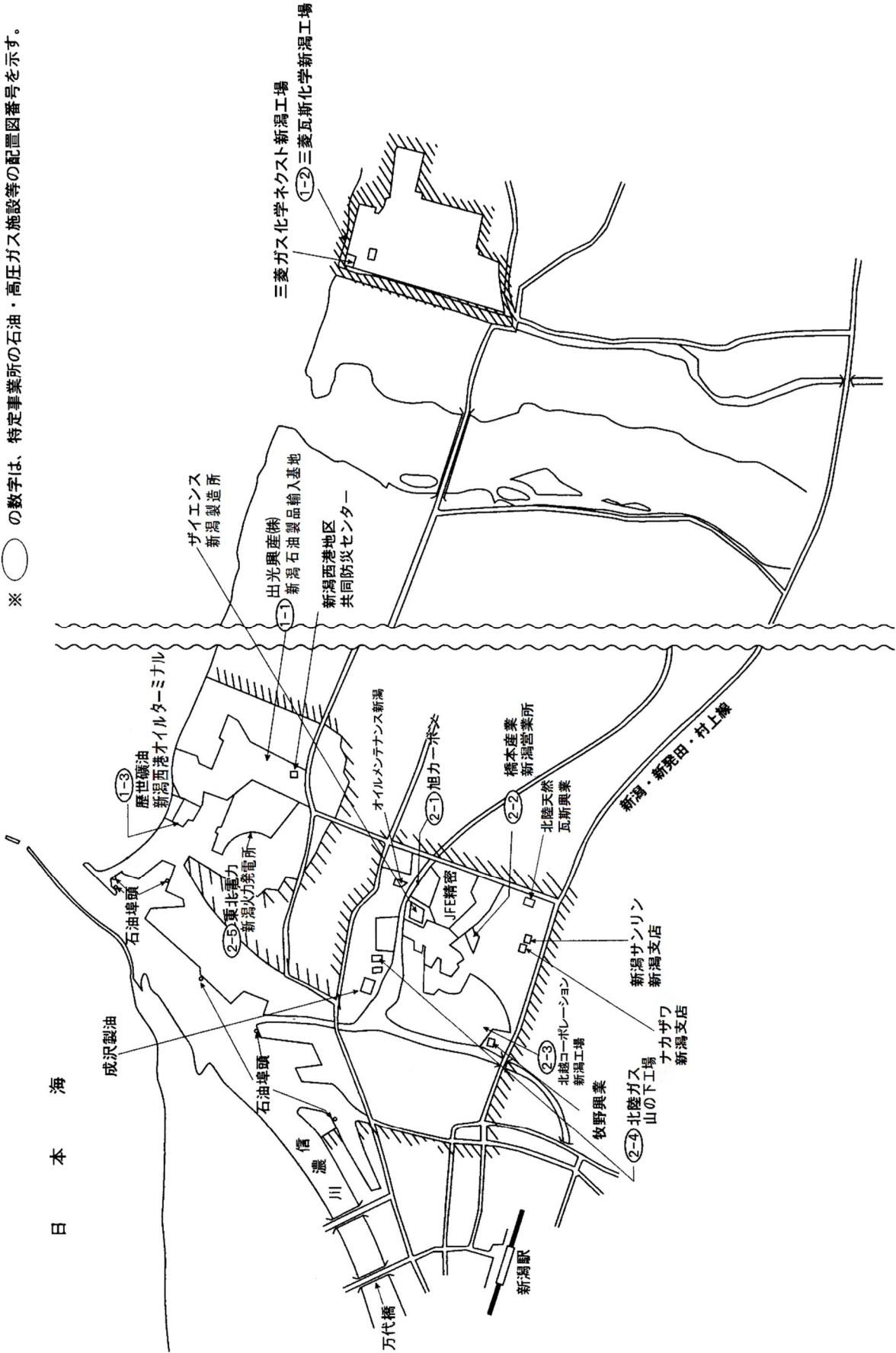


けい留施設の状況

公専別	図面番号	施設名 (パイも含める)	現有水深 (m)	延長 (m)	けい船能力 (D/W)	バース数	主要取扱品目 (82品目)
県 営 ふ 頭	①	北ふ頭岸壁 1号岸壁 2号岸壁	-9.5 -7.5	330 97	10,000 5,000	2 1	原塩、セメント、石炭
	②	東ふ頭岸壁	-7.5	231	5,000	2	セメント、重油
	③	中央ふ頭北側岸壁	-9.5	294	10,000	2	原木、製材
	④	中央ふ頭先端岸壁	-7.5	137	5,000	1	非鉄金属・鉄鋼
	⑤	中央ふ頭南側岸壁	-7.5	307	5,000	2	
	⑥	南ふ頭岸壁	-7.5	288	5,000	2	鋼材、金属くず
	⑦	万代島ふ頭岸壁 万代島物揚場	-7.5 -3.5	391 298	3,000 200	3 -	取合わせ品、米 水産品
	⑧	万代島信濃川右岸 第1バース岸壁 第2バース岸壁 第3バース岸壁 万代島先端岸壁	-7.5 -7.5 -5.5 -7.5	193 193 136 90	6,000 6,000 2,000 300	1 1 1 2	完成自動車 完成自動車 完成自動車 その他の石油
	⑨	万代島石油栈橋	-7.5	30	2,000	1	
	⑩	水産物揚場 1号 2号 3号 4号	-3.0 -4.0 -4.0 -4.0	137 234 211 87	100 200 200 200	- - - -	水産品 水産品
	⑪	信濃川左岸岸壁	-4.5	440	-	-	水、重油
	⑫	山の下ふ頭北側岸壁	-9.0	330	10,000	2	鋼材、鉄鋼、金属くず
	⑬	山の下ふ頭南側岸壁	-7.5	260	5,000	2	完成自動車
	⑭	信濃川右岸物揚場	-4.0	687	50	-	
	⑮	南物揚場	-3.0	175	100	-	
	⑯	通船川左岸物揚場	-3.0	572	100	-	
	⑰	通船川右岸岸壁	-5.5	90	2,000	1	
	⑱	通船川右岸物揚場	-3.0	280	40	-	
	⑲	通船川左岸岸壁	-4.5	95	700	1	
	⑳	信濃川左岸物揚場	-3.0	803	100~700	-	
	㉑	信濃川右岸緑地物揚場	-2.5	103	-	-	
	計					27	
民間 専用 ふ 頭	㉒	臨港ふ頭岸壁A	-11.0	344	20,000	1	金属くず
	㉓	臨港ふ頭岸壁B	-11.0	244	20,000	1	原木、石灰石
	㉔	臨港ふ頭岸壁C	-11.0	200	20,000	1	セメント、その他の石油
	㉕	臨港ふ頭栈橋D 1 D 2・3	-9.0 -10.0	165 245	10,000 15,000	1 1	セメント、石灰石 石灰石、再利用資材
	㉖	臨港ふ頭栈橋E 1 2 臨港ふ頭E物揚場	-9.0 -8.0 -4.0	165 162 25	15,000 5,000 500	1 1 1	その他の石油、揮発油 重油
		計					8
合計						35	

# エ 特定事業所等の概要

## (ア) 特定事業所等の位置



## (イ) 特定事業所の業種別内訳

(令和7年11月1日現在)

業種	事業所数			従業員数		
	第1種	第2種	計	第1種	第2種	計
石油製品等貯蔵販売業	2	1	3	26	34	60
化学工業	1	1	2	476	161	637
火力発電		1	1		19	19
ガス業		1	1		11	11
製紙業		1	1		546	546
計	3	5	8	502	771	1,273

## (ウ) 特定事業所別石油貯蔵・取扱量及び高圧ガス処理量

(令和7年11月1日現在)

区分	事業所名	石油 Kℓ	高圧ガス 千m <sup>3</sup> /日	石油以外の危険物		指定可燃物		高圧ガス以外の 可燃性ガス 千m <sup>3</sup> /日	毒物 t	劇物 t
				4類 Kℓ	4類以外 t	個体類 t	液体類 m <sup>3</sup>			
第一種 事業所	① 出光興産(株) 新潟石油製品輸入基地	449,838 (246,970)								
	② 三菱瓦斯化学(株)新潟工場	25,971 (22,224)	48,628	8,473 (6,448)	3 (3)	271 (271)		1,284	4	8,210
	③ 歴世礦油(株) 新潟西港オイルターミナル	58,067 (35,567)				9,600 (6,600)				
	小計	533,876 (304,761)	48,628	8,473 (6,448)	3 (3)	9,871 (6,871)	0 (0)	1,284	4	8,210
第二種 事業所	① 旭カーボン(株)	4,350 (3,600)	23					21		
	② 橋本産業(株)新潟営業所	790 (690)	307							
	③ 北越コーポレーション(株) 新潟工場	2,769 (1,558)	171	22 (22)	137 (137)	11,712 (9,434)	314 (314)			538
	④ 北陸ガス(株)山の下工場							236		
	⑤ 東北電力(株) 新潟火力発電所	78 (15)						490		113
小計	7,987 (5,863)	501	22 (22)	137 (137)	11,712 (9,434)	314 (314)	747	0	651	
合計	541,863 (310,624)	49,129	8,495 (6,470)	140 (140)	21,583 (16,305)	314 (314)	2,031	4	8,861	

※( )は貯蔵量であり内数

※石油および石油以外の危険物は許可数量

※高圧ガスは不活性ガスを除く

※太字はレイアウト事業所

## (エ) 特定事業所等別危険物施設数

(令和7年11月1日現在)

事業所区分	施設区分	製造所	貯蔵所					取扱所				合計		
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	計	給油取扱所	移送取扱所	一般取扱所		計	
特定事業所	第一種事業所	① 出光興産(株) 新潟石油製品輸入基地	1	35		1		37	1	7	3	11	48	
		② 三菱瓦斯化学(株)新潟工場	17	10	100		1	111	1		21	22	150	
		③ 歴世礦油(株) 新潟西港オイルターミナル			7			7		3	1	4	11	
		小計	17	11	142		1	1	155	2	10	25	37	209
	第二種事業所	① 旭カーボン(株)			12			1	13			4	4	17
		② 橋本産業(株)新潟営業所			3				3			1	1	4
		③ 北越コーポレーション(株) 新潟工場			8				8			9	9	17
		④ 北陸ガス(株)山の下工場												
		⑤ 東北電力(株) 新潟火力発電所			1				1			4	4	5
		小計			24			1	25			18	18	43
	計	17	11	166		1	2	180	2	10	43	55	252	
	その他事業所	① ㈲オイルメンテナンス新潟			4				4			1	1	5
		② JFE精密(株)								1			1	1
③ (株)サイエンス新潟製造所			1					1			1	1	2	
④ (株)ナカザワ新潟支店														
⑤ 新潟サンリン(株)新潟支店						1		1			1	1	2	
⑥ 三菱ガス化学ネクスト(株) 新潟工場		5	2	11				13			2	2	20	
⑦ 牧野興業(株)				4				4					4	
⑧ 北陸天然瓦斯興業(株) 下木戸事業所				2				2					2	
⑨ 成沢製油(株)		1		4				4			2	2	7	
小計		6	3	25		1		29	1		7	8	43	
合計	23	14	191		2	2	209	3	10	50	63	295		

※太字はレイアウト事業所

## (オ) 特定事業所特定屋外タンク貯蔵所一覧

事業所名	施設名	品名	物質名	許可数量 kℓ	タンク の形状	タンクの 直径 m	タンク本体 の高さ m
出光興産(株) 新潟石油製品輸入基地	201	第1石油類	ガソリン	4,486	F・R	25.18	11.315
	202	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	203	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	204	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	212	〃	原油	4,414	〃	〃	11.165
	221	〃	ガソリン	4,486	〃	〃	11.315
	222	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	224	〃	〃	2,966	〃	19.37	12.195
	223	〃	〃	2,000	〃	17.41	10.670
	215	第2石油類	灯油	17,136	I・F・R	38.74	18.205
	228	〃	〃	9,422	D・R	25.18	21.390
	211	第1石油類	原油	4,438	F・R	〃	11.215
	213	〃	〃	4,414	〃	〃	11.165
	226	第2石油類	灯油	4,765	D・R	19.38	18.324
	325	〃	軽油	9,407	〃	25.18	21.360
	305	〃	灯油	5,397	C・R	27.184	12.800
	326	〃	軽油	4,774	D・R	19.38	18.354
	327	〃	〃	4,766	〃	〃	18.330
	324	第3石油類	A重油	2,527	C・R	19.38	10.660
	333	第2石油類	灯油	34,526	I・F・R	49.4	21.908
	332	〃	〃	27,992	〃	46.49	20.095
	331	〃	〃	18,319	〃	35.5	22.040
	312	〃	〃	12,640	〃	38.74	13.755
	313	〃	〃	12,662	〃	〃	〃
	314	第3石油類	C重油	9,800	C・R	40.72	12.030
	311	第2石油類	灯油	11,366	I・F・R	39.994	11.970
	321	第3石油類	A重油	6,496	C・R	27.12	13.700
	322	〃	〃	4,176	〃	25.18	10.660
	303	〃	〃	2,493	〃	21.200	9.150
	323	〃	〃	2,527	〃	19.38	10.660
三菱瓦斯化学(株)新潟工場	T-500	アルコール類*	メタノール	4,650	I・F・R	23.180	14.150

※水溶性

歴世礦油(株)新潟西港 オイルターミナル	203	第3石油類	A重油	9,900	C・R	36.550	12.020
	204	第2石油類	軽油	8,949	〃	28.600	16.500
	202	〃	灯油	5,126	〃	25.000	13.725
	200	〃	〃	4,177	〃	23.165	12.190
	205	〃	〃	4,420	〃	21.000	15.000
	201	第3石油類	C重油	2,980	〃	21.200	10.600

注) C・R: コーンルーフトタンク F・R: フローティングルーフトタンク

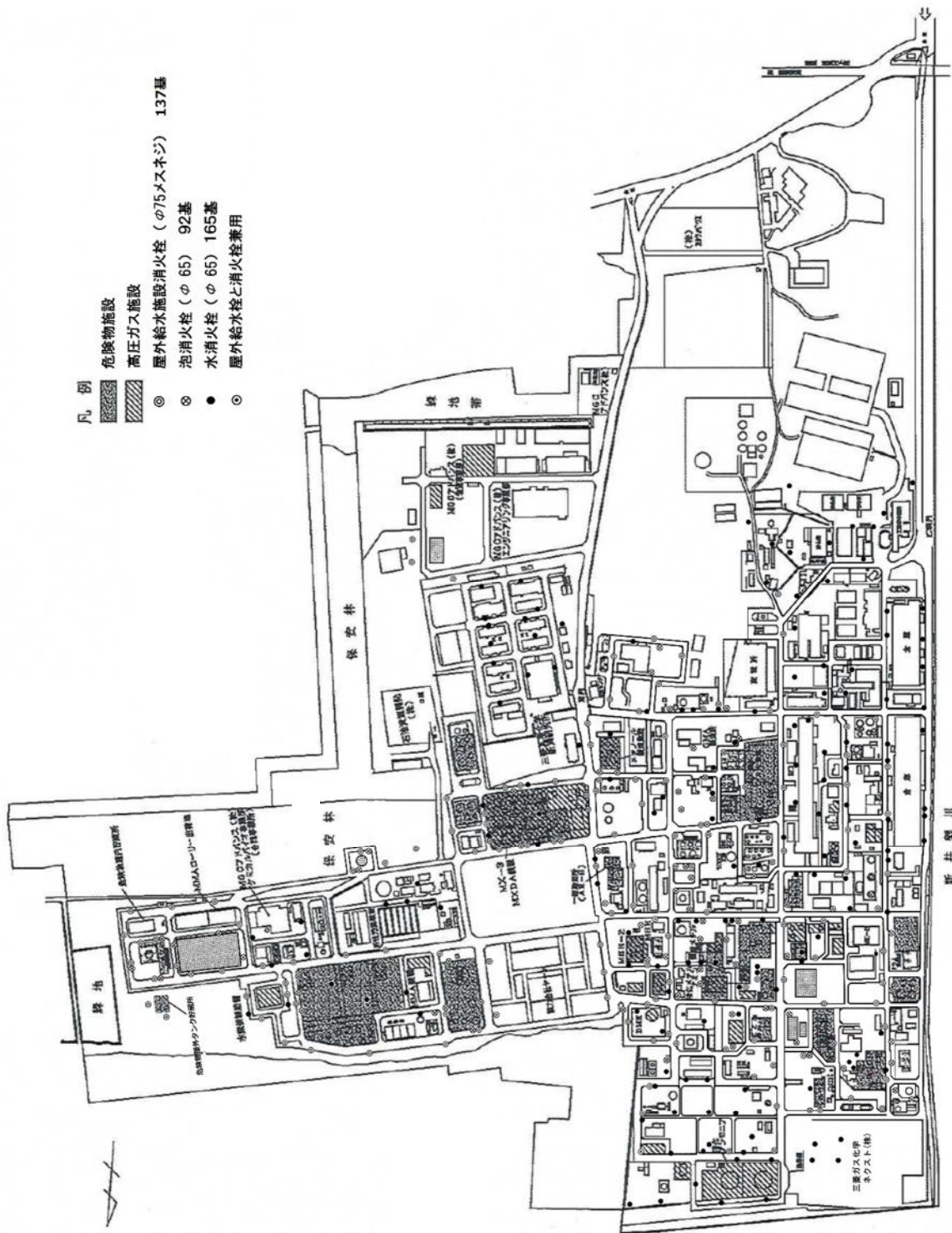
D・R: ドームルーフトタンク I・F・R: インナーフロートタンク

(カ) 事業所別高圧ガス貯蔵一覧 (50t 以上)

事業所名	施設名	ガス名	高圧ガス 区分	貯蔵能力 t	常用圧力 MPa	貯槽の 直径 m	貯槽本体の 高さ m
三菱瓦斯化学(株) 新潟工場	H-V2d	液化ジメチルアミン	可燃性	190	0.35	8.75	10.62
	V-501	液化アンモニア	可燃性・毒性	4,000	0.0137	21.34	17.8
	V-501B	〃	〃	〃	〃	〃	18.0
	H-V1a	液化モノメチルアミン	〃	67	0.49	4.0	9.68
	H-V1b	液化トリメチルアミン	〃	66	0.29	〃	〃
	H-V2a	液化ジメチルアミン	可燃性	129	〃	4.5	14.49
	H-V2b	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	H-V2C	〃	〃	190	〃	8.75	10.62
	H-V3a	液化トリメチルアミン	〃	63	〃	4.0	9.68
	H-V1C	液化モノメチルアミン	可燃性・毒性	84	0.5	3.8	10.8
	D-V3B	液化ジメチルエーテル	可燃性	215	0.785	4.5	25.0
	D-V103A	液化メチルエーテル	〃	1,459	1.1	16.5	16.5
	H-V2e	液化ジメチルアミン	〃	277	0.29	18.0	6.0
	H-V3c	液化トリメチルアミン	可燃性・毒性	〃	〃	〃	〃
	H-V1D	液化モノメチルアミン	〃	162	0.49	5.1	17.0
H-V3B	液化トリメチルアミン	〃	56	0.29	3.6	10.6	
橋本産業(株) 新潟営業所		液化プロパン	可燃性	50	1.76	3.5	5.5
北陸ガス(株) 山の下工場	T-101	〃	〃	60	1.32	3.45	16.83
	T-102	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	T-103	〃	〃	〃	〃	〃	16.82



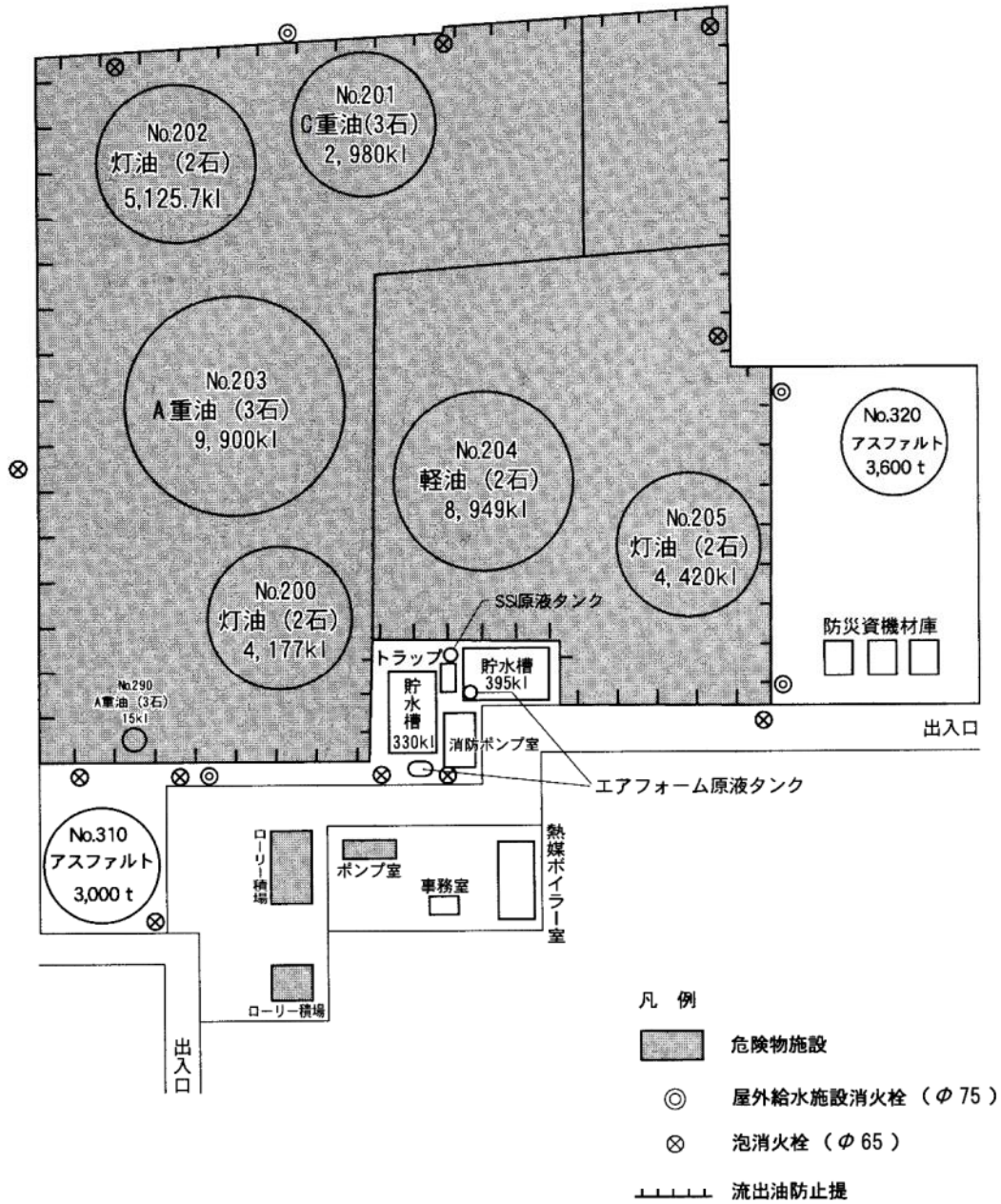
1-2 三菱瓦斯化学㈱新潟工場 (第1種事業所 レイアウト省令対象)



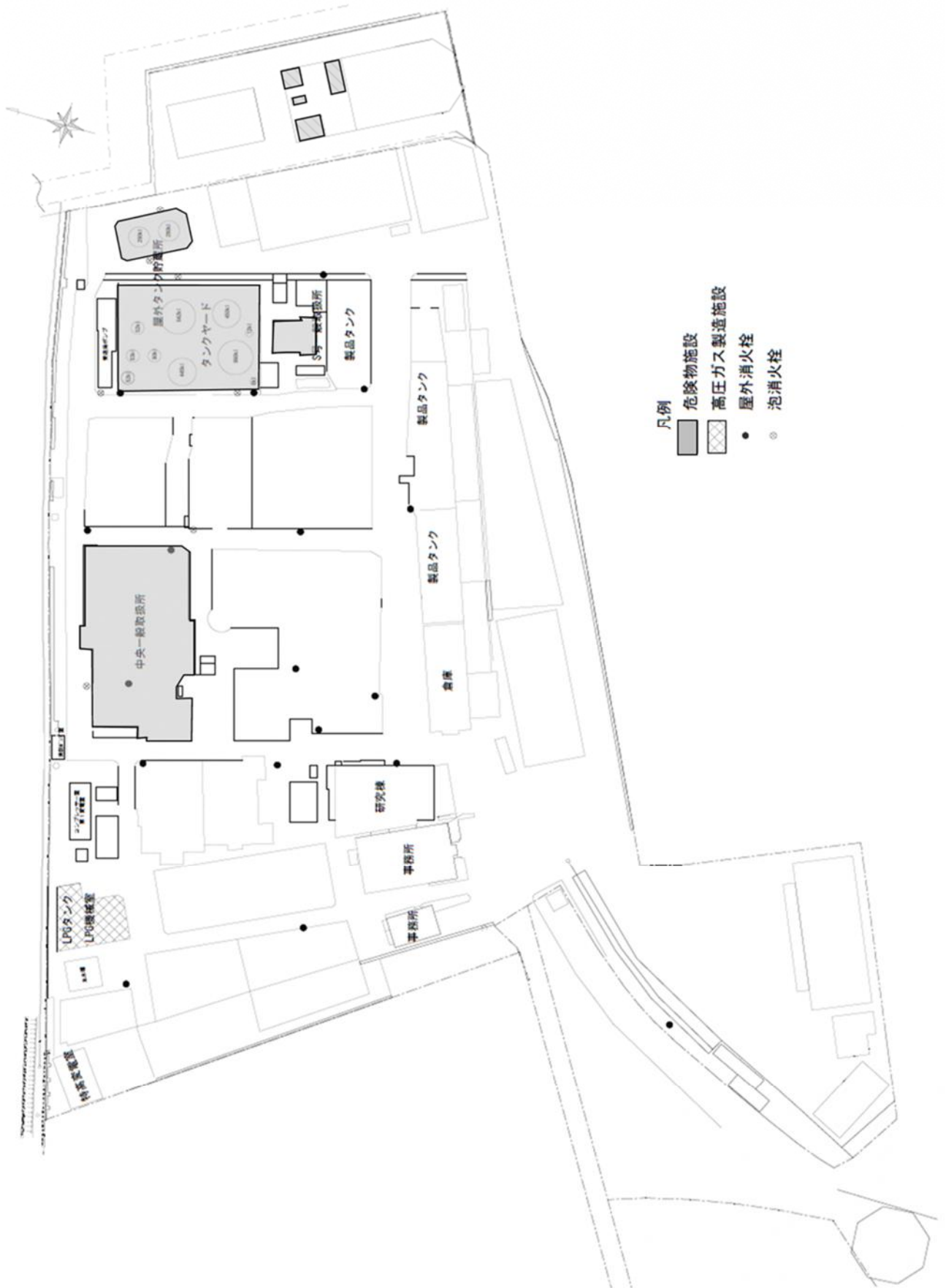
凡例

- ⊗ 危険物施設
- ▨ 高圧ガス施設
- 屋外給水施設消火栓 (の75メスネジ) 137基
- ⊗ 泡消火栓 (の65) 92基
- 水消火栓 (の65) 165基
- 屋外給水栓と消火栓兼用

1-3 歴世礦油(株)新潟西港オイルターミナル (第1種事業所)

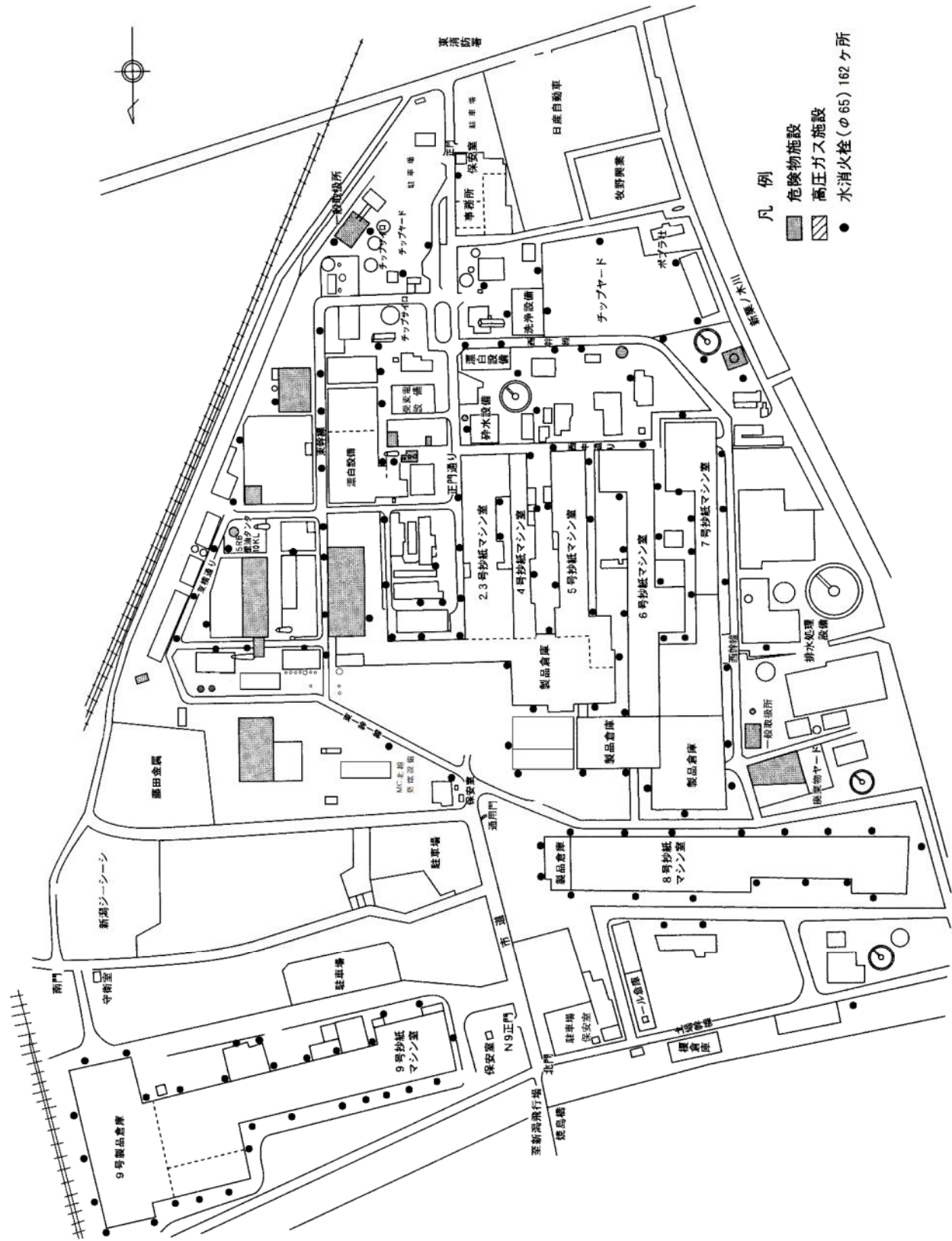


2-1 旭カーボン(株) (第2種事業所)








②-3 北越コーポレーション(株)新潟工場 (第2種事業所)



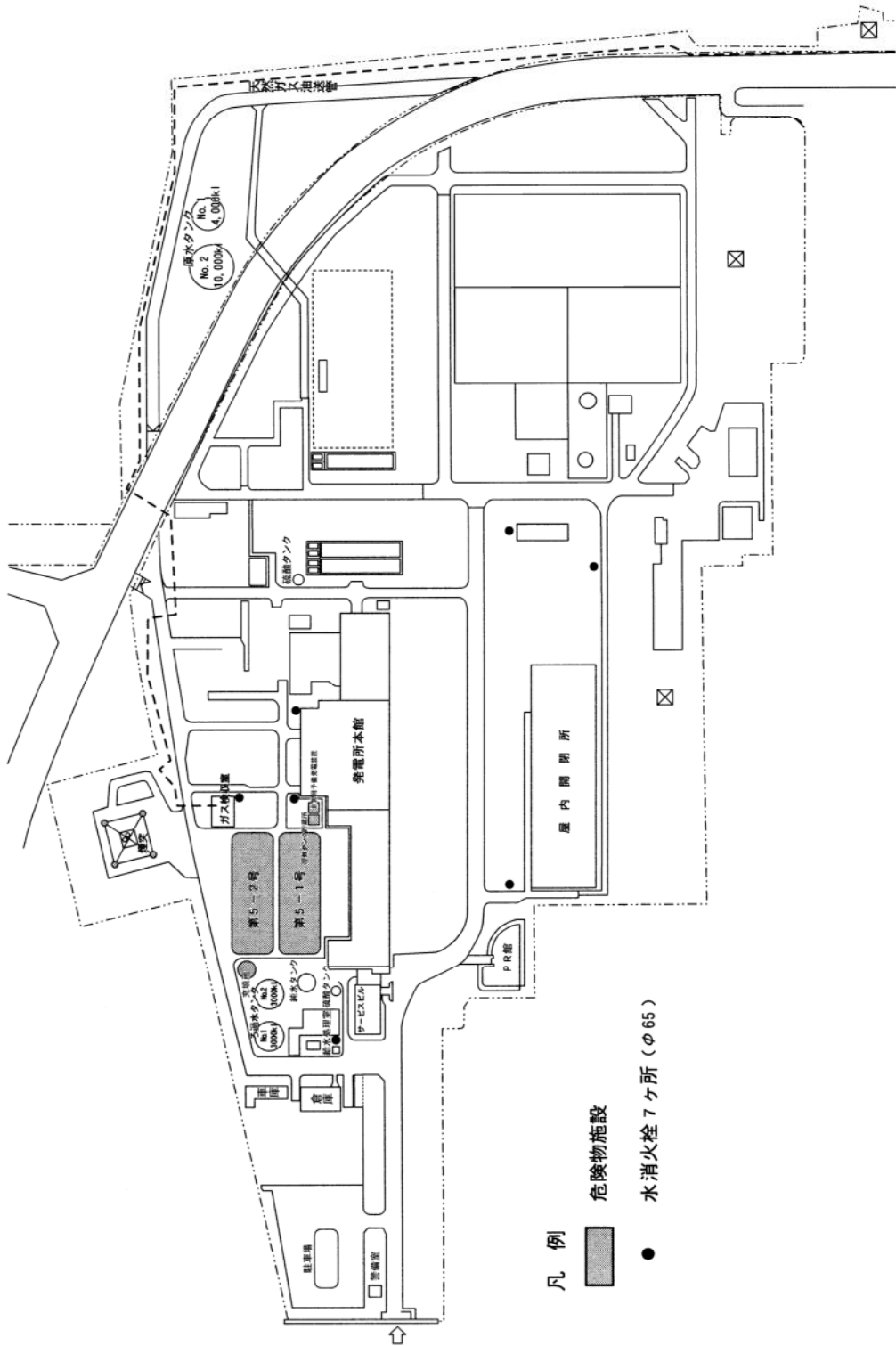
②-4 北陸ガス(株)山の下工場 (第2種事業所)



凡 例

-  高圧ガス施設
-  可燃性ガス施設 (ガス事業法)
-  水消火栓 (φ 65)

2-5 東北電力(株)新潟火力発電所 (第2種事業所)



## オ 消防力及び防ぎよ態勢

### (ア) 陸 上

#### a 市町村の消防力

新潟市消防局、新潟市消防団(東港地区と同じ)

#### b 防ぎよ態勢

新潟市消防局石油コンビナート等火災防御対策要綱(東港地区と同じ)

c 特定事業所の消防力

区分	事業所名称 防災資機材等	防災要員 (一直の人数)	消防自動車										可搬式放水銃等					
			大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	大型化学 高所放水 車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	甲種化学 消防車 (台)	普通消防 車 (台)	小型消防 車 (台)	普通高所 放水車 (台)	乙種化学 消防車 (台)	乙種特殊 消防車 (台)	可搬式 放水銃 (基)	放水砲		耐熱服 (基)	空気又は 酸素呼吸 器 (基)	
														三千型 (基)	二千型 (基)			
共同 防災	新潟西港地区 共同防災協議会	4			1	1									1		2	2
	石油連盟油濁防除 資機材基地																	
第一 種事 業所	出光興産(株) 新潟石油製品輸入基地	2																
	三菱瓦斯化学(株)新潟工場	5				1						28				3	40	
	歴世礦油(株) 新潟西港オイルターミナル	3																
第二 種事 業所	旭カーボン(株)	4										1						
	橋本産業(株)新潟営業所	2																
	北越コーポレーション(株) 新潟工場	2																
	北陸ガス(株)山の下工場	2																
	東北電力(株) 新潟火力発電所	2																
	計	26			1	1	1					29	1		5	42		

(令和7年11月1日現在)

消火薬剤 (6%のものは3%換算した量)										オイルフェンス等				
非水溶性液体用								水溶性液体用		オイルフェンス	油処理剤	オイルマット	オイルフェンス展開船	油回収船
たん白3%	たん白6%	ふっ化たん白3%	ふっ化たん白6%	合成界面活性剤3%	合成界面活性剤6%	水成膜3%	水成膜6%	水溶性液体用3%	水溶性液体用6%					
(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)					
		11,160								820			1	
										2,920				
7,560										840	1,000	400		
									7,760					
12,160		6,000				5,800				540	594	301		1
1,300										120	160	140		
										260				
21,020		17,160				5,800			7,760	5,500	1,754	841	1	1

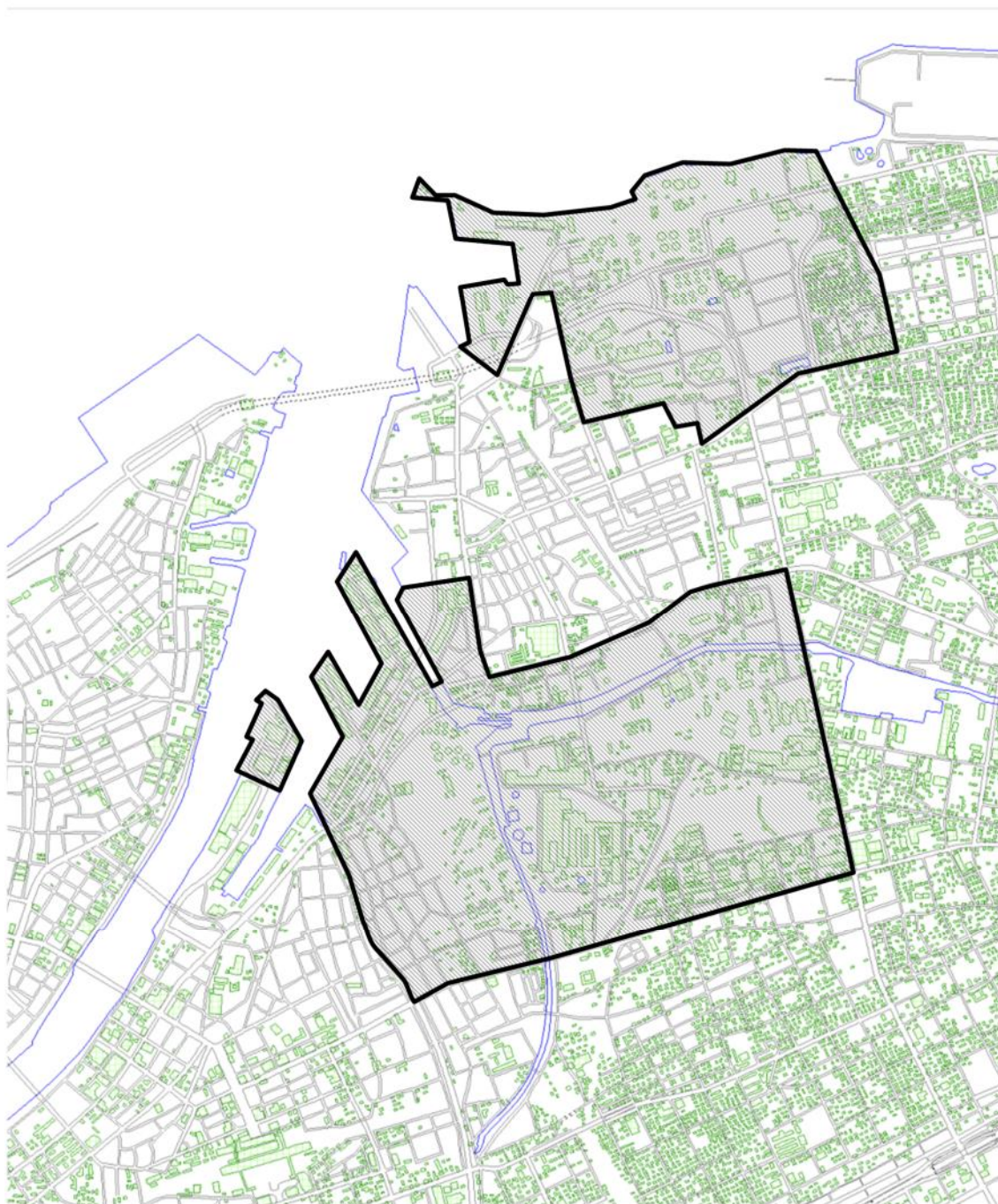
(イ) 海 上

a 海上保安部・署  
東港地区と同じ

b その他  
東港地区と同じ

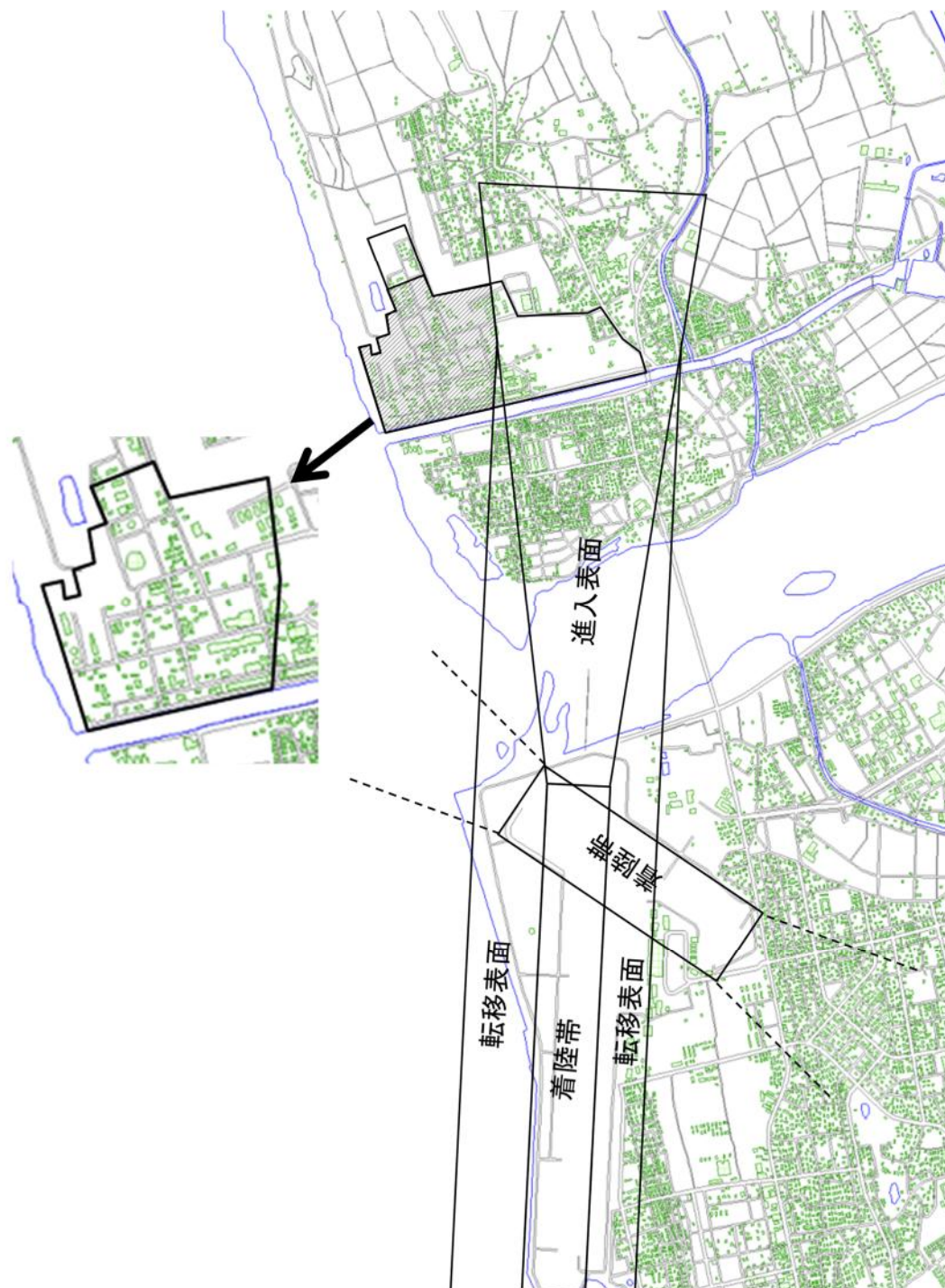
## カ 飛行に関する規制

新潟空港事務所が行う西港地区及における飛行に関する規制区域は、次図の斜線で囲まれた範囲である。



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

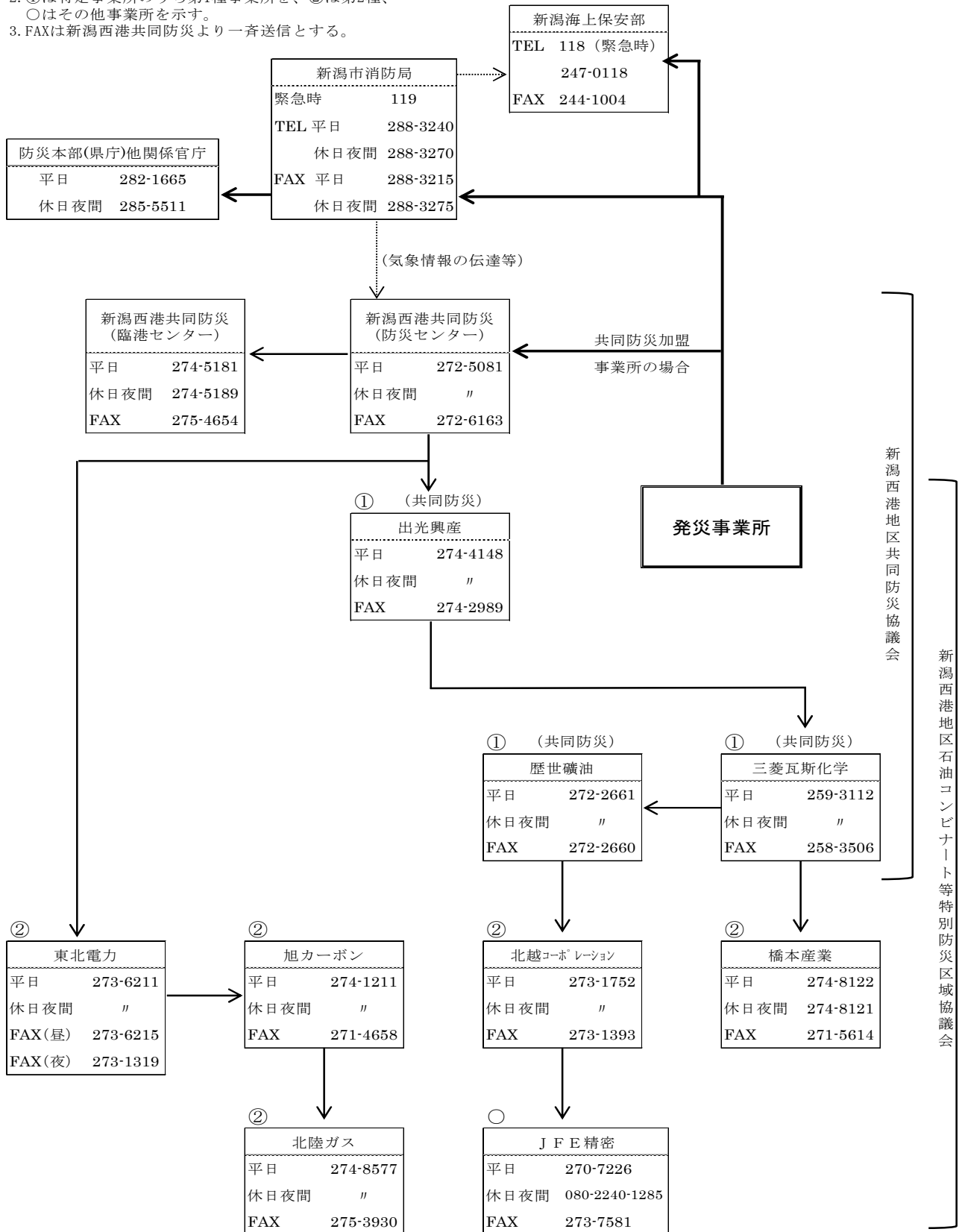
新潟空港事務所が行う松浜地区における飛行に関する規制区域は、次図の斜線で囲まれた範囲である。



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

## キ 通報伝達経路

1. 発災事業所はバイパスする。
2. ①は特定事業所のうち第1種事業所を、②は第2種、○はその他事業所を示す。
3. FAXは新潟西港共同防災より一斉送信とする。

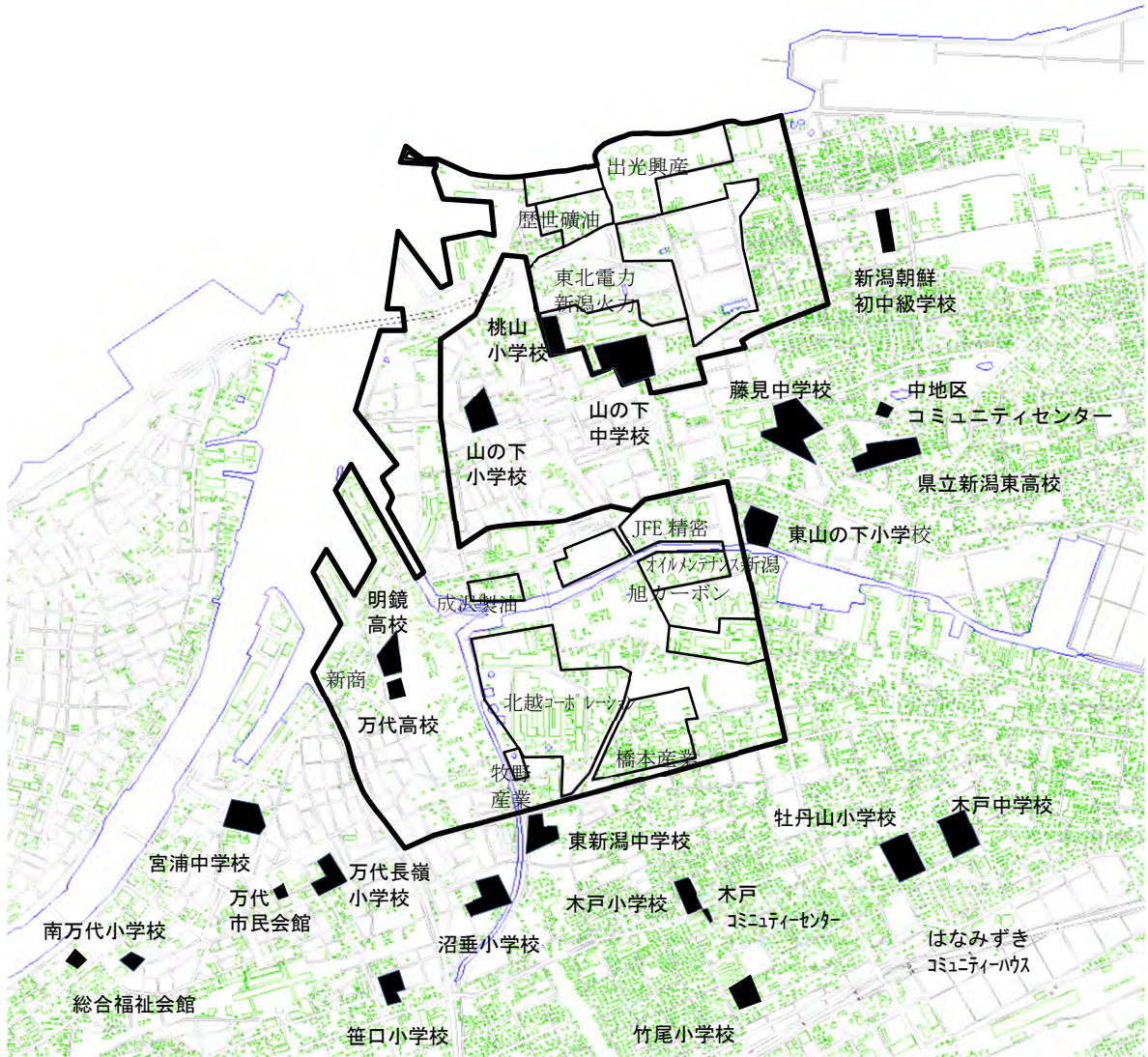


## ク 避難場所

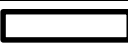

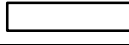
新潟西港地区の避難場所は次のとおりである。

避難場所名	所在地	電話	収容人数
太夫浜小学校	北区太夫浜 2045 番地 2	025-259-2251	472
松浜小学校	北区松浜 3 丁目 19 番地 1	025-259-2045	1,096
松浜中学校	北区松浜 5 丁目 12 番地 2	025-259-2106	707
北地区コミュニティセンター	北区名目所 3 丁目 1129 番地	025-259-6471	279
木戸小学校	東区中山 4 丁目 1 番 1 号	025-274-2367	906
東山の下小学校	東区藤見町 1 丁目 23 番 57 号	025-273-2356	1,334
牡丹山小学校	東区牡丹山 6 丁目 15 番 1 号	025-273-4258	909
山の下小学校	東区山の下町 8 番 55 号	025-273-9366	688
桃山小学校	東区桃山町 2 丁目 204 番地	025-275-1251	834
木戸中学校	東区上木戸 5 丁目 1 番 1 号	025-274-2615	1,043
東新潟中学校	東区山木戸 1 丁目 2 番 1 号	025-273-8341	1,160
藤見中学校	東区小金町 3 丁目 5 番 1 号	025-275-1231	1,165
山の下中学校	東区秋葉通 2 丁目 3722 番地 7	025-273-9278	1,023
新潟東高等学校	東区小金町 2 丁目 6 番 1 号	025-271-7055	331
木戸コミュニティセンター	東区中山 4 丁目 2 番 6 号	025-271-7442	99
中地区コミュニティセンター	東区松和町 15 番 8 号	025-275-1020	190
新潟朝鮮初中級学校	東区空港西 2 丁目 14 番 1 号	025-274-8524	162
笹口小学校	中央区笹口 2 番 47 号	025-247-6218	874
沼垂小学校	中央区鏡が岡 5 番 5 号	025-247-5326	1,008
万代長嶺小学校	中央区東万代町 4 番 1 号	025-245-4488	942
宮浦中学校	中央区万代 5 丁目 6 番 1 号	025-247-5341	1,191
万代高等学校	中央区沼垂東 6 丁目 8 番 1 号	025-241-0193	1,604
明鏡高等学校	中央区沼垂東 6 丁目 11 番 1 号	025-246-3535	1,462
総合福祉会館	中央区八千代 1 丁目 3 番 1 号	025-248-7161	648
万代市民会館	中央区東万代町 9 番 1 号	025-246-7711	507
南万代小学校	中央区幸西 4 丁目 1 番 1 号	025-244-1458	1,065
竹尾小学校	東区竹尾 2 丁目 18 番 1 号	025-271-2628	562
はなみずきコミュニティハウス	東区はなみずき 1 丁目 15 番 12 号	025-270-2837	54



避難場所図 1

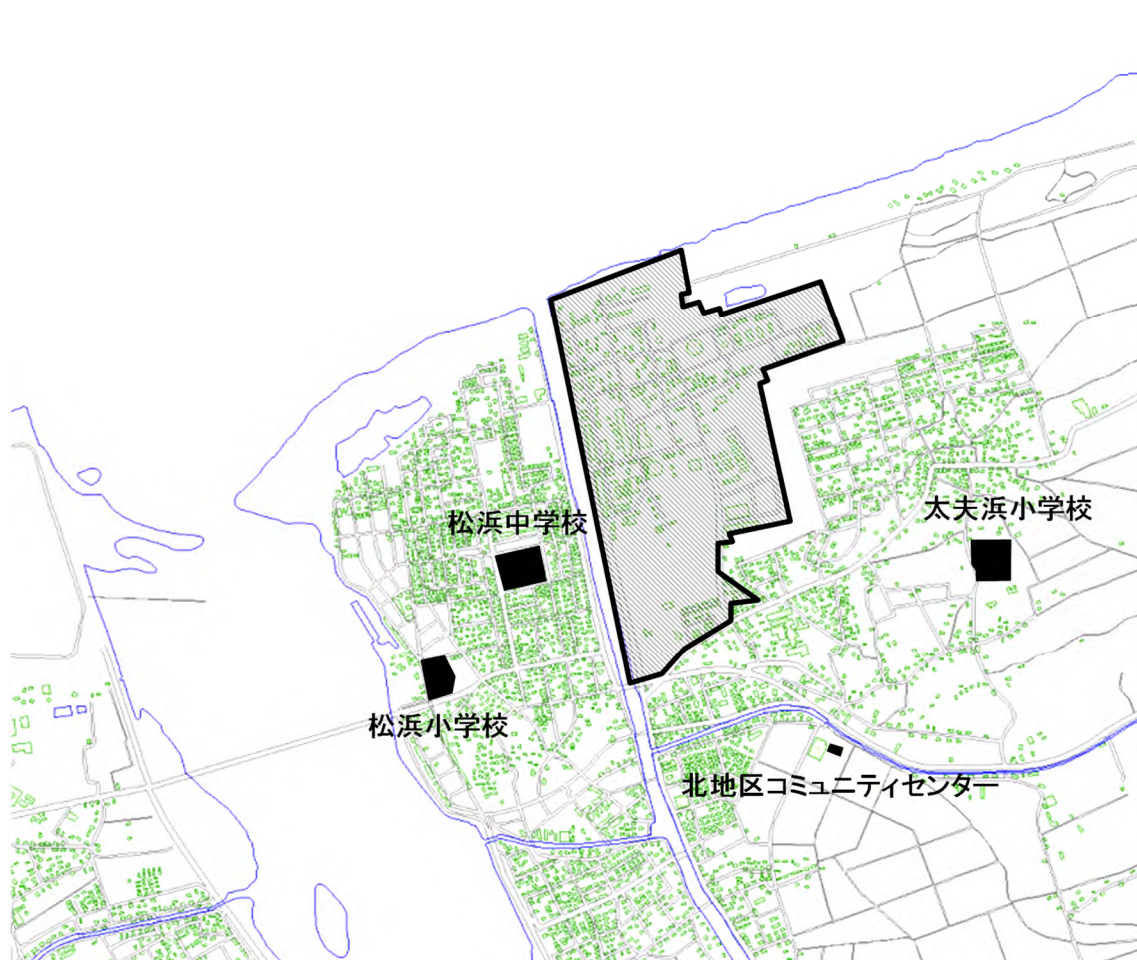


この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

凡例	
	特別防災区域
	避難場所
	特定事業所及び危険物大量取扱い事業所

## 避難場所図 2

凡 例	
	特別防災区域
	避難場所



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

## ケ 医療機関

### 新潟西港周辺の救急病院

医療機関名	科目	所在地	電話	ベッド数
◎ 新潟大学医歯学総合病院	内・精・泌・小・整・呼外・小外・皮・産婦・眼・脳内・消内・消外・循内・脳外・心外・放診・放治・麻・腎内・心内・血内・内代謝内・乳内分外・救急・呼感内・腫内・形美外・肝胆膵内・耳頭外・リハ・歯・矯歯・小歯・歯外・病診	新潟市中央区 旭町通1番町754	025-223-6161	827
◎ 新潟市民病院	内・精・泌・小・整・呼内・呼外・小外・皮・産婦・耳・リハ・眼・消内・消外・循内・形・脳内・脳外・心外・放診・放治・麻・腎リウ・乳外・血内・内代謝内・病診・救急・新内・感内・緩ケア内・歯外・ペインクリニック外・腫内	新潟市中央区 鐘木463-7	025-281-5151	676
○ 県立がんセンター新潟病院	内・消内・外・精・泌・小・整・呼外・皮・婦・リハ・眼・脳内・消外・形・脳外・頭外・放診・放治・麻・乳外・病診・歯外・緩ケア内	新潟市中央区 川岸町2-15-3	025-266-5111	404
○ 新潟中央病院	内・整・リハ・形・脳外・歯・歯外	新潟市中央区 新光町1-18	025-285-8811	262
○ 新潟南病院	内・外・泌・小・整・呼内・皮・産婦・眼・神内・消内・循内・リハ・肛外・血内・内分内・糖内・歯・心外	新潟市中央区 鳥屋野2007-6	025-284-2511	177
○ 猫山宮尾病院	内・整・リハ	新潟市中央区 湖南14-7	025-282-2323	66
○ 新潟万代病院	内・外・整・産婦・リハ	新潟市中央区 八千代2-2-8	025-244-4700	52
日本歯科大学新潟病院	内・外・耳・歯・矯歯・小歯・歯外	新潟市中央区 浜浦町1-8	025-267-1500	92
○ 木戸病院	内・外・精・泌・ア・小・整・呼内・皮・婦・耳・リハ・眼・神内・消内・消外・循内・放・麻・腎内・心内・糖内・内分内・歯・小歯・歯外・緩ケア内・脳外	新潟市東区 竹尾4丁目13-3	025-273-2151	312
○ 桑名病院	内・外・整・リハ・消内・消外・循内・脳外・肛外・麻	新潟市東区 河渡甲140	025-273-2251	188
○ 新潟臨港病院	内・外・泌・ア・整・呼内・皮・産婦・リハ・眼・消内・消外・循内・リウ・肛外・放・麻・腎内・歯外・脳外・神内	新潟市東区 桃山町1-114-3	025-274-5331	196
○ 済生会新潟病院	内・外・消外・乳外・精・泌・小・整・呼内・呼外・皮・産婦・耳・リハ・眼・脳神内・消内・循内・形・心外・放・麻・血内・内代謝内・病診・臨検・脳外・歯外・救急	新潟市西区 寺地280-7	025-233-6161	410
○ 新潟医療センター	内・外・精・泌・整・呼内・腎内・糖内分内・皮・産婦・耳・リハ・眼・神内・消内・循内・形・脳外・心外・消外・乳外・放・麻・心内・歯・小歯・歯外・病診・救急・(小)	新潟市西区 小針3-27-11	025-232-0111	265
○ 信楽園病院	内・外・整・呼内・皮・リハ・眼・脳内・消内・消外・循内・脳外・胸血外・放診・麻・腎内・糖内分内・乳内分外・病診・臨検・感内・歯外・血内	新潟市西区 新通南3-3-11	025-260-8200	325
○ 新潟脳外科病院	内・リハ・脳内・脳外・麻・放治	新潟市西区 山田3057	025-231-5111	178
○ 亀田第一病院	内・外・泌・小・整・呼内・小整・産婦・リハ・消内・循内・形・脳外・肛外・麻・糖内・リウ・神内	新潟市江南区 西町2-5-22	025-382-3111	197

※新潟市中央区・東区・西区・江南区に所在する救急病院等を掲載

◎印は救命救急センター（新潟大学医歯学総合病院は高度救命救急センター）

○印は救急告示施設

## コ 交通規制

新潟西港地区の陸上の交通規制

(ア) 全規制図 (別図1)

(イ) 地域別規制

万代島保安港区 (別図2)

竜ヶ島地区 (別図3)


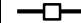

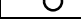
山の下・臨港地区 (別図4)

末広・秋葉地区 (別図5)

榎地区 (別図6)

松浜地区 (別図7)

別図1

凡 例	
	特別防災区域
	一般車両通行禁止区域
	迂回路
	交通規制要員配置箇所

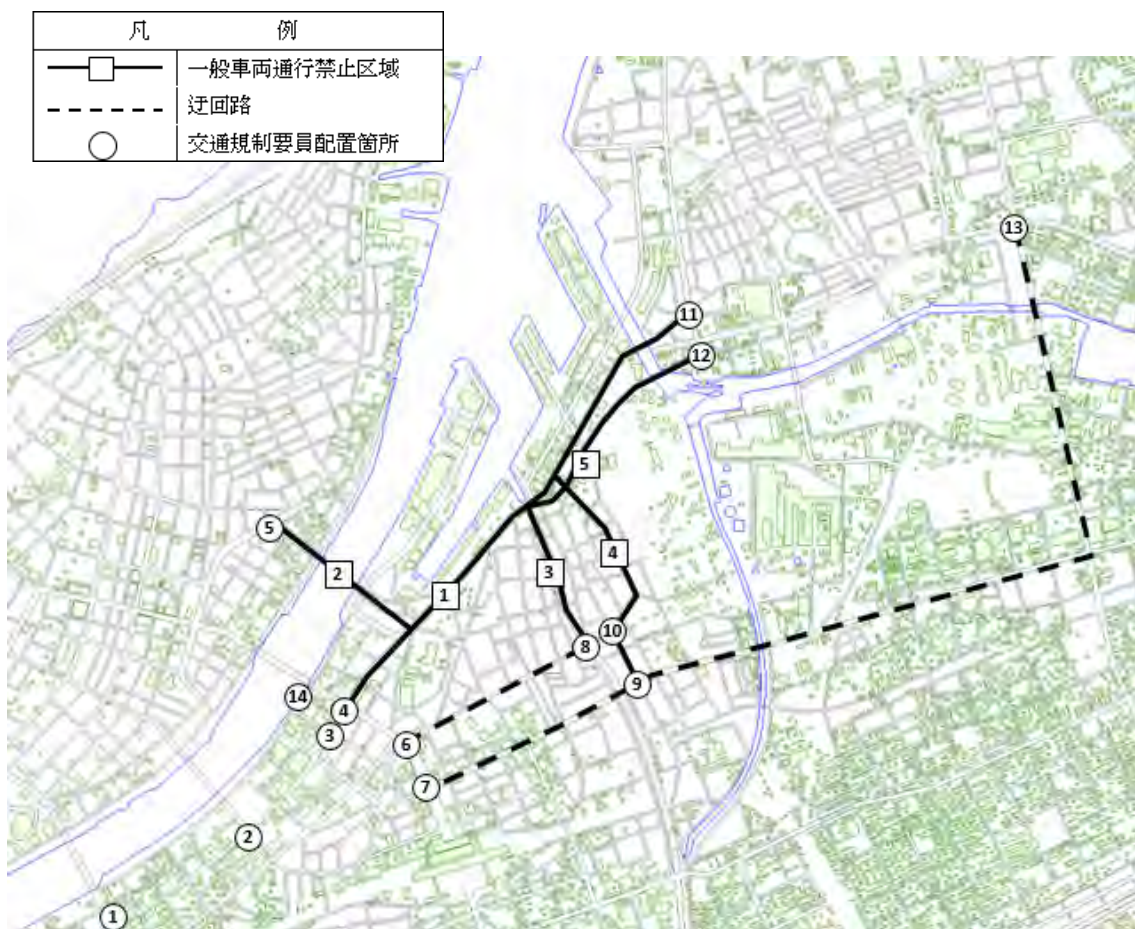


この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

交通規制路線			交通規制要員配置箇所					
1	国道113号(東港線十字路～下山)	7.5 km	1	平成大橋東詰	18	笹越橋	26	海老ヶ瀬インター
2	市道(流作場五差路～沼垂四ツ角)	0.9 km	2	出来島変電所前	19	柴竹山インター	27	大山1丁目
3	国道7号(北陸ガスビル前～栗ノ木橋)	0.9 km	3	女池インター	20	鶴ノ子インター	28	松浜橋西詰
4	柳都大橋	0.7 km	4	千歳大橋東詰	21	榎町	29	森平橋西詰
5	新潟みなとトンネル	1.5 km	5	西隣橋西詰	22	紡織角	30	松浜二丁目
6	市道 (東セレモニーホール～沼垂東2丁目)	1.0 km	6	昭和橋東詰	23	山ニツ	31	大正橋東詰
7	東港線バイパス(万国橋～紡績角)	1.1 km	7	桜木インター	24	国道113号線・平和町	32	築上山
8	主要地方道新潟港横越線 (新潟港横越線・平和町～竹尾インター)	4.5 km	8	八千代橋東詰	25	森見町	33	神谷内
9	市道 (新潟港横越線・平和町～船江町T字路)	1.5 km	9	東港線十字路	26	赤道十字路	34	太夫浜小学校入口
10	市道(紡績角～河渡)	2.5 km	10	柳都大橋西詰	27	本間酒店前	35	松栄町
11	市道(大山1丁目～榎町)	2.0 km	11	新潟みなとトンネル西詰	28	竹尾インター	36	熊馬場北口
12	主要地方道新潟新発田村上線 (栗ノ木橋～海老ヶ瀬インター)	5.2 km	12	流作場五差路	29	中木戸	37	尾山
13	県道島見濁川線 (大正橋西詰～平町酒店前)	2.5 km	13	北陸ガスビル前	30	河渡	38	湯川インター
14	主要地方道新潟村松三川線 (下山～神谷内)	3.1 km	14	万国橋	31	船江町T字路	39	熊馬場インター
			15	ローソン新潟沼垂西店前	32	河渡新町	40	下山
			16	栗ノ木橋	33	イオン新潟東店前	41	津島屋8丁目
			17	沼垂四ツ角	34	松崎空港入口		

別図 2

万代島保安港区



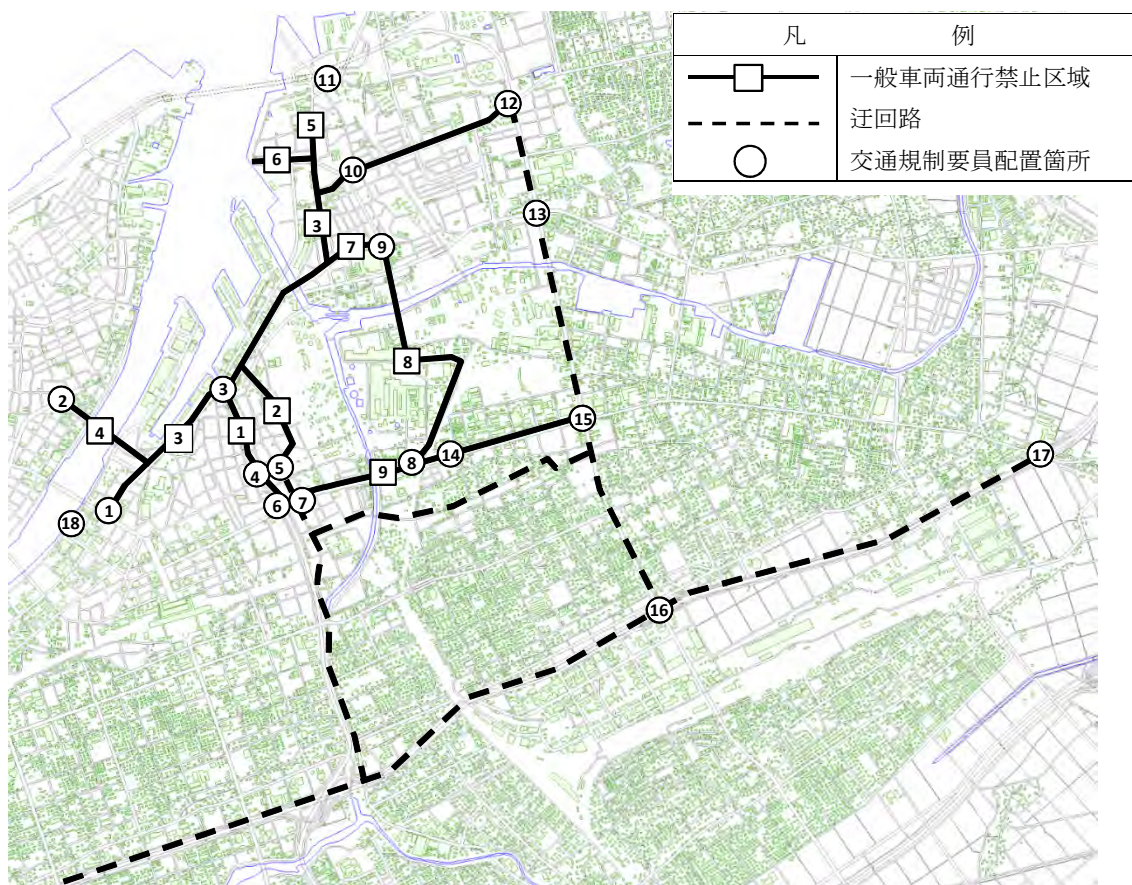
この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

交通規制路線		
①	国道 113 号(東港線十字路～紡績角)	2.3 km
②	柳都大橋	0.7 km
③	県道新潟港沼垂線〔栗の木線〕(万国橋～ローソン新潟沼垂西店前)	0.7 km
④	市道(東セレモニーホール前～沼垂四ツ角)	0.8 km
⑤	東港線バイパス(万国橋～長者町)	1.0 km

交通規制要員配置か所			
①	昭和大橋東詰	⑧	ローソン新潟沼垂西店前
②	八千代橋東詰	⑨	栗ノ木橋
③	新潟伊勢丹前	⑩	沼垂四ツ角
④	東港線十字路	⑪	紡績角
⑤	柳都大橋西詰	⑫	長者町
⑥	流作場五差路	⑬	藤見町
⑦	北陸ガスビル前	⑭	リバービュービル前

別図 3

竜ヶ島地区



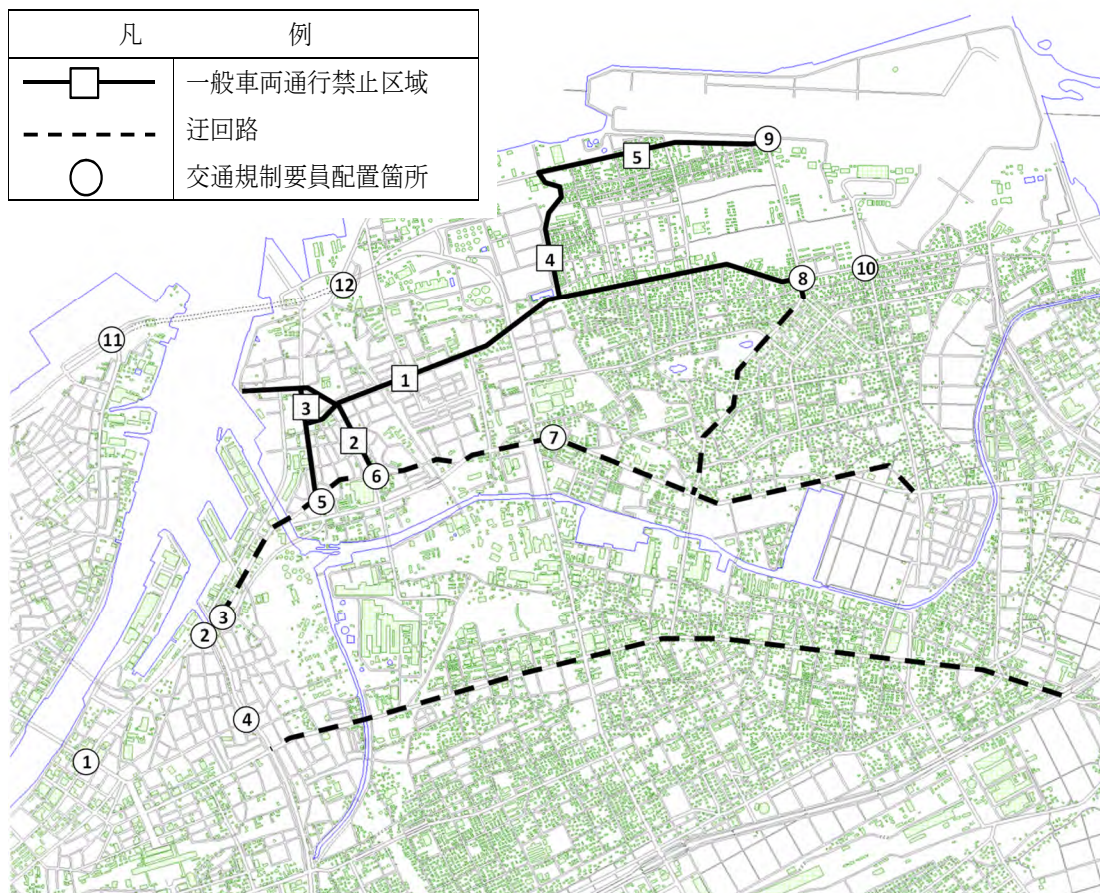
この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

交通規制路線		
①	県道新潟港沼垂線(万国橋～ローソン新潟沼垂西店前)	0.7 km
②	市道(東セレモニーホール前～沼垂東2丁目)	1.0 km
③	国道113号(東港線十字路～国道113号・平和町)	4.3 km
④	柳都大橋	0.7 km
⑤	市道(末広橋～神明神社前)	0.5 km
⑥	市道(山の下ポンプ場～山の下郵便局前)	0.4 km
⑦	市道(紡績角～大山1丁目)	0.4 km
⑧	市道(大山1丁目～榎町)	2.0 km
⑨	主要地方道新潟新発田村上線(栗ノ木橋～赤道十字路)	2.1 km

交通規制要員配置か所		
① 東港線十字路	⑦ 沼垂東2丁目	⑬ 藤見町
② 柳都大橋西詰	⑧ 榎町	⑭ 山木戸
③ 万国橋	⑨ 大山1丁目	⑮ 赤道十字路
④ ローソン新潟沼垂西店前	⑩ 北葉町	⑯ 竹尾インター
⑤ 沼垂四ツ角	⑪ 末広橋病院脇	⑰ 海老ヶ瀬インター
⑥ 栗ノ木橋	⑫ 国道113号・平和町	⑱ リバービュービル前

別図4

山 の 下 臨 港 地 区



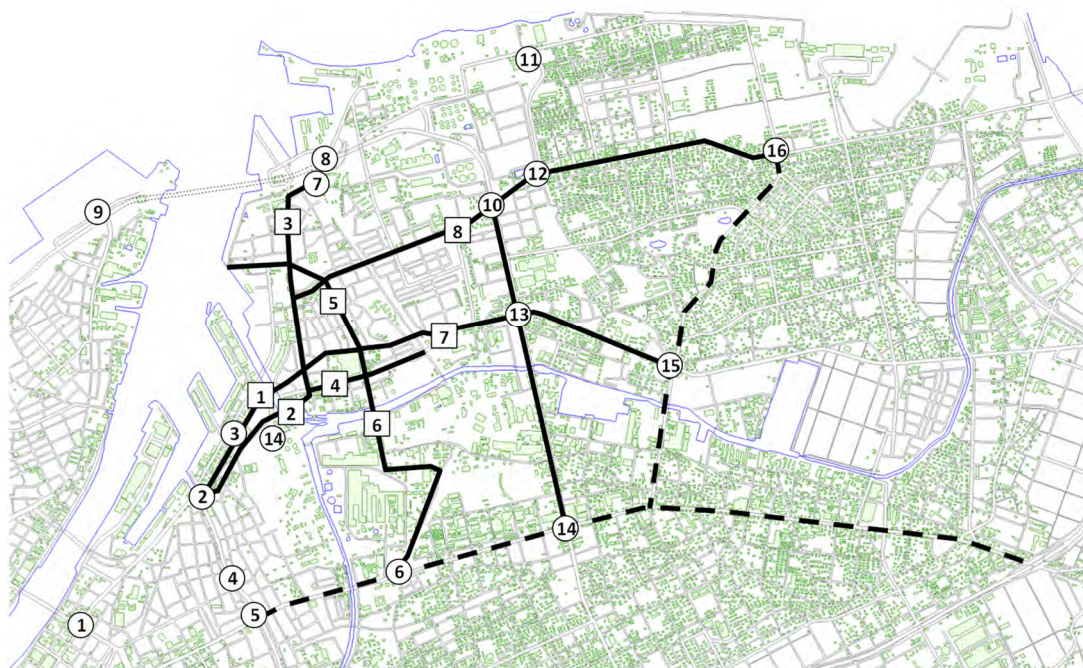
この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

交通規制路線		
①	国道 113 号(紡績角～河渡新町)	4.3 km
②	市道(山の下ポンプ場～大山 1 丁目)	1.2 km
③	市道(末広橋～山の下郵便局前)	0.3 km
④	主要地方道新潟港横越線 (新潟港横越線・平和町～藤見町)	1.8 km
⑤	市道(新潟港横越線・平和町～船江橋丁字路)	1.5 km

交通規制要員配置か所		
①	東港線十字路	⑤ 紡績角
②	万国橋	⑥ 大山 1 丁目
③	東セレモニーホール前	⑦ 藤見町
④	ローソン新潟沼垂西店前	⑧ 河渡新町
		⑨ 船江町丁字路
		⑩ 空港入口
		⑪ 新潟みなとトンネル西詰
		⑫ 新潟みなとトンネル東詰

別図5

末 広 ・ 秋 葉 地 区



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

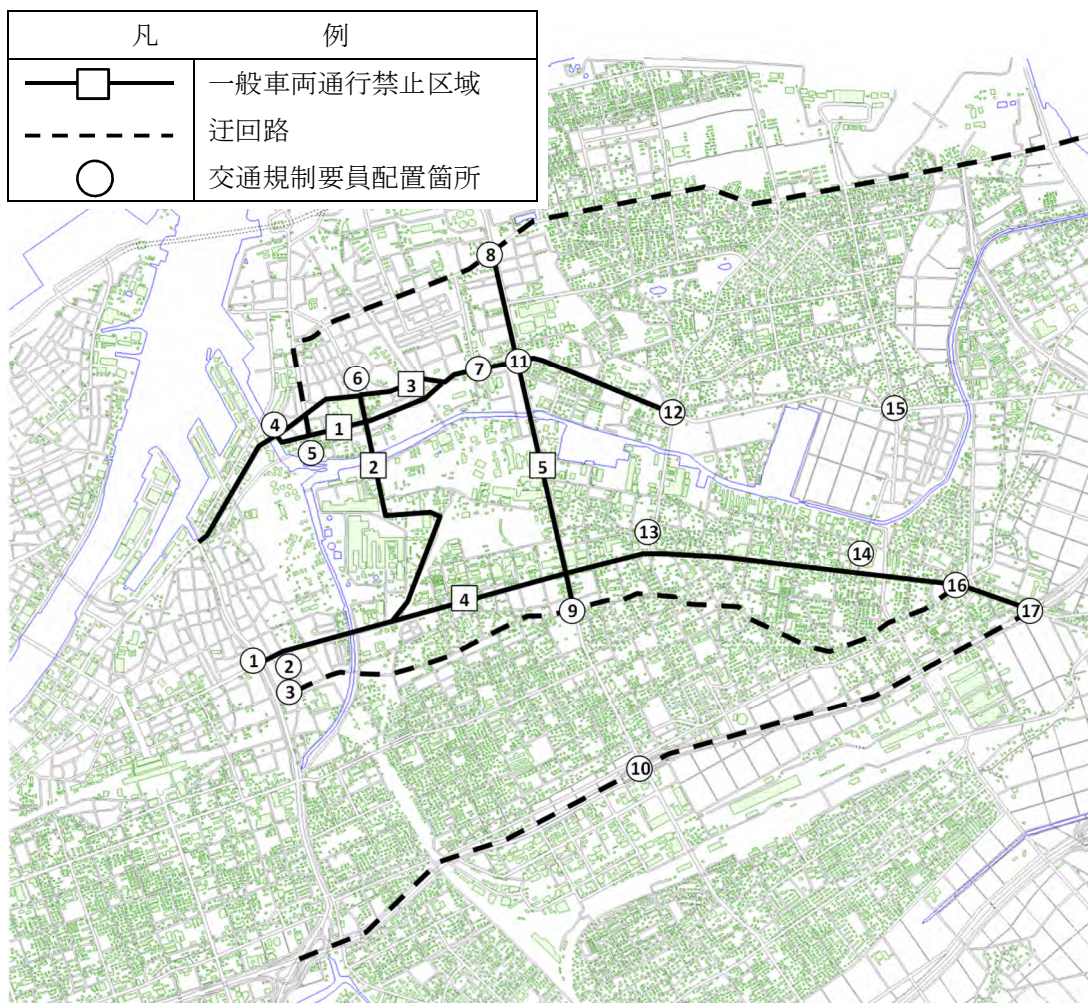
凡 例	
	一般車両通行禁止区域
	迂回路
	交通規制要員配置箇所

交通規制路線		
①	国道 113 号(万国橋～河渡新町)	4.8 km
②	東港線バイパス(万国橋～紡績角)	1.1 km
③	市道(末広橋～末広橋病院脇)	0.9 km
④	市道(長者町～JFE 前)	1.1 km
⑤	市道(山ノ下ポンプ場～大山 1 丁目)	1.2 km
⑥	市道(大山 1 丁目～榎町)	2.0 km
⑦	市道(紡績角～河渡)	2.5 km
⑧	主要地方道新潟港横越線(国道 113 号・平和町～赤道十字路)	2.2 km

交通規制要員配置か所		
① 東港線十字路	⑦ 末広橋病院脇	⑬ 藤見町
② 万国橋	⑧ 新潟みなとトンネル東詰	⑭ 赤道十字路
③ 東セレモニーホール前	⑨ 新潟みなとトンネル西詰	⑮ 河渡
④ ローソン新潟沼垂西店前	⑩ 国道 113 号・平和町	⑯ 河渡新町
⑤ 栗ノ木橋	⑪ 新潟港横越線・平和町	
⑥ 榎町	⑫ 浜屋町	

別図6

榎 地 区



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

交通規制路線		
①	市道(長者町～JFE 前)	1.1 km
②	市道(大山1丁目～榎町)	2.0 km
③	市道(紡績角～河渡)	2.5 km
④	主要地方道新潟新発田村上線(栗ノ木橋～海老ヶ瀬インター)	5.2 km
⑤	主要地方道新潟港横越線 (国道 113 号・平和町～本間酒店前)	2.5 km

交通規制要員配置か所		
① 栗ノ木橋	⑦ JFE 前	⑬ 中木戸
② 沼垂東2丁目	⑧ 国道 113 号・平和町	⑭ イオン新潟東店前
③ 沼垂白山神社前	⑨ 本間酒店前	⑮ 松崎空港入口
④ 紡績角	⑩ 竹尾インター	⑯ グラッチェガーデンズ大形本町店前
⑤ 長者町	⑪ 藤見町	⑰ 海老ヶ瀬インター
⑥ 大山1丁目	⑫ 河渡	

別図7

松 浜 地 区



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

交通規制路線		
1	主要地方道新潟村松三川線(下山～神谷内)	3.1 km
2	県道島見濁川線(大正橋東詰～太夫浜)	2.5 km

交通規制要員配置か所		
① 国道113号・平和町	⑥ 競馬場北口	⑪ 下山
② 河渡新町	⑦ 太夫浜小学校入口	⑫ 津島屋8丁目
③ 松浜橋西詰	⑧ 久平橋	⑬ 神谷内
④ 松浜二丁目	⑨ 濁川インター	
⑤ 大正橋東詰	⑩ 競馬場インター	

### (3) 直江津地区の現況

#### ア 土地利用及び人口

##### (7) 土地利用区分

直江津地区周辺は昭和 48 年に工業地域又は準工業地域の用途地域が都市計画決定されたが、その当時すでに旧国道 8 号沿線等に一般住家の集落が形成されており現在もその形態は変わっていない。

なお直江津地区内及び周辺の都市計画法による用途地域は下図のとおりであり、地区内の用途地域毎の面積等は次頁の表のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

(令和7年11月1日現在)

区分	第一種 住居地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
面積 (千平方メートル)	80	878	377	1,711	3,046
比率	2.63	28.82	12.38	56.17	100.00

(イ) 一般住宅の世帯数及び人口

直江津地区内の世帯数及び人口は次のとおりである。

(令和7年11月1日現在)

市町村名	世帯数	人口	内訳	
			男	女
上越市	303	621	321	300

町名別内訳（上越市）

町名	世帯	人口	町名	世帯	人口	町名	世帯	人口
1 港町2丁目	16	27	3 黒井	86	181	5 佐内町	73	168
2 市之町	60	114	4 三ツ屋町	3	7	6 西福島1区	65	124
合計							303	621

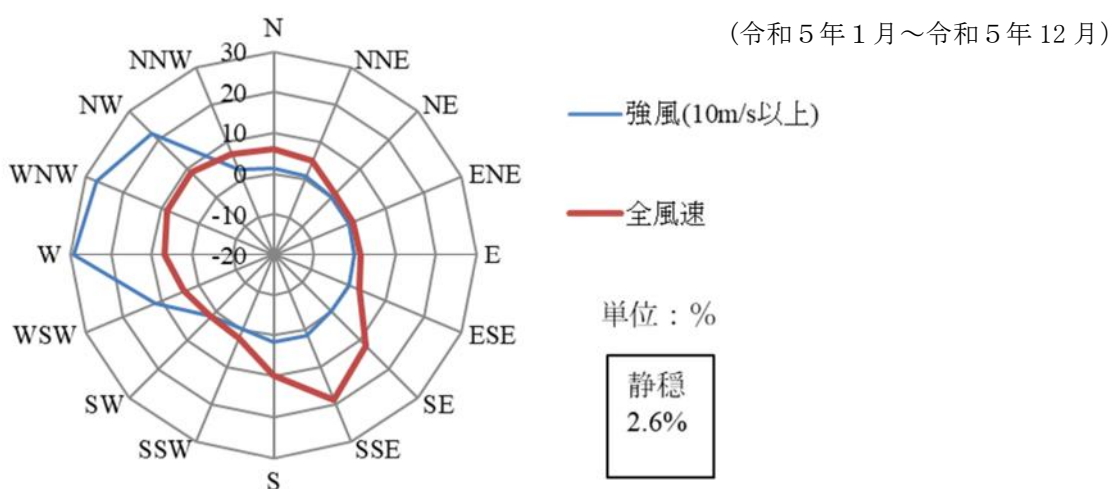
## イ 気象状況

### (7) 年間最大風速

年	最大風速	風向	発生日
平成 26 年	21.9	欠測	12 月 17 日
平成 27 年	22.4	欠測	12 月 4 日
平成 28 年	26.2	欠測	10 月 5 日
平成 29 年	22.6	W	12 月 27 日
平成 30 年	24.9	W	1 月 23 日
令和元年	23.7	W	9 月 23 日
令和 2 年	22.8	W	3 月 20 日
令和 3 年	26.0	W	2 月 16 日
令和 4 年	22.7	W	12 月 14 日
令和 5 年	26.3	W	12 月 16 日
令和 6 年	21.6	欠測	12 月 22 日

(観測機関：新潟県直江津港湾事務所)

### (i) 風向図



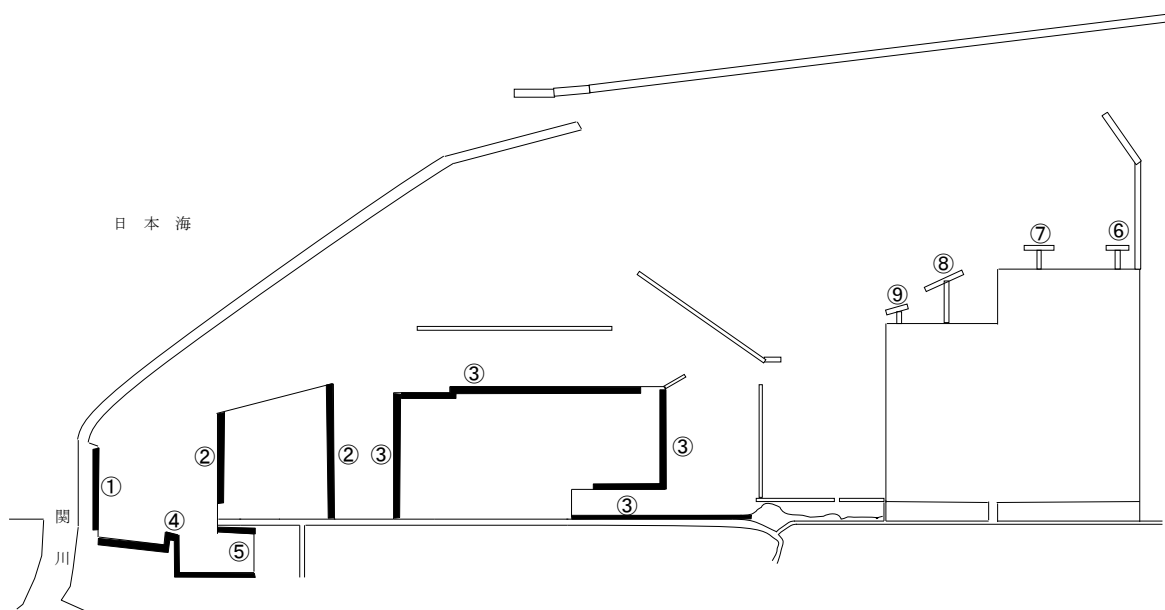
### (7) 年間最大波高(直江津港沖 -32m)

年	区分	最高波			1/3 最大波 (有義波)		
		波高 (m)	周期 (sec)	発生日	波高 (m)	周期 (sec)	発生日
平成18年		10.37	10.3	1 月 23 日	5.61	9.7	1 月 23 日
平成19年		11.57	11.4	1 月 7 日	7.65	12.3	1 月 7 日
平成20年		10.31	8.0	2 月 23 日	6.00	10.2	2 月 24 日
平成21年		9.52	10.7	12月31日	5.59	10.1	12月31日
平成22年		11.67	10.3	2 月 6 日	6.63	10.6	2 月 6 日
平成23年		8.53	8.6	1 月 17 日	4.99	8.9	12月26日
平成24年		11.42	14.5	4 月 4 日	6.12	11.9	4 月 4 日
平成25年		10.17	8.4	2 月 24 日	5.72	9.7	1 月 26 日
平成26年		11.94	10.9	12月17日	6.52	11.0	12月17日
平成27年		欠測					
平成28年		8.00	9.1	3 月 1 日	4.74	10.2	1 月 20 日
平成29年		10.98	9.6	10月23日	6.31	10.6	12月27日
平成30年		10.47	7.5	1 月 23 日	5.76	10.1	12月29日
令和元年		9.56	10.3	10月13日	6.18	9.1	10月12日
令和 2 年		9.35	8.0	3 月 16 日	5.73	11.0	3 月 5 日
令和 3 年		11.00	10.8	12月17日	6.63	10.4	12月17日

(観測機関：国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所)

## ウ 港湾施設の状況

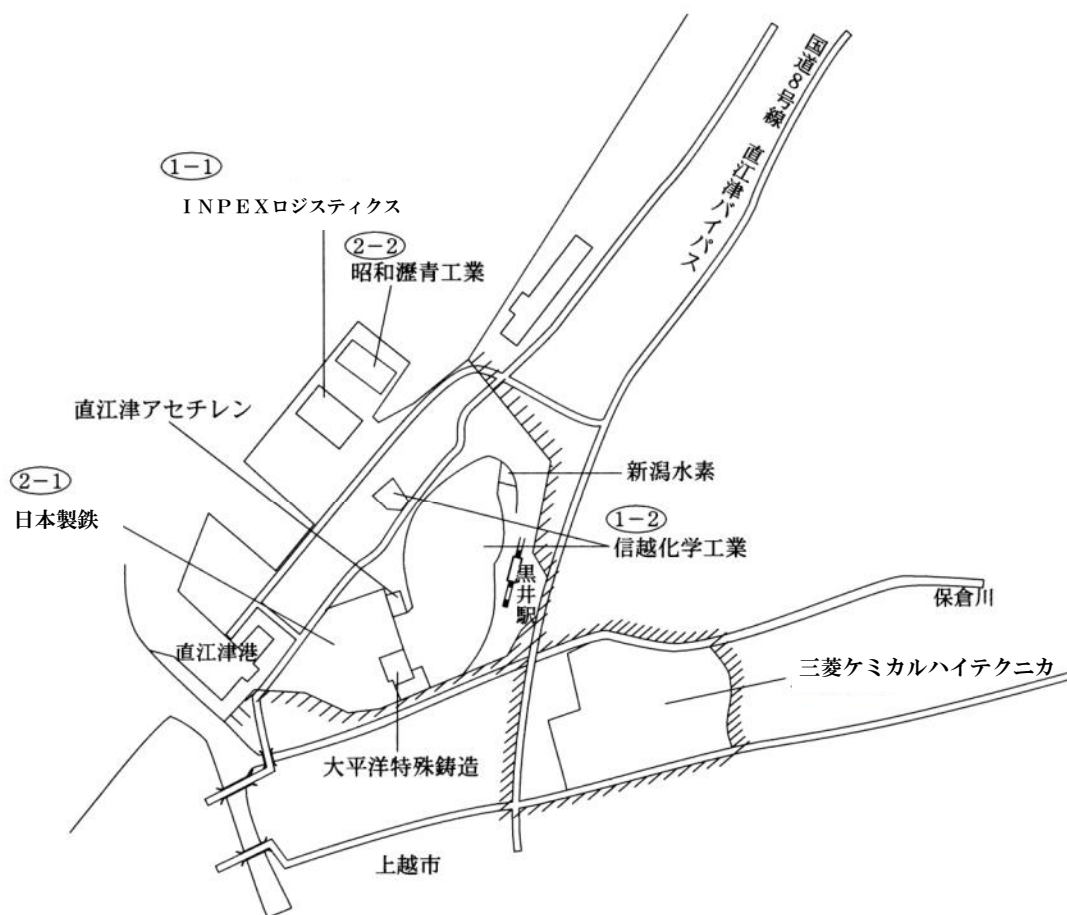
直江津地区のけい留施設は次のとおりである。



公 専 別	図 面 番 号	施設名 (ブイも含める)	現有水深 (m)	延長 (m)	けい船能力 (D/W)	バ ー ス 数	主要取扱品目 (82品目)
県 営 ふ 頭	①	西ふ頭 1号岸壁 2号岸壁	-10.0 -10.0	174 185	15,000 15,000	1 1	化学薬品
	②	中央ふ頭 1号岸壁 2号岸壁 木材岸壁 鉱産品岸壁	-7.5 -10.0 -10.0 -13.0	130 185 185 270	5,000 15,000 15,000 50,000	1 1 1 1	金属くず、再利用資材 金属くず、化学薬品 原木、化学薬品 化学肥料、化学薬品
	③	東ふ頭岸壁 1, 2, 3, 4, 5号 危険物1, 2, 3号 漁港区岸壁 漁港区物揚場 東埠頭地区物揚場 〃	-7.5~-10.0 -7.5 -4.5 -2.5 -4.0 -2.5	855 350 385 280 400 180	5,000~15,000 5,000 256GT 10GT - -	5 3 - - - -	化学薬品、その他農産品 その他の石油、揮発油
	④	内貿ふ頭 南岸壁1, 3, 4, 5号 物揚場2, 3号	-4.5~-7.5 -4.0	454 100	700~6,000GT 281GT	5 2	野菜・果物
	⑤	内貿ふ頭 北岸壁2, 3号	-4.5	180	700	3	
		計				24	
	民 間 専 用 ふ 頭	⑥	(株)JERA 上越火力発電所	-6.5	ドル フィン	3,000	1
⑦		(株)JERA 上越火力発電所	-14.0	ドル フィン	266,000 m <sup>3</sup> 級	1	LNG
⑧		(株)INPEX 直江津 LNG 基地外航船棧橋	-14.0	ドル フィン	101,000	1	LNG、LPG
⑨		(株)INPEX 直江津 LNG 基地内航船棧橋	-13.0	ドル フィン	1,983	1	
	計				4		
	合計				28		

エ 特定事業所等の概要

(ア) 特定事業所等の位置



※ ○内の数字は、特定事業所の石油・高圧ガス施設等の配置図面番号を示す。

(イ) 特定事業所の業種別内訳

(令和7年11月1日現在)

業種	事業所数			従業員数		
	第1種	第2種	計	第1種	第2種	計
石油製品等貯蔵販売業	1	1	2	18	12	30
金属精錬製造業		1	1		425	425
化学工業	1		1	1,273		1,273
計	2	2	4	1,291	437	1,728

## (ウ) 特定事業所別石油貯蔵・取扱量及び高压ガス処理量

(令和7年11月1日現在)

区分	事業所名	石油 kℓ	高压ガス 千m <sup>3</sup> N/日	石油以外の危険物		指定可燃物		高压ガス以外の 可燃性ガス 千m <sup>3</sup> N/日	毒物 t	劇物 t
				4類 kℓ	4類以外 t	固体類 t	液体類 m <sup>3</sup>			
第一種事業所	① ㈱INPEXロジスティクス スオイルターミナル直江津	94,747 (78,187)								
	② 信越化学工業(株) 直江津工場	6,428 (2,964)	3,888	2,446 1,530	1,394 (103)				1	43
	小計	101,175 (81,151)	3,888	2,446 1,530	1,394 (103)				1	43
第二種事業所	① 日本製鉄(株) 東日本製鉄所直江津地区	303 (56)	98		5 (5)				442	
	② 昭和瀝青工業(株) 上越油槽所	41 (31)		5,374 (4,974)	0.2 (0.2)	4,261 (4,161)				1,500
	小計	344 (87)	98	5,374 (4,974)	5.2 (5.2)	4,261 (4,161)			442	1,500
合計		101,519 (81,238)	3,986	7,820 (3,444)	1,399.2 (108.2)	4,261 (4,161)			443	1,543

※( )は貯蔵量であり内数 ※石油および石油以外の危険物は許可数量  
 ※高压ガスは不活性ガスを除く ※太字はレイアウト事業所

## (エ) 特定事業所等別危険物施設

(令和7年11月1日現在)

事業所区分		施設区分	製造所	貯蔵所					取扱所				合計		
				屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	計	給油取扱所	移送取扱所	一般取扱所		計	
第一種事業所	① ㈱INPEXロジスティクス スオイルターミナル直江津				17					17		1	4	5	22
	② 信越化学工業(株) 直江津工場	16	24	42				5	71				27	27	114
	小計	16	24	59				5	88		1	31	32	32	136
第二種事業所	① 日本製鉄(株) 東日本製鉄所直江津地区		1					1	2				3	3	5
	② 昭和瀝青工業(株) 上越油槽所		1	3					4				2	2	6
	小計		2	3				1	6				5	5	11
計		16	26	62				6	94		1	36	37	37	147
その他事業所	① 大太平洋特殊鑄造(株) 直江津製造所		1						1						1
	② 直江津アセチレン(株)					1			1						1
	③ 新潟水素(株)直江津工場														
	④ 三菱ケミカルハイテクニカ(株)		3	2				1	6				2	2	8
小計			4	2			1	1	8				2	2	10
合計		16	30	64		1	7	102		1	38	39	39	157	

※太字はレイアウト事業所

## (オ) 特定事業所特定屋外タンク貯蔵所一覧

事業所名	施設名	品名	物質名	許可数量 kℓ	タンク の形状	タンクの 直径 m	タンク本体 の高さ m
(株)INPEXロジスティクスオイルターミナル直江津	T-1	第1石油類	原油	3,432	I・F・R	18.1	15.2
	T-2	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	T-3	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	T-4	〃	ガソリン	2,535	〃	15.5	〃
	T-5	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	T-6	〃	〃	5,213	〃	22.42	〃
	T-7	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	T-8	第2石油類	灯油	5,449	D・R	〃	〃
	T-9	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	T-10	〃	軽油	〃	〃	〃	〃
	T-11	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	T-12	第3石油類	L S A重油	3,587	〃	18.1	〃
	T-21	第2石油類	灯油	5,449	〃	22.42	〃
	T-22	第3石油類	A重油	〃	〃	〃	〃
	T-31	第1石油類	原油	8,057	I・F・R	28.0	〃
	T-32	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和瀝青工業(株) 上越油槽所	MT-1	アルコール類※	メタノール	1,541	I・F・R	12.2	14.47
	MT-2	〃	〃	3,433	〃	18.45	14.45

注) C・R: コーンルーフトタンク F・R: フローティングルーフトタンク

D・R: ドームルーフトタンク I・F・R: インナーフロートタンク

※ 水溶性

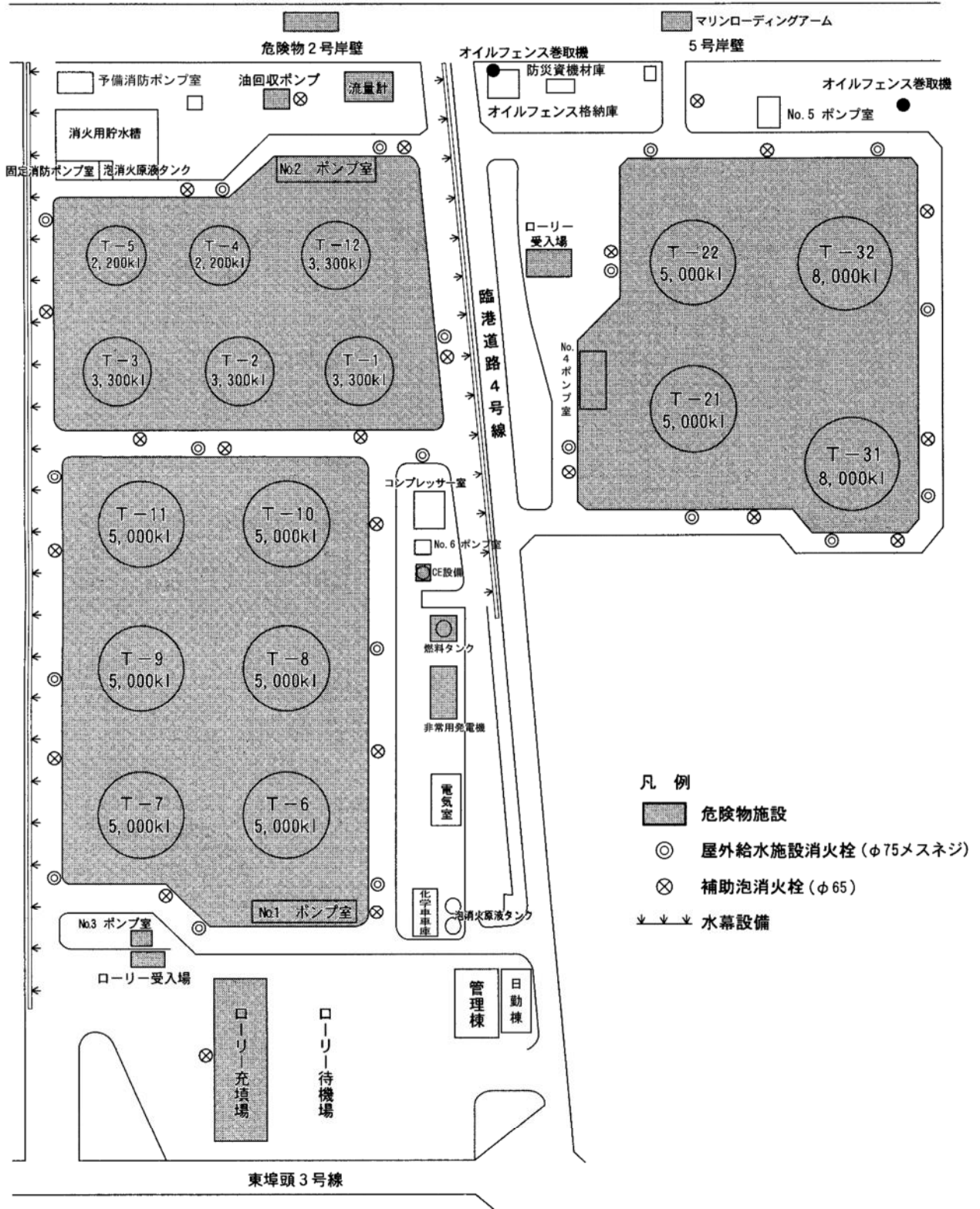
## (カ) 事業所別高圧ガス貯蔵一覧 (50t 以上)

事業所名	施設名	ガス名	高圧ガス 区分	貯蔵能力 t	常用圧力 MPa	貯槽の 直径 m	貯槽本体の 高さ m
信越化学工業(株) 直江津工場	N0.8 C1 タンク	液化クロルメチル	可燃性・毒性	90	8.0	3.2	4.91
	N0.9 C1 タンク	〃	〃	99	〃	〃	4.90
	N0.10 C1 タンク	〃	〃	〃	〃	〃	5.60

(キ) 特定事業所石油・高圧ガス施設等の配置図

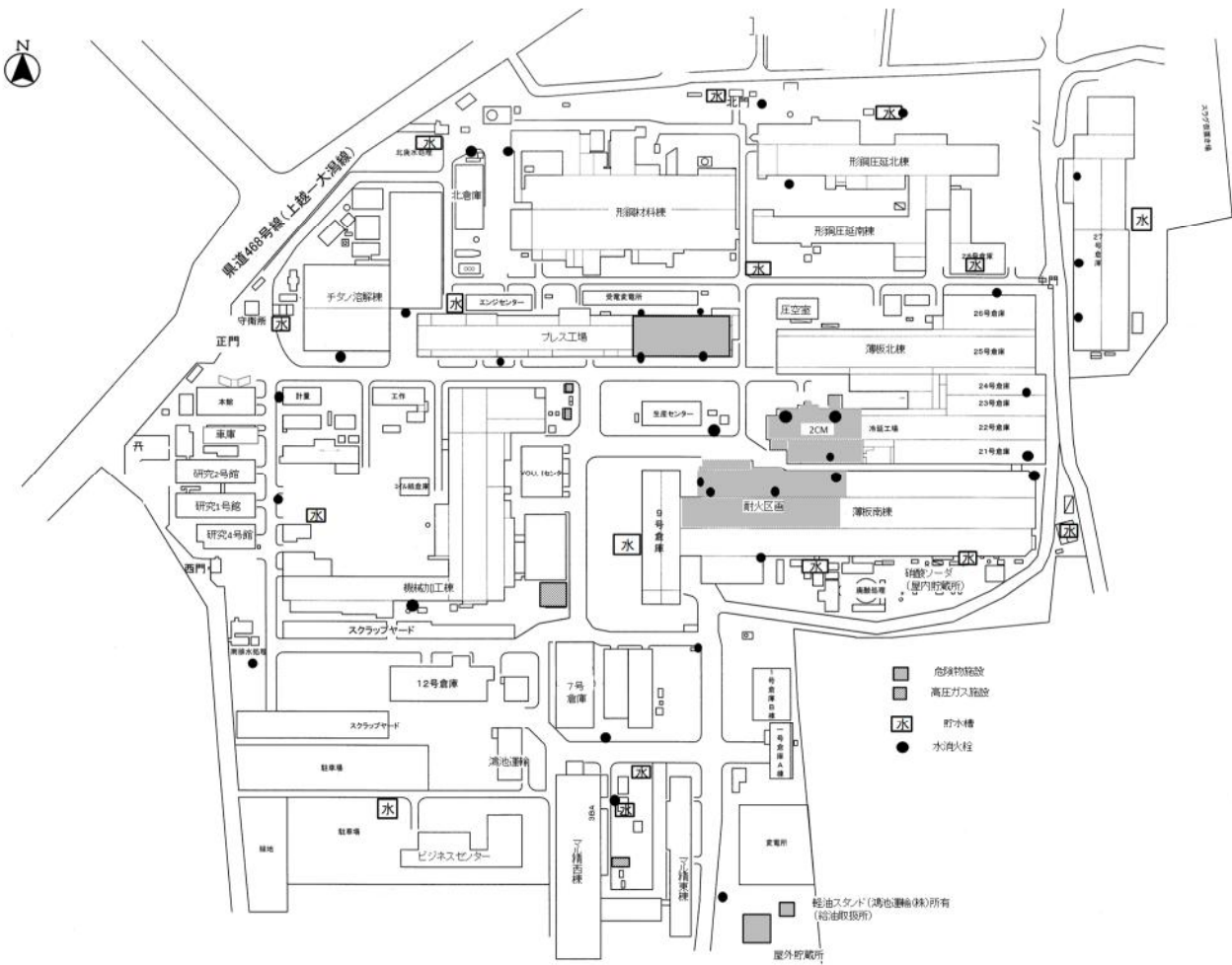
1-1 (株)INPEXロジスティクスオイルターミナル直江津 (第1種事業所)

マリンローディングアーム

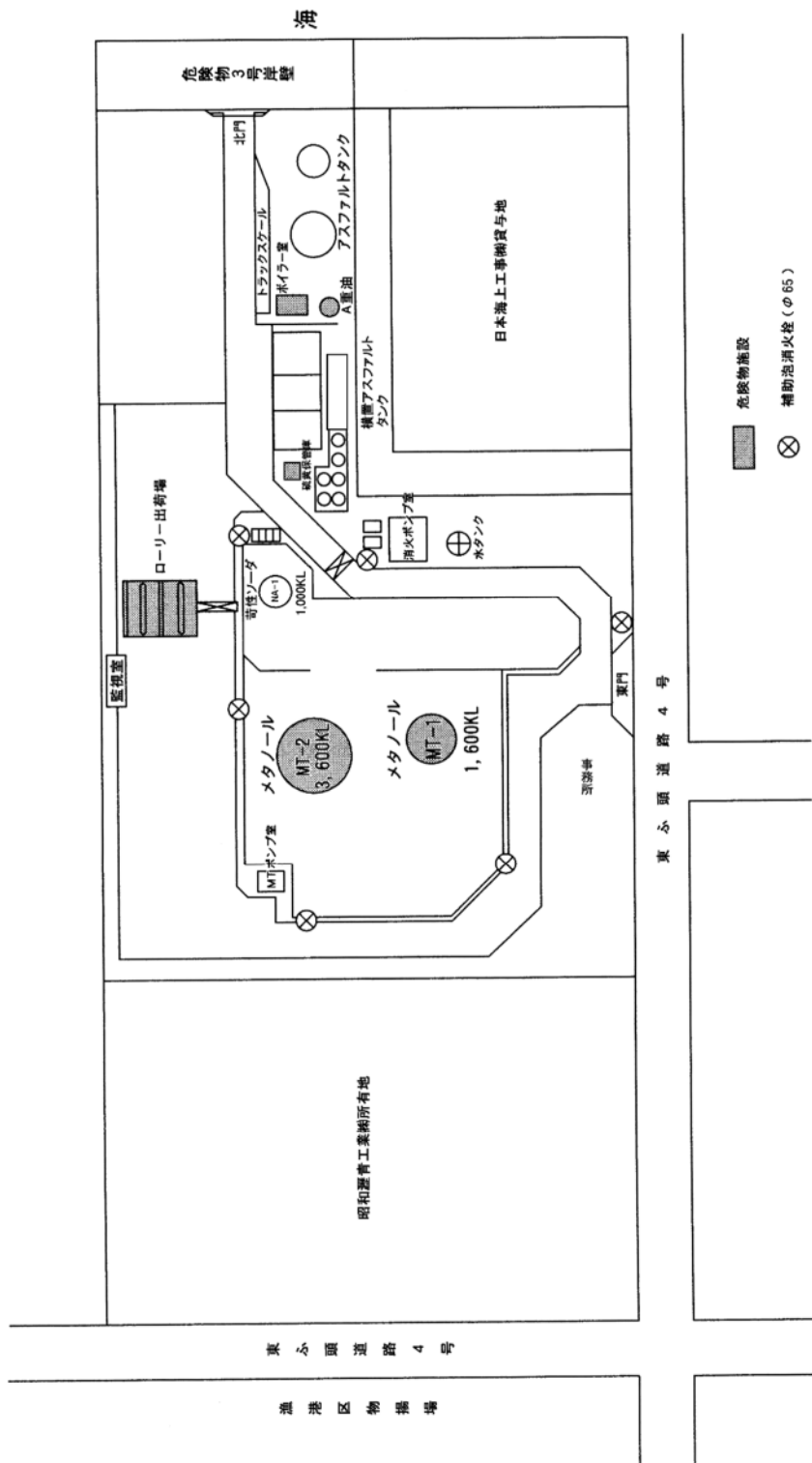




2-1 日本製鉄㈱東日本製鉄所直江津地区 (第2種事業所)



2-2 昭和瀝青工業(株)上越油槽所 (第2種事業所)



オ 消防力及び防ぎょ態勢

(ア) 陸 上

a 市町村の消防力

(令和7年11月1日現在)

防災資機材		消防機関		上越地域消防事務組合			
		計	消防局	上越消防署	他署(所)	上越市消防団	
人員	消 防 職 員 (人)	301	63	64	174		
	消 防 団 員 (人)	0				3,113	
消防自動車等	屈折はしご自動車 (台)	2			2		
	水槽付消防ポンプ自動車 (台)	4		1	3		
	泡原液搬送車 (台)	2			2		
	甲種普通化学消防車 (台)	1		1			
	乙種普通化学消防車 (台)	1			1		
	普通消防車 (台)	11		3	8	27	
	はしご付消防ポンプ自動車 (台)	0					
	防災救助工作車 (台)	2		1	1		
	救急自動車 (台)	12		2	10		
	広報車 (台)	0					
	指揮隊車 (台)	1	1				
放水砲等	可搬式放水砲 3,000 型 (基)	2			2		
	可搬式放水砲 2,000 型 (基)	5		2	3		
	可搬式放水銃 (基)	1			1		
	耐熱服 (基)	29		12	17		
	空気又は酸素呼吸器 (個)	105		37	68		
消火薬剤	たんばく泡消火薬剤 (3%換算) (ℓ)	7,335		7,000	335		
	合成界面活性剤 (ℓ)	13,240		3,640	9,600		
	水成膜泡消火薬剤 (ℓ)	0					
	粉末消火剤 (kg)	0					
オイルフェンス等	オイルフェンス (m)	300		300			
	油処理剤 (ℓ)	64.3			64.3		
	オイルマット (kg)	52.6		8.0	44.6		

b 防ぎょ体制

○上越地域消防事務組合石油化学工業地帯等災害出場要綱

上越地域消防事務組合石油化学工業地帯災害出場要綱(昭和四十九年上越地域消防事務組合本部訓令第三号)全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この要綱は、上越地域消防事務組合警防規程(平成二十一年上越地域消防事務組合本部訓令第一号。以下「規程」という。)第十八条第二項ただし書に基づく石油コンビナート地帯、化学工業地帯及び石油基地(以下「石油化学工業地帯等」という。)への災害出場について必要な事項を定める。

(出場区分)

第二条 消防隊の出場部隊の編制は、次の各号の規定による。

- 一 石油化学工業地帯等を、直江津・頸城、大潟、新井・中郷の3地区に区分し、出場車両の編成は、別表のとおり事前に指定するものとする。
- 二 前号の出場車両による防ぎょ隊形は、災害形態により現場最高指揮者が指示するものとする。

(応援要請)

第三条 消防局長は、災害の規模が拡大し、上越地域消防事務組合の消防力では、鎮圧できないと認めるときは、応援協定に基づき関係機関への応援出場を要請するものとする。

(災害現場の活動)

第四条 指揮の基準、現場本部の設置及び指揮者の担当範囲については、規程第七章第一節及び第二節に準じて行うものとする。

(集結)

第五条 出場消防隊は、現地対策本部に集結し、現場最高指揮者より任務指定を受けた後、行動するものとする。

(任務指定に伴う活動内容)

第六条 任務指定に伴う活動内容は、次のとおりとする。

- 一 消防活動隊  
消防活動及び自衛消防隊の指揮
- 二 広報隊  
災害広報及び避難の指示
- 三 救助隊  
被災者の救出
- 四 指揮隊  
指揮活動及び安全管理
- 五 救急隊  
負傷者の応急手当及び医療施設への搬送活動
- 六 通信隊  
無線又は伝令による通信活動
- 七 情報収集隊  
情報収集と対策及び報道機関の対応

(配置後の報告)

第七条 各消防隊は、配置部署についた時点で現地対策本部に無線又は伝令により報告するものとする。

(召集)

第八条 発災地以外の消防署及び分遣所においては、規程第五十七条による非常招集を行い管内火災に備えるものとする。

附 則

この要綱は、昭和五十七年十一月二十九日から施行する。

附 則 (昭和五十九年十二月一〇日本部訓令第五号)

この要綱は、昭和五十九年十二月十日から施行する。

附 則 (昭和六十三年二月三日本部訓令第三号)

この要綱は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月一八日本部訓令第一号)

この要綱は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年三月二六日本部訓令第五号)

この要綱は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年二月五日本部訓令第三号)

この要綱は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三〇日本部訓令第三号)

この要綱は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一〇月七日本部訓令第九号)

この要綱は、平成十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月二六日本部訓令第一号)

この要綱は、平成十三年二月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月一九日本部訓令第一号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二七日本部訓令第二号)

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一七日本部訓令第五号)

この要綱は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年四月二日本部訓令第五号)

この要綱は、平成二十五年四月五日から施行する。

附 則 (令和二年三月六日本部訓令第三号)

この要綱は、令和二年三月一七日から施行する。

附 則 (令和三年四月一三日局訓令第七号)

この要綱は、令和三年五月一日から施行する。

附 則 (令和四年一二月七日局訓令第一号)

この要綱は、令和四年一二月一日から施行する。

附 則 (令和六年九月二四日局訓令第四号)

この要綱は、令和六年一〇月一日から施行する。

別表（第2条関係）

地区		署所								
		消防局	上越	名立	上越南	高士	新井	頸北	頸南	東頸
直江津 ・頸城	第1出場	本部指令1	上越指揮 上越ポンプ 上越化学1 上越救助1 上越指令1	名立ポンプ	上越はしご3 上越原般		上越化学2 上越はしご2	頸北タンク 頸北救急		東頸ポンプ
	・インペックスOTN ・信越化学直江津工場 ・昭和瀝青上越油槽所 ・JERA 上越火力発電所 ・インペックス直江津 LNG基地 ・東北電力上越火力発電所		上越ハイパー1 上越ハイパー2							
	第2出場				南タンク	高士ポンプ	新井ポンプ		頸南ポンプ	
大潟	第1出場	本部指令1	上越指揮 上越ポンプ 上越化学1 上越救助1 上越救急1		上越はしご3 上越原般	高士ポンプ	新井ポンプ 上越化学2 上越はしご2	頸北タンク 頸北ポンプ 頸北指令		
	第2出場			名立ポンプ	南タンク					東頸ポンプ
新井・ 中郷	第1出場	本部指令1	上越指揮 上越ポンプ 上越化学1 上越救助1		上越はしご3 上越原般	高士ポンプ	新井ポンプ 上越化学2 上越はしご2 新井指令1	頸北タンク	頸南救急	東頸ポンプ
	・ダイセル新井工場		上越ハイパー1 上越ハイパー2							
	第2出場			名立ポンプ	南タンク				頸南ポンプ	

c 特定事業所の消防力

区分	事業所名称 防災資機材等	防災要員 (一直の人数)	消防自動車									可搬式放水銃等					
			大型化学消防車 (台)	大型高所放水車 (台)	大型化学高所放水車 (台)	泡原液搬送車 (台)	甲種化学消防車 (台)	普通消防車 (台)	小型消防車 (台)	普通高所放水車 (台)	乙種化学消防車 (台)	乙種特殊消防車 (台)	可搬式放水銃 (基)	放水砲		耐熱服 (基)	空気又は酸素呼吸器 (基)
														三千型 (基)	二千型 (基)		
共同防災	直江津港東 共同防災協議会	3					1						2			2	2
第一種事業所	(株)INPEXロジスティクス オイルターミナル直江津	2											3				2
	信越化学工業(株)直江津工場	3			1			1					8	1		4	10
第二種事業所	日本製鉄(株) 東日本製鉄所直江津地区	2									1		2			1	21
	昭和瀝青工業(株) 上越油槽所	2															
計		12			1		1	1	1				15	1		7	35

※共同防災には、特別防災区域外の事業所も含む。

(令和7年11月1日現在)

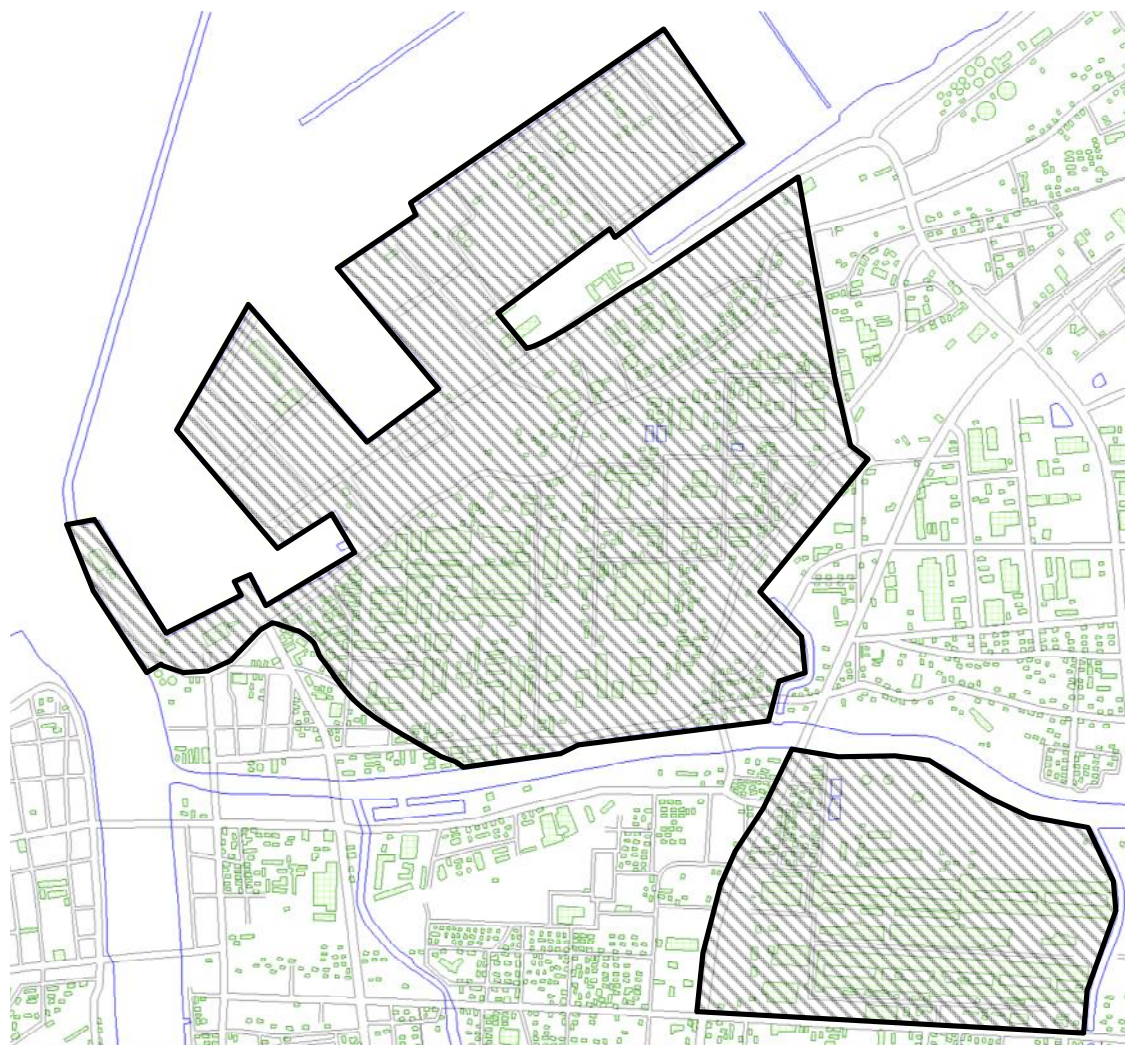
消火薬剤 (6%のものは3%換算した量)								オイルフェンス等														
非水溶性液体用				水溶性液体用				たん白3%	たん白6%	ふっ化たん白3%	ふっ化たん白6%	合成界面活性剤3%	合成界面活性剤6%	水成膜3%	水成膜6%	水溶性液体用3%	水溶性液体用6%	オイルフェンス	油処理剤	オイルマント	オイルフェンス展張船	油回収船
(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)															
7,600																						
15,600										1,400	540	330	1									
				11,300						300	588	170										
240											200	30										
1,600									1,600	300	360	141	1									
25,040				11,300					1,600	2,000	1,688	671	2									

(イ) 海 上

- a 海上保安部署  
東港地区と同じ
  
- b その他  
東港地区と同じ

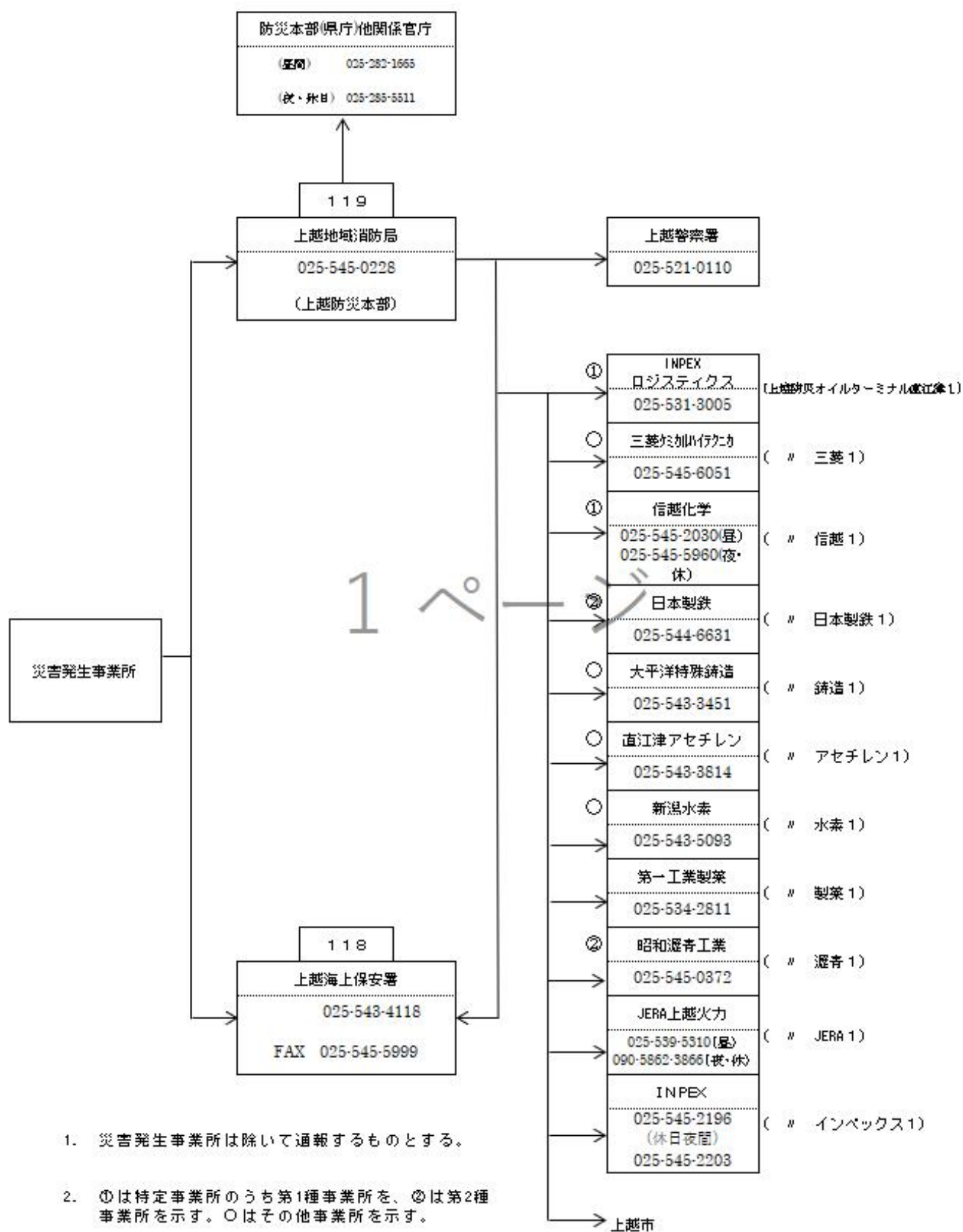
## カ 飛行に関する規制

新潟空港事務所が行う直江津地区における飛行に関する規制区域は、次図の斜線で囲まれた範囲である。



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

キ 通報伝達経路



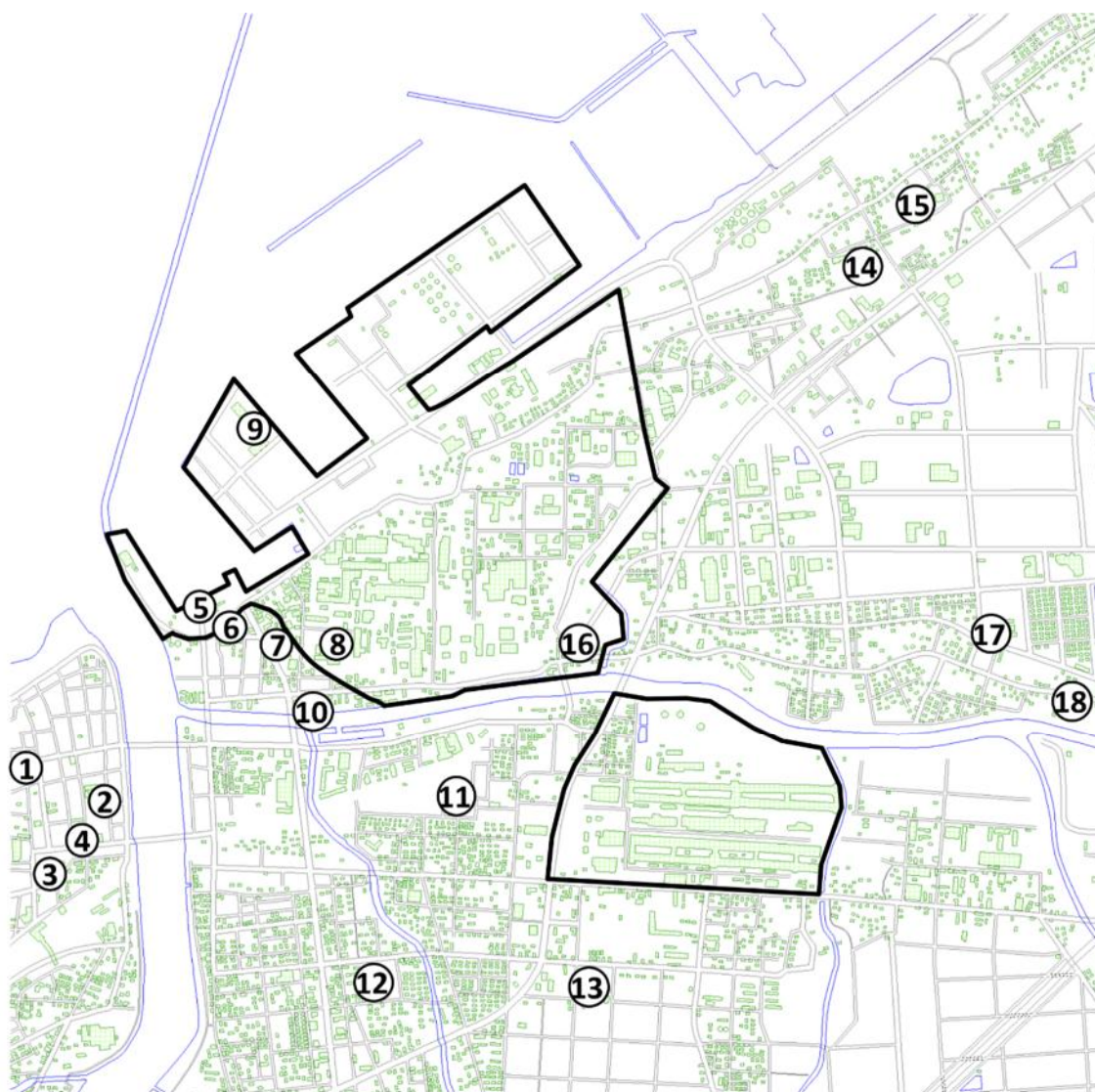
1. 災害発生事業所は除いて通報するものとする。
2. ①は特定事業所のうち第1種事業所を、②は第2種事業所を示す。○はその他事業所を示す。
3. ( )の名称は防災相互無線の呼出名称を示す。

## ク 避難場所

直江津地区の避難場所は次のとおりである。

避難場所名	所在地	電話	収容人数
旧中央保育園	上越市中央 2-3-36	025-526-5111 (資産活用課)	989
直江津小学校	上越市住吉町 3-5	025-543-2645	318
直江津南小学校	上越市中央 1-7-1	025-543-2219	556
レインボーセンター	上越市中央 1-16-1	025-544-2111	228
直江津港佐渡汽船ターミナルビル	上越市港町 1-9-1	025-544-1234	1,139
直江津港湾合同庁舎	上越市港町 1-11-20	025-543-2388	40
港町特定公共賃貸住宅	上越市港町 2-6-4	025-526-5111 (建築住宅課)	215
旧古城小学校	上越市港町 2-16-1	025-526-5111 (教育総務課)	222
諏訪神社境内	上越市高崎新田 119	025-526-5111 (危機管理課)	242
信越化学株式会社古城寮	上越市港町 2-1-2	025-526-5111 (危機管理課)	266
カルチャーセンター	上越市春日新田 2-19-1	025-543-7188	773
春日新田小学校	上越市春日新田 1274	025-543-4256	447
直江津東中学校	上越市安江 282-1	025-543-2729	285
八千浦中学校	上越市下荒浜 879	025-543-2783	328
八千浦小学校	上越市下荒浜 782-1	025-543-2784	371
西福島一区振興センター	上越市頸城区西福島 243	025-530-2311 (頸城区総合事務所)	21
南川小学校	上越市頸城区上吉 414	025-530-2027	646
頸城地区公民館南川分館	上越市頸城区松本 243-6	025-530-4550	104

## 避難場所図



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

避難場所一覧					
①	旧中央保育園	⑧	旧古城小学校	⑮	八千浦小学校
②	直江津小学校	⑨	諏訪神社境内	⑯	西福島一区振興センター
③	直江津南小学校	⑩	信越化学株式会社古城寮	⑰	南川小学校
④	レインボーセンター	⑪	カルチャーセンター	⑱	頸城地区公民館南川分館
⑤	直江津港佐渡汽船ターミナルビル	⑫	春日新田小学校		
⑥	直江津港湾合同庁舎	⑬	直江津東中学校		
⑦	港町特定公共賃貸住宅	⑭	八千浦中学校		

※①、⑥、⑦、⑧、⑩及び⑪については、津波発生時のみの避難場所

ケ 医療機関

直江津港周辺の救急病院

医療機関名	科目	所在地	電話	ベッド数
◎ 県立中央病院	内・外・精・泌・小・整・呼外・小外・皮・産婦・耳・リハ・眼・脳内・消内・循内・形・脳外・心外・放・麻・病診・救急・歯外	上越市新南町 205	025-522-7711	530
○ 上越総合病院	内・外・泌・小・整・呼内・呼外・皮・産婦・耳・リハ・眼・神内・循内・糖内分内・脳外・放・放治・消内・病診・麻・乳内分外・救急・歯外・形・心外	上越市大道福田 616 番	025-524-3000	313
○ 上越地域医療センター病院	内・外・整・リハ・肛・児精・麻・婦	上越市南高田町 6-9	025-523-2131	197
○ 知命堂病院	内・外・循内・泌・脳内・整	上越市西城町 3-6-31	025-523-2161	145
○ 県立柿崎病院	内・外・整・皮・婦・耳・眼・リハ・脳内	上越市柿崎区 柿崎 6412-1	025-536-3131	55

※上越市に所在する救急病院を掲載

◎印は救命救急センター

○印は救急告示施設

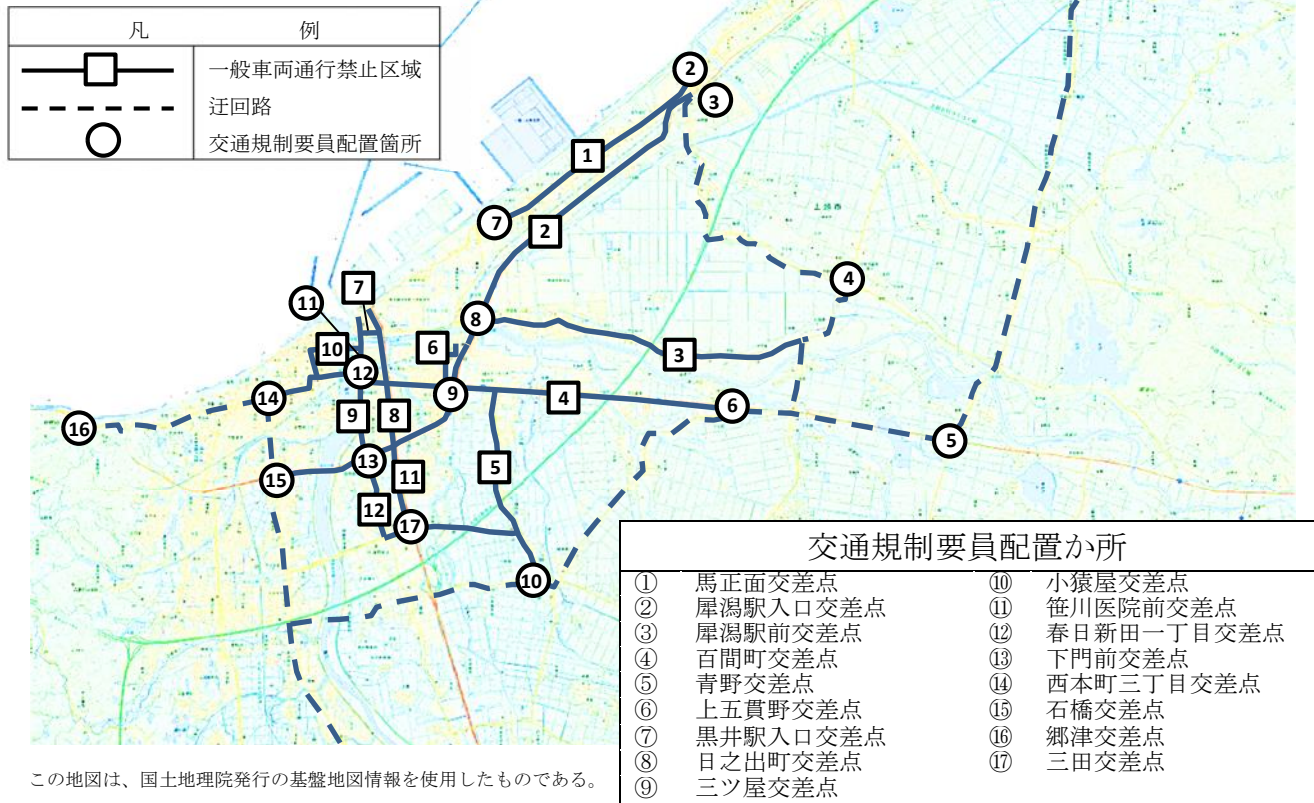
コ 交通規制

直江津地区の陸上の交通規制

- (7) 全規制図 (別図 1)
- (4) 地域別規制
  - 港、黒井地区 (別図 2)
  - 福田地区 (別図 3)

別図 1

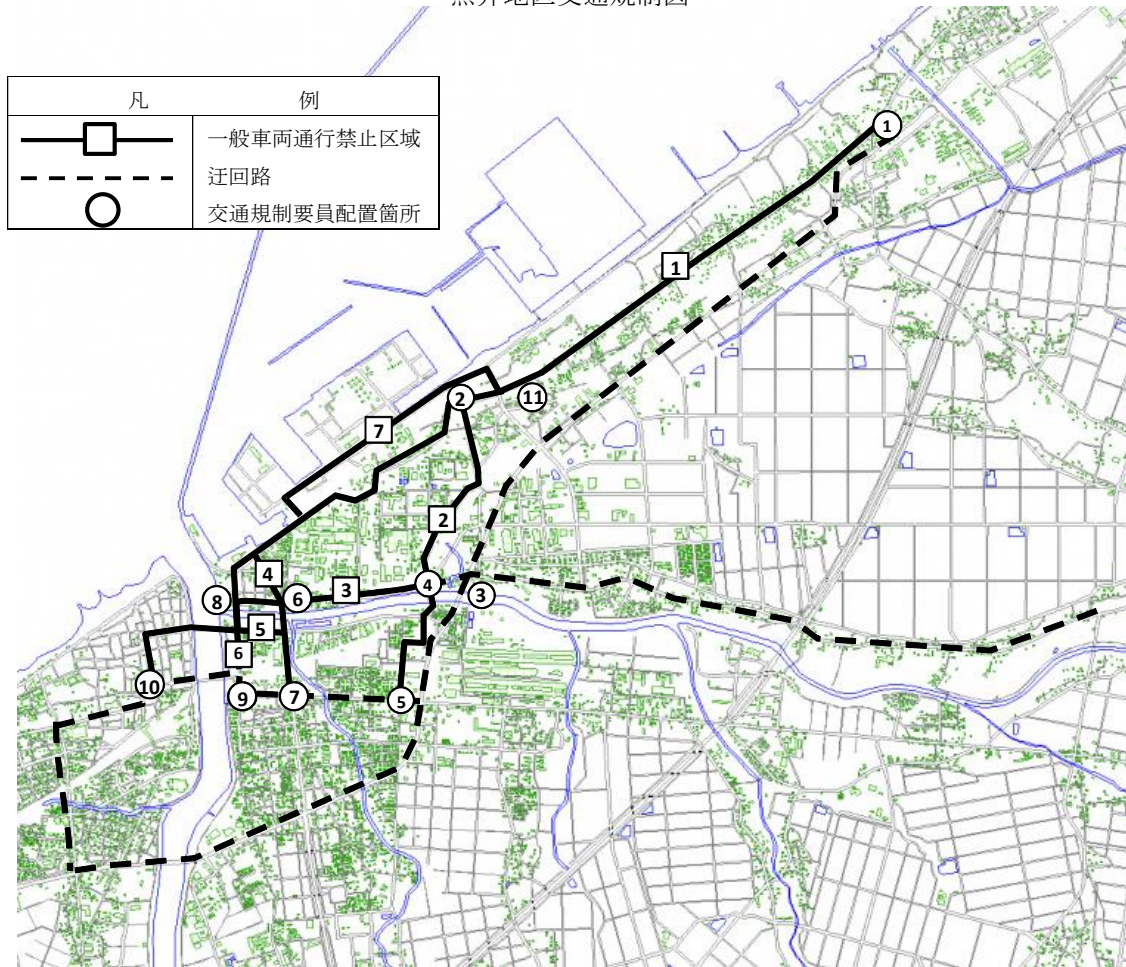
直江津地区全域交通規制図



交通規制路線		
①	県道大潟上越線(佐渡汽船前交差点～犀潟駅入口交差点)	5.5 km
②	国道 8 号(石橋交差点～犀潟駅前交差点)	9.0 km
③	県道大澁直江津線(日之出町交差点～百間町交差点)	4.5 km
④	県道三ツ屋中央線・国道 253 号(直江津南小学校前交差点～上五貫野交差点)	7.0 km
⑤	県道小猿屋黒井停車場線(福田交差点～小猿屋交差点)	2.5 km
⑥	県道小猿屋黒井停車場線(西福島交差点～三ツ屋交差点)	1.2 km
⑦	県道大澁直江津線(笹川医院前交差点～港町交差点)	0.3 km
⑧	国道 350 号(佐渡汽船前交差点～下源入交差点)	2.0 km
⑨	県道大潟上越線～市道(佐渡汽船前交差点～下門前交差点)	2.0 km
⑩	県道大潟上越線(西本町 3 丁目交差点～荒川橋東詰交差点)	1.5 km
⑪	国道 18 号(下源入交差点～三田交差点)	1.2 km
⑫	県道板倉直江津線・市道(下門前交差点～小猿屋北交差点)	3.0 km

別図 2

黒井地区交通規制図



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

交通規制要員配置場所

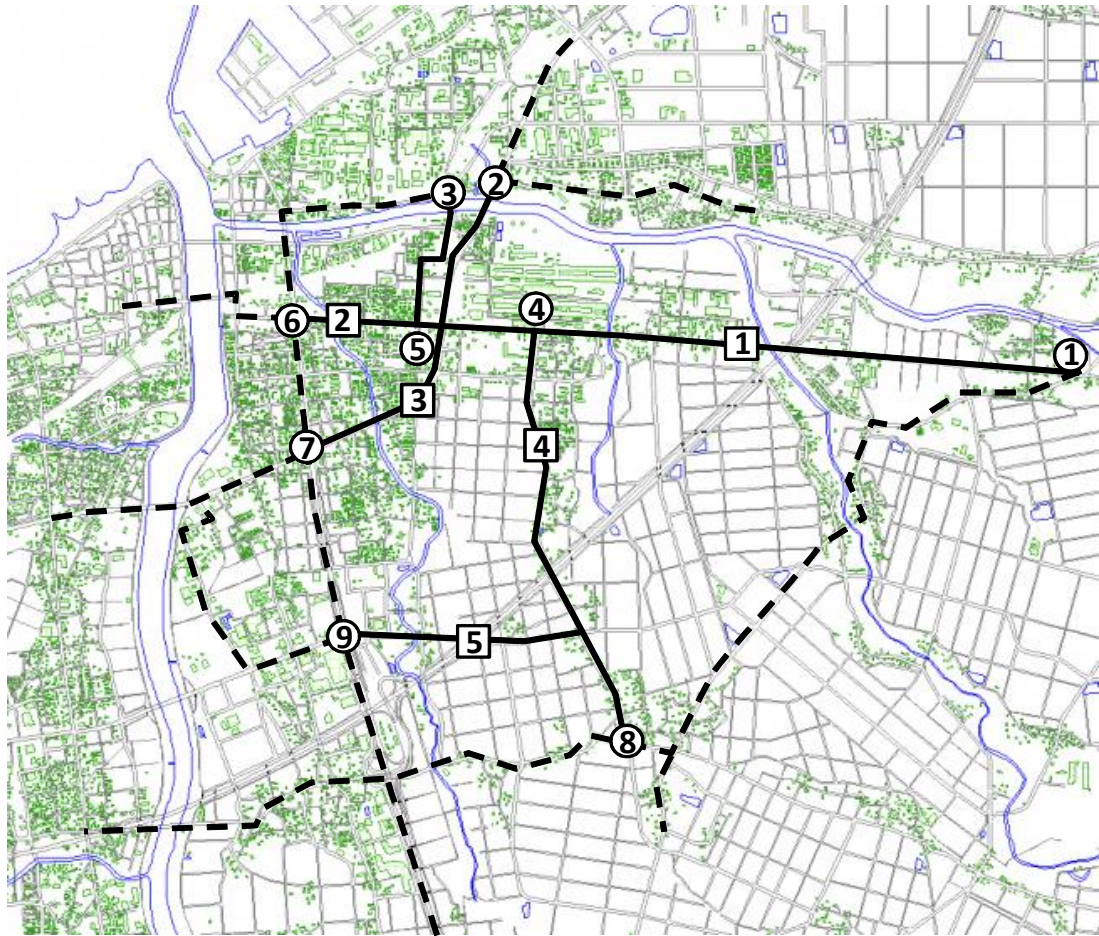
① 犀潟駅入口交差点	⑦ 春日新田交差点
② 黒井駅入口交差点	⑧ 笹川医院前交差点
③ 日之出町交差点	⑨ 春日新田一丁目交差点
④ 西福島交差点	⑩ 直江津南小学校前交差点
⑤ 三ツ屋交差点	⑪ 本敬寺脇交差点
⑥ 港町交差点	

交通規制路線

①	県道大潟上越線(南小学校前交差点～犀潟駅入口交差点)	7.5 km
②	県道黒井停車場線県道小猿屋黒井停車場線(黒井駅入口交差点～三ツ屋交差点)	2.5 km
③	県道大瀧直江津線(笹川医院前～日之出町交差点)	1.5 km
④	国道 350 号(佐渡汽船前交差点～春日新田交差点)	1.0 km
⑤	市道(荒川橋東詰交差点～川原町交差点)	0.4 km
⑥	市道(荒川橋東詰交差点～春日神社前交差点)	0.4 km
⑦	港湾道路臨港 1 号線	2.1 km

別図3

福田地区交通規制図



この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

凡	例
	一般車両通行禁止区域
	迂回路
	交通規制要員配置箇所

交通規制要員配置か所	
①	上五貫野交差点
②	日之出町交差点
③	西福島交差点
④	福田交差点
⑤	三ツ屋交差点
⑥	春日新田交差点
⑦	下源入交差点
⑧	小猿屋交差点
⑨	三田交差点

交通規制路線		
①	国道 253 号(三ツ屋交差点～上五貫野交差点)	4.0 km
②	県道三ツ屋中央線(春日新田交差点～安江 1 丁目交差点)	0.8 km
③	国道 8 号(下源入交差点～日之出町交差点)	2.3 km
④	県道小猿屋黒井停車場線(西福島交差点～小猿屋交差点)	4.0 km
⑤	市道 (三田交差点～小猿屋北交差点)	1.5 km

### 3 石油コンビナート災害想定



### 3 石油コンビナート災害想定

#### (1) 想定調査の手法

想定調査の手法は、原則として、消防庁の石油コンビナートの防災アセスメント指針(平成 25 年 3 月、以下「消防庁指針」という)に示された手法に基づく。

#### ア 適用する評価手法

防災アセスメントでは、対象施設において平常時や地震時に起こり得る災害の発生と拡大のシナリオを想定し、これに基づいて災害の発生危険度及び影響度を定量的に評価する。

災害の発生危険度の推定では、確率的な安全性評価手法の1つであるイベントツリー解析(Event Tree Analysis : ETA)を適用する。災害の影響度は、消防庁指針に示された解析モデルを用いて評価を行う。

ただし、災害事象によっては、必ずしも定量的評価が可能であるとは限らない。そのような災害については、過去の事事例等に基づき、定性的な検討を行うことになる。

なお、防災アセスメントにおける発生危険度や影響度等は、各施設で取り扱う物質や防災設備の状況等をもとに、一定の条件で算定した結果である。したがって、実際に事故が発生したときの影響とは異なることに注意が必要である。

本調査で対象とする災害事象と評価方法を表 1 に示す。

表 1 評価対象災害と評価方法

評価対象災害	評価方法
平常時（通常操業時）の事故	イベントツリー解析を適用した確率的評価を行う。 ・災害拡大シナリオの想定
短周期地震動（強震動・液状化）による被害	・災害発生危険度の推定 ・災害の影響度の推定 ・総合的な災害危険性の評価
長周期地震動による被害	危険物タンクを対象に、スロッシング及び溢流の危険性について定性的に検討する。
津波による被害	浸水による危険物タンクの移動被害の予測を行う。
低頻度大規模災害	影響の評価が可能な災害事象については、定量的に評価を行う。 影響の評価ができない災害事象については、定性的に検討する。

#### イ 平常時の事故、短周期地震動による被害の評価(確率的なリスク評価)

##### (ア) 基本的な考え方

リスク(R)は、好ましくない事象(例えば事故や災害)の発生危険度と発生したときの影響度の積として表わされ、一般的に次のように定義される。

$$R = \sum_i F_i \cdot C_i$$

R : 評価対象とする系のリスク

F<sub>i</sub> : 事象 i の発生危険度

C<sub>i</sub> : 事象 i が発生したときの影響度

あるいは、より広義に災害の発生危険度と影響度をあわせて評価したものとして表されることもあ

る。

事象の発生危険度(Fi)は頻度または確率によって定量化される。事象が発生したときの影響度(Ci)は、評価の目的に応じて、放射熱、爆風圧などの物理的作用が被害を及ぼす範囲の大きさ、死者数や負傷者数などの人的被害、損害額などの経済的損失が用いられる。

石油コンビナートの防災アセスメントにおいても、このようなリスクの概念を導入して評価を行う。評価にあたっては、まずコンビナートに存在する多くの施設(危険物タンク、高压ガスタンク、プラント等)の中から、評価対象とする施設を選定する。選定した施設に対して、図1に示すような手順に従って災害の発生危険度(頻度または確率)と影響度を推定し、これらをもとに個々の施設やコンビナート全体に関するリスクの評価を行う。この場合、リスクは、災害の発生危険度と影響度の積として表すのではなく、双方の面から危険性を総合評価し、想定災害や講ずるべき防災対策の検討を行うものとする。

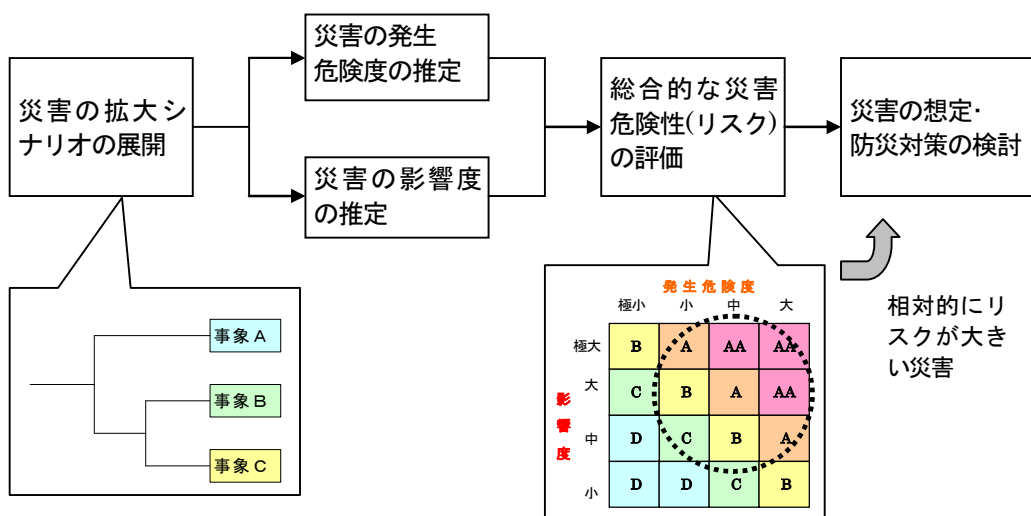


図1 防災アセスメント指針による防災アセスメントの基本概念

### (イ) 災害の拡大シナリオの想定

評価対象施設を災害の発生と拡大の様相が共通と見なせるいくつかの種類に区分し、それぞれについて初期事象及び事象分岐を設定し、災害の拡大シナリオを表すイベントツリー(以下、「ET」と表記)を作成する。

ETは、発端となる事象(初期事象)から出発し、これが拡大していく過程を各種防災設備の作動の成否、火災や爆発の発生の有無などによって枝分かれ式に展開して示した図である。ETに初期事象の発生頻度(または確率)と事象の分岐確率を与えることにより、起こり得る災害事象の発生頻度(または確率)を算出することができる。ETの概念を図2に示す。

初期事象は、原則として災害のきっかけとなるタンクや製造所の内容物の漏洩、あるいは火災や爆発といった、いわゆる「事故」の発生として設定する。事象の分岐には、事故が発生したときの防災設備の作動の成否や漏洩物の着火の有無などを設定する。タンクや製造所に設けられた防災設備は、すべてが事故による被害防止のために重要な役割を持つが、ここでは、アセスメントの目的を考慮して、災害の拡大様相に大きく影響を与えるものだけを取り入れて評価を行う。

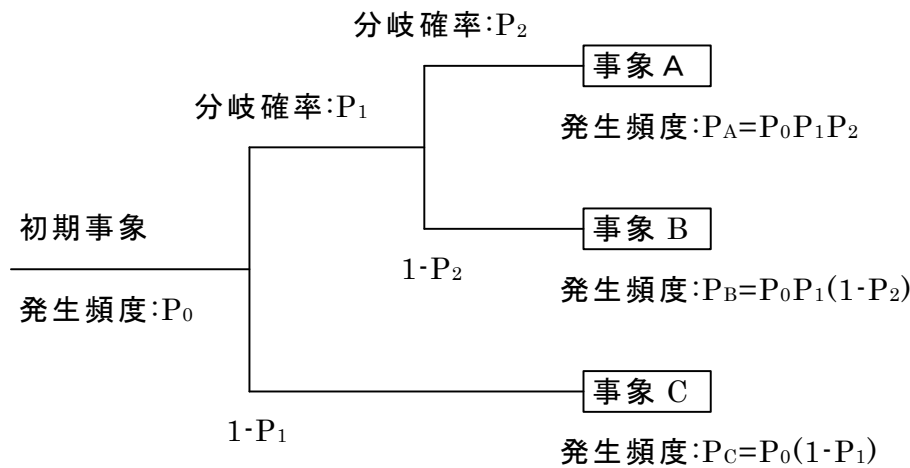


図2 イベントツリー(ET)の概念

### (ウ) 災害の発生危険度の推定

初期事象の発生頻度(確率)と事象の分岐確率を推定し、ETに与えることにより、災害事象の発生頻度(確率)を推定する。

#### a 平常時の災害発生危険度

平常時の災害の発生危険度は、1年あたりの発生頻度(/年・施設)として表現する。

初期事象の発生頻度は、原則として過去の事故事例(該当事故の発生件数)をもとに推定する。危険物タンクのように常時使用する施設については、事故発生頻度 $\lambda$ (/年)は次のように表される。

$$\lambda = n / T$$

ここで、 $n$ はある期間内に全国(または全国の特別防災区域内)で発生した該当事故の発生件数を表す。また、 $T$ は延べ運転時間であり、総施設数とデータ収集期間(年)の積で表す。

入出荷施設のように常時使用しない施設については、これに全国の平均的な使用頻度に対する対象施設の使用頻度の比率を乗ずることになるが、全国の平均的な使用頻度が不明であることから、同程度とみなして上式を用いることが多い。

導配管(入出荷施設と事業所の間または複数の事業所間を結ぶパイプライン)のように延長を考慮して事故発生頻度を推定したほうがよい施設については、全国の同種施設の平均延長に対する評価対象施設の延長の比率を乗ずることにより発生頻度を推定する。しかし、全国の同種施設の平均延長が把握できないことから、非常に大まかではあるが、評価対象施設の延長が全国の同種施設の平均延長と同じとみなして推定することになる。

一方、事象の分岐確率は、先行する事象が発生したあと、2つの事象のいずれかに分岐する確率( $p$ )として設定する。他方の事象に分岐する確率は  $1 - p$  となる。

分岐確率の推定は、可能な範囲でフォールトツリー解析(Fault Tree Analysis: 以下「FTA」と表記)と呼ばれる手法を適用する。FTAは、ETにおける事象の分岐の一方の事象(設備の故障など)を頂上事象として設定し、この原因となる事象を次々にトップダウン式に展開していく手法である。ある事象の原因となる下位のいくつかの事象は、ANDとORの2種類のゲートで結合される。図3に示すように、末端事象の発生確率が与えられると、これをゲートの種類に応じて足し合わせるか掛け合わせるかして次々と上位事象の発生確率を算出していき、最終的に頂上事象の発生確率を求めることができる。

ただし、FTAに必要なデータが入手できない等の理由により適用が困難なものも多い。そのような場合は、過去のアセスメント事例や有識者の意見等に基づき、分岐確率を仮定して与えることに

なる。

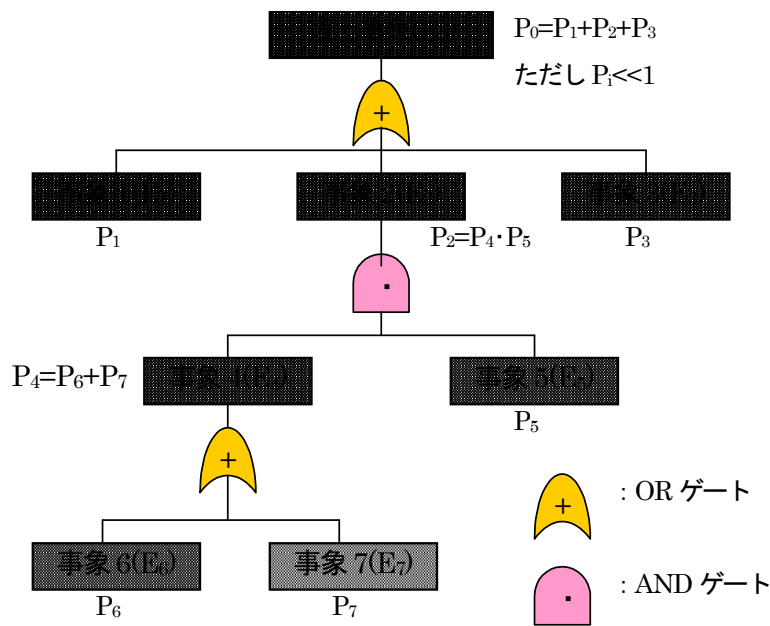


図3 フォールトツリー(FT)の概念

#### b 地震時の災害発生危険度

地震時の災害の発生危険度は、地震が発生した時(ある大きさの地震動が施設に作用した時)の被害発生確率として表す。ここで、地震の発生頻度は考慮しない。

地震による初期事象の発生確率は、想定される地震動の強さや液状化の程度、対象施設の種類や構造などによって大きく異なり、これらの要因をできるだけ考慮して推定することが望ましい。消防庁指針には、工学的解析に基づいた石油タンクの被害モデルが示されており、これを用いて初期事象の発生確率を推定する。ただし、石油タンク以外の施設に関してはこのような被害モデルが示されていないことから、現状では石油タンクからの類推によりその他の施設の初期事象の発生確率を推定する。

一方、事象の分岐確率の推定には、平常時と同様に可能な範囲でFTAを適用する。その際、地震時に特徴的な要因である駆動源(電源)の喪失や設備の損傷を考慮して推定する。

#### (エ) 災害の影響度

可燃性物質や毒性物質を取り扱う施設で流出などの事故が発生した場合、液面火災、ガス爆発、フラッシュ火災、毒性ガス拡散などの災害現象が生じる可能性がある。災害の影響度は、これらの事象が発生した場合の放射熱や爆風圧の大きさ、拡散ガス濃度が人体に対する許容限界を超える範囲の大小により判断する。

災害現象の解析モデルは、比較的簡易なものが消防庁指針に示されている。また、影響の基準値についても、特別防災区域外の第三者に対する目安が同指針に示されていることから、災害の影響度の推定にあたってはこれらを目安として適用する。消防庁指針に示された影響度の目安は表2のとおりである。

表 2 災害の影響度の目安

評価項目	目安の値	説明
液面火災の放射熱	2.3kW/m <sup>2</sup> (2.3kJ/m <sup>2</sup> s)	概ね90秒人体に第2度の熱傷(熱により表皮がはがれて水ぶくれを生じる)を起こす程度の熱量。
ファイヤーボールの放射熱	ファイヤーボールの継続時間を考慮し、人体への放射熱の影響に関する文献値を目安に、妥当な値を設定	ファイヤーボールの継続時間は数秒～20秒程度と考えられ、想定災害の規模に応じて、人体に2度の熱傷を与える程度の熱量とされる5～10kW/m <sup>2</sup> 程度を目安の値とする。
爆風圧	爆風圧による被害に関する文献値(下記)を目安に、2～5kPa程度の値を設定 5kPa : 家屋が多少の被害を受ける 2.8kPa : 建物の小さな被害の限界 2.1kPa : 安全限界(この値以下では95%の確率で大きな被害はない)	建屋の窓ガラスやスレート屋根が破損するなどの二次被害により人が負傷する可能性も考慮して、平成13年指針の11.8kPaよりも小さな値を推奨。
フラッシュ火災	爆発下限界濃度(LEL)の1/2	フラッシュ火災の放射熱の影響を算定するためのモデルが殆ど開発されていないことから、可燃性ガスに引火・燃焼が起こり得る下限界濃度を用い、拡散ガスの濃度の変動(計算値の1/2～2倍)を考慮してLEL/2とする。
毒性ガス拡散	IDLH(Immediate Dangerous to Life and Health)あるいはAEGLs(Acute Exposure Guideline Levels)のうちAEGL-2またはAEGL-3を適用	IDLH: 30分以内に脱出しないと元の健康状態に戻らない限界濃度。 AEGLs: 暴露時間を考慮した公衆に対する許容レベルであり、以下の3段階の許容レベルが示されている。 AEGL-1: 不快レベル AEGL-2: 障害レベル AEGL-3: 致死レベル

(オ) 総合的な災害危険性評価

災害の発生危険度と影響度の双方から、図4に示すようなリスクマトリックスにより災害の危険性を総合的に評価し、想定すべき災害と防災対策を実施するに当たっての優先度を検討する。どの程度の災害を想定すべきか、防災対策の優先度をどのように設定するかは、評価を行う自治体がコンビナート地区及び周辺地域の状況を勘案して決定することになる。

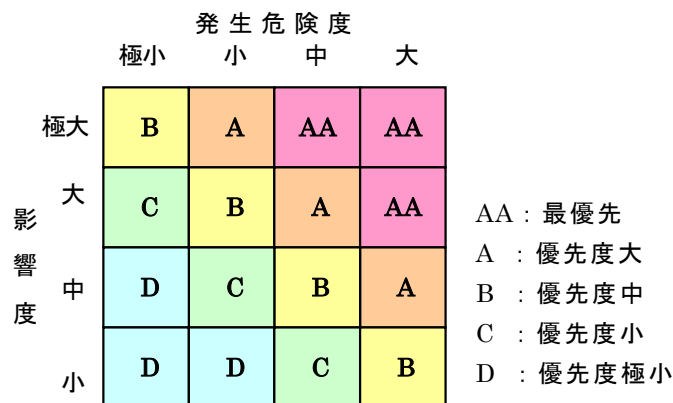


図4 リスクマトリックスによる評価の例

## ウ 長周期地震動による被害の評価

危険物タンクでは、長周期地震動によるスロッシング(液面揺動)被害の発生が考えられる。

スロッシングとは、地震波と容器内の液体が共振して液面が大きく揺れる現象である。スロッシングによる災害の発生・拡大シナリオはタンクの屋根形式によって異なるが、特に浮き屋根式の危険物タンクでは、屋根の損傷、内容物の溢流、火災の発生などの被害が生じる危険性がある。

スロッシングによる被害の発生は、危険物タンクの液面上昇量(最大波高)に依存すると考えられるが、スロッシング最大波高は、タンクのスロッシング固有周期とその周期帯における地震動の強さによって推定できる確定的な現象である。

したがって、危険物タンクのスロッシング被害については、前述した確率的評価とは別途、以下に示すような長周期地震動の特性とタンクの固有周期に基づいた災害危険性評価を行う。

### (ア) 長周期地震動の特性とタンクの固有周期に基づいた災害危険性評価

長周期地震動の予測波形または観測波形を収集し、コンビナートにおける長周期地震動の大きさ(速度応答スペクトル)を推定する。また、速度応答スペクトルと危険物タンクのスロッシング固有周期から、スロッシングによる災害の発生危険性について検討する。

### (イ) 災害の想定

スロッシングが発生し、内容物の溢流や浮き屋根等の設備の損傷が生じると、防油堤内での溢流火災や、タンク火災が発生する可能性がある。

そこで、スロッシングに起因する火災の危険性について定性的な検討を行う。

## エ 津波による被害の評価

東日本大震災では、特に岩手県、宮城県の太平洋側で巨大な津波が発生し、石油コンビナートの危険物施設や高圧ガス施設に大きな被害が生じている。また、福島県から茨城県の太平洋側でも津波の来襲はあったが、石油コンビナートにおける被害はバースの損壊など護岸部周辺にとどまっている。

津波浸水による石油コンビナートの施設の定量的な被害予測手法は、確立されているものは殆どないが、危険物タンクについては消防庁により移動被害(浮き上がり及び滑動)の評価ツールが作成・公開されている。このツールで用いられている被害予測手法は、東日本大震災における被害状況に基づく検証により、ほぼ妥当な評価結果が得られることが示された。

従って、浸水が予想される危険物タンクについては、このツールを用いた移動被害の予測を行う。なお、被害の評価に用いる津波浸水等は、新潟県津波浸水想定(平成25年12月及び平成29年11月)を前提とする。

その他の施設やコンビナート全体に与える影響については、東日本大震災における津波被害状況に基づき、定性的な検討を行う。

## オ 低頻度大規模災害による被害の評価

確率的評価において、発生危険度が極めて小さいまたは確率的評価が困難であるが影響度が大きい、いわゆる「低頻度大規模災害」は、従来の防災アセスメントでは想定災害としてとりあげられないことが多かった。しかしながら、東日本大震災では千葉県市原市で発生したLPGタンクの爆発火災のように、これまで想定していなかったような大規模な災害が発生している。

このことを踏まえ、評価上の発生確率が極めて低いまたは確率的評価ができない災害であったとしても、発生したときの影響が大きくなり得る災害については想定災害として取り上げ、影響評価を行う。

## (2) 想定調査の結果

特別防災区域内には、10万kLの原油タンクを始め、石油類や可燃性ガス等の貯蔵、取扱施設が数多く設置されており、漏えい、火災、爆発等の災害が発生する潜在的なリスクを抱えている。

「新潟県石油コンビナート等防災計画」の修正にあたり、県地震被害想定調査(平成10年3月)、県津波浸水想定(平成25年12月)や国の指針(平成25年3月)等に基づき、平常時の事故、地震・津波発生時及び大規模災害時において特別防災区域に起こりうる災害を想定するための調査(新潟県石油コンビナート防災アセスメント調査(平成26年3月))を行った。また、平成29年11月公表の県津波浸水想定に基づき、津波災害の評価を行った(平成31年3月)。

県地震被害想定調査(令和4年3月)及び県津波浸水想定(平成29年11月)における想定地震に基づき、短周期地震動及び長周期地震動による災害想定を見直すため、令和5年度に第2回目となる新潟県石油コンビナート防災アセスメント調査(令和6年3月)を行った。

その結果は以下のとおりである。

### ア 調査の概要

#### (ア) 対象地域

- a 新潟東港地区
- b 新潟西港地区
- c 直江津地区

#### (イ) 対象とする災害

以下の状況により発生する、危険物の流出・火災、可燃性ガスの流出・火災・爆発、毒性ガスの流出・拡散等とする。

- a 平常時の事故
- b 地震による被害
  - (a) 短周期地震動(強震動・液状化)による被害
  - (b) 長周期地震動による被害(危険物タンクのスロッシング被害)
  - (c) 津波による被害

#### (ウ) 対象施設

- a 危険物タンク(許可容量500kL以上の屋外タンク貯蔵所)
- b 高圧ガスタンク(可燃性及び毒性ガスの貯槽)
- c 毒性液体タンク
- d プラント(危険物製造所、高圧ガス製造施設(コンビナート等保安規則適用施設)、火力発電所の発電設備等)
- e 海上入出荷施設(可燃性液体(第4類第1～第4石油類、アルコール類、特殊引火物)、可燃性ガスまたは毒性物質を取り扱うもの)
- f 導配管(可燃性液体、可燃性ガスまたは毒性物質を取り扱う地上配管)

#### (エ) 評価方法

- a 平常時の事故
  - リスクマトリックスを用いた確率的なリスク評価に基づき、災害を以下のとおり分類し、それぞれにおいて想定される災害を抽出した。

		災害発生危険度					
		E	D	C	B	A	AA
		$10^{-5}$ 程度以上	$10^{-7}$ 程度以上	$10^{-6}$ 程度以上	$10^{-5}$ 程度以上	$10^{-4}$ 程度以上	$10^{-3}$ 程度以上
影 響 度	I	200m以上		災 害 第 2 段 階 の 災 害	第 1 段 階 の 災 害		
	II	100m以上200m未満					
	III	50m以上100m未満					
	IV	20m以上50m未満					
	V	20m未満					

(a) 第1段階の災害

災害発生危険度が AA、A、B レベル(概ね  $10^{-5}$ /年程度(施設 2 万基中で 10 年に 1 回程度)の頻度)で発生すると考えられる災害

(b) 第2段階の災害

災害発生危険度が C レベル(概ね  $10^{-6}$ /年程度(施設 2 万基中で 100 年に 1 回程度)の頻度)で発生すると考えられる災害

b 短周期地震動による災害

平常時の事故と同様、確率的なリスク評価を行い、地震が起こった際、災害発生危険度が、概ね  $10^{-4}$ /年程度(2 万基に 1 基程度)以上の割合で被害が発生すると考えられる災害を想定した。

c 長周期地震動による災害

県地震被害想定調査及び県津波浸水想定 of 想定地震に基づき、危険物タンクにおけるスロッシング(液面揺動)<sup>注1)</sup>による災害の可能性を評価した。

注1) 地震波と容器内の液体が共振して液面が大きく揺れる現象

d 津波による災害

県津波浸水想定 of 津波浸水深等に基づき、「想定地震」と「参考地震」<sup>注2)</sup>に区分し、危険物タンクについて移動被害(浮き上がり及び滑動)の評価ツール(消防庁)による被害予測を行った。

また、その他の施設等については、東日本大震災における津波被害状況に基づき、定性的な検討を行った。

注2) 科学的にはやや根拠が乏しいものの、予測の不確実性を考慮した上で対策を検討する地震(三連動地震)

e 低頻度大規模災害

東日本大震災の被害状況等を踏まえ、発生確率は極めて小さいが、ひとたび起きれば影響が大きくなり得る災害を想定した。

## イ アセスメント結果

### (ア) 平常時の事故

a 現実には起こりうると考えて対策を検討しておくべき災害<sup>注3)</sup>【( )は影響度<sup>注4)</sup>】

	新潟東港地区	新潟西港地区	直江津地区
危険物タンク	中量流出火災(Ⅳ) タンク火災/リム火災(Ⅴ)	中量流出火災(Ⅳ) タンク火災/リム火災(Ⅴ)	中量流出火災(Ⅴ) タンク小火災(Ⅴ)
高圧ガスタンク	少量流出爆発・火災(Ⅱ) 少量流出毒性拡散(Ⅰ)	中量流出爆発・火災(Ⅱ) 少量流出毒性拡散(Ⅰ)	少量流出爆発・火災(Ⅲ)
毒性液体タンク	大量流出毒性拡散(*)	該当なし	全量流出毒性拡散(Ⅲ)
プラント(製造施設)	大量流出火災(Ⅴ) 大量流出爆発・火災(Ⅰ)	大量流出火災(Ⅳ) 大量流出爆発・火災(Ⅰ) 少量流出毒性拡散(Ⅰ)	大量流出火災(Ⅳ) 大量流出爆発・火災(Ⅱ)
プラント(発電施設)	大量流出火災(Ⅴ) 大量流出爆発・火災(Ⅰ)	大量流出火災(Ⅳ) 大量流出爆発・火災(Ⅲ)	該当なし
海上入出荷施設	少量流出火災(Ⅴ) 少量流出爆発・火災(Ⅱ) 少量流出毒性拡散(Ⅰ)	少量流出火災(Ⅴ)	少量流出火災(Ⅳ)
導配管	少量流出火災(Ⅴ) 少量流出爆発・火災(Ⅱ) 少量流出毒性拡散(*)	少量流出火災(Ⅴ) 少量流出爆発・火災(Ⅳ) 少量流出毒性拡散(Ⅰ)	少量流出火災(Ⅳ)

注3) 第1段階の災害の中で、最も影響度が大きい災害

注4) Ⅰ:200m以上、Ⅱ:100m以上200m未満、Ⅲ:50m以上100m未満、Ⅳ:20m以上50m未満Ⅴ:20m未満、

\*:算定できず(以下の表中も同じ)

b aに比べ発生する可能性が小さいが、万が一に備えて対策を検討しておくべき災害<sup>注5)</sup>

	新潟東港地区	新潟西港地区	直江津地区
危険物タンク	防油堤内流出火災(Ⅱ) タンク全面火災(Ⅳ)	防油堤内流出火災(Ⅱ) タンク全面火災(Ⅳ)	防油堤内流出火災(Ⅲ) タンク全面火災(Ⅴ)
高圧ガスタンク	大量流出爆発・火災(Ⅱ) 全量流出毒性拡散(Ⅰ)	全量流出爆発・火災(Ⅱ) 全量流出毒性拡散(Ⅰ)	全量流出爆発・火災(Ⅲ)
毒性液体タンク	全量流出毒性拡散(*)	該当なし	該当なし
プラント(製造施設)	該当なし	ユニット全量流出爆発・火災(Ⅱ) ユニット全量流出毒性拡散(Ⅰ)	該当なし
プラント(発電施設)	該当なし	該当なし	該当なし
海上入出荷施設	該当なし	該当なし	該当なし
導配管	大量流出火災(Ⅳ) 大量流出毒性拡散(*)	大量流出火災(Ⅳ) 大量流出毒性拡散(Ⅰ)	大量流出火災(Ⅳ)

注5) 第2段階の災害の中で、最も影響度が大きい災害

(イ) 短周期地震動により想定される災害<sup>注6)</sup>

	新潟東港地区	新潟西港地区	直江津地区
危険物タンク	防液堤内流出火災 (Ⅲ)	中量流出火災 (Ⅳ)	防油堤内流出火災 (Ⅳ)
高圧ガスタンク	少量流出毒性拡散 (Ⅱ)	少量流出爆発・火災 (Ⅲ)	少量流出爆発・火災 (Ⅲ)
毒性液体タンク	全量流出毒性拡散 (*)	該当なし	全量流出毒性拡散 (Ⅰ)
プラント(製造施設)	ユニット全量流出火災 (Ⅴ)	ユニット全量流出火災 (Ⅴ)	大量流出火災 (Ⅳ) ユニット全量流出爆発・火災 (Ⅱ)
プラント(発電施設)	中量流出火災 (Ⅴ)	中量流出火災 (Ⅳ)	該当なし
海上入出荷施設	入出荷中に地震が発生した場合には、設備の損傷や流出の発生の恐れがある。 <sup>注7)</sup>	入出荷中に地震が発生した場合には、設備の損傷や流出の発生の恐れがある。 <sup>注7)</sup>	入出荷中に地震が発生した場合には、設備の損傷や流出の発生の恐れがある。 <sup>注7)</sup>
導配管	地震動や液状化により、配管フランジ部から内容物が流出する危険性がある。 <sup>注7)</sup>	地震動や液状化により、配管フランジ部から内容物が流出する危険性がある。 <sup>注7)</sup>	地震動や液状化により、配管フランジ部から内容物が流出する危険性がある。 <sup>注7)</sup>

注6) ア(エ) bで抽出された災害の中で、最も影響度が大きい災害

注7) 海上入出荷施設、導配管についてはフラジリティ関数による施設被害率の推定を行わず、災害の発生危険性を定性的に検討した。

(ウ) 長周期地震動により想定される災害

	新潟東港地区・新潟西港地区	直江津地区
浮き屋根式タンク	スロッシング波高が大きい(消防法の想定を超える)場合には、以下のような被害が発生する可能性がある。 (タンク周辺、仕切堤内、防油堤内の火災) ・タンク外への溢流 ・ルーフドレン配管からの流出 ・タンク周辺(仕切堤/防油堤内)での火災(浮き屋根上での火災) ・浮き屋根上への流出/火災 ・シール部での火災(リム火災、リング火災) (タンク全面火災) ・浮き屋根の損傷、沈降/タンク全面火災	該当施設なし
固定式屋根タンク	スロッシング波高が大きい(消防法の想定を超える)場合には、以下のような被害が発生する可能性がある。 ・屋根部の破損、流出 ・タンク周辺(仕切堤/防油堤内)での火災	

内部浮き蓋付き タンク	スロッシング波高が大きい（消防法の想定を超える）場合には、 以下のような被害が発生する可能性がある。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮き蓋上への流出</li> <li>・浮き蓋の損傷、沈降</li> <li>・屋根部の破損、流出</li> <li>・タンク周辺（仕切堤／防油堤内）での火災</li> <li>・タンクの爆発火災</li> </ul>
----------------	---

## （エ）津波による災害

### a H25 津波想定（想定地震）

	新潟東港地区	新潟西港地区	直江津地区
危険物 タンク	浸水するおそれのあるタンク・施設はなし。	最大浸水深が 1～2m、しかし浮き上がり・滑動は起こらないと想定。	浸水するおそれのあるタンクはなし。
その他の 施設		高压ガスタンクで、最大浸水深が 1～2m。計装設備、ガス漏洩検知警報設備等の破損、配管・弁等の変形・破損、容器の転倒が懸念。	毒性液体タンクで、最大浸水深が 0.2～0.5m。配管・弁等の変形・破損、容器の転倒が懸念。

### b H25 津波想定（参考地震）

	新潟東港地区	新潟西港地区	直江津地区
危険物 タンク	最大浸水深が 1～2m。浮き上がり・滑動は起こらないと想定。	最大浸水深が 3～5m。浸水深が 2m 以上のタンクや貯蔵率が低いタンクで、浮き上がり・滑動の危険性があり。	浸水するおそれのあるタンクはない。
その他の 施設	高压ガスタンク、プラントで、最大浸水深が 2～3m。計装設備、ガス漏洩検知警報設備等の破損、配管・弁等の変形・破損、容器の転倒が懸念。	最大浸水深が高压ガスタンクで 1～2m、プラントで 2～3m。計装設備、ガス漏洩検知警報設備等の破損、配管・弁等の変形・破損、容器の転倒が懸念。	毒性液体タンクで、最大浸水深が 0.5～1m。配管・弁等の変形・破損、容器の転倒が懸念。

### c H29 津波想定

	新潟東港地区	新潟西港地区	直江津地区
危険物 タンク	最大浸水深は 0.5～1m。浮き上がり・滑動は起こらないと想定。	最大浸水深は 3～5m。浸水深が 2m 以上のタンクや貯蔵率が低いタンクで、浮き上がり・滑動の危険性があり。	最大浸水深は 3～5m。ほとんどのタンクが浸水深 2～3.5m 程度であり、基礎などによる嵩上げ効果が十分でないタンクで、浮き上がり・滑動の危険性があり。
その他の 施設	最大浸水深は高压ガスタンクで 0.5～1m、プラントで 1～2m。計装設備、ガス漏洩検知警報設備等の破損、配管・弁等の変形・破損、容器の転倒が懸念。	最大浸水深は高压ガスタンク及びプラントで 1～2m。計装設備、ガス漏洩検知警報設備等の破損、配管・弁等の変形・破損、容器の転倒が懸念。	最大浸水深は毒性液体タンク及びプラントで 2～3m。計装設備、ガス漏洩検知警報設備等の破損、配管・弁等の変形・破損、容器の転倒が懸念。

## (オ) 低頻度大規模災害

- a 危険物タンクにおける、防油堤内全面火災、防油堤外流出火災、防油堤からの海上への流出、ボイルオーバーによる大規模な火災
- b 高圧ガスタンクにおけるファイヤーボール(BLEVE<sup>注7)</sup>)の発生  
注7) 沸点以上の温度で貯蔵している加圧液化ガスの貯槽や容器が何らかの原因により破損し、大気圧まで減圧することにより急に気化する爆発的蒸発現象。可燃性ガスの場合、着火してファイヤーボールと呼ばれる巨大な火球を形成することが多い。
- c プラント(製造施設)における可燃性ガス大量流出による爆発火災
- d 毒性物質の長時間流出による毒性ガス拡散

## ウ 防災対策の基本的事項の検討

### (ア) 平常時の事故に対する防災対策

平常時に想定される事故に対しては、事業所における総合的な安全管理体制を確立することが重要であり、そのために以下に示すような防災対策を充実させることが望ましい。

これらの対策は、地震時においても災害の発生・拡大防止や影響低減のための対策となる。

#### (基本的事項)

安全管理体制の充実、教育訓練・防災訓練、広報・避難体制の整備、施設の安全性強化、施設の老朽化への対策、流出の局所化

### (イ) 地震(強震動・液状化)による被害の防災対策

短周期地震動による被害の防災対策としては、平常時の事故の対策の他に、次のようなことが挙げられる。

#### (基本的事項)

施設の耐震性の強化、液状化対策、防災設備の信頼性向上、防油堤目地部の流出防止措置、緊急遮断設備の設置促進、流出の局在化、毒性ガスの流出時の対応、地震時の電力確保、大規模地震発生時の対応

### (ウ) 長周期地震動による被害の防災対策

特別防災区域では、いずれも消防法の想定を大きく上回る長周期地震動が発生する可能性があり、危険物タンクにおけるスロッシング被害の発生に備えることが重要である。短周期地震動による被害の防災対策の他に、次のようなことが挙げられる。

#### (基本的事項)

長周期地震動予測精度の向上、スロッシング発生時の応急対策

### (エ) 津波による被害の防災対策

浸水する可能性がある危険物タンクについては滑動や浮き上がりによる被害、その他の施設についても、計装設備等の破損や容器の転倒等の被害の発生に備えることが重要である。

#### (基本的事項)

重要な設備・機器の被害防止、津波からの避難を考慮した緊急措置、危険物タンクの浮き上がり・滑動の防止

### (オ) 低頻度大規模災害に関する防災対策

発生する確率は極めて小さいが、ひとたび発生すれば影響が大きくなり得る災害に備え、災害時の情報収集体制を強化し、速やかな広報や避難対策等に留意する。

(基本的事項)

災害情報等の収集・通報伝達、周辺住民等に対する速やかな広報・避難対策、周辺地区における交通規制対策



## 4 各種規程・協定等



## 4 各種規程・協定等

### (1) 石油コンビナート等特別防災区域協議会会則

#### ア 新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則

(名称)

**第1条** この会は、新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「協議会」と言う。）と称する。

(目的)

**第2条** 協議会は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84条）第22条にもとづき、新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「区域」という。）にある特定事業所等が連絡協議を行い、区域における防災対策の推進をはかることを目的とする。

(事業)

**第3条** 協議会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 区域における災害の発生または拡大の防止に関する自主基準の作成。
- (2) 災害の発生または拡大の防止に関する技術の共同研究。
- (3) 事業所の職員に対する災害の発生または拡大に関する教育の共同実施。
- (4) 共同防災訓練の実施。
- (5) その他区域における防災対策の推進に関すること。
- (6) 東西地区共同防災協議会と連携を密にし、防災対策および諸活動の推進をはかる。

(構成)

**第4条** 協議会は、区域内に所在または所在予定の特定事業所およびその他事業所をもって構成する。

(役員)

**第5条** 協議会に次の役員をおく。

\*会長 1人 副会長 1人 会計監事 2人 幹事 若干名。

2. 会長、副会長および会計監事は、総会で選出する。
3. 前項の役員の任期は2年とし、選任された年の4月1日から翌々年の3月31日までとする。但し、再選を妨げない。
4. 任期中に欠員を生じたときは、後任者は前任者の在任期間を任期とする。

(役員職務)

**第6条** 会長は、協議会を代表し会議の議長となり会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計監事は、協議会の収支を監査する。
4. 幹事は、幹事会により総会の活動を補佐する。

(会議)

**第7条** 協議会の会議は、総会および幹事会とする。

2. 会長は、年1回以上総会を開催するものとする。
3. 会長は、必要に応じ幹事会を開催することができる。
4. 会議は、過半数の出席により成立する。

(顧問及び参与)

**第8条** 協議会の運営について意見調整をはかるため総会の決議により、顧問および参与をおくことができる。

(経費)

**第9条** 協議会の運営に必要な経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(年度会計)

**第10条** 協議会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

(事務局)

**第11条** 協議会の事務を処理するため、会長の属する事業所に事務局をおく。

(委任)

**第12条** この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2. 会長は、前項により定めた事項について、総会に報告する。

付 則

この会則は、昭和51年10月12日から施行する。

付 則

この会則は、昭和53年4月13日から施行する。

付 則

この会則は、平成7年1月10日から施行する。

## イ 新潟西港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則

(名称)

**第1条** この会は、新潟西港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

**第2条** 協議会は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第22条にもとづき、新潟西港地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「区域」という。）にある特定事業所等が連絡協議を行い、区域における防災対策の推進を図ることを目的とする。

(事業)

**第3条** 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区域における災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- (2) 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- (3) 事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施
- (4) 共同防災訓練の実施
- (5) 自衛防災組織に関する共同研究
- (6) その他区域における防災対策の推進に関すること。

(構成)

**第4条** 協議会は、区域内に所在又は所在予定の特定事業所及びその他の事業所（木材関係の事業所を除く。）をもって構成する。

(役員)

**第5条** 協議会に次の役員をおく。

- ・会長 1人
- ・副会長 1人
- ・会計監事 2人
- ・幹事 各事業所の協議会担当者それぞれ1人

2 会長、副会長及び会計監事は、総会で選出する。

3 前項の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

**第6条** 会長は、協議会を代表し、会議の議長となり、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計監事は、協議会の収支を監査する。

4 幹事は、幹事会により、総会の活動を補佐する。

(会議)

**第7条** 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

2 会長は、年1回以上総会を開催するものとする。

3 会長は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。

4 会議は、過半数の出席により成立する。

(顧問及び参与)

**第8条** 協議会の運営について意見調整をはかるため、総会の議決により、顧問及び参与をおくことができる。

(経費)

**第9条** 協議会の運営に必要な経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

**第10条** 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

(事務局)

**第11条** 協議会の事務を処理するため、会長の属する事業所に事務局をおく。

(委任)

**第12条** この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 会長は、前項により定めた事項について、総会に報告するものとする。

### 附 則

この会則は、昭和51年12月8日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成22年5月11日から施行する。

## ウ 直江津地区石油工業地帯防災連絡協議会会則

(名称)

**第1条** この会は直江津地区石油工業地帯防災連絡協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

**第2条** 協議会は石油コンビナート等災害防止法により特別防災区域として指定された直江津地区にある特定事業所（以下「特定事業所」という）並びに特別防災区域及び隣接地域（以下「地域」という）にある危険物取扱事業所（以下「関連事業所」という）が連絡協議を行い、地域内における防災対策の推進をはかることを目的とする。

(事業)

**第3条** 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 相互応援体制の確立に関する事。
- (2) 防災設備及び資機材の整備に関する事。
- (3) 防災教育訓練及び情報の交換に関する事。
- (4) その他地域における防災対策の推進に関する事。

(構成)

**第4条** 協議会は地域内の特定事業所及び関連事業所をもって構成する。

2 本協議会に入会または脱会については、別に定める入会（脱会）届によるものとする。

(役員)

**第5条** 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名            副会長 2名  
理 事 2名            会計監事 2名

- 2 会長は特定事業所から総会において選出する。
- 3 副会長は特定事業所及び関連事業所から各1名総会において選出する。
- 4 理事は特定事業所から1名、関連事業所から1名会長が選任する。
- 5 会計監事は特定事業所及び関連事業所から各1名会長が選任する。
- 6 役員任期は2年とする。  
但し、再任を妨げない。

(役員職務)

**第6条** 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 理事は協議会の機能を十分に発揮するよう各種の事業の執行に当たる。
- 4 会計監事は協議会の会計を監査する。

(コンビナート委員会の設置)

**第7条** 協議会に特定事業所で構成するコンビナート委員会を設置する。

(会議)

**第8条** 協議会の会議は次の通りとする。

- (1) 定期総会は会長が議長となり毎年1回開催する。
- (2) 臨時総会は必要の都度会長が招集し、必要事項を協議する。
- (3) 理事会は会長、副会長及び理事で構成し、必要の都度会長が召集して必要事項を協議する。
- (4) コンビナート委員会は必要の都度会長が召集し、石油コンビナート等災害防止法第22条に規程された事項並びに必要な事項を協議実施する。

(顧問及び参与)

**第9条** 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

(相互応援)

**第10条** 会則第3条(1)により、特定事業所並びに関連事業所においては、別に定める「直江津地区石油化学工業地帯内の相互消防応援協定書」を締結し、相互応援体制の確立をはかる。

(経費)

**第11条** 協議会の運営に必要な経費は会費その他の収入をもってあてる。

2 コンビナート委員会に係わる経費については特定事業所が負担する。

(事務局)

**第12条** 協議会の事務を処理するため、会長の属する事業所に事務局を置く。

(委任)

**第13条** 会則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

### 付 則

- ・この会則は、昭和52年2月14日から施行する。
- ・上越、大潟、頸城地区石油工業地帯防災連絡協議会会則は、昭和52年2月14日で廃止する。

- ・平成 2 年 4 月 20 日 第 5 条改訂
- ・平成 11 年 3 月 10 日 第 11 条改訂
- ・平成 20 年 5 月 15 日 第 4 条、第 8 条(4)、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条関係改訂

(参考) 各石油コンビナート等特別防災区域協議会構成事業所一覧表

○新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会

東北電力(株)東新潟火力発電所	新潟石油共同備蓄(株)西基地
新潟石油共同備蓄(株)東基地	旭カーボン(株)東港油槽所
日本海エル・エヌ・ジー(株)日本海 LNG 新潟基地	(株)クラレ新潟東港貯蔵基地
全農エネルギー(株)新潟石油基地	日本エア・リキード(同)新潟工場
出光興産(株)新潟油槽所	E N E O S グローブガスターミナル(株)新潟ガスターミナル
E N E O S (株)新潟東港油槽所	新潟アイ・ジー・エス(株)新潟工場
東西オイルターミナル(株)東新潟油槽所	(株)カネコ商会新潟営業所
日本海洋石油資源開発(株)新潟鉱業所	旭カーボン(株)東港東ローリーステーション
MGC ターミナル(株)新潟事業所	

○新潟西港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会

出光興産(株)新潟石油製品輸入基地	橋本産業(株)新潟営業所
三菱瓦斯化学(株)新潟工場	北越コーポレーション(株)新潟工場
東北電力(株)新潟火力発電所	北陸瓦斯(株)山の下工場
歴世礦油(株)新潟西港オイルターミナル	新商(株)オートガスタンダード
旭カーボン(株)	JFE 精密(株)

○直江津地区石油工業地帯防災連絡協議会

(株) I N P E X ロジスティクスオイルターミナル直江津	新潟水素(株)直江津工場
信越化学工業(株)直江津工場	第一工業製薬(株)大潟工場
日本製鉄(株)東日本製鉄所直江津地区	昭和瀝青工業(株)上越油槽所
大太平洋特殊鑄造(株)	(株) J E R A 上越火力発電所
直江津アセチレン(株)直江津工場	(株) I N P E X J A P A N 直江津 LNG 基地

## (2) 共同防災規程

### ア 新潟東港東地区共同防災規程

#### 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この規程は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年 12 月 17 日 法律第 84 号、以下「法」という。）第 19 条第 2 項の規定に基づき、新潟東港地区特別防災区域に設置する新潟東港東地区共同防災組織（以下「共同防災組織」という。）が行うべき業務等に関し必要な事項を定め、もってこの共同防災組織に加盟する特定事業者（以下「加盟事業者」という。）の特定事業所（以下「加盟事業所」という。）における災害の発生または拡大の防止、および共同防災組織の効率的運用を図ることを目的とする。

(組織の名称、本部、構成)

**第 2 条** 共同防災組織の名称は、新潟東港東地区共同防災協議会（以下「協議会」という。）という。

2. 共同防災組織の代表は、協議会会長（以下「会長」という。）が務め、会長事業所に共同防災組織の本部を置く。

3. 共同防災組織を構成する加盟事業者および加盟事業所は、別表一のとおりとする。

(用語の定義)

**第 3 条** 法、消防法、高圧ガス保安法等および共同防災組織が制定した規程等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定める。

(適用範囲)

**第 4 条** この規程は、加盟事業所の施設および全域、ならびに加盟事業所間の契約に関する事項に適用する。

(遵守義務)

**第 5 条** 加盟事業所の防災管理者、副防災管理者、および防災要員は、この規程を遵守するとともに、加盟事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知させるよう努める。

(他規程との関係)

**第 6 条** 第 1 条の目的を達成するため必要な事項は、法および関連法規等に定めがある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(細則への委任)

**第7条** この規程の実施に関して、必要な細則を定め委任することができる。

## 第2章 運営

(共同防災組織の運営)

**第8条** 加盟事業所は、共同防災組織を設置し、別に定める会則等により運営する。

(共同防災業務の委託)

**第9条** 加盟事業所は共同防災業務の一部を委託するものとし、その受託者および防災業務範囲等は別表-2ならびに業務委託契約書等のおりとする。

## 第3章 編成および職務

(共同防災組織の編成)

**第10条** 共同防災組織の編成は、別図-1のとおりとする。

(会長の職務)

**第11条** 会長は、加盟事業所における防災活動が円滑に行われるよう連絡調整を図り、加盟事業所の防災管理者等から意見を聞く等して、組織の強化、適切な運営管理に努める。

(副会長の職務)

**第12条** 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(防災責任者および指揮者の職務)

**第13条** 防災責任者は、計画的に防災要員に対し第6章に定める防災教育、防災訓練を実施するとともに、第7章に定める防災のための資機材等について点検、整備の状況を把握する等、防災体制の確立、維持を図る。

2. 防災責任者は、専任防災要員の中から指揮者および指揮者代理を選任する。

3. 指揮者は、発災現場において防災要員を指揮監督し、防災活動を行う。

(防災要員の職務)

**第14条** 専任防災要員は防災センターに常駐し、有事の災害出動に備えるとともに、発災時には速やかに防災資機材を運行して発災現場に出動し、防災活動を行う。

2. 兼任防災要員は、発災時には速やかに発災現場または防災センターに出動し、指揮者等の指示を受け、防災活動を行う。

3. 防災要員は、防災に関する知識と技能の向上のため積極的に防災教育、防災訓練を受け、防災資機材等の操作および加盟事業所の消防設備等の配置、使用方法に習熟する等、常に有事の防災活動に備える。

(防災責任者および指揮者等の代行)

**第15条** 防災責任者に事故あるときは、指揮者がその職務を代行する。指揮者に事故あるときは、指揮者代理がその任にあたる。また、当直の防災要員が疾病その他の事故のため、その職務を行うことができないときは、補勤者が代行する。

(防災関係者の職務等)

**第16条** 共同防災組織は、加盟事業所における防災関係者の職務および組織の現状等を把握しておく。

## 第4章 異常現象に対する措置

(災害通報の受信)

**第17条** 加盟事業所での異常現象時における共同防災組織、加盟事業所の自衛防災組織ならびに関係機関相互の通報連絡の系統、方法は別図-2に定めるとおりとする。

2. 加盟事業所より出動要請を受信した防災責任者は出動命令を発令し、兼任防災要員の召集ならびに非番専任防災要員の呼出し等を指示するとともに、会長事業所および関係者へ状況等を連絡する。

なお、防災責任者不在時は指揮者が上記職務を代行する。

(共同防災組織の活動)

**第18条** 災害の発生、またはその恐れがあるものとして、加盟事業所より出動要請を受けたとき、あるいは聖籠町長または新潟海上保安部長より協議会に出動要請があったときには、指揮者等は速やかに防災資機材を運行して発災事業所に出動し、他の防災要員を指揮して災害の鎮圧および拡大防止、または発生の防御に努める。

2. 指揮者等は発災事業所に到着の後は、発災事業所の防災管理者の指揮下に入る。更に当該事業所自衛防災組織と共同防災組織は、公設消防隊が到着した後は、その指揮下に入る。

3. 災害発生時における共同防災組織と加盟事業所の応援出動ならびに資機材の供出等は、別に協議して定める。

(加盟事業所の施設または設備を明示した書類および図面の整備)

**第 19 条** 共同防災組織は、加盟事業所の各施設、地区内の防災活動上必要な主要施設、設備を明示した書類または図面を、発災時ただちに使用に供せられるよう防災センターに整備しておかなければならない。

2. 加盟事業所の施設等に変更が生じた場合は、その都度共同防災組織に届出るとともに、前項の書類、図面を更新し、常に現状に即したものとしておく。

## 第 5 章 防災要員の配置および防災資機材等の備付

(防災要員の配置)

**第 20 条** 防災要員の配置は、別表一 3 のとおりとする。

(防災資機材等の備付)

**第 21 条** 防災資機材等の備付は、別表一 4 のとおりとする。

## 第 6 章 教育・訓練

(防災教育)

**第 22 条** 防災責任者は、防災要員に対し防災教育計画を作成し、定期的に防災教育を実施する。

2. 防災責任者および防災要員は、法第 31 条に基づく新潟県石油コンビナート等防災計画（以下「県防災計画」という。）に定める防災教育、法第 22 条に基づく新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「区域協議会」という。）の防災教育等に積極的に参加する。

(防災訓練)

**第 23 条** 防災責任者は、防災要員に対し防災訓練計画を作成し、定期的に防災訓練を実施する。

2. 防災責任者および防災要員は、加盟事業所の行う防災訓練、県防災計画に基づく防災訓練、区域協議会の行う共同防災訓練に積極的に参加する。

(記録の保存)

**第 24 条** 実施した教育・訓練の記録は 3 年間保存する。

## 第 7 章 防災のための施設、設備、資機材等の点検、整備

(防災のための施設、設備、資機材等の点検)

**第 25 条** 防災のための施設、設備、資機材等の点検およびその結果の記録は、各加盟事業所が各々行い、防災センターの資機材等の点検は、専任防災要員が実施し、防災責任者はその点検状況を常に把握しておく。

2. 点検結果の記録は 3 年間保存する。

(防災のための施設、設備、資機材等の整備)

**第 26 条** 防災のための施設、設備、資機材等の整備は、各加盟事業所が各々行い、防災センターの資機材等の整備は、専任防災要員が行う。

防災責任者は、加盟事業所における防災のための施設、設備、資機材等の整備状況を常に把握し、その整備計画について熟知しておく。

2. 前項の目的のため、防災責任者および専任防災要員は、加盟事業所における防災のための施設等について整備状況を聴取し、必要な報告を求めることができる。

(特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等)

**第 27 条** 平成 29 年度版の新潟県津波浸水想定図（最大クラスの津波（レベル 2 津波<sup>※1</sup>）を想定）並びに平成 25 年度版の新潟県津波浸水想定図（3 連動地震時間差発生／地震発生の科学的根拠はないが、津波対策を検討する上での最大参考地震を含む）によれば、防災センターの浸水は想定されていない。従って、現時点では、当該施設や消防車両、資機材等への影響はないものと推察する。しかし、当該想定図の変更次第では、本項の見直しを行う。

※1 レベル 2 津波：「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」

## 第 8 章 その他

(本規程に違反した防災責任者および防災要員の措置)

**第 28 条** この規程に違反した防災責任者および防災要員は、共同防災組織の会議に諮り措置する。

(災害補償)

**第 29 条** 防災要員が災害出勤等で被った災害の補償、あるいは第三者に与えた被害の補償については、別に定める。

(機密情報の漏洩防止)

**第 30 条** 防災責任者および防災要員は、防災活動上知り得た他事業所の機密に属する情報については、他に漏らしてはならない。

(規程の改廃)

**第 31 条** この規程は、共同防災組織に変更があったとき、または加盟事業所から申し出があったときは、全加盟事業所参加の上、協議を行い改廃する。

(届出)

**第 32 条** この規程の改廃および防災要員等の変更があったときには、遅滞なく関係官庁に届出る。

#### 附 則

1. この規程は昭和52年7月13日制定し、同日施行する。
2. この規程は昭和52年8月1日改定し、同日施行する。
3. この規程は昭和53年12月20日改定し、同日施行する。
4. この規程は昭和55年4月1日改定し、同日施行する。
5. この規程は昭和58年1月1日改定し、同日施行する。
6. この規程は昭和59年4月1日改定し、同日施行する。
7. この規程は昭和62年3月20日改定し、同日施行する。
8. この規程は昭和64年1月1日改定し、同日施行する。
9. この規程は平成元年10月1日改定し、同日施行する。
10. この規程は平成5年7月1日改定し、同日施行する。
11. この規程は平成7年12月1日改定し、同日施行する。
12. この規程は平成9年4月1日改定し、同日施行する。
13. この規程は平成10年4月1日改定し、同日施行する。
14. この規程は平成13年10月1日改定し、同日施行する。
15. この規程は平成14年4月1日改定し、同日施行する。
16. この規程は平成14年6月27日改定し、同日施行する。
17. この規程は平成14年7月19日改定し、同日施行する。
18. この規程は平成14年11月1日改定し、同日施行する。
19. この規程は平成15年1月1日改定し、同日施行する。
20. この規程は平成16年4月1日改定し、同日施行する。
21. この規程は平成17年7月1日改定し、同日施行する。
22. この規程は平成18年9月1日改定し、同日施行する。
23. この規程は平成19年9月1日改定し、同日施行する。
24. この規程は平成21年9月1日改定し、同日施行する。
25. この規程は平成22年5月21日改定し、同日施行する。
26. この規程は平成22年7月1日改定し、同日施行する。
27. この規程は平成22年11月24日改定し、同日施行する。
28. この規程は平成23年3月1日改定し、同日施行する。
29. この規程は平成24年4月1日改定し、同日施行する。
30. この規程は平成26年3月1日改定し、同日施行する。
31. この規程は平成27年3月20日改定し、同日施行する。
32. この規程は平成30年12月1日改定し、同日施行する。
33. この規程は平成31年4月1日改定し、同日施行する。
34. この規程は令和2年1月1日改定し、同日施行する。
35. この規程は2022年6月1日改定し、同日施行する。

## イ 新潟東港西地区共同防災規程

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日、法律第84号、以下「法」と言う。）第19条第2項の規定にもとづき新潟東港西地区特別防災区域に設置する新潟東港西地区共同防災組織（以下「共同防災組織」と言う。）が行うべき業務に関し必要な事項を定め、もって、この共同防災組織に加盟する特定事業者（以下「構成事業者」と言う。）の特定事業所（以下「構成事業所」と言う。）における災害の発生または、拡大を防止することを目的とする。

(構成)

**第2条** 共同防災組織を構成する構成事業者および構成事業所は、別表1のとおりとする。

(諸規程との関係)

**第3条** 第1条の目的を達成するために必要な事項は、法および関連法規等に定めがある場合のほかこの規程の定めるところによる。

(適用範囲)

**第4条** この規程は、共同防災組織に加盟している構成事業者および構成事業所に適用する。

### 第2章 運営

(共同防災組織の運営)

**第5条** 構成事業者は、共同防災組織を設置し、別に定める会則等により運営するものとする。

(防災業務の一部委託)

**第6条** 防災業務の一部を、別途締結する業務委託契約に基づき、北日本防災警備株式会社に委託するものとする。

### 第3章 編成および職務

(共同防災組織の編成)

**第7条** 共同防災組織の編成は、別表2のとおりとする。但し運営上の編成については別に定める会則によるものとする。

(防災責任者の職務)

**第8条** 防災責任者は、計画的に防災要員に対して、第5章に定める防災教育・防災訓練を実施するとともに第6章に定める防災のための施設、設備または資機材の点検、整備の状況を把握する等、防災体制の維持を図るものとする。

(専任防災要員の職務)

**第9条** 専任防災要員は、防災センター内に常駐し、防災責任者の命を受け、防災資機材の点検整備にあたり、その結果については、記録保管するとともに有事の災害出動に備えるものとする。

2 専任防災要員は、発災時には直ちに防災センターに設備する防災資機材を運行して発災事業所に出動し、防災活動にあたるものとする。

3 専任防災要員は、発災事業所に到着の後は、当該発災事業所の防災管理者の指揮下に入り、災害の鎮圧および拡大の防止に務めるものとする。

(兼任防災要員の職務)

**第10条** 兼任防災要員は、発災時には発災事業所に出動し、防災責任者の指示を受け、防災活動にあたるものとする。なお、西地区以外の災害時出動は防災センターに集合し、出動するものとする。

(防災要員の代行者)

**第11条** 防災要員が疾病、その他の事故等のためその職務を行なう事ができないときは、予め選任されたものが代行するものとする。

(防災要員の遵守義務)

**第12条** 防災要員は、防災に関する知識、技能の向上のため積極的に防災教育訓練を受け、防災資機材等の操作に習熟するなど常に有事の防災活動に備えるものとする。

2 防災要員は、この規程に定められている諸事項について遵守しなければならない。

### 第4章 防災要員の配置および資機材等の備付

(防災要員の配置)

**第13条** 防災要員の配置は、別表3のとおりとする。

(防災資機材等の備付)

**第 14 条** 防災資機材等の備付は、別表 4 のとおりとする。

## 第 5 章 教育、訓練

(防災教育)

**第 15 条** 防災責任者は、防災要員に対し防災教育計画を作成し、定期的に防災教育を実施するものとする。

2 防災責任者および防災要員は、法第 31 条に基づく新潟県石油コンビナート等防災計画（以下「県防災計画」と言う。）に定める、防災教育法第 22 条に基づく新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「区域協議会」と言う。）の防災教育等に積極的に参加するものとする。

(防災訓練)

**第 16 条** 防災責任者は、防災要員に対し、防災訓練計画を作成し、定期的に防災訓練を実施するものとする。

2 防災責任者および防災要員は、構成事業所の行う防災訓練、ならびに県防災計画に基づく防災訓練に、積極的に参加するものとする。

## 第 6 章 防災施設、設備または資機材等の点検、整備

(防災施設、設備または、資機材等の点検)

**第 17 条** 防災施設、設備または、資機材等の点検およびその結果の記録、保管は、防災要員が実施し、その状況を防災責任者に報告しなければならない。

(防災施設、設備または、資機材等の整備)

**第 18 条** 防災施設、設備または、資機材等の整備は、防災要員が行うものとし、防災責任者は、構成事業所の防災施設、設備または資機材等の整備状況を常に把握し、その整備計画を熟知するものとする。

2 前項の目的のため、防災責任者および専任防災要員は、構成事業所の防災のための施設等について、整備状況を聴取し、必要な報告を求めることができるものとする。

(特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等)

**第 19 条** 平成 29 年度版の新潟県津波浸水想定図（最大クラスの津波（レベル 2 津波※ 1）を想定）並びに平成 25 年度版の新潟県津波浸水想定図（3 連動地震時間差発生／地震発生の科学的根拠はないが、津波対策を検討する上での最大参考地震を含む）によれば、防災センターの浸水は想定されていない。従って、現時点では、防災センターの建屋、消防車両及び資機材等への影響はないものと推察する。しかし、当該想定図の変更次第では、本項の見直しを行う。

※ 1 レベル 2 津波：「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」

## 第 7 章 防災活動

(防災活動)

**第 20 条** 災害発生または、その恐れがあるものとして、構成事業所より出動要請を受けた時は、防災責任者は速やかに防災資機材を運行して発災事業所に出勤し、防災要員を指揮して災害の鎮圧および拡大防止または発生の防衛に努めるものとする。

2 新潟市長または新潟海上保安部長より協議会に出動要請があった時は、指示に従って防災活動に努める。

## 第 8 章 書類または図面の整備

(構成事業所の施設、または設備を明示した書類および図面の整備)

**第 21 条** 共同防災組織は、構成事業所の各施設、地区内の防災活動上必要な主要施設、設備を明示した書類または図面を、発災時ただちに使用に供せられるよう防災センターに備えつけておかなければならない。また、これらの書類、図面は変更の都度更新し、常に現状に即したものとしておくものとする。

## 第 9 章 構成事業所との連絡調整等

(共同防災組織と構成事業所との調整等)

**第 22 条** 緊急時および平常時における共同防災組織と、構成事業所の自衛防災組織、ならびに関係機

関相互の通報連絡の系統、方法は、別表5に定めるとおりとする。

2 災害発生時における共同防災組織と構成事業所の防災活動に関する応援出動、資機材の供出等は、別に協議して定める。

(構成事業所の防災関係者の組織および職務)

**第23条** 共同防災組織は、構成事業所の防災関係者の職務および組織の現状を把握するものとする。

(本規程に違反した防災責任者、および防災要員の措置)

**第24条** この規程に違反した防災責任者および防災要員は、共同防災組織を運営する会議にはかり措置する。

## 第10章 その他

(災害補償)

**第25条** 防災責任者および防災要員が災害出動で被った災害の補償、ならびに第三者に与えた被害の補償については、別に定める。

(機密情報の漏洩防止)

**第26条** 防災責任者および防災要員は、防災活動上知り得た他事業所の機密に属する情報については、他に漏らしてはならない。

(規程の改廃)

**第27条** この規程は、共同防災組織の構成に変更があったとき、または構成事業所からの申し出があったときは、協議して改廃できるものとする。

## 附 則

第1条 この規程は、昭和54年7月13日第1回改訂し施行する。

第2条 この規程は、昭和57年8月11日第2回改訂し施行する。

第3条 この規程は、昭和58年8月23日第3回改訂し施行する。

第4条 この規程は、昭和58年9月1日第4回改訂し施行する。

第5条 この規程は、昭和59年4月1日第5回改訂し施行する。

第6条 この規程は、昭和62年3月27日第6回改訂し施行する。

第7条 この規程は、平成15年10月1日第7回改訂し施行する。

第8条 この規程は、平成21年3月16日第8回改訂し施行する。

第9条 この規程は、平成22年4月1日第9回改訂し施行する。

第10条 この規程は、平成25年9月19日第10回改訂し施行する。

第11条 この規程は、平成27年3月26日第11回改訂し施行する。

第12条 この規定は、平成30年11月1日第12回改訂し施行する。

## ウ 新潟東港海上共同防災規程

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号、以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、新潟東港地区特別防災区域の海上共同防災組織（以下「海上共同防災組織」という。）が行うべき業務に関する事項及び海上共同防災要員（以下「防災要員」という。）と防災のための施設、設備・資機材等に関する事項について定め、もって、共同防災組織の構成事業所（以下「構成事業所」という。）における災害（以下「災害」という。）の発生又は、拡大の防止並びに共同防災組織の効率的運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** 法、関連法規等及び共同防災組織が制定した規程類において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めるものとする。

(諸規程との関係)

**第3条** 第1条の目的を達成するため必要な事項は、法および関連法規等に問うに定めがある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

**第4条** この規程は、構成事業者、構成事業所の施設、その周辺海域及び構成事業所間の契約に関する事項に適用する。

(遵守義務)

**第5条** 構成事業所の防災管理者、副防災管理者および防災要員は、この規程を遵守するとともに、構

成事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知するものとする。

(細則への委任)

**第6条** この規程の実施に関しては、必要な細則を定め委任することができる。

## 第2章 組織

(共同防災組織の名称と構成)

**第7条** 共同防災組織の名称は、新潟東港海上共同防災協議会（以下、「協議会」という。）という。

また、構成事業者および構成事業所は、別紙－1「海上共同防災組織の構成」のとおりとする。

(共同防災組織の本部)

**第8条** 共同防災組織の代表は、協議会会長が務め、協議会会長事業所に共同防災組織の本部を置くものとする。

## 第3章 運営

(共同防災組織の運営)

**第9条** 共同防災組織の運営は、別に定める会則等により運営するものとする。

(共同防災業務の委託)

**第10条** 共同防災業務の一部を委託するものとし、その受託者および業務範囲等は、別紙－2「防災業務の委託状況」並びに業務委託契約書等のとおりとする。

## 第4章 編成及び職務

(共同防災組織の編成)

**第11条** 共同防災組織の編成は、別紙－3「海上共同防災組織図」のとおりとする。但し、運営上の編成については別に定める会則によるものとする。

(会長の職務)

**第12条** 協議会会長は、構成事業所における防災活動が円滑に行われるよう連絡調整を図り、構成事業所の防災管理者から意見を聞くなどして、組織の強化、適切な運営管理に努めるものとする。

(副会長の職務)

**第13条** 協議会副会長は、会長がその職務を行うことができないときにはその職務を代行するものとする。また、防災研修会等を企画・運営して共同防災組織の防災技術の向上を図るものとする。

(指揮監督者の職務)

**第14条** 指揮監督者は、防災要員の中から選任し、計画的に防災要員に対して第6章に定める防災教育、防災訓練を実施するとともに、第7章に定める防災のための施設・設備・資機材等の点検、整備の状況を把握するなど、防災体制の確立維持を図るものとする。

2. 指揮監督者は、発災時には速やかに発災現場に出動し、発災事業所（緊急事態事業所）の防災管理者の指揮下に入り防災要員を指揮監督して防災活動を行うものとする。

(防災要員の職務)

**第15条** 防災要員は、防災資機材の点検整備等にあたり、その結果を記録保管するとともに、有事の災害出動に備えるものとする。

2. 防災要員は、発災時には速やかに発災現場に出動し、発災事業所（緊急事態事業所）の自衛防災組織と連携、協力して災害の鎮圧及び拡大の防止に努めるものとする。

(指揮監督者および防災要員の職務の代行)

**第16条** 指揮監督者及び防災要員が疾病、その他の事故等によりその職務を行うことができないときは、予め選任された者が代行するものとする。

(防災要員の遵守義務)

**第17条** 防災要員は、防災に関する知識、技能の向上のため積極的に防災教育訓練を受け、防災資機材等の操作に習熟するなど常に有事の防災活動に備えるものとする。

2. 防災要員は、協議会会長等の指揮命令及びこの規程に定められている諸事項について遵守しなければならない。

## 第5章 防災要員の配置および資機材等の備付

(防災要員の配置)

**第18条** 防災要員の配置は、別紙－4「海上共同防災要員の配置状況」のとおりとする。

(防災資機材等の備付)

**第19条** 防災資機材等の備付は、別紙－5「海上共同防災資機材等の備付状況」のとおりとする。

## 第6章 教育・訓練

(防災教育)

**第20条** 指揮監督者は、防災要員に行う防災教育計画を作成し、定期的に防災教育を実施するものとする。

2. 指揮監督者および防災要員は、法第31条に基づく新潟県石油コンビナート等防災計画（以下「県防災計画」という。）に定める防災教育並びに法第22条に基づく新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会の防災教育等に積極的に参加するものとする。

(防災訓練)

**第21条** 指揮監督者は、防災要員に対する防災訓練計画を作成し、定期的に防災訓練を実施するものとする。

2. 指揮監督者及び防災要員は、構成事業所の行う防災訓練並びに県防災計画に基づく防災訓練等に、積極的に参加するものとする。

(記録の保存)

**第22条** 教育・訓練に関する記録は、3年間保存するものとする。

## 第7章 防災のための施設・設備・資機材等の点検、整備

(防災のための施設、設備、資機材等の点検、整備)

**第23条** 防災要員は、防災のための施設・設備・資機材等の点検を2回/年実施し、その結果を記録し協議会会長に報告するものとする。

また、点検記録は、3年間保存する。

(防災のための施設、設備、資機材等の整備)

**第24条** 防災要員は、防災のための施設・設備・資機材等を整備するものとする。指揮監督者は構成事業所の防災のための施設・設備・資機材等の整備状況を常に把握し、その整備計画に熟知するものとする。

(特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等)

**第25条** 平成29年度版の新潟県津波浸水想定図（最大クラスの津波（レベル2津波※1）を想定）並びに平成25年度版の新潟県津波浸水想定図（3連動地震時間差発生/地震発生の科学的根拠はないが、津波対策を検討する上での最大参考地震を含む）によれば、防災資機材等の浸水は想定されていない。従って、現時点では、防災資機材等への影響はないものと推察する。しかし、当該想定図の変更次第では、本項の見直しを行う。

※1 レベル2津波：「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」

## 第8章 防災活動

(防災活動)

**第26条** 防災要員は、災害の発生又はその恐れがあるとして、構成事業所からの出勤要請や新潟海上保安部長あるいは新潟県石油コンビナート等防災本部長の指示を受けたときは、防災要員は速やかに災害の鎮圧、拡大防止及び発生の防御に努めるものとする。

## 第9章 書類及び図面の整備

(構成事業所の施設・設備を明示した書類および図面の整備)

**第27条** 共同防災組織は、構成事業所の各施設や地区内の防災活動上必要な主要施設・設備を明示した書類及び図面を発災時ただちに使用に供せられるよう整備しておかなければならない。また、これらの書類・図面は変更の都度、更新し常に現状に即したものとしておく。

## 第10章 共同防災組織と関係機関への連絡

(共同防災組織と関係機関への連絡)

**第28条** 異常現象における共同防災組織及び関係機関への通報連絡は、「新潟県石油コンビナート等防災計画（2023）資料編のP52の伝達経路」に準ずる。（ただし、特定事業所以外は下記2項にて対応する）

2. 前項以外の緊急事態における共同防災組織及び関係機関への通報連絡は、別紙6「海上共同防災組織緊急時通報連絡系統図」に定めるとおりとする。

3. 平常時は、協議会会長が構成事業所及び関係機関との連絡を行う。

(構成事業所の防災関係者の組織及び職務)

**第29条** 共同防災組織は構成事業所の防災関係者の組織及び職務の現状を把握するものとする。

(本規程に違反した指揮監督者及び防災要員の措置)

**第30条** この規程に違反した指揮監督者及び防災要員は、海上共同防災組織の会議にはかり措置するものとする。

## 第11章 その他

(応援出動と費用負担、災害補償等)

**第31条** 資機材の応援出動とそれに要する費用、並びに指揮監督者と防災要員が災害出動等で被った被害の補償、及び第三者に与えた被害の補償については「新潟東港海上共同防災協議会の海上共同防災に関する協定書」による。

(機密情報の漏洩防止)

**第32条** 指揮監督者及び防災要員は、防災活動上知り得た構成事業所の機密に属する情報については、他に漏らしてはならない。

(規程の改廃)

**第33条** この規程は、共同防災組織に変更があったとき、または構成事業所からの申し出があったときは、協議して改廃できるものとする。

また、この規程に改廃があったときは、法の定めに従い届出するものとする。

### 附 則

第1条 この規程は、昭和54年7月13日から施行する。

第2条 この規程は、昭和56年4月1日より改定施行する。

第3条 この規程は、昭和58年7月1日より改定施行する。

第4条 この規程は、昭和59年7月1日より改定施行する。

第5条 この規程は、昭和62年3月20日より改定施行する。

第6条 この規程は、平成元年9月1日より改定施行する。

第7条 この規程は、平成5年7月1日より改定施行する。

第8条 この規程は、平成15年4月1日より改定施行する。

第9条 この規程は、平成16年4月1日より改定施行する。

第10条 この規程は、平成17年9月1日より改定施行する。

第11条 この規程は、平成22年8月1日より改定施行する。

第12条 この規程は、平成22年11月24日より改定施行する。

第13条 この規程は、平成25年12月1日より改定施行する。

第14条 この規程は、平成27年3月25日より改定施行する。

第15条 この規程は、平成30年7月1日より改定施行する。

第16条 この規程は、2023年12月1日より改定施行する。

## エ 新潟西港地区共同防災規程

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年12月17日法律第84条(以下「法」という。))第19条第2項の規定にもとづき、新潟西港地区特別防災区域に設置する共同防災組織が行うべき業務等に関し必要事項を定め、もってこの共同防災組織に加盟する特定事業者(以下「加盟事業者」という。)の特定事業所(以下「加盟事業所」という。)における災害等の発生または拡大の防止及び共同防災組織の効率的運用を図ることを目的とする。

(組織の名称・本部所在地・構成事業所)

**第2条** 組織の名称 : 新潟西港地区共同防災協議会(以下「地区協議会」という。)

本部所在地 : 出光興産(株)新潟石油製品輸入基地内

会長事業所 : 出光興産(株)新潟石油製品輸入基地

2. 共同防災組織を構成する加盟事業者および加盟事業所は、別表1のとおりとする。

(用語の定義)

**第3条** 石油コンビナート等災害防止法、消防法、高圧ガス保安法等において使用する例による。

(適用範囲)

**第4条** この規程は、加盟事業者および加盟事業所全域に適用する。又、別途、新潟西港地区共同防災

協議会会則を定め、加盟事業所間で共同防災に関する協定及び各加盟事業所と(有)新潟西港共同防災との間で防災業務委託契約を締結する。

(遵守義務)

**第5条** 構成事業所の防災管理者、副防災管理者(第1種事業所に限る。以下同じ。)及び共同防災要員はこの規程を遵守しなければならない。

(諸規程との関係)

**第6条** 前記、第1条の目的を達成するため必要な事項は、法および関連法規等に定めがある場合のほか、この規程に定めるところによる。

(細則への委任)

**第7条** 本規定の実施に当り具体的な計画等が必要な為、(有)新潟西港共同防災にて、下記細則を定めている。

- ・業務運営細則
- ・就業規則
- ・防災業務要領 (文書番号 NNKB-1~13)

## 第2章 運営

(共同防災組織の運営)

**第8条** 加盟事業者は、共同防災組織を設置し、別に定める会則等により運営するものとする。

2. 会長は、下記の業務の一部又は全部を、有限会社新潟西港共同防災に委託することができる。共同防災協議会の業務は、次のとおりとする。

- 1) 共同防災組織の総合運営に関すること。
- 2) 災害出動に関すること。
- 3) 連絡通報に関すること。
- 4) 防災技術に関する調査研究。
- 5) 共同防災教育訓練に関すること。
- 6) 防災資機材の整備運用に関すること。
- 7) 業務委託に関すること。
- 8) その他共同防に関すること。

3. 海上防災業務の運営について、加盟事業所中の2社(出光興産(株)・歴世礦油(株))と(有)新潟西港共同防災との間で業務委託契約を締結し、又、(有)新潟西港共同防災と(株)リンコーコーポレーションとの間で業務委託契約を締結する。

海上防災業務受託者の名称・業務内容は、別表6のとおりとする。

4. (有)新潟西港共同防災が保有する消防資機材が車検時或いは修理期間中の緊急時に対応する為に、新潟東港西地区共同防災センターとの間で相互応援協定を締結する。

## 第3章 編成および職務

(共同防災組織の編成)

**第9条** 共同防災組織の編成は、別表2のとおりとする。

(監督者及び指揮者等の職務)

**第10条** (有)新潟西港共同防災の代表取締役(以下、監督者という。)は、指揮者3名及び指揮者代理3名を選任する。監督者及び指揮者(以下「指揮者等」という。)は、計画的に他の防災要員に対して第6章に定める防災教育、防災訓練を実施するとともに、第7章に定める防災のための資機材等について点検、整備の状況を把握する等、防災体制の確立、維持を図るものとする。監督者は、加盟事業所における防災活動が円滑に行なえるよう、平常時・緊急時ともに連絡調整を図り、定期的に加盟事業所の防災管理者から意見を聞く等して、組織の強化、適切な運営管理に努めなくてはならない。

(防災要員の職務)

**第11条** 防災要員は、防災知識と技術の向上のため積極的に防災教育、防災訓練を受け、防災資機材等の操作を習熟するなど、常に有事の防災活動に備えるものとする。

又、防災要員の具体的な職務は、下記の事項とする。

- ① 防災資機材を活用した防災活動。
- ② 防災資機材等の点検。

尚、防災要員は、非常時に直ちに有効な防災活動を実施しうる能力及び体力を有するものである。その為下記の要件を満たすものとする。

- ① 災害の応急措置に関して必要な知識・技能・体力を有すること。
- ② 加盟事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。

(監督者・指揮者等の代行者)

**第12条** 監督者が事故ある時の代行者として、指揮者が職務を代行する。指揮者が事故ある時は指揮

者代理がその任にあたる。又、当直の防災要員が疾病その他の事故のため、その職務を行うことができないときは、補勤者が代行するものとする。

#### 第4章 異常現象に対する措置

(災害通報の受信)

**第13条** 加盟事業所での異常現象時の受信・通報連絡については、(有)新潟西港共同防災の「防災業務要領書 NNKB-4」によるものとする。

(共同防災組織の活動)

**第14条** 災害の発生、又は、その惧れが有るものとして、加盟事業所より出動要請を受けたとき、或いは、新潟市長又は、新潟海上保安部長より地区協議会に出動要請があったときには、指揮者等は、すみやかに防災資機材を運行して発災事業所に出動し、他の防災要員を指揮して災害の鎮圧及び拡大防止・再発の防止等の防災活動に努めるものとする。

2. 指揮者等は、発災事業所に到着の後は、発災事業所の防火管理者の指揮下に入る。更に発災事業所自衛防災組織と共同防災組織は、公設消防隊が到着した後は、その指揮下に入る。

(加盟事業所の施設または設備を明示した書類または図面の整備)

**第15条** 共同防災組織は、加盟事業所の各施設、地区内の防災活動上必要な主要施設、設備を明示した書類または図面を、発災時ただちに使用に供せられるよう防災センターに整備しておかなければならない。また、これらの書類、図面は変更の都度更新し、常に現状に即したのものとしておくものとする。尚、上記書類・図面等は防災要員待機室に保管し、消防自動車にも図面を常置する。

#### 第5章 防災要員の配置および防災資機材の備付

(防災要員の配置)

**第16条** 防災要員の配置は、別表3のとおりとする。

(防災資機材の備付)

**第17条** 防災資機材等の備付は、別表4のとおりとする。

#### 第6章 教育・訓練

(防災教育)

**第18条** 指揮者等は他の防災要員に対し、別に定める防災要員教育計画によって防災教育を定期的実施するものとする。教育は、(有)新潟西港共同防災の防災業務要領書・教育ビデオ・法令集・保有消防資機材他を有効活用する。

2. 防災要員は、法第31条に基づく新潟県石油コンビナート等防災計画(以下、「防災計画」という。)に定める防災本部の防災教育、法第22条に基づく新潟西港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会(以下「区域協議会」という。)の防災教育等に積極的に参加するものとする。

3. 教育の実施の都度作成した記録は、3年間保存とする。

(防災訓練)

**第19条** 指揮者等は、他の防災要員に対し、別に定める防災員訓練計画によって、防災訓練を定期的実施するものとする。訓練は、(有)新潟西港共同防災の防災業務要領書によるものとし、保有消防資機材他を有効活用する。

2. 防災要員は、加盟事業所の行う防災訓練、新潟県防災計画に基づく防災訓練、区域協議会の行う共同防災訓練に積極的に参加するものとする。

3. 訓練の実施の都度作成した記録は、3年間保存とする。

#### 第7章 防災のための施設、設備または資機材等の点検、整備

(防災のための施設、設備または資機材等の点検)

**第20条** 防災のための施設、設備または資機材等の点検およびその結果の記録は、各加盟事業所が各々行ない、(有)新潟西港共同防災の資機材等の点検は、共同防災要員が実施し、その点検状況は指揮者等がこれを常に把握するものとする。後述の点検は、(有)新潟西港共同防災の点検計画によるものとする。

2. 点検の実施の都度作成した記録は、3年間保存とする。

(防災のための施設、設備または資機材等の整備)

**第21条** 防災のための施設、設備または資機材等の整備は各加盟事業所が各々行ない、(有)新潟西港共同防災の資機材等の整備は、防災要員が行うものとし、自社補修が不可能なものについては、外注とする。指揮者等は、加盟事業所における防災のための各施設、設備または資機材等の整備状況を常に把握し、その整備計画に熟知するものとする。

2. 前項の目的のため、指揮者等および防災員は加盟事業所における防災のための施設等について整備状況を把握する為、必要な報告を求めることができるものとする。

## 第8章 加盟事業所との連絡調整等

(共同防災組織と加盟事業所との連絡調整等)

**第22条** 緊急時および平常時における共同防災組織、加盟事業所の自衛防災組織ならびに関係機関相互の通報連絡の系統、方法は別表5に定めるとおりとする。

(加盟事業所の防災関係者の組織および職務)

**第23条** 共同防災組織は、加盟事業所における防災関係者の職務および組織の現状を把握するものとする。

## 第9章 その他

(本規程に違反した防災要員の措置及び表彰)

**第24条** この規程に違反した防災要員は、共同防災組織の会議に諮り措置する。又、著しい功績の有ったものについては、その都度審査し表彰する。尚、詳細については、(有)新潟西港共同防災の就業規則によるものとする。

(災害補償等)

**第25条** 防災要員等が災害出勤等で被った災害の補償、或いは第三者に与えた被害の補償については、(有)新潟西港共同防災の給与規則及び加盟事業所間の防災業務委託契約書によるものとする。又、労働災害保険の他に法定外労災保険の適用を受ける。

(機密情報の漏洩防止)

**第26条** 防災要員は、防災活動上知り得た事業所の機密に属する情報にいては、他に漏らしてはならない。

(規程の改廃)

**第27条** この規程は、共同防災組織に変更があったとき、ならびに加盟事業所から申し出があったときは、全加盟事業所参加の上、協議を行ない改廃するものとする。

(届出)

**第28条** 規定の改廃及び防災要員の変更があったときには、その都度監督官庁に届出る。

## 付 則

この規程は昭和52年7月12日制定し、同日施行する。

この規程は昭和53年7月14日改定し、同日施行する。

この規程は昭和54年7月14日改定し、同日施行する。

この規程は昭和55年2月13日改定し、同日施行する。

この規程は昭和62年3月30日改定し、同日施行する。

この規程は平成10年4月1日改定し、同日施行する。

この規程は平成11年3月5日改定し、同日施行する。

この規程は平成11年4月1日改定し、同日施行する。

この規程は平成16年4月23日改定し、同日施行する。

この規程は平成17年9月1日改定し、同日施行する。

この規程は平成18年10月1日改定し、同日施行する。

この規程は平成19年9月1日改定し、同日施行する。

この規程は平成22年3月25日改定し、同日施行する。

この規程は平成22年4月15日改定し、同日施行する。

この規程は平成22年7月1日改定し、同日施行する。

この規程は平成25年1月1日改定し、同日施行する。

この規程は平成30年4月1日改定し、同日施行する。

この規程は平成31年4月1日改定し、同日施行する。

この規程は令和元年12月16日改定し、同日施行する。

## オ 直江津港東共同防災規程

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第19条第2項に基づき、直江津港東共同防災協議会の構成事業所における災害予防及び発災時における災害の拡大防止を図るため、同協議会が行うべき必要な業務についてその基準を定める。

(用語の定義)

**第2条** この規程に使用する用語は、法・消防法において使用する用語によるほか、次のように定める。

- ① 協議会 直江津港東共同防災協議会をいう。
- ② 総会 協議会の最高の議決機関である総会をいう。
- ③ 協議会事務局 協議会の運営事務を総括する機関をいう。
- ④ 共同防災センター 防災活動の実行機関をいう。
- ⑤ 共同防災隊員 専任防災隊員及び駆付防災隊員をいう。

(自衛防災規程との関係)

**第3条** 協議会は構成事業所の自衛防災業務の一部を補完するものであり、この規程に定めのない自衛防災組織に関する事項は、構成事業所の防災規程の定めるところによる。

(防災業務の委託について)

**第4条** 法第19条第1項により設置した共同防災組織が行う業務の一部を別紙記載の「防災業務の委託状況」とおとり委託する。

当該防災業務の委託に係る具体的な内容については、「防災業務委託契約書」によるものとし、専任防災隊員はこの規程の定める事項を遂行する。

### 第2章 組織

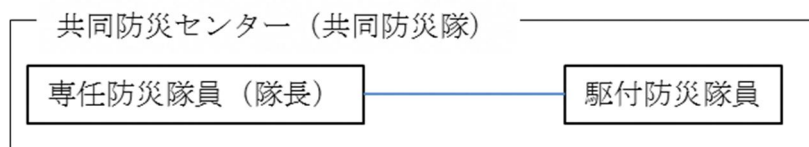
(構成)

**第5条** 本規程は、協議会会則第3条に定める次の事務所に適用する。

- ① (株)INPEXロジスティクス基地管理部オイルターミナル直江津
- ② (株)JERA上越火力発電所
- ③ (株)INPEX直江津LNG基地

(機構・組織)

**第6条** 協議会の業務機構は、協議会会則第4条による。また共同防災センターの組織は、次のとおりとする。



### 第3章 共同防災隊の任務

(業務)

**第7条** 共同防災隊は、次の任務を遂行する。

- ① 発災時における災害拡大防止活動
- ② 直江津地区石油工業地帯防災連絡協議会に加盟する事業所が発災した場合の相互消防応援協定による災害拡大防止活動
- ③ 災害防止のための予防活動
- ④ 防災資機材の点検・整備・記録
- ⑤ 防災教育訓練の計画・実施
- ⑥ 通報・連絡業務
- ⑦ 異常な自然現象に対する準備態勢
- ⑧ 構成事業所の防災態勢・施設・設備等の把握
- ⑨ 構成事業所の行う防災訓練への参加
- ⑩ 共同防災センターの運営業務
- ⑪ 協議会事務局の補佐業務

(構成事業所の防災管理者の任務)

**第8条** 構成事業所の防災管理者は、第7条の防災業務について、共同防災組織を指導・監督する立場

から、専任防災隊員に対して組織の強化及び適切な運営に努めるように指導・助言を行わなければならない。

2 構成事業所の防災管理者不在時は、その任務の一部を構成事業所の代行者が行わなければならない。

(専任防災隊員の任務)

**第9条** 専任防災隊員は共同防災センター業務全般を統括するとともに、協議会の指示を受け業務を遂行しなければならない。

ただし、緊急を要するときは協議会の指示を仰ぐことなくその任務を遂行し、事後速やかに協議会へ報告をしなければならない。

2 専任防災隊員は、出動先事業所の防災管理者（自衛防災隊長）の指揮により災害拡大防止活動を行う。

3 専任防災隊員は、防災資機材の整備点検ならびに防災施設及び資機材等の機能・操作の習熟に努めねばならない。

4 専任防災隊員は、常に共同防災隊員を把握し、指示・監督により、第7条の防災業務を遂行し、発災時は共同防災隊を指揮しなければならない。

(駆付防災隊員の任務)

**第10条** 駆付防災隊員は、発災時の災害拡大防止活動にあたるため即応態勢をとり、発災時にはその状況により速やかに共同防災センターまたは発災現場に出動し、専任防災隊員の指揮下で防災活動を行わなければならない。

2 駆付防災隊員は、共同防災センターの行う教育・訓練に参加しなくてはならない。

#### 第4章 共同防災隊員及び防災資機材等

(共同防災隊員)

**第11条** 共同防災隊員のうち専任防災隊員は3直2交替勤務とする。

2 専任防災隊員は、共同防災センターに勤務し、駆付防災隊員は各々構成事業所に勤務するものとする。

3 発災時または教育・訓練を実施するときは、専任防災隊員は駆付防災隊員を招集しなければならない。

4 直編成者に欠員が生じたときは、直ちに直編成隊員を補充し、共同防災体制を維持しなくてはならない。

5 専任防災隊員の直勤務の交替は、対面引継ぎとする。なお、重要事項については記録引継ぎを行わなければならない。

(防災資機材等)

**第12条** 協議会が所有する主な防災資機材等の種類・数量は次のとおりとする。

① 甲種普通化学消防車（粉末消火装置付）	1台
② 可搬式放水銃	2基
③ 空気呼吸器	2個
④ 耐熱服	2着
⑤ 泡消火薬剤	7560リットル
⑥ 上記各項に付帯する資機材	1式

2 資機材は、(株)INPEXロジスティクスオイルターミナル直江津敷地内部に備え付ける。

(防災資機材等の点検整備)

**第13条** 専任防災隊員は、防災資機材等の機能・性能を維持するため、点検・整備をしなければならない。

2 防災資機材等の点検・整備は、別に定める「業務運営要領」により実施し、その記録を確認して当該防災資機材が設置されている間保存しなければならない。

(防災資機材等の維持管理)

**第14条** 専任防災隊員は、防災資機材等に不足を生じ、またその機能に劣化、その他異常を認めるときには、速やかに補充・取替・修理等の対策を講じなければならない。

2 防災資機材等は、その種類ごとに維持管理台帳を作成し、設置・補充・取替・補修その他必要事項を記載しておかなければならない。

(運転・操作基準)

**第15条** 防災活動に使用する消防車両の運転・操作及び運行は、別に定める「業務運営要領」に基づき実施するものとし、専任防災隊員は共同防災隊員にその周知徹底をはからなければならない。

(代替措置)

**第16条** 専任防災隊員は、消防車両が定期点検により使用できない場合には、関係先へ連絡するとともに災害発生時における臨応態勢を確立しておかなければならない。

## 第5章 防災活動

(災害出動)

**第17条** 災害時における共同防災隊の出動は、構成事業所または事前に協議会が認めている関係団体（以下「関係団体」という。）の要請に基づいて行う。

2 出動先事業所に到着したときは、その事業所の防災管理者の指揮下に入り防災活動を行わなければならない。

(災害予防活動)

**第18条** 専任防災隊員は必要に応じ、構成事業所の周辺を巡視・点検しなければならない。

専任防災隊員は、巡視中危険な状態を発見したときは直ちに最寄りの事業所または現場係員に連絡するとともに災害の防除に努めなければならない。

2 専任防災隊員は、その事業所の防災管理者の許可を得て構成事業所の自衛防災体制及び施設の状況を把握する。

(異常な自然現象等に対する準備態勢)

**第19条** 専任防災隊員は、災害発生の恐れのある警報、関係機関からの通報ならびに周辺地域の異常現象等の情報を把握した場合は、その状況に応じて共同防災隊が緊急出動できる態勢を整えておかなければならない。

(構成事業所の防災体制及び施設等の把握)

**第20条** 専任防災隊員は、防災活動を的確に行うため構成事業所の自衛防災組織及び主要な施設・道路・防災設備ならびに防災資機材等について必要な書類・図面等を整備し、状況を把握しておかななければならない。

2 構成事業所の防災管理者は、前項の書類・図面類を専任防災隊員の要請により提出するものとし、設備その他に変更があったときは速やかに専任防災隊員に連絡する。

## 第6章 教育及び訓練

(防災教育の企画)

**第21条** 協議会は、共同防災隊員に対して災害発生時の措置基準・関係法令ならびに防災資機材及び構成事業所の設備等について、共同防災センター独自及び構成事業所との合同防災教育を企画する。

(防災訓練の企画)

**第22条** 協議会は、共同防災隊員に対して災害対処活動・防災設備・資機材等の運転操作・取扱い等について、共同防災センター独自及び構成事業所との合同防災訓練を企画する。

(教育及び訓練の実施)

**第23条** 専任防災隊員は、第21条・22条の企画に基づいて教育・訓練の年間実施計画を立て、共同防災隊員に対し教育及び訓練を実施しなくてはならない。

(他機関への教育・訓練の参加)

**第24条** 専任防災隊員は、行政機関などが計画する教育・訓練に対しても積極的に参加し、協力する。

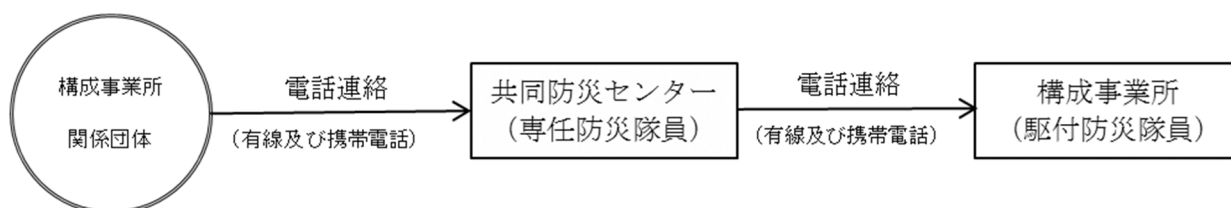
(教育及び訓練の記録)

**第25条** 専任防災隊員は、教育または訓練を実施したときは、その内容を記録し、協議会事務局に報告しなければならない。

## 第7章 通報・連絡

(通報及び連絡)

**第26条** 発災時における協議会内の通報及び連絡は、次のとおりとする。



## 第8章 雑則

(違反者に対する処置)

**第27条** この規程に違反した者は、次に定めるところにより処分する。

- ① 再教育して指導する。
- ② 再違反した場合は、その任を解き適格者と交替させる。  
(他組織との関係)

**第 28 条** 協議会は、構成事業所の自衛防災組織及びその他の関係機関と密接な連携を保ち、教育・訓練の共同実施ならびに防災技術の開発・向上につとめる。

## 第 9 章 付則

(規程の改廃)

**第 29 条** この規程の変更及び改廃は、総会の決議を得なければならない。

(規程の施行)

**第 30 条** この共同防災規程は、平成 23 年 7 月 22 日から施行する。  
この共同防災規程は、平成 25 年 8 月 14 日に改訂する。  
この共同防災規程は、令和 2 年 3 月 1 日に改訂する。  
この共同防災規程は、令和 3 年 4 月 1 日に改訂する。  
この共同防災規程は、令和 4 年 4 月 1 日に改訂する。

### カ 新潟東港東地区・西地区相互応援協定書

新潟東港東地区共同防災協議会（以下、甲という）および新潟東港西地区共同防災協議会（以下乙という）が組織する共同防災組織の相互応援について、次の通り協定する。

(目的)

**第 1 条** この協定は、関係事業所（甲・乙に加盟する事業所をいう）において、火災・漏洩・その他の災害が発生した場合、または、発生のおそれがある事態（以下災害という）に際し、相互の緊密な連携を計り、相互の応援による防御活動を行い被害を最小限に止めることを目的とする。

(応援すべき事項)

**第 2 条** 本協定の目的を達成するための応援すべき事項は、次の通りとする。

- (1). 災害時の連絡通報に関する事項
- (2). 災害出動に関する事項
- (3). 防災資機材および相互応援要員に関する事項
- (4). その他必要事項

(通 報)

**第 3 条** 関係事業所において災害が発生した時は、次の通り通報するものとする。

- (1). 通報の方法は、「新潟県石油コンビナート等防災計画」の通報伝達経路による。
- (2). 通報内容は、災害の種別・場所・被害の状況等とする。

(出 動)

**第 4 条** 甲・乙の防災センターに所属する防災隊は、発災事業所からの出動要請を受けた場合は、直ちに出勤し発災事業所の指揮下に入り防災活動を行うものとする。

2. 発災事業所は、速やかに発災事業所の加盟する協議会長へ出動要請した事を連絡するものとする（事後処理）。

発災事業所の協議会長は、他方の協議会長に対して出動依頼したことを連絡するものとする（事後処理）。

応援要請)

**第 5 条** 発災事業所は、災害が拡大し応援が必要と判断されたときは、発災事業所の加盟する協議会長へ応援要請を行い、発災事業所の協議会長は、他方の協議会長に対し応援要請依頼を行うものとする。

2. 応援要請を受けた関係事業所は、自社の許容範囲において速やかに防災資機材を含めた応援要員の体制を整え応援活動を講ずるものとする。

(費用の負担)

**第 6 条** 応援に要した防災資機材のうち、消火薬剤等の消耗品・資機材は、応援要請を行った発災事業所が現物を持って返却するものとする。ただし、防災資機材等の運行又は運搬によって生じた経費は、応援依頼を受けた事業所よりの請求に基づき発災事業者が負担するものとする。

2. 応援要請に基づく防災・応援要員等の災害・第三者に損害を与えた場合等に対する補償等、特殊な事項については、甲・乙の会長並びに関係者で誠意をもって協議し決定するものとする。

(安全確保)

**第 7 条** この協定に基づく応援活動に当たっては、人身災害防止のための安全確保を最優先するものとする。

(関係機関等よりの要請)

- 第8条** 甲・乙は、新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会長より要請があった場合は、積極的に協力を行うものとする。
2. 関係機関（新潟県消防防災課・新潟海上保安部等）より要請があった場合は、積極的に協力するものとする。

（協議事項）

- 第9条** この協定について疑義が生じた場合、または、この協定に定めのない事項について問題が生じたときは、甲・乙協議し定めるものとする。

（協定の改廃）

- 第10条** この協定について改廃の必要を生じたときは、甲・乙協議して行うものとする。

（協定の機関）

- 第11条** この協定の有効期間は、協定締結の日から2ヶ年とする。ただし、協定満了の日の1ヶ月前までに、両者いずれかの一方から協定効力終了の申し出が無い場合は、この協定はされに2ヶ年更新したものとし、以後この例によるものとする。

（付則）

1. この協定は、平成6年12月1日から施行する。
2. 昭和58年7月1日締結の「新潟東港東地区・西地区相互応援協定書」は廃止する。
3. この協定を締結するため、本書2通を作成し、甲・乙会長が記名捺印のうえ甲・乙が各1通を保管する。

## キ 新潟東港西地区・新潟西港地区相互応援協定書

新潟東港西地区共同防災協議会（以下甲という）と新潟西港地区共同防災協議会（以下乙という）とは、甲乙がともに設置している共同防災隊（以下防災隊という）の相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

- 第1条** この協定は甲・乙が組織している共同防災区域内（以下区域と言う）に発生した火災、その他の災害または災害発生のおそれがある事態（以下災害という）に際し、その要請に応じ相互に防災隊を派遣し、関係消防機関との緊密な連携のもとに防ぎよ活動を実施し、被害を最小限度に防止することを目的とする。

（通報）

- 第2条** 甲と乙は互に災害が発生したときは、災害の種別、場所、状況等について通報するものとする。

（出 動）

- 第3条** 甲及び乙の防災隊は、災害の発生を覚知し通報を受けたときは、要請に応じ直ちに出勤し、発災事業所の指揮下に入って防ぎよ活動を行うものとする。

（費用の負担）

- 第4条** 応援に要した消火薬剤等の消費資材の費用は、発災事業所の負担とする。

ただし、防災隊の災害補償等の特殊な事項については、甲乙協議し決定する。

（協定の改廃および解釈の協議）

- 第5条** この協定について改廃の必要を生じたときは、両者協議して行うものとする。

この協定について解釈に疑義を生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について問題が生じたときは、両者協議して決定するものとする。

（協定の期間）

- 第6条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1ヶ年とする。

ただし、協定期間満了の日の1ヶ月前までに、両者のいずれかの一方から協定効力終了の申出がないときは、この協定は更に1ヶ年更新したものとし、以後この例による。

制定日 平成4年5月13日

### (3) 広域共同防災規程

#### ア 北陸地区広域共同防災規程

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）第19条の2第3項の規定に基づき、各特定事業所が共同で設置する広域的な防災組織（以下「広域共同防災組織」という。）が行うべき業務に関し必要な事項を定め、もって広域共同防災組織に加盟する特定事業所（以下「構成事業所」という。）における浮きぶたが屋根を兼ねる屋外貯蔵タンク（以下「浮き屋根式タンク」という。）の火災の発生、拡大の防止及び広域共同防災組織の効率的運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** 石災法、消防法、関係する政省令等及び「北陸地区広域共同防災組織に関する協定書」（以下「協定書」という。）第3条に基づき設立された協議会（以下「協議会」という。）が制定した規則等において使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 大容量泡放水砲、大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤、耐熱服及び空気呼吸器を「大容量泡放射システム」と総称する。
- (2) 大容量泡放射システムを用いて行う防災活動を総括する者（以下「統括防災要員」という。）、大容量泡放射システムの操作等を行う防災要員（以下「防災要員」という。）及び統括防災要員又は防災要員の指示に従い、設定等の防災活動を補助する要員（以下「補助要員」という。）を「防災要員等」と総称する。

(適用範囲)

**第3条** 本規程は、協定書により協定した構成事業所の直径34m以上の浮き屋根式タンクの防災活動に適用する。

(遵守義務)

**第4条** 構成事業所の防災管理者、副防災管理者及び防災要員等は、この規程を遵守するとともに、構成事業所に勤務する者及びその他出入りする関係者等に周知させるものとする。

(他規程との関係)

**第5条** 本規程の目的を達成するために必要な事項は、石災法その他関連適用法令の定めによるほか、関係する諸規則等によるものとする。

2 「石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について」（平成18年3月23日付け消防特第31号）に示す警防計画及び警防活動計画は、本規程に添付する付属書とする。

(規程の改廃)

**第6条** 本規程及びこれに基づく規則等の制定又は改廃は、協議会の総会で議決する。

## 第2章 広域共同防災組織

(広域共同防災組織の名称及び構成)

**第7条** 広域共同防災組織の名称を「北陸地区広域共同防災組織」（以下「本防災組織」という。）と定める。

2 本防災組織を構成する構成事業所は、別表-1に記載するとおりとする。

(広域共同防災組織の運用)

**第8条** 構成事業所は、本規程のほか、協議会が別に定める規則等により本防災組織を運営するものとする。

2 協議会は、日本海石油株式会社に規則等に定める業務の一部を委託する。

3 協議会は、災害時の防災資機材の搬送業務に関しては、「大容量泡放射システム資機材等の搬送及び搬送準備に関する協定書」により伏木海陸運送株式会社に委託する。

(広域共同防災組織の編成)

**第9条** 本防災組織の編成は、別表-2のとおりとする。

(指揮命令系統)

**第10条** 本防災組織は、別表－3のとおり、構成事業所の防災管理者の指揮下で防災活動を行う。

2 公設消防機関が到着したときは、その指揮下で行動するものとする。

(大容量泡放射システムの備付)

**第11条** 大容量泡放射システムは、別表－4－1、別表－4－2のとおり備え付ける。

(防災要員の選任)

**第12条** 構成事業所は、大容量泡放射システムを用いた防災活動を行う統括防災要員及び防災要員を選任して配置する。

(補助要員の配置)

**第13条** 構成事業所は、大容量泡放射システムの設定等を補助する補助要員を配置する。

### 第3章 代表者等の職務

(会長の職務)

**第14条** 本防災組織は、協議会の会長を代表者とする。

2 会長は、平常時から構成事業所の防災管理者等から意見を聞き、組織の強化、適切な運営管理に努める。

(統括防災要員の職務)

**第15条** 統括防災要員は、防災管理者の指揮のもとで大容量泡放射システムに係る防災活動を統括する。

(防災要員の職務)

**第16条** 防災要員は、大容量泡放射システムを活用した防災活動を行う。

(会長等の代行者)

**第17条** 会長が疾病その他事故等のため職務を行うことができないときは、副会長が代行する。

### 第4章 大容量泡放射システムの整備

(大容量泡放射システムに係る施設・設備)

**第18条** 協議会は、大容量泡放射システムに係る保管施設・設備について、整備計画を定め、維持管理する。

(大容量泡放射システムの整備)

**第19条** 協議会は、大容量泡放射システムに係る整備について、種類ごとに法に規定されている構造等に関する基準に適合するよう、整備計画を定め、維持管理する。

### 第5章 大容量泡放射システムの点検

(大容量泡放射システムの点検)

**第20条** 大容量泡放射システムの点検は、別に定める「北陸地区広域共同防災資機材維持管理点検要領」に基づき、協議会から委託を受けた者が実施する。

2 前項の大容量泡放射システムの点検・整備の実施に関する事務は、協議会事務局(以下「事務局」という。)が行い、点検・整備の責任者は会長とする。

(点検結果にもとづく措置)

**第21条** 点検の結果、不備、欠陥等を発見した場合、点検実施者は、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、その結果を会長に報告する。

2 会長は、改修等の必要な措置を速やかに行う。

(記録の保存)

**第22条** 点検の結果及び措置の状況を記録した書類は、別に定める「北陸地区広域共同防災資機材維持管理点検要領」で定めた期間、事務局が保存する。

(大容量泡放射システムの使用不可の連絡)

**第23条** 大容量泡放射システムの故障・整備等により使用できない場合及びその代替処置をとる場合

は、事務局は直ちに消防機関並びに構成事業所等に連絡する。

## 第6章 異常現象に対する措置

(災害に対する通報等)

**第24条** 直径34m以上の浮き屋根式タンクの全面火災が発生したとき、発災した構成事業所（以下「発災事業所」という。）は、別表－5のとおり通報・連絡をする。

2 直径34m以上の浮き屋根式タンクの全面火災への発展が懸念される異常現象が発生した場合、発災事業所は事務局に対して移動待機の要請を行う。移動開始の判断は、発災事業所が関係官庁の助言を得て行う。

(人的災害が発生した場合の措置)

**第25条** 発災事業所は、防災活動中に人的災害が発生した場合、必要な防災要員等を確保する。

(大容量泡放射システム搬送の指示)

**第26条** 事務局は、搬送業務を行う者に対し、必要な指示を行う。

(大容量泡放射システムの搬送)

**第27条** 事務局は、発災事業所の要請に基づき、別に定める「北陸地区広域共同防災資機材搬送要領」に基づき、大容量泡放射システムの搬送準備・搬送を実施する。

(大容量泡放射システムの設定)

**第28条** 発災事業所は、別に定める「北陸地区広域共同防災資機材設定要領」に基づき、大容量泡放射システムの設定を実施する。

(広域共同防災組織と自衛防災組織との連絡調整等)

**第29条** 平常時における本防災組織と構成事業所の自衛防災組織及び関係機関相互の連絡の系統・方法は、別表－5のとおりとする。

2 非常の場合に直ちに活用し円滑なる防災活動を行うため、構成事業所は相互に必要な情報・書類等を交換しておくものとする。

(構成事業所の施設又は機能を明示した書類・図面の整備)

**第30条** 構成事業所は、非常の場合に直ちに大容量泡放射システムを展開できるよう、予め自己の事業所内の34m以上の浮き屋根タンクに対する警防計画及び警防活動計画を策定すると共に、常に現状に即したものとして整備しておくものとする。

(応援出動等)

**第31条** 他の地区広域共同防災組織等から応援要請があった場合は、消防関係機関の承諾を得たうえで、会長は保有する大容量泡放射システムの全部又は一部を搬送し、貸与することができる。

## 第7章 防災教育

(教育計画の作成・実施)

**第32条** 協議会は、構成事業所における災害の発生及び拡大を防止するため、別に定める「北陸地区広域共同防災教育訓練要領」に基づき、教育訓練計画書を作成し、防災要員等に対する教育を計画的に実施する。

(教育項目)

**第33条** 防災要員等の教育計画には、次の各号の項目を盛り込むものとする。

- (1) 防災意識の高揚
- (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底
- (3) 構成事業所の特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法
- (4) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況
- (5) 構成事業所の取扱い危険物等の性質及び性状
- (6) 警防計画及び警防活動計画の内容
- (7) その他必要な事項

(記録の保存)

**第34条** 構成事業所は、防災教育の実施について「教育訓練実施報告書」を作成し、会長に報告する。

事務局はこの記録を3年間保存する。

## 第8章 防災訓練

(訓練計画の作成・実施)

**第35条** 協議会は、構成事業所における災害の発生及び拡大を防止するため、別に定める「北陸地区広域共同防災教育訓練要領」に基づき、教育訓練計画書を作成し、防災要員等に対する訓練を計画的に実施する。

(訓練項目)

**第36条** 前条の教育訓練計画には、次の各号の項目を盛り込むものとする。

- (1) 特定防災施設等及び大容量泡放射システムの取り扱い訓練
- (2) 通報・連絡・参集及び出動訓練
- (3) 上記第1号及び第2号を総合した構成事業所における総合訓練及び自衛防災組織、公設消防機関との連携訓練
- (4) その他必要な訓練

(記録の保存)

**第37条** 構成事業所は、防災訓練の実施について「教育訓練実施報告書」を作成し、会長に報告する。事務局はこの記録を3年間保存する。

## 第9章 雑則

(守秘義務)

**第38条** 構成事業所は、本防災組織の運営を通じて知り得た他の構成事業所の施設その他に関する営業上・技術上の秘密情報を、第1条に定める目的以外のために使用してはならず、また、これを公開し、若しくは第三者に対し開示してはならない。ただし、次の各号に該当する情報に関しては、この限りでない。

- (1) 知得した時点で既に公知であった情報
- (2) 知得した後に、知得した当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった情報
- (3) 正当な権原を有する第三者から守秘義務を負うことなく知得した情報
- (4) 裁判所その他の公的機関から法令の根拠に基づき開示を強制された情報

(罰則)

**第39条** 前条及び第4条の遵守義務違反については、構成事業所の規定に従って処置し、その処置内容について会長に報告する。

(表彰)

**第40条** 防災業務について功労が認められる者に対して、協議会の総会の議決に基づき表彰する。

(届出)

**第41条** この規程及び警防計画等の改廃若しくは防災要員等の変更等については、その都度、会長が関係機関へ届け出るものとする。

(承継)

**第42条** 構成事業所の事業者が第三者と合併し、或はその事業所若しくは本防災組織に係る部分を譲渡する際には、その地位を当該第三者に承継させなければならない。

## 附 則

1. この規程は、平成20年12月1日付で制定し、平成20年11月30日から適用する。
2. 平成20年12月3日付で訂正し、平成20年11月30日から適用する。
3. 平成22年7月30日付で訂正し、平成22年7月30日から適用する。
4. 平成23年8月25日付で訂正し、平成23年8月25日から適用する。
5. 平成25年5月27日付で訂正し、平成25年5月27日から施行する。
6. 平成26年5月27日付で訂正し、平成26年5月27日から施行する。
7. 平成28年5月11日付で訂正し、平成28年5月11日から施行する。

8. 平成29年5月23日付で訂正し、平成29年5月23日から施行する。
9. 平成30年5月25日付で訂正し、平成30年5月25日から施行する。
10. 令和元年5月17日付で訂正し、令和元年5月17日から施行する。
11. 令和2年5月20日付で訂正し、令和2年5月20日から施行する。
12. 令和3年5月21日付で訂正し、令和3年5月21日から施行する。
13. 令和4年5月20日付で訂正し、令和4年5月20日から施行する。
14. 令和5年5月26日付で訂正し、令和5年4月1日から施行する。
15. 令和6年5月24日付で訂正し、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

### 各共同防災協議会構成事業所一覧表

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○新潟東港東地区共同防災協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>東北電力(株)東新潟火力発電所</li> <li>新潟石油共同備蓄(株)東基地</li> <li>日本海エル・エヌ・ジー(株)</li> <li>日本エア・リキード(同)新潟工場</li> <li>新潟アイ・ジー・エス(株)新潟工場</li> <li>全農エネルギー(株)新潟石油基地</li> <li>E N E O S グローブガスターミナル(株)新潟ガスターミナル</li> </ul> </li> <li>○新潟東港海上共同防災協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>新潟石油共同備蓄(株)東基地</li> <li>新潟石油共同備蓄(株)西基地</li> <li>日本海洋石油資源開発(株)新潟鉱業所</li> <li>東北電力(株)東新潟火力発電所</li> <li>東西オイルターミナル(株)東新潟油槽所</li> <li>出光興産(株)新潟油槽所</li> <li>E N E O S (株)新潟東港油槽所</li> <li>M G C ターミナル(株)新潟事業所</li> <li>日本海エル・エヌ・ジー(株)</li> <li>全農エネルギー(株)新潟石油基地</li> <li>E N E O S グローブガスターミナル(株)新潟ガスターミナル</li> <li>(株)リンコーコーポレーション東港支社</li> <li>旭カーボン(株)東港油槽所</li> </ul> </li> <li>○北陸地区広域共同防災協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>新潟石油共同備蓄(株)東基地</li> <li>新潟石油共同備蓄(株)西基地</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○新潟東港西地区共同防災協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>日本海洋石油資源開発(株)新潟鉱業所</li> <li>出光興産(株)新潟油槽所</li> <li>東西オイルターミナル(株)東新潟油槽所</li> <li>E N E O S (株)新潟東港油槽所</li> <li>新潟石油共同備蓄(株)西基地</li> <li>M G C ターミナル(株)新潟事業所</li> <li>(株)クラレ新潟東港貯蔵基地</li> <li>旭カーボン(株)東港油槽所</li> </ul> </li> <li>○新潟西港地区共同防災協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>出光興産(株)新潟石油製品輸入基地</li> <li>東北電力(株)新潟火力発電所</li> <li>三菱瓦斯化学(株)新潟工場</li> <li>歴世礦油(株)新潟西港オイルターミナル</li> </ul> </li> <li>○直江津港東共同防災協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>(株)INPEX ロジスティクス基地管理部オイルターミナル直江津</li> <li>(株)J E R A 上越火力発電所</li> <li>(株)INPEX 直江津 LNG 基地</li> </ul> </li> </ul> |
|--|---|

#### (4) 海上保安庁の機関と消防機関との業務提携等

##### ア 海上保安庁の機関と消防機関との業務提携の締結に関する覚書

領海における船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について海上保安官署と消防機関が協力し円滑に消火活動を行うため、両機関が締結する業務協定の基本を次のとおり定める。

(1) 次に掲げる船舶の消火活動は主として消防機関が担任するものとし、海上保安官署はこれに協力するものとする。

ア ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠の船舶

イ 河川湖沼における船舶

上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

なお、現地の実情に応じて、両者の協議により上記ア及びイ以外の船舶の消火活動について特別の定めをすることができる。

(2) 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安官署と消防機関が協議して、これを行うものとする。

(3) 法令に定めるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(4) 海上保安官署又は消防機関は、船舶の火災を知ったときは、相互に直ちにその旨を通報するものと

する。

- (5) 海上保安官署又は消防機関が、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互に連絡するものとする。
- (6) 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。
- (7) 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安官署及び消防機関は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。
  - ア 情報及び資料の交換
  - イ 消火活動要領の作成
  - ウ 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

昭和 43 年 3 月 29 日

海上保安庁長官 亀山信郎  
消防庁長官 佐久間疆

#### イ 船舶火災の消火活動及び油流出に起因する火災予防に関する業務協定 (新潟海上保安部と新潟市)

新潟港及びその周辺における船舶（消防法第 2 条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災及び油流出に起因する火災予防について、新潟海上保安部（以下、「甲」という。）と新潟市消防本部（以下、「乙」という。）が協力し円滑に前記消火及び予防活動を行うため、両者は次のとおり協定を締結する。

（船舶の消火活動の担任区分）

1. 次に掲げる船舶の消火活動は主として乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。
  - (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠の船舶
  - (2) 河川（港則法による港の区域を除く。以下同じ）における船舶  
上記以外の船舶の消火活動は主として甲が担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。（油流出に起因する火災予防活動）
2. 大量の油流出事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生する虞があるときは、甲乙両者は、互いに協力して予防措置を講ずるものとする。

（船舶火災の原因の調査区分）

3. 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、次の区分により行うものとする。
  - (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶については、甲乙両者が協議してこれを行う。
  - (2) 上架又は入渠中の三泊及び河川における船舶については乙がこれを行う。
  - (3) その他船舶については、甲がこれを行う。

（資料等の交換）

4. 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況、油処理資器材等消火活動及び予防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、甲乙相互に交換するものとする。

（通報）

5. 甲又は乙は、船舶の火災及び油流出による火災発生を知られた場合は、相互にその旨を通報するものとする。

（事後通報）

6. 甲又は乙が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互に連絡するものとする。

（経費の負担区分）

7. 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。但し、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担及び 2 による措置を講じた場合に要した資器材の経費は、その都度、両者が協議の上定めるものとする。

（災害対策の総合調整）

8. 災害事故等の場合における消火活動、予防活動等を効果的に行うため、甲及び乙は、新潟市防災会議及び新潟港災害事故防止対策協議会等を活用しておおむね次の事項につき、連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動、予防活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備の推進

9. この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 年間とする。但し、以後協定期間満了の 1 か月前までに両社のいずれか一方から、協定効力終了の申出がなされないときは、引き続きこの協定は、順次 3

年間有効期間を更新するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通保有するものとする。  
昭和45年6月3日付締結の「船舶火災の消火活動に関する業務協定」は、廃止する。

昭和48年7月1日

甲 新潟海上保安部  
代表者 新潟海上保安部長 伊藤 通生  
乙 新潟市消防本部  
代表者 新潟市消防長 松井 廣吉

#### ウ 船舶火災の消火活動及び油流出に起因する火災予防に関する業務協定 (新潟海上保安部と新発田地域広域事務組合)

新潟港及びその周辺における船舶(消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。)の火災及び油流出に起因する火災予防について、新潟海上保安部(以下、「甲」という。)と新発田地域広域事務組合(以下、「乙」という。)が協力し円滑に前記消火及び予防活動を行うため、両者は次のとおり協定を締結する。  
(船舶の消火活動の担任区分)

- 次に掲げる船舶の消火活動は主として乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。
  - ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠の船舶
  - 河川(港則法による港の区域を除く。以下同じ)における船舶  
上記以外の船舶の消火活動は主として甲が担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。  
(油流出に起因する火災予防活動)
- 大量の油流出事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生する虞があるときは、甲乙両者は、互いに協力して予防措置を講ずるものとする。  
(船舶火災の原因の調査区分)
- 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、次の区分により行うものとする。
  - ふ頭又は岸壁にけい留された船舶については、甲乙両者が協議してこれを行う。
  - 上架又は入渠中の三泊及び河川における船舶については乙がこれを行う。
  - その他船舶については、甲がこれを行う。  
(資料等の交換)
- 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況、油処理資器材等消火活動及び予防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、甲乙相互に交換するものとする。  
(通報)
- 甲又は乙は、船舶の火災及び油流出による火災発生の虞があることを知った場合は、相互にその旨を通報するものとする。  
(事後通報)
- 甲又は乙が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互に連絡するものとする。  
(経費の負担区分)
- 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出勤した機関がそれぞれ負担するものとする。但し、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担及び2による措置を講じた場合に要した資器材の経費は、その都度、両者が協議のうえ定めるものとする。  
(災害対策の総合調整)
- 災害事故等の場合における消火活動、予防活動等を効果的に行うため、甲及び乙は、おおむね次の事項につき、連絡調整を行うものとする。
  - 情報及び資料の交換
  - 消火活動、予防活動要領の作成
  - 必要な器材、器具等の整備の推進
- この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。但し、以後協定期間満了の1か月前までに両社のいずれか一方から、協定効力終了の申出がなされないときは、引き続きこの協定は、順次3年間有効期間を更新するものとする。  
この協定の証として、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

昭和52年4月1日

甲 新潟海上保安部  
代表者 新潟海上保安部長 坂井 健一  
乙 新発田地域広域事務組合  
代表者 事務組合管理者 富樫 会

## エ 船舶火災の消火活動及び油流出に起因する火災予防に関する業務協定 (上越海上保安署と上越地域消防事務組合)

上越市の区域内における船舶(消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。)の火災及について、両機関が協力し円滑に消火活動を行うために業務協定の基本を次のとおり定める。

(消火活動の担任区分)

1. 次に掲げる船舶の消火活動は主として上越地域消防事務組合が担任するものとし、海上保安署はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠の船舶
- (2) 河川(関川及び保倉川)における船舶

上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安署が担任し、上越地域消防事務組合はこれに協力するものとする。

なお、現地の実情に応じて両者の協議により、上記(1)及び(2)以外の船舶の消火活動について特別の定めをすることができる。

(原因等の調査区分)

2. 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安署と上越地域消防事務組合が相互に協議してこれを行うものとする。

(資料等の交換)

3. 法令に定めるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(船舶火災の相互通報)

4. 海上保安署又は上越地域消防事務組合は船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(事後通報)

5. 海上保安署又は上越地域消防事務組合が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互に連絡するものとする。

(経費の負担区分)

6. 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出勤した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における負担は、その都度、両者が協議のうえ定めるものとする。

(災害対策の総合調整)

7. 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安署及び上越地域消防事務組合は上越市地域防災会議等を活用して連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備の推進

本協定の証として本書2通を作成し、両機関記名押印のうえ、その1通を保有する。

なお、本協定を締結した日を以って昭和45年11月1日付にて締結した業務提携は廃止する。

昭和49年3月1日

直江津海上保安署長 枝村 義雄  
上越地域消防事務組合消防長 水野 駒太郎

## (5) 排出油等防除に関する協議会会則 ア 新潟県東部排出油等防除協議会会則

(目的)

**第1条** 本協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6第1項の協議会として、山形・新潟県境から出雲崎町・柏崎市の境界線に至るまでの海域及び粟島付近海域において、大量の油又は有害液体物質(以下「油等」という。)が排出された場合の防除及び防災並びに津波・台風災害の予防対策(以下「防除等」という。)について必要な事項を協議し、かつその実施を推進することを目的とする。

(名称)

**第2条** 会の名称を「新潟県東部排出油等防除協議会」（以下、「協議会」という。）という。

（業務）

**第3条** 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を実施する。

- （1）防除等の計画の策定
  - イ 情報の共有
  - ロ 人員、船艇及び資機材等の動員
  - ハ 出動船艇陸上相互間の通信連絡
  - ニ その他必要事項
- （2）防除等に必要な資機材等の整備の促進
- （3）防除等の実施の推進
- （4）防除等に関する研修及び訓練
- （5）防除等の活動における連携の推進

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

**第4条** 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、山形・新潟県境から出雲崎町・柏崎市の境界線に至るまでの海域及び粟島付近海域に係る、同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

（組織）

**第5条** 協議会に会長1名、監事2名を置く。

- 2 会長は、新潟海上保安部長とする。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 会長が不在の場合または事故のあるときは、新潟海上保安部次長がその職務を代行する。
- 5 監事は、総会の推薦により会長がこれを委嘱する。監事は、会計を監査する。その任期は、2年とする。
- 6 会員は、別表に掲げる機関の長またはその指名する職員をもってあてる。

（委員会）

**第6条** 協議会の附属機関として、技術専門委員会及び津波・台風等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、協議会の要請または諮問に応じて、防除等に関する技術的事項の調査研究、具体的対策の検討及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行う。
- 3 委員会の委員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ会員の推薦する者のうちから会員の同意を得て会長が指名し委託する。
  - （1）表に掲げる機関の職員
  - （2）会長が必要と認めた機関の職員
  - （3）学識経験者

（会議）

**第7条** 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集のうえこれを主宰する。

- 2 定例会議は、毎年度1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要ある場合に開催する。

（資料の交換）

**第8条** 会員は、防除等に必要次の資料を毎年度1回（4月1日現在）会長に提出するものとする。

- （1）資機材等の保有状況
- （2）情報連絡体制
- （3）その他必要事項
- 2 会長は、提出された資料を整理のうえ、速やかに会員に周知するとともに、県内各協議会事務局に活動内容も含め周知するものとする。

（研修及び訓練）

**第9条** 第1条の防除等の活動を円滑ならしめるため、毎年度1回以上訓練等を行うものとする。

（出動の協議及び防除等の実施）

**第10条** 大量の油が排出され、または排出のおそれがある場合には、会長等は次の各号の措置を取るものとする。

- 一 会長は防除の実施において、必要と認めるときは、速やかに会員の全部または一部を招集し、情報の提供、防除方法の検討等を可能な限り原因者を含めて協議するものとする。
- 二 前号の協議により出動する会員は、速やかに必要な人員、資機材等を整えて出動し、防除等の実施に当たるものとする。
- 三 防除等の実施は、それぞれの機関の指揮系統のもとに行うものとする。
- 2 有害液体物質が海上に排出、または排出のおそれのある場合には、会長等は次の各号の措置を取る

ものとする。

一 会長は、関係会員に通知するとともに、専門家の意見を踏まえ、原因者を含めて対応を協議・調整を実施する。

二 前号の調整の結果を踏まえ、会長は関係会員に可能な協力を求めるものとする。

**3** 前二項の他、必要な事項は協議により決定するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

**第 11 条** 防除等を実施する場合には、その活動を効果的に推進するため、会長は、総合調整本部を設置し調整を行うものとする。

**2** 防除等を実施する会員は、所属する職員を総合調整本部及び現場に派遣するものとする。

(相互協力体制)

**第 12 条** 会長は、協議会活動海域において発生した油等排出事故に関し、必要と認められる場合は、近隣協議会会長に協力を依頼するものとする。

**2** 会長は、近隣協議会会長から協力依頼があった場合において、必要と認められる場合には、会員に可能な協力を協議するものとする。

**3** 前項の協議で出動する会員は、依頼のあった協議会の総合調整本部及び現場に職員を派遣するものとする。

**4** 会長は、近隣協議会と共同で防除作業を実施する場合、防除活動について、近隣協議会会長と協議するものとする。

(経費の求償)

**第 13 条** 防除等に要した経費の求償は、各会員が原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

(災害の補償)

**第 14 条** 防除等に出勤した者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり廃疾になった場合における災害補償については、法令の定めによるものとする。

(防除等実施細目の策定)

**第 15 条** 防除等の実施に必要な細目は、協議のうえ別に定める。

(協議)

**第 16 条** この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(会費)

**第 17 条** 協議会の会費は、年間 3000 円とする。ただし、第 5 条第 6 項による会員のうち官公庁を除く。

**第 17 条の 2** 会長は、前事業年度における会計報告を作成し、監事の監査を経て定例会議の承認を受けるものとする。

**2** 協議会の予算は、定例会議の承認を受けるものとする。

**3** 監事は、会計書類を監査し監査の結果を定例会議において報告するものとする。

(事業年度)

**第 18 条** 協議会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(庶務)

**第 19 条** 協議会の庶務は、新潟海上保安部警備救難課において行う。

(会則の改正)

**第 20 条** 本協議会の会則を改正しようとする場合、会員の 3 分の 2 (委任状を含む) 以上の賛成をもって改正できるものとする。

**附則** 令和 3 年 4 月 1 日改正

本会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

改正 昭和 53 年 11 月 2 日 (第 15 条、第 15 条の 2、第 16 条、第 17 条関係)

昭和 54 年 5 月 15 日 (第 4 条関係)

平成 8 年 4 月 23 日 (第 1 条、第 2 条、第 4 条関係)

平成 11 年 5 月 25 日 (第 19 条関係)

平成 17 年 6 月 22 日 (第 1 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条関係)

平成 19 年 5 月 30 日 (第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 10 条、第 19 条、第 20 条関係)

平成 20 年 10 月 7 日 (第 6 条第 1 項関係)

令和 3 年 4 月 1 日 (第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 17 条の 2、第 18 条、第 19 条関連)

新潟県東部排出油等防除協議会構成員一覧表

新潟海上保安部  
北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所  
関東東北産業保安監督部  
新潟地方気象台  
航空自衛隊新潟救難隊  
新潟県防災局  
新潟県交通政策局港湾整備課  
新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所  
新潟県警察本部  
新潟県警察署  
新潟県中央警察署  
新潟県北警察署  
新潟県東警察署  
新潟市危機管理防災局  
村上市  
胎内市  
新発田市  
長岡市  
聖籠町  
出雲崎町  
粟島浦村  
新潟市消防局  
新発田地域広域事務組合消防本部  
村上市消防本部  
新潟県漁業協同組合連合会  
新潟県漁業協同組合  
日本海曳船株式会社  
株式会社リンコーコーポレーション  
日本通運株式会社新潟海運支店  
富士運輸株式会社  
ENEOS 株式会社新潟東港油槽所  
ENEOS グローブガスターミナル株式会社新潟ガスターミナル

出光興産株式会社新潟石油製品輸入  
出光興産株式会社新潟油槽所  
新潟石油共同備蓄株式会社  
株式会社丸運新潟東港油槽所  
日本海洋石油資源開発株式会社新潟鉱業所  
東西オイルターミナル株式会社東新潟油槽所  
歴世礦油株式会社新潟西港オイルターミナル  
旭カーボン株式会社  
株式会社和田商会  
株式会社加賀田組  
株式会社本間組  
株式会社中元組  
株式会社近藤組  
東亜建設工業株式会社北陸支店  
中野建設工業株式会社新潟支店  
株式会社福田組  
新潟造船株式会社  
牧野興業株式会社  
全農エネルギー株式会社新潟石油基地  
全農グリーンリソース株式会社新潟支店  
東北ポートサービス株式会社新潟営業所  
粟島汽船株式会社  
佐渡汽船株式会社  
新日本海フェリー株式会社新潟支店  
MGCターミナル株式会社新潟事業所  
日本海エル・エヌ・ジー株式会社  
株式会社クラレ新潟事業所  
片倉コープアグリ株式会社関越支店新潟工場  
北越物流株式会社東港チップ事業所  
株式会社福田組村上営業所  
ミズカ運輸株式会社

## イ 新潟県西部排出油等防除協議会会則

(目的)

**第1条** 本協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、出雲崎町・柏崎市の境界線から新潟・富山県境に至るまでの海域において、大量の油または有害液体物質（以下「油等」という。）が排出された場合の防除及び防災（以下「防除等」という。）について必要な事項を協議し、かつその実施を推進することを目的とする。

(名称)

**第2条** 会の名称を「新潟県西部排出油等防除協議会」（以下、「協議会」という。）という。

(業務)

**第3条** 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を実施する。

- (1) 防除等の計画の策定
    - イ 情報の連絡
    - ロ 人員、施設、資機材の動員
    - ハ 出動船艇陸上相互間の通信連絡
    - ニ その他必要事項
  - (2) 防除等に必要施設、資機材の整備の促進
  - (3) 防除等の実施の推進
  - (4) 防除等に関する研修及び訓練
  - (5) その他防除等に必要事項
- (排出油等防除計画に係る意見の提出)

**第4条** 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、出雲崎町・柏崎市の境界線から新潟・富山県境に至るまでの

海域に係る、同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(組織)

**第5条** 協議会は、会長及び会員をもって構成する。

2 会長は、上越海上保安署長とする。

3 会長は、会務を統括する。

4 会長が不在の場合、または、事故のあるときは、上越海上保安署次長がその職務を代行する。

5 会員は、別表に掲げる機関の長またはその指名する職員をもってあてる。

(会議)

**第6条** 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集のうえこれを主宰する。

2 定例会議は、原則年1回開催する。

3 臨時会議は、必要ある場合に開催する。

(資料の交換)

**第7条** 会員は、防除等に必要な次の資料を年1回(3月末日現在)会長に提出するものとする。

(1) 施設、資機材の整備、保有状況

(2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)

(3) その他必要事項

2 会長は、提出された資料を整理のうえ、速やかに会員に通知するものとする。

(訓練)

**第8条** 流出油等の事故発生時における防除等の活動を円滑ならしめるため、毎年度1回以上訓練を行うものとする。

(出動の協議及び防除等の実施)

**第9条** 会長等は、大量の油が排出され、または排出のおそれがある場合には、次の各号の措置を取るものとする。

一 防除の実施において、必要と認めるときは、速やかに会員の全部または一部を招集し、情報の提供、防除方法の検討等を可能な限り原因者を含めて協議するものとする。

二 前号の協議により出動する会員は、速やかに必要な人員、施設、資機材を整えて出動し、防除等の実施に当たるものとする。

三 防除等の実施は、それぞれの機関の指揮系統のもとに行うものとする。

2 会長は、有害液体物質が海上に流出、または流出のおそれのある場合には、次の各号の措置を取るものとする。

一 関係会員に通知するとともに、専門家の意見を踏まえ、原因者を含めて対応を協議するものとする。

二 前号の協議の結果を踏まえ、関係会員に可能な協力を求めるものとする。

3 前二項他、必要な事項は協議により決定するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

**第10条** 防除等を実施する場合には、その活動を効果的に推進するため、会長は、総合調整本部を設置し調整を行うものとする。

2 出動する会員は、所属する職員を総合調整本部及び現場に派遣するものとする。

3 会長は、前項の会員以外についても、必要と認める場合、その所属する職員の総合調整本部への派遣を要請することができるものとする。

(相互協力体制)

**第11条** 会長は、協議会活動海域において発生した油等排出事故に関し、必要と認められる場合は、隣接協議会会長に出動を要請するものとする。

2 会長は、隣接協議会会長から出動要請を受けた場合において、必要と認められる場合には、会員に出動を要請出来るものとする。

3 前項の要請で出動する会員は、原則要請を受けた協議会の総合調整本部及び現場に職員を派遣するものとする。

4 会長は、隣接協議会と共同で防除作業を実施する場合、防除活動について、隣接協議会会長と協議するものとする。

(経費の求償)

**第12条** 防除等に要した経費の求償は、各会員毎に原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

(災害の補償)

**第13条** 防除等に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾になった場合における災害補償については、法令の定めによるものとする。

(防除等実施細目の策定)

**第14条** 防除等の実施に必要な細目は、協議のうえ別に定める。

(協議)

**第15条** この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

**第16条** 協議会の庶務は、上越海上保安署において行う。

(経費)

**第17条** 会の運営についての経費は、必要に応じその都度徴収するものとする。

(会則の改正)

**第18条** 本協議会の会則を改正しようとする場合、会員の3分の2（委任状を含む）以上の賛成をもって改正できるものとする。

**附則** 本会則は、昭和50年6月20日から施行する。

改正 昭和53年4月1日（第5条、第16条関係）

平成8年5月21日（第1条、第2条、第4条、第7条関係）

平成11年3月2日（第5条、第17条）

平成19年6月28日（第1条、第2条、第4条、第8条、第9条、第10条、第17条、第18条関係）

令和2年11月16日（第1条、第2条、第4条、第5条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条関係）

#### 新潟県西部排出油等防除協議会構成員一覧表

上越海上保安署	新潟水先区水先人会
新潟県上越地域振興局地域整備部	古川海運(株)
新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所	上越市漁業協同組合
上越市	水難救済会直江津救難所
上越警察署	日本海曳船(株)直江津支店
上越消防署	(株)中元組上越支店
(株)高館組	日本通運(株)高田支店
昭和瀝青工業(株)上越油槽所	直江津海陸運送(株)
(株)福田組上越営業所	直江津シーサーサービス(株)
(株)リンコーコーポレーション直江津支店	(株)J E R A上越火力発電所
高助合名会社	(株)INPEX 直江津 LNG 基地
佐渡汽船(株)直江津代理店	柏崎市
(株)INPEX ロジスティクス	柏崎市消防本部
(株)植木組 上越支店	糸魚川市消防本部
相村建設(株)	姫川港利用者協議会
(株)本間組上越営業所	東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

## (6) 市町村（消防機関）の応援協定

### ア 新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域の消防に関する相互応援協定

新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「東港地区」という。）の消防体制について、その地域を管轄する新潟市及び新発田地域広域事務組合の消防機関（以下「関係消防機関」という。）は、消防に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

**第1条** この協定は、東港地区における火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれのある事態に際し、関係消防機関が緊密な協定のもとに一貫した防ぎよ活動を実施し、被害の極限防止をはかることを目的とする。

(地域等)

**第2条** 東港地区は、別図に掲げる地域をいい、この地域で災害が発生し又はそのおそれのある場合の防ぎよ活動については、その発生地域を管轄する消防機関が第一次責任者としてこれにあたるものとする。

(通報)

**第3条** 東港地区における災害の発生等を覚知した関係消防機関は、すみやかに他の関係消防機関に対し災害の種別及び状況について通報するものとする。

(出動)

**第4条** 災害の発生等を覚知し又は通報を受けた関係消防機関は、発生地域がいずれの行政区域であっ

ても災害の種別及び状況に応じ、2ヶ隊を出動させるものとする。ただし、その後の増援については、現場指揮者の要請により、可能な消防隊を出動させるものとする。この場合の要請は、各関係行政機関の長から長に対する要請とみなす。

(現場指揮)

**第5条** 現場指揮は、先着隊の上位者が行う。ただし、その地域を管轄する消防機関の消防隊到着後は、その上位者が行うものとする。

(費用の負担)

**第6条** 応援に要した費用は、出動した関係消防機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特殊な事項については、相互に協議して決定するものとする。

(合同訓練)

**第7条** 関係消防機関は、互いに協議のうえ、緊急事態に備えての防ぎょ活動計画を立案し、合同訓練を実施するものとする。

(有効期間)

**第8条** この協定の有効期間は、協定成立の日から2年とする。ただし、以後協定期間満了の日の1か月前までに二者のいずれか一方から、協定効力終了の申出がなされないときは、引続きこの協定は、順次2年間有効期間を更新するものとする。

(その他)

**第9条** この協定に定めのない事項については、関係消防機関が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成4年12月10日

新潟市長 長谷川 義明  
新発田地域広域事務組合  
管理者  
新発田市長 近 寅彦

## イ 新潟県広域消防相互応援協定書

(平成13年4月1日)

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、新潟県下の市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)が相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(地域の区分)

**第2条** 新潟県下の市町村等を上越地域、中越地域、下越地域及び佐渡地域に区分するものとする。

(災害の範囲)

**第3条** この協定において、災害とは、地震、風水害、林野火災等の大規模火災、石油コンビナート火災、高層建築物火災、航空機災害等の特殊災害及びその他の災害で、被害の拡大、あるいは多数の人命救助を要する等県下の消防の応援が必要なものをいう。

(応援要請)

**第4条** この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等の長又は消防長(以下「要請市町村等の長」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合に、協定市町村等の長又は消防長に対して行うものとする。ただし、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

(1) 要請市町村等の消防力では、災害防ぎょが著しく困難と認める場合

(2) 災害防ぎょするため、協定市町村等が保有する車両、資器材等を必要とする場合

2 前項ただし書きに掲げる場合で、代表消防本部が応援要請を行うことができない場合は、副代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

3 第1項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明確にして要請するものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の場所及び被害の状況

(3) 要請する人員、車両等の種別、資器材の数量、集結場所及び活動内容

(4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

**第5条** 前条の規定により応援要請を受けた協定市町村等の長又は消防長(以下「応援市町村等の長」という。)は応援隊を派遣し応援するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長



新潟県西部広域消防事務組合			
管 理 者	吉田町長	金 子	勝
岩船地域広域事務組合			
代理理事	村上市長	若 林	久 徳
十日町地域広域事務組合			
管 理 者	十日町市長	本 田	欣二郎
白根地区消防事務組合			
管 理 者	白根市長	吉 沢	真 澄
巻・西川・潟東消防事務組合			
管 理 者	巻町長	笹 口	孝 明
南魚沼郡広域連合			
連 合 長		小宮山	孝 義
糸魚川地域広域行政組合			
理事会代表理事	糸魚川市長	山 田	紀 之
佐渡消防事務組合			
管 理 者	佐和田町長	齋 藤	和 夫
阿賀北広域組合			
管 理 者	水原町長	五十嵐	雄 介
小出郷広域事務組合			
代表理事		高 橋	利 勝
小千谷地域広域事務組合			
管 理 者	小千谷市長	関	広 一
加茂市・田上町消防衛生組合			
管 理 者	加茂市長	小 池	清 彦
東蒲原広域消防組合			
管 理 者	上川村長	加 藤	勇 八
与板郷消防・斉場事務組合			
管 理 者	与板町長	平 澤	甚九郎
南佐渡消防事務組合			
管 理 者	赤泊村長	石 塚	英 夫

#### ウ 新潟空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定 (新潟空港事務所と新潟市)

新潟空港事務所（以下「甲」という。）及び新潟市（以下「乙」という。）は、新潟空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分）

**第2条** 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

**第3条** 空港に緊急事態が発生した場には、甲は乙にすみやかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人数
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

（指揮）

**第4条** 乙が現場に出動した場合の指揮は、乙がとるものとする。

(費用の負担)

**第5条** 消火救難活動に要した費用は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする

ただし、特別の事情による場合又は特に多額の経費を要した場合における費用の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(調査に対する協力)

**第6条** 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通報)

**第7条** 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(訓練)

**第8条** 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

**第9条** 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(協定の有効期間)

**第10条** この協定の有効期間は協定締結の日から3年間とする。

ただし、以後協定期間満了の日1ヶ月前までに両者のいずれか一方から協定効力終了の申し出がなされないときは引き続きこの協定は順次3年間有効期間を更新するものとする。

(その他)

**第11条** 昭和43年11月14日付けで新潟空港長と新潟市消防本部長が申し合わせた「新潟空港における航空機事故救難に関する要領」は、この協定締結の日からその効力を失う。

**第12条** この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

この協定の証として本証2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和46年10月1日

甲 運輸省東京航空局新潟空港事務所

代表者 新潟空港長 矢田正恵

乙 新潟市

代表者 新潟市長 渡邊浩太郎

## (7) 石油連盟の援助規程等

### ア 海水油濁処理協力機構規程

(目的)

**第1条** この規程は、海水油濁処理協力のための組織およびその権限等を定めることにより、平常時においては、タンカー、石油工場等からの油濁事故に関する防止対策および調査研究を行うとともに、万一油濁事故発生時には、海上保安本部または本機構加盟会社の援助要請に基づき、迅速かつ組織的な協力援助を行って被害を最小限に止めるほか、油濁防除作業に専門知識・技術を必要とする大規模油濁事故に対しては、本機構本部長の援助発令に基づき、自主的な援助協力を行い、油濁防除活動に貢献することを目的とする。

(組織)

**第2条** 前条の目的を達成するため、石油連盟加盟会社ならびに本機構に加盟を承認された会社(以下「加盟会社」という。)により、「海水油濁処理協力機構」を組織し、石油連盟に付置する。

2 「海水油濁処理協力機構」は本部と支部で構成する。

3 本部ならびに支部の組織および機能は別に定めるところによる。

(加盟)

**第3条** 本機構に加盟するには、本機構本部部会長会議の承認を必要とする。

前条にいう「加盟会社」とは、本機構の目的に賛同し本機構本部が加盟を承認した会社をいう。

(平常時の業務)

**第4条** 本機構は平常時においては主として次の業務を行う。

- 一 加盟会社および関係諸機関との連絡・調整
- 二 油濁処理等に関する条約、法規、補償機構等の調査研究
- 三 油濁事故防止および防除対策ならびにそれらの各技術の調査研究
- 四 油濁防除訓練の実施
- 五 文献等による事故例の調査研究
- 六 加盟会社および関係諸機関に対する広報活動

七 その他必要な業務  
(緊急時活動)

**第5条** 本機構は、油濁事故発生時において海上保安本部または加盟会社から援助要請があった場合は、主として次の業務を行う。

- 一 油濁防除作業および作業に必要な業務
- 二 加盟会社および関係諸機関との連絡・調整
- 三 石油連盟が実施する大規模石油災害対応体制整備事業との緊密な関係・調整
- 四 その他必要な業務

2 油濁防除作業に専門知識・技術を必要とする大規模油濁事故が発生した場合で、かつ、海上保安本部もしくは加盟会社からの援助要請がない場合は、主として次の業務を行う。

- 一 援助が必要と判断される場合の援助の決定（以下、援助発令という）
- 二 援助発令を発した場合の援助方針の設定
- 三 援助方針に基づく前項各号に掲げる業務  
(経費の負担)

**第6条** 本機構の平常時に要した経費は、別に定める会費その他の収入をもって支弁する。ただし、石油連盟加盟会社負担分については、石油連盟予算から繰り入れる。

2 緊急時における援助協力活動にともなって要した費用は、原則として事故発生会社または援助要請会社が負担する。

(規程の改廃)

**第7条** 本規程の改廃は、原則として、石油連盟理事会で行うものとする。ただし、軽微な変更については本部部会長会議で審議決定することができる。

## 付 則

本規程は、昭和48年1月10日から施行する。

改定 昭和56年9月1日

改定 平成15年9月22日

## イ 海水油濁処理協力機構本部規程

(目的)

**第1条** この規程は、「海水油濁処理協力機構規程」第2条に基づき、海水油濁処理協力機構本部の組織等を定めることにより、本部機構の円滑な運営を図ることを目的とする。

(組織)

**第2条** 本部には本部長、副本部長を置き、総務部会、対策部会により組織する。必要に応じ、下部機構として専門委員会を設置することができる。

- 2 本部長は、本機構を総理することとし、石油連盟会長がこれにあたる。
- 3 副本部長は本部長を補佐することとし、本部長が不在または支障がある場合は、その職務を代行する。副本部長は石油連盟環境安全委員長および石油連盟専務理事がこれにあたる。
- 4 各部会に部会長を置き、本部長がこれを任命する。
- 5 各部会に部会員を置き、部会長がこれを任命する。
- 6 専門委員会の委員長は、当該部会員のなかから部会長がこれを任命する。

(会議)

**第3条** 本部に以下の会議を設け、必要に応じて開催する。

- 一 部会長会議  
部会長会議は本部長、副本部長、各部会長により構成し、本機構への加盟、支部の設置その他の業務執行に関する重要事項等を審議決定する。
- 二 部会会議  
各部会会議は部会に係る事項を審議決定する。
- 三 専門委員会  
部会の特定業務を審議検討する。
- 四 必要に応じ、加盟会社の担当者による全社会議を開催することができる。

(平常時の業務)

**第4条** 本部は平常時においては次の業務を行う。

- 一 総務部会は、会費および予算・決算の審議、関係条約・法規等の調査研究、加盟会社・関係諸機関との連絡調整、広報、その他必要な業務を行う。
- 二 対策部会は、支部に対する油濁防除対策および訓練等の指導助言、油濁防除技術、資機材等の調査研究、その他必要な業務を行う。

(緊急時活動)

**第5条** 本部は、大規模事故発生時においては事故対策本部とし、当該事故の防除活動等に対して必要な援助協力を行わなければならない。

2 事故対策本部の組織および機能は事故対策本部設置規準に定めるところによる。

3 本部は、援助発令の必要性の検討及びその発令を行う。

4 本部は、援助発令が発したときは、援助方針を設定し、それに基づき必要な業務を行う。

(事務)

**第6条** 本部の事務は石油連盟において行う。

(会計)

**第7条** 本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

本部の経費は、会費、石油連盟からの繰り入れ金その他の収入をもって支弁する。

会計事務は原則として、石油連盟予算・決算および会計内規に準じて行うものとする。

(規程の変更)

**第8条** 本規程の変更は、総務部会で検討し、部会長会議で審議決定する。

## 付 則

本規程は、昭和48年1月10日から施行する。

改定 昭和56年9月1日

改定 平成5年7月1日

改定 平成15年9月22日

## ウ 海水油濁処理協力機構支部規程

(目的)

**第1条** この規程は、「海水油濁処理協力機構規程」第2条に基づき、平常時においては、支部組織の維持管理を図り、油濁事故発生時においては、迅速かつ組織的な協力援助活動を行って、被害を最小限に止めることを目的とする。

(設置)

**第2条** 支部は、別に定める地区ごとに設置するものとする。

(組織)

**第3条** 支部には、支部長および現場指揮者を置き、対策班、記録班、補給班、通信班、作業班の各班をもって組織する。

2 支部長は、第6条に定める平常時の支部業務を統括するものとし、支部構成会社の互選により選出し、支部からの届出により、本部長がこれを任命する。

3 現場指揮者は、第6条に定める平常時の各班業務を掌握するものとし、支部長会社の油濁防除作業の現場責任者をあて、支部長がこれを任命する。

4 対策班、記録班、補給班、通信班、作業班の構成は、加盟会社より選出された正・副計2名の代表者をあて、各班の長は支部長がこれを任命する。

5 各班の構成は、加盟会社の作業員をもって適宜編成する。

(支部長等の任期)

**第4条** 支部長の任期は原則として最低6ヶ月とし、支部長の変更があった場合は、速やかに本部に届出なければならない。

現場指揮者の任期は、支部長のそれに準ずるものとする。

(支部会議)

**第5条** 支部会議は、定例会議および臨時会議とし、支部長が招集する。

2 会議の構成員は、支部長が必要に応じて定めるものとする。

3 定例会議は、年1回以上開催する。

4 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(平常時の業務)

**第6条** 支部は、平常時においては次の業務を行う。

一 支部長は、支部会議の開催および油濁防除訓練の総合指揮を行う。

二 現場指揮者は、訓練時における現場指揮を行う。

三 対策班は、各地域の実状に応じた油濁防除対策の計画立案にあたり、作業員ならびに作業船舶の確保・管理を行う。

四 記録班は、補償機構および事故例の調査研究を行う。

五 補給班は、作業船舶以外の機材の確保・管理を行う。

六 通信班は、各種通信手段の確保・管理を行う。

七 作業班は、油濁防除作業に関する調査研究を行う。

八 その他必要な業務を行う。

(緊急時活動)

- 第7条** 支部は、海上保安本部または加盟会社から援助要請があった場合には、次の業務を行う。
- 一 支部長は、緊急時にあっては、緊急時活動に関する権限を事故発生会社または援助要請会社の最高責任者(以下「統括者」という。)に委譲するものとする。
  - 二 統括者は、組織の全部または一部に出動を要請するなど、油濁防除作業に係る総合指揮を行う。また、統括者会社の油濁防除作業の現場責任者を緊急時の現場指揮者に任命する。その他、各班の増員、正・副班長交替を行う。
  - 三 緊急時の現場指揮者は、当該事故現場における油濁防除作業の現場指揮を行う。
  - 四 対策班は、作業人員ならびに作業船舶の組織化にあたり、油濁防除のための総合的な対応策を立案する。
  - 五 記録班は、後日の報告書作成および求償事務の円滑な推進を図るため、事故の継続的な記録を取る。
  - 六 補給班は、作業船舶以外の油濁防除資機材の確保・点検を行う。
  - 七 通信班は、必要に応じて、情報連絡の中核となるとともに、各種通信手段の確保・整備を行う。
  - 八 作業班は、油濁防除作業を行う。
  - 九 その他必要な業務を行う。
- 2 援助発令があった場合には、援助方針に基づき、前項各号に掲げる業務を行う。  
ただし、前項第一号の緊急時活動に関する権限の委譲は、本機構本部長または本機構本部長の指名する者に対し行われるものとする。

(出動)

- 第8条** 前条第二号に定める出動要請を受けた加盟会社は、直ちに現場に対し、必要な人員の派遣および作業船舶、資機材の送付を行う。

(緊急時活動の解除)

- 第9条** 統括者は、本機構本部長または本機構本部長の指名する者は、緊急時活動の終了にともない、緊急時活動に関する委譲された権限を支部長に返還する。

(資料の交換)

- 第10条** 各班の構成員は、それぞれの業務に係る資料を適時、支部会議に持ち寄り、油濁防除体制の整備・充実を図る。

(経費の負担)

- 第11条** 平常時に要した経費は、当該支部加盟会社が負担する。  
緊急時における油濁防除活動に要した経費(経費の求償を含む。)は、原則として事故発生会社または援助要請会社が負担する。

(災害補償)

- 第12条** 油濁防除活動に出動した者が、そのために死亡、もしくは負傷あるいは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法律の定めるところにあってはそれに従い、また法律に定めのない場合あるいは法律に定める範囲を越えるものについては、当該被災した職員の所属する会社から、事故発生会社または援助要請会社に求償するものとする。

(規程の変更)

- 第13条** 本規程の変更は、総務部会で検討し、部会長会議で審議決定する。

## 付 則

本規程は、昭和48年1月10日から施行する。

改定 昭和56年9月1日 改定 平成15年9月22日

## (8) 他都道府県との相互応援協定

### ア 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条** この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会(以下「ブロック」という。)で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県(以下「被災県」という。)の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が適用される事態に準用する。

(広域応援)

- 第2条** 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎

とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

- 2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。
- 3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
- 4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー(支援)県の設置)

**第3条** 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県(以下「カバー(支援)県」という。)を協議のうえ、定めるものとする。

- 2 カバー(支援)県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー(支援)県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

**第4条** 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等(ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。)を置く。

- 2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県(以下「幹事代理県」という。)を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめるのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

**第5条** いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部(以下「連絡本部」という。)を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー(支援)県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(緊急広域災害対策本部の設置)

**第6条** 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(広域応援の要請)

**第7条** 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県

中国地方知事会 四国知事会 九州地方知事会	和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県
-----------------------------	---

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
  - (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
  - (3) 職種及び人数
  - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
  - (5) 応援期間（見込みを含む。）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。  
(経費の負担)
- 第8条** 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。  
ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。  
(ブロック間応援)
- 第9条** 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。
- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。  
(他の協定との関係)
- 第10条** この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。  
(訓練の実施)
- 第11条** 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。  
(その他)

**第12条** この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

**附則** この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

**附則** この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

**附則** この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成24年5月18日

全国知事会会長

京都府知事

全国知事会

東日本大震災復興協力本部本部長

埼玉県知事

北海道東北地方知事会会長

北海道知事

関東地方知事会会長

静岡県知事

中部圏知事会会長

愛知県知事

近畿ブロック知事会会長

奈良県知事

中国地方知事会会長

岡山県知事

四国知事会常任世話人

徳島県知事

九州地方知事会会長

大分県知事

## イ 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

**第1条** この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、大規模災害発生時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「大規模災害時等」という。）において、被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）の対策が十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第74条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第12条若しくは同法第183条で準用する第12条の規定に基づき、他の道県に対し応援を要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項について定めることを目的とする。

(連絡担当部局)

**第2条** 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時又は政府による事態認定時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整道県の設置)

**第3条** 道県は、大規模災害時等に被災した道県又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある道県（以下「被災道県」という。）が個別に応援要請の措置を講じられない場合も想定し、その調整を行うための応援調整道県をあらかじめ被災道県ごとに定めておくものとする。

(連絡調整員の派遣)

**第4条** 応援調整道県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部又は国民保護対策本部若しくは緊急対処事態対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

(応援の種類)

**第5条** 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
  - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
  - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
  - ウ 避難、救援及び救出活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
  - エ 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項  
(応援の要請)

**第6条** 被災道県は、別に定める事項を明らかにして、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、応援調整道県等へ応援の要請を行うものとする。  
(応援の自主出動)

**第7条** 応援調整道県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認められた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 応援調整道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定に基づく被災道県からの要請があったものとみなす。  
(応援経費の負担)

**第8条** 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替又は立替支弁を求めることができるものとする。  
(資料の交換)

**第9条** 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画又は国民保護計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。  
(その他)

**第10条** この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、道県が協議して定める。  
2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

## 附 則

- 1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。  
この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各道県記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年11月8日

北海道知事 高橋 はるみ  
青森県知事 三村 申吾  
岩手県知事 達増 拓也  
宮城県知事 村井 嘉浩  
秋田県知事 寺田典城  
山形県知事 齋藤 弘  
福島県知事 佐藤 雄平  
新潟県知事 泉田 裕彦

## (9) 全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定書

(趣旨)

**第1条** この協定書は、災害時における応急対策及び復旧活動の万全を期すため、全国石油備蓄基地市町村連絡協議会構成市町村（以下、「協定市町村」という。）間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

**第2条** 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水等、日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供または斡旋

(5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村の要請があった事項  
(要請)

**第3条** 被災市町村が応援を要請する場合は、被害の状況、応援要請の内容を明らかにして電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。  
(緊急応援活動の実施)

**第4条** 前条の規定にかかわらず、いずれかの協定市町村内の地域において地震等の大規模災害が発生したことが明らかな場合は、その他の地域の協定市町村が自主判断により応援活動を実施するものとする。  
(経費)

**第5条** 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は応援を行う市町村が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、これによりがたい場合は、協定市町村で協議して定めるものとする。

(連絡担当者)

**第6条** 協定市町村は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(情報の交換)

**第7条** 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換をするものとする。

(有効期間)

**第8条** この協定の有効期間は、協定締結の日から3年とする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに協定市町村のいずれもから申し出のないときは、更に3年間協定を延長するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

**第9条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書8通を作成し、各市町村が記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年11月19日

宮城県七ヶ浜町	七ヶ浜町町長	阿部 仁
新潟県聖籠町	聖籠町長	渡邊 廣吉
宮城県神栖町	神栖町長	岡野 敬四郎
愛媛県菊間町	菊間町長	田中 和十郎
長崎県上五島町	上五島町長	太田 五次衛
鹿児島県喜入町	喜入町長	日高 保
沖縄県与那城町	与那城町長	山根 勉
鹿児島県東串良町	東串良町長	北園 洋一

(10) 特定事業所間等の相互応援体制

応援協定締結機関	協定締結年月日
直江津地区石油化学工業地帯内の相互消防応援協定	昭和49年11月18日
昭和シェル石油(株)新潟石油製品輸入基地と新潟石油共同備蓄(株)	平成11年4月1日
三菱瓦斯化学(株)新潟工場と日本ヒドラジン工業(株)	平成17年4月1日
三菱瓦斯化学(株)新潟工場と海洋運輸(株)東港事業所	平成11年12月1日
昭和瀝青工業(株)上越油槽所と富士工業(株)上越営業所	平成9年6月1日
昭和瀝青工業(株)上越油槽所と日本海上工事(株)新潟作業所	平成9年6月1日
信越化学工業(株)直江津工場と直江津アセチレン(株)	昭和47年6月1日
信越化学工業(株)直江津工場と新潟水素(株)直江津工場	昭和46年2月1日
信越化学工業(株)直江津工場と関連事業所10社	昭和51年～平成17年にかけて締結

※昭和シェル石油(株)新潟石油製品輸入基地は平成 31 年 4 月 1 日から出光興産(株)新潟石油製品輸入基地に名称変更

※日本ヒドラジン工業(株)は平成 17 年 10 月 1 日から(株)日本ファインケムに名称変更

※(株)日本ファインケムは令和 6 年 10 月 1 日から三菱ガス化学ネクスト(株)に名称変更

※海洋運輸(株)東港事業所は令和元年 7 月 1 日からMGCターミナル(株)新潟事業所に名称変更

(11) 所在市町及び所在消防機関における相互応援体制

ア 消防活動に係る相互応援協定

応援協定締結機関	協定締結年月日
新潟市と新発田地域広域事務組合（新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域の消防に関する相互応援協定）（既出）	平成 4 年 12 月 10 日
新潟市と近隣市町村	昭和 63 年 6 月 6 日
上越地域消防事務組合と糸魚川市	平成 22 年 4 月 1 日
上越地域消防事務組合と柏崎市	平成 17 年 5 月 1 日
上越地域消防事務組合と十日町地域広域事務組合	平成 19 年 8 月 1 日
新潟県広域消防相互応援協定（既出）	平成 13 年 3 月 19 日

イ 災害時の応援協定

応援協定締結機関	協定締結年月日
新潟市・長岡市・三条市・新発田市・加茂市・燕市・五泉市 阿賀野市・佐渡市・聖籠町・弥彦村・田上町	平成 18 年 8 月 1 日



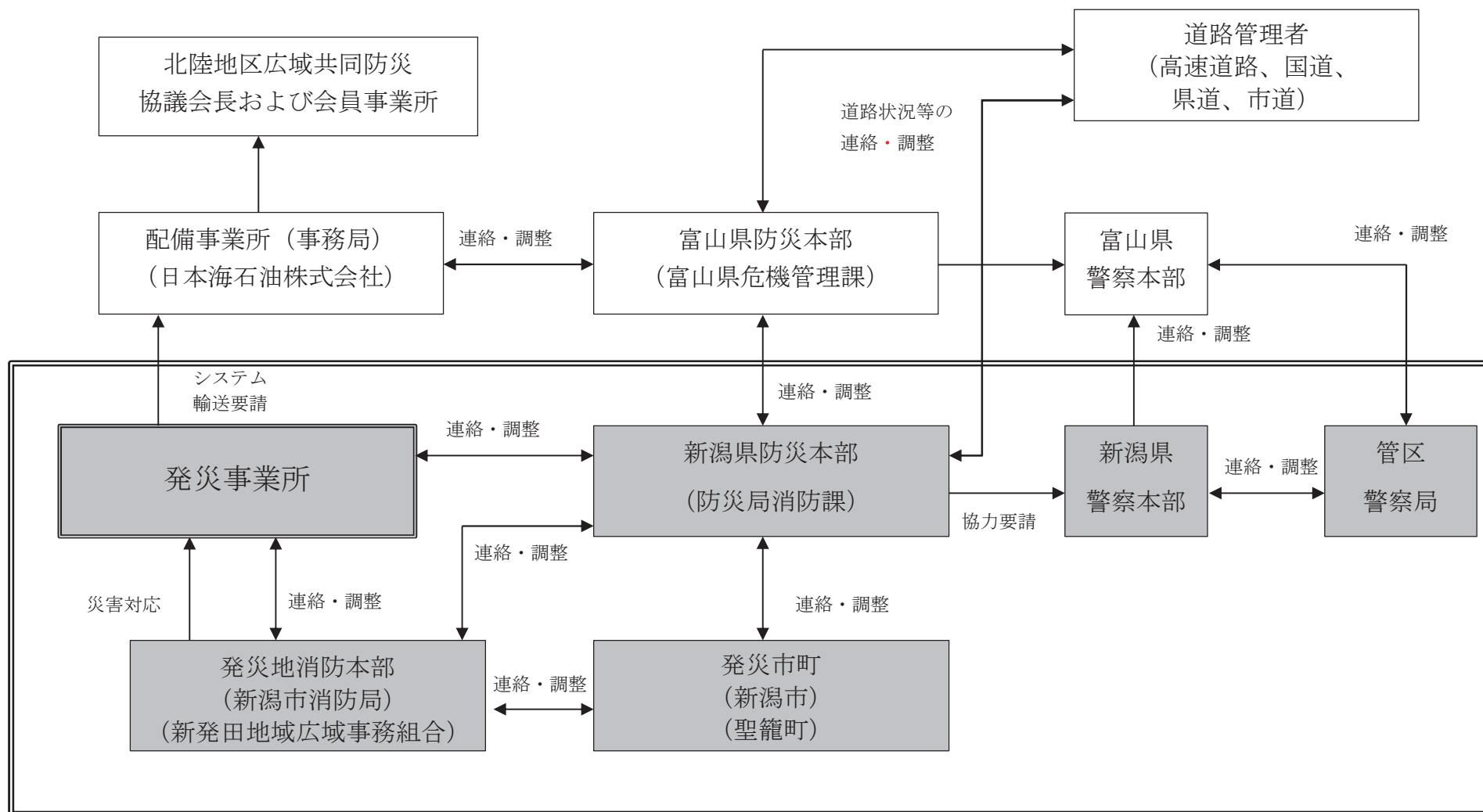
## 5 大容量泡放射システム関係



## 大容量泡放射システム輸送時の関係機関の協力体制について

機関名	対応・協力が必要と想定される事項（役割）
新潟県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 富山県警察本部及び管区警察局との連絡・調整（状況に応じ必要と認められる場合）</li> <li>② 警察車両による先導（状況に応じ必要と認められる場合）</li> <li>③ 警察官による災害現場周辺、高速道路出入口等輸送経路主要箇所における交通整理（状況に応じ必要と認められる場合）</li> <li>④ 交通情報の提供</li> </ul>
北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国直轄道路の規制、被災状況、通行規制解除見込み等に関する問い合わせに対する情報提供</li> </ul>
新潟市 聖籠町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 発災現場及びその周辺の被害状況や道路状況等に関する情報収集及び提供</li> <li>② 新潟県防災本部及び関係消防本部との連絡・調整</li> </ul>
新潟市消防局 新発田地域広域事務組合 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 消火等災害対応</li> <li>② 発災事業所、新潟県防災本部及び関係市町との連絡・調整</li> </ul>
東日本高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高速道路の規制、破壊状況、通行制限解除見込み等に関する問い合わせに対する情報提供</li> </ul>
新潟県 (防災本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現地本部の設置</li> <li>② 新潟県警察本部への協力要請（状況に応じ必要と認められる場合）</li> <li>③ 発災事業所、関係消防本部、関係市町及び富山県との連絡・調整</li> <li>④ 関係道路管理者からの通行制限等の情報収集・提供</li> <li>⑤ 新潟県防災ヘリによる上空からの道路渋滞状況の確認、誘導等（状況に応じ必要と認められる場合）</li> <li>⑥ その他輸送に係る関係機関への連絡</li> </ul>

### システム輸送時の連絡系統図



の枠内は、新潟県石コンビナート等防災本部関係者及び発生事業所

## 大容量泡放射システムの備付状況

項目	数量	要目	備付場所
放水砲	2台	ノンアスピレート型 公称放射能力：25,000 L/min 水平可変角度：360℃ 垂直可変角度：+15℃～+85℃	日本海石油(株)
ポンプ	6台	水中ポンプ直置き型×2台 送水ポンプ直置き型×2台 中継ポンプ直置き型×2台 公称能力：25,000 L/min/各ポンプ	日本海石油(株)
混合装置	1台	泡ポンプによる直接混合方式 混合範囲：+10%以内 吸液ホース：10m(75mm)×4本 送液ホース：20m(65mm)×10本 簡易液槽：20,000 L/1槽	日本海石油(株)
ホース	2,420m	12Bホース（メインホース） コンテナ方式による展張 （収納スペース：900m用×3セット） ＜ホースの内訳＞ 150m×14本、80m×2本 40m×2本、20m×4本 6Bホース（吸水、調整ホース） ＜ホースの内訳＞ 30m×24本	日本海石油(株)
マニホールド	2基	吸入側12B、吐出側6B×6口	日本海石油(株)
耐熱服	4着	フード、上衣（呼吸器内装型）、ズボン、 手袋、半長靴	日本海石油(株)
空気呼吸器	4個	プレッシャーデマンド型（自動陽圧型）	日本海石油(株)
泡消火薬剤	60KL	AR-AFFF（1%型） 1,000L入りトート×60個	日本海石油(株)

大容量泡放射システムの輸送に係る関係機関連絡先

区分	機関名	時間帯	TEL	FAX
県	新潟県 消防課	平日	025-282-1665	025-282-1667
		夜間・休日	025-285-5511	同 上
	富山県 危機管理課	平日	076-444-9671	076-432-0657
		夜間・休日	076-431-4111	同 上
市町	新潟市	平日	025-226-1142	025-224-0768
		夜間・休日	090-4364-7484	同 上
	聖籠町	平日	0254-27-2111	0254-27-2119
		夜間・休日	同 上	同 上
事業所	新潟石油共同備蓄(株) 東基地	平日	025-256-2311	025-256-2905
		夜間・休日	同 上	同 上
	新潟石油共同備蓄(株) 西基地	平日	025-256-2311	025-256-2905
		夜間・休日	025-255-2570	025-255-3084
	日本海石油(株)	平日	076-435-1250	076-435-3153
		夜間・休日	076-435-0776	076-435-4148
消防機関	新潟市消防局	平日	025-288-3240	025-288-3215
		夜間・休日	025-288-3270	025-288-3275
	新発田地域広域事務組合 消防本部	平日	0254-22-8096	0254-23-9119
		夜間・休日	0254-22-1119	0254-23-9119
警察機関	新潟県警察本部 警備第二課	平日	025-285-0110(5781)	025-284-8939
		夜間・休日	025-285-0110(2070)	025-281-3915
	富山県警察本部 警備課	平日	076-441-2211(5722)	076-441-2290
		夜間・休日	076-441-2211(2071)	同 上
道路管理者	国土交通省北陸地方整備局 道路部 道路管理課	平日	025-370-6744	025-280-8938
		夜間・休日	同 上	同 上
	東日本高速道路(株)新潟支社	平日	025-365-0066	025-241-5191
		夜間・休日	025-286-7311	025-286-7336
	中日本高速道路(株)金沢支社	平日	076-240-4977	076-240-4991
		夜間・休日	076-249-6340	076-249-1036

## 6 防災関係機関等一覧表





## (1) 防災関係機関一覧表

名 称	連絡電話番号
新潟県石油コンビナート等 防 災 本 部	(025)285-5511 内線 6445 FAX(025)-282-1667
関 東 管 区 警 察 局	(048)600-6000 内線 5541
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	(048)600-0294 FAX(048)601-1317
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部 東 北 支 部	(022)221-4943 FAX(022)261-1376
関 東 経 済 産 業 局	(048)600-0211 FAX(048)601-1310
第 九 管 区 海 上 保 安 本 部	(025)285-0118 内線 3315 FAX(025)288-2613
新 潟 海 上 保 安 部	(025)247-0118 FAX(025)244-1004
上 越 海 上 保 安 署	(025)543-4118 FAX(025)545-5999
新 潟 労 働 局	(025)288-3505 FAX(025)288-3516
新 潟 労 働 基 準 監 督 署	(025)288-3573 FAX(025)288-3575
新 発 田 労 働 基 準 監 督 署	(0254)27-6680 FAX(0254)27-6715
上 越 労 働 基 準 監 督 署	(025)524-2111 FAX(025)524-2964
北 陸 地 方 整 備 局	直通(025)280-8836 FAX(025)370-6691
新潟港湾・空港整備事務所	(025)222-6111
陸上自衛隊第2普通科連隊	(025)523-5117 内線 235
陸上自衛隊第30普通科連隊	(0254)22-3151 内線 236 FAX 内線 537(交換切替)
新 潟 県 警 察 本 部	(025)285-0110 内線 5781 FAX(025)284-8939
新 発 田 警 察 署	(0254)23-0110 FAX(0254)26-6161
新 潟 北 警 察 署	(025)386-0110 FAX(025)387-4141
新 潟 中 央 警 察 署	(025)249-0110 FAX(025)247-6181
新 潟 東 警 察 署	(025)279-0110 FAX(025)272-9191

担当課 (連絡先)	災害情報発受信担当者	(〒)所在地
消 防 課	消 防 課 長	(950-8570) 新潟市中央区新光町4番地1
広 域 調 整 第 二 課	広 域 調 整 第 二 課 長 補 佐	(330-9726) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
保 安 課	保 安 課 長	(330-9715) 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
管 理 課	管 理 課 長	(980-0014) 仙台市青葉区本町3丁目2-23
総 務 課	危 機 管 理 ・ 災 害 対 策 室 長	(330-9715) 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
環 境 防 災 課	環 境 防 災 課 長	(950-8543) 新潟市中央区美咲町1丁目2-1 美咲合同庁舎2号館
警 備 救 難 課	警 備 救 難 課 長	(950-0072) 新潟市中央区竜ヶ島1丁目5-4
上 越 海 上 保 安 署	次 長	(942-0011) 上越市港町1丁目11-20
健 康 安 全 課	産 業 安 全 専 門 官	(950-8625) 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 美咲合同庁舎2号館3階
安 全 衛 生 課	安 全 衛 生 課 長	(950-8624) 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 美咲合同庁舎2号館2階
安 全 衛 生 課	安 全 衛 生 課 長	(957-8506) 新発田市大字日渡96 新発田合同庁舎3階
安 全 衛 生 課	安 全 衛 生 課 長	(943-0803) 上越市春日野1丁目5-22
防 災 室	防 災 室 長	(950-8801) 新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
沿 岸 防 災 対 策 室	沿 岸 防 災 対 策 官	(951-8011) 新潟市中央区入船町4丁目3778
第 3 科	第 3 科 長	(943-8501) 上越市南城町3丁目7-1
第 3 科	第 3 科 長	(957-8530) 新発田市大手町6丁目4-16
警 備 第 二 課	警 備 第 二 課 長	(950-8553) 新潟市中央区新光町4番地1
警 備 課	警 備 課 長	(957-0053) 新発田市中央町4丁目2番4号
警 備 課	警 備 課 長	(950-3304) 新潟市北区木崎657番地1
警 備 課	警 備 課 長	(950-0994) 新潟市中央区上所1丁目2番1号
警 備 課	警 備 課 長	(950-0885) 新潟市東区下木戸1丁目2番52号

名 称	連絡電話番号
上 越 警 察 署	(025)521-0110 FAX(025)522-4161
新 潟 県	(025)285-5511 内線 6445
新発田地域振興局地域整備部	(0254)22-5114 FAX(0254)26-6449
新潟地域振興局地域整備部	(025)273-3197 FAX(025)275-8711
上越地域振興局地域整備部	(025)526-9511 FAX (025)525-2392
新潟地域振興局新潟港湾事務所	(025)247-9133 FAX (025)241-1963
新潟地域振興局 新潟港湾事務所東港分所	(025)256-2503 FAX (025)256-2765
上越地域振興局 直江津港湾事務所	(025)543-4168 FAX (025)544-4529
新 潟 市	(025)226-1142(直) FAX (025)224-0768
聖 籠 町	(0254)27-2111 内線 280 FAX (0254)27-2119
上 越 市	(025)526-5111 内線 1781 FAX (025)526-5061
新 潟 市 消 防 局	(025)288-3240 FAX (025)288-3215
新発田地域広域事務組合 消 防 本 部	(0254)22-8096 FAX (0254)23-9119
上 越 地 域 消 防 局	(025)545-0230 FAX (025)545-0231
新潟東港地区石油コンビナート 等 特 別 防 災 区 域 協 議 会	(025)256-2390 FAX (025)256-2136
新潟西港地区石油コンビナート 等 特 別 防 災 区 域 協 議 会	(025)274-4141 FAX (025)274-4144
直江津地区石油工業地帯 防 災 連 絡 協 議 会	(025)545-0372 FAX (025)545-0370
東京航空局新潟空港事務所	(025)273-4567 FAX (025)274-2285
(株)リンコーコーポレーション 臨 港 支 店	(025)274-5181 FAX (025)275-4654
(株)リンコーコーポレーション 東 港 支 社	(025)256-4110 FAX (025)256-4131

担当課 (連絡先)	災害情報発受信担当者	(〒)所在地
警備課	警備課長	(943-8558) 上越市藤野新田 1172 番地
消防課	消防課長	(950-8570) 新潟市中央区新光町 4 番地 1
維持管理課	維持管理課長	(957-8511) 新発田市豊町 3 丁目 3-2
治水課	治水課長	(950-8716) 新潟市東区竹尾 2 丁目 2-80
維持管理課	維持管理課長	(943-8551) 上越市本城町 5-6
業務課	業務課長	(950-0072) 新潟市中央区竜が島 1 丁目 6-6
業務課	分所長	(957-0101) 聖籠町東港 4 丁目 790-2
業務課	業務課長	(942-0011) 上越市港町 1 丁目 11-2
危機対策課	危機対策課長	(951-8550) 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
生活環境課	生活環境課長	(957-0192) 聖籠町大字諏訪山 1635-4
危機管理課	危機管理課長	(943-8601) 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
規制指導課	規制指導課長	(950-1141) 新潟市中央区鐘木 257 番地 1
予防課	予防課長	(957-0006) 新発田市中田町 3 丁目 30 番地 2
予防課	予防課長	(943-0171) 上越市大字藤野新田 330 番地 1
日本海エル・エヌ・ジー(株)	技術部(技術保安)課長	(957-0195) 聖籠町東港一丁目 1612 番地 32
出光興産(株) 新潟石油製品輸入基地	所長代理	(950-8723) 新潟市東区臨港町 3 丁目 4914-479
昭和瀝青工業(株)上越油槽所	上越油槽所長	(942-0013) 上越市黒井字添 2905
総務課	総務課長	(950-0001) 新潟市東区松浜町 2350-4
船舶業務担当	次長	(950-0041) 新潟市東区臨港 2 丁目 4914-380
船舶業務部	部長	(957-0101) 聖籠町東港 3 丁目 170 番地 16

名 称	連絡電話番号
日本赤十字社新潟県支部	(025)231-3121 FAX (025)231-3122
N T T 東 日 本 (株) 埼 玉 事 業 部 新 潟 支 店	(025)227-6802 FAX (025)226-8770
(株) ド コ モ C S 新 潟 支 店	(025)240-7163 FAX (025)240-7145
東日本旅客鉄道(株)新潟支社	(025)248-5181 FAX (025)240-3243
日本貨物鉄道(株)新潟支店	(025)248-5151 FAX (050)2017-2512
日本放送協会新潟放送局	(025)265-1141 ~ 3 FAX (025)265-1145
日本通運(株)新潟支店	(025)228-0202 FAX (025)228-0246
東北電力(株)新潟支店	(070)8707-3665 FAX (025)222-8290
北 陸 ガ ス (株)	(025)245-2219 FAX (025)245-3050
(株) 新 潟 日 報 社	(025)385-7111
(株) 新 潟 放 送	(025)267-3469
(株) N S T 新 潟 総 合 テ レ ビ	(025)249-8900 FAX (025)249-8881
(株) テ レ ビ 新 潟 放 送 網	(025)283-8151 FAX (025)283-8159
(株) 新 潟 テ レ ビ 2 1	(025)223-8616 (報道部長直通) FAX (025)223-0194
一般社団法人新潟県医師会	(025)223-6381 FAX (025)224-6103
一般社団法人新潟市医師会	(025)240-4131 FAX (025)240-6760
公益社団法人新潟県看護協会	(025)265-1225 FAX (025)266-1199
一般社団法人新発田北蒲原医師会	(0254)22-4008 FAX (0254)22-0492
一般社団法人上越医師会	(025)546-7664 FAX (025)546-7674
新潟東部排出油等防除協議会	(025)247-0118 FAX (025)244-1004
新潟西部排出油等防除協議会	(025)543-4118 FAX (025)545-5999
一般社団法人新潟県 高 圧 ガ ス 保 安 協 会	(025)244-3784 FAX (025)249-1634

担当課 (連絡先)	災害情報発受信担当者	(〒)所在地
事業推進課	① 事業推進課 長 ② 事業推進係	(951-8127) 新潟市中央区関屋下川原町 1丁目3番12号
設備部	新潟災害対策室 長	(951-8519) 新潟市中央区東堀通七番町 1017番地1
ネットワーク部	エリア品質担当課 長	(950-8576) 新潟市中央区八千代1-3-9
総務部安全企画室	安全企画室 長	(950-8641) 新潟市中央区花園1丁目1番1号
輸送	担当課 長	(950-0911) 新潟市中央区笹口1丁目9番1 ディーグラント新潟駅南3階
放送部	放送部 長	(951-8133) 新潟市中央区川岸町1丁目 49番地
総務課	総務課 長	(951-8536) 新潟市中央区上大川前通5番町 68-1
企画管理部門 (総務広報)	総務広報部 長	(951-8633) 新潟市中央区上大川前通五番町 84番地
供給部保安グループ	保安グループマネージャー	(950-8748) 新潟市中央区東大通1丁目 2番23号
総務部	総務担当部長	(950-8535) 新潟市中央区万代3丁目1番1号
放送本部情報センター	報道部 長	(951-8655) 新潟市中央区川岸町3丁目18
放送企画本部	報道部 長	(950-8572) 新潟市中央区八千代2-3-1
報道制作部	報道部 長	(950-8555) 新潟市中央区新光町1番地11
報道制作局	報道部 長	(951-8521) 新潟市中央区下大川前通六ノ町 2230番地19
業務課	業務課 長	(951-8124) 新潟市中央区医学町2番町通 13番地
事務局	事務局 長	(950-0914) 新潟市中央区紫竹山3-3-11 新潟市総合保健医療センター5階
事務局	事務局 長	(951-8133) 新潟市中央区川岸町2-11
事務局	事務局 長	(957-8577) 新発田市本町4-16-83 下越総合健康開発センター内
総務課	事務局 長	(943-0803) 上越市春日野1-2-33
新潟海上保安部警備救難課	警備救難課 長	(950-0072) 新潟市中央区竜ヶ島1丁目5-4 新潟海上保安部内
上越海上保安署	次 長	(942-0011) 上越市港町1丁目11-20 上越海上保安署内
事務局	専務理事	(950-0087) 新潟市中央区東大通1丁目2の23 北陸ビル7階

## (2) 特定事業所等一覧表

## ア 新潟東港地区

事業所区分	名 称	連絡電話番号
第一種事業所 (11)	新潟石油共同備蓄(株) 東 基 地	(025)256-2311 FAX (025)256-2905
	全農エネルギー(株) 新潟石油基地	(025)256-2671 FAX (025)256-2670
	ENEOSグローブガスターミナル(株)新潟ガスターミナル	(025)256-1522 FAX (025)256-1551
	出光興産(株)新潟油槽所	(025)255-3311 FAX (025)255-3313
	E N E O S (株) 新潟東港油槽所	(025)255-3251 FAX (025)255-3379
	東西オイルターミナル(株) 東 新 潟 油 槽 所	(025)255-3511 FAX (025)255-2368
	日本海洋石油資源開発(株) 新 潟 鉱 業 所	(025)255-3221 FAX (025)255-3539
	MGCターミナル(株)新潟事業所	(025)255-2041 FAX (025)255-3341
	新潟石油共同備蓄(株) 西 基 地	(025)255-2570 FAX (025)255-3084
	(株)ク ラ レ 新潟東港貯蔵基地	(025)255-2124 FAX (025)255-2074
	旭カーボン(株)東港油槽所	(025)255-3302 FAX (025)255-3302
第二種事業所 (3)	日本エア・リキード合同会社 新 潟 工 場	(025)256-2101 FAX (025)256-2626
	日本海エル・エヌ・ジー(株)	(025)256-2390 FAX (025)256-2136
	東北電力(株)東新潟火力発電所	(025)256-2121 FAX (025)256-2154
その他の事業所 (3)	新潟アイ・ジー・エス(株)新潟工場	(025)256-2026 FAX (025)256-2028
	(株)カネコ商会新潟営業所	(025)256-1331 FAX (025)256-1330
	旭カーボン(株) 東港東ローリーステーション	(025)256-1141 FAX (025)256-1141 (025)271-1211(本社) FAX (025)271-4658(本社)

※太字はレイアウト事業所

担当課（連絡先）	災害情報発受担当者	(〒)所在地	主要製品
環境安全室	環境安全室長	(957-0101) 聖籠町東港一丁目1の176	石油類
—	所長	(957-0101) 聖籠町東港一丁目1番地217	石油類
—	所長	(957-0101) 聖籠町東港二丁目1624-2	液化石油ガス
—	所長	(950-3101) 新潟市北区太郎代字浜辺 2881-28	石油類
—	所長代理	(950-3101) 新潟市北区太郎代字浜辺 2881-29	石油類
—	所長	(950-3101) 新潟市北区太郎代字浜辺 2881-22	石油類
H S E グループ	H S E グループ長	(950-3101) 新潟市北区太郎代字浜辺 2881-51	原油 天然ガス
業務課	業務課長	(950-3101) 新潟市北区太郎代字浜辺 2881-30	メタノール アンモニア
環境安全室	環境安全室長	(950-3101) 新潟市北区太郎代字浜辺 2881	石油類
環境安全グループ	環境安全グループ マネージャー	(950-3101) 新潟市北区太郎代字浜辺 2881-48	アセトン 酢酸ビニル
—	所長	(950-3101) 新潟市北区太郎代字浜辺 2881-47	カーボンブラック
製造課	製造課長	(957-0101) 聖籠町東港一丁目164-4	酸素、窒素 アルゴン 水素ガス
技術部	技術部(技術保安)課長	(957-0195) 聖籠町東港一丁目1612番地32	液化天然ガス
運営企画グループ	運営企画課長	(957-0101) 聖籠町東港一丁目1番地155	電力
製造課	工場長	(957-0101) 聖籠町東港一丁目164-4	酸素、窒素 アルゴン 炭酸ガス
新潟営業所	所長	(957-0101) 聖籠町位守町160-40	液化石油ガス
安全防災環境課	安全防災環境課長	(957-0101) 聖籠町東港一丁目173	カーボンブラック

イ 新潟西港地区

事業所 区分	名 称	連絡電話番号
第一種 事業所 (3)	出 光 興 産 (株) 新 潟 石 油 製 品 輸 入 基 地	FAX (025)274-4141 (025)274-4144
	三 菱 瓦 斯 化 学 (株) 新 潟 工 場	FAX (025)259-3112 (025)258-3506
	歴 世 礦 油 (株) 新 潟 西 港 オ イ ル タ ー ミ ナ ル	FAX (025)272-2661 (025)272-2660
第二種 事業所 (5)	旭 カ ー ボ ン (株)	FAX (025)274-1211 (025)271-4658
	橋 本 産 業 (株) 新 潟 営 業 所	FAX (025)274-8122 (025)271-5614
	北 越 コ ー ポ レ ー シ ョ ン (株) 新 潟 工 場	FAX (025)273-1752 (025)273-1593
	北 陸 ガ ス (株) 山 の 下 工 場	FAX (025)274-8577 (025)275-3930
	東 北 電 力 (株) 新 潟 火 力 発 電 所	東新潟火力発電所 FAX (025)256-2121 (025)256-2154
そ の 他 事 業 所 (9)	J F E 精 密 (株)	FAX (025)270-7217 (025)273-7581
	(株) ザ イ エ ン ス 新 潟 製 造 所	FAX (025)273-5371 (025)273-5374
	(株) ナ カ ザ ワ 新 潟 支 店	FAX (025)274-7121 (025)275-5762
	新 潟 サ ン リ ン (株) 新 潟 支 店	FAX (025)273-2236 (025)273-2237
	三 菱 ガ ス 化 学 ネ ク ス ト (株) 新 潟 工 場	FAX (025)259-4035 (025)259-7348
	牧 野 興 業 (株)	FAX (025)273-6866 (025)273-6992
	北 陸 天 然 瓦 斯 興 業 (株) 下 木 戸 事 業 所	FAX (025)256-6660 (025)256-6665
	(有) オ イ ル メ ン テ ナ ン ス 新 潟	FAX (025)279-0050 (025)279-0051
	成 沢 製 油 (株)	FAX (025)275-1311 (025)275-1313

※太字はレイアウト事業所

担当課（連絡先）	災害情報発受担当者	(〒)所在地	主要製品
—	所 長 代 理	(950-8723) 新潟市東区臨港町 3 丁目 4914-479	石 油 類
環 境 安 全 室	環 境 安 全 室 長	(950-3121) 新潟市北区松浜町 3500	メ タ ノ ー ル ア ン モ ニ ア 類
新潟西港オイル ターミナル	所 長	(950-0041) 新潟市東区臨港町 3 丁目 4914-22	石 油 類
安全防災環境課	安全防災環境課長	(950-0883) 新潟市東区鷗島町 2	カーボンブラック
工 務 課	工 務 課 長	(950-0881) 新潟市東区榎町 130	石 油 類 L P ガ ス
総 務 担 当	総 務 担 当	(950-0881) 新潟市東区榎町 57	紙、パルプ
新潟生産グループ	生産チームリーダー	(950-0064) 新潟市東区松島 3 丁目 3 番 15 号	都 市 ガ ス
東新潟火力発電所 運営企画グループ	運 営 企 画 課 長	(950-8744) 新潟市東区桃山町二丁目 200	電 力
安全環境防災室	室 長	(950-0883) 新潟市東区鷗島町 6 番 5 号	金 属 材 料
—	所 長	(950-0883) 新潟市東区鷗島町 1 番地	防 腐 剤
保 安 係	保 安 係 員	(950-0871) 新潟市東区山木戸 7 丁目 2 番 18 号	石 油 類 L P ガ ス
—	支 店 長	(950-0871) 新潟市東区山木戸 7 丁目 2 番 35 号	石 油 類 L P ガ ス
製 造 第 1 課	製 造 第 1 課 長	(950-3121) 新潟市北区松浜町 3500 番地	重 合 触 媒 農 薬 中 間 体
営 業 課	営 業 部	(950-0881) 新潟市東区榎町 68 番地	重 油
工 務 課	工 務 課 長	(950-0885) 新潟市東区下木戸 1 丁目 2 番 45 号	L P ガ ス
—	保 安 監 督 者	(950-0063) 新潟市東区上王瀬町 1-50	重 油
総 務 部	総 務 部 長	(950-0064) 新潟市東区松島 2 丁目 3-47	石 油 類

ウ 直江津地区

事業所 区分	名 称	連絡電話番号
第一 種 事業 所 (2)	(株) I N P E X ロジスティクス オイルターミナル直江津	(025)531-3005 FAX (025)531-3006
	信越化学工業(株)直江津工場	(025)545-2030 FAX (025)545-2034 (環境保安部直通)
第二 種 事業 所 (2)	日本製鉄(株)東日本製鉄所 直 江 津 地 区	(025)544-6613 FAX (025)544-6025
	昭和瀝青工業(株)上越油槽所	(025)545-0372 FAX (025)545-0370
そ の 他 事 業 所 (4)	大 平 洋 特 殊 鑄 造 (株)	(025)543-3451 FAX (025)543-9874
	直 江 津 ア セ チ レ ン (株)	(025)543-3814 FAX (025)543-4140
	新 潟 水 素 (株) 直 江 津 工 場	(025)543-5093 FAX (025)544-9323
	三菱ケミカルハイテクニカ(株)	(025)545-6051 FAX (025)545-6140

※太字はレイアウト事業所

担当課（連絡先）	災害情報発受担当者	(〒)所在地	主要製品
基地管理部	ターミナル長	(942-0013) 上越市大字黒井字添 2891	石油類
環境保安部	環境保安部長	(942-8601) 上越市頸城区西福島 28 番地 1	クロロメタン メトローズ 苛性ソーダ
安全環境防災部	直江津 安全環境防災室長	(942-8510) 上越市港町 2 丁目 12-1	チタン及びステン レス鋼材
—	所長	(942-0013) 上越市大字黒井字添 2905	石油類 アスファルト製品 化学製品
設備安全課	課長	(942-0011) 上越市港町 2 丁目 25-1	鋳鋼品及び ポンプ部品
—	製造主任	(942-0011) 上越市港町 2 丁目 27-1	アセチレン
—	工場長	(942-0013) 上越市大字黒井字土屋 426-7	水素
生産部 上越環境安全セクション	上越環境安全 セクションリーダー	(942-8611) 上越市福田町 1 番地	情報機材

## (3) 共同防災組織一覧表

名 称	会長事業所	会長事業所 電話番号	防 災 セ ン タ ー 名 称	防災センター電話番号		防災センター所在地
				昼間	夜間・休日	
新潟東港東地区 共同防災協議会	東北電力(株) 東新潟火力発電所	(025) 256-2121	東地区共同 防災センター	(025) 256-2619	(025) 256-2619	(957-0101) 聖籠町東港1丁目 1-173
新潟東港西地区 共同防災協議会	MGCターミナル(株) 新潟事業所	(025) 255-2041	西地区防災 センター	(025) 255-2670	(025) 255-2670	(950-3101) 新潟市北区太郎代字 浜辺 2881-45
新潟東港地区海上 共同防災協議会	新潟石油 共同備蓄(株)	(025) 256-2311	—	—	—	—
新潟西港地区 共同防災協議会	出光興産(株) 新潟石油製品 輸入基地	(025) 274-4141	防 災 セ ン タ ー	(025) 272-6161	(025) 272-6161	(950-0035) 新潟市東区平和町 21 (出光興産(株)新潟石油 製品輸入基地構内)
			臨 港 セ ン タ ー	(025) 274-5181	(025) 274-5189	(950-0041) 新潟市東区臨港町 2丁目 4914-380
直江津港東 共同防災協議会	(株)INPEX ロジスティクス オイルターミナル 直江津	(025) 531-3005	共同防災 センター	(025) 544-0290	(025) 544-0290	(942-0013) 上越市大字黒井字添 2891 (株)INPEXロジ スティクスオイルタ ーミナル直江津構内)

附表1 (本編第5章第2節第3情報の収集及び伝達関係)  
 特定事業所等における異常現象速報伝達用紙(1)

標題部      こちらは ( ) です。……………発信事業所  
 石油コンビナート災害<訓練>通報を、伝達用紙(1)で伝達します。……………趣旨・用紙  
 ( ) 発の第 報です。……………初発信場所  
 本文を伝達します。

1	において、 日 時 分頃	[ア 火 災 イ 爆 発 ウ 漏えい流出事故 エ その他の異常現象]	が発生した。
2	事故発生施設は	[ア 危険物 イ ガス ウ 毒劇物 エ その他 ( ) ]	施設であり、
3	現在	[ア 炎上中である。                      ウ 流出中である。 イ 鎮火した。                              エ 流出をおさえた。 ]	
4	危険物施設の区分は	[ア 屋外タンク貯蔵所 (タンクの名称は ) イ 屋内タンク貯蔵所 (タンクの名称は ) ウ 屋外貯蔵所 エ 屋内貯蔵所 オ 製造所 カ 一般取扱所 キ 移送取扱所]	であり、
	危険物の類及び品名は (第 類		) である。
5	ガス施設の区分は	[ア 製造施設 イ 貯蔵施設 ウ 連絡導管]	である。
6	毒物・劇物施設は ( ) であり、毒物・劇物名は ( ) である。		
7	なお、人的被害は	[ア 発生している もよう]                      [ア 死者 ( ) 人] [イ 発生していない もよう]                      [イ 傷者 ( ) 人] [ウ 不明]    [ウ 不明 ( ) 人]	
8	現在、危険物等は敷地外へ流出	[ア しており イ の恐れがあり ウ の恐れはなく]	火災発生の [ア 恐れがある。] [イ 恐れがない。]
9	また、海域へ	[ア 流出中である。                      ウ 流出の恐れはない。 イ 流出の恐れがある。                      エ 流出し範囲が広がりつつある。 ]	
10	この物質は	[ア 極めて揮発性 イ 揮 発 性 ウ 不 揮 発 性]	であり、付近に対する影響は [ア 大きい] [イ ほとんどない。]
11	現在、	[ア 設 備 イ 装 置 ウ 配 管]	に損傷が認められるが災害にいたっていない。
12	今後被害が、	[ア 発生する可能性 イ 拡大する見込み]	があるので、今後の情報に十分注意願いたい。
13	関係各機関は出動可能な人員及び	[ア オイルフェンス イ 消 防 車 ウ 泡消火薬剤 エ ]	を [ア 待機願いたい。] [イ 派遣願いたい。]
その他			
発 信 者 所 属 氏 名		時 間	受 信 者 所 属 氏 名
		発 時 分	
		受 時 分	
		発 時 分	
		受 時 分	
		発 時 分	
		受 時 分	



# 沿 革

## 1 新潟県石油コンビナート等防災計画策定

昭和 45 年 12 月	石油コンビナート地帯防災対策要綱策定（消防庁）
昭和 48 年 8 月	新潟県石油工業地帯防災計画の策定 石油工業地帯防災地域に新潟西港地区、上越・大潟・頸城地区を指定
昭和 50 年 2 月	石油工業地帯防災地域に新潟東港地区を追加指定
昭和 50 年 12 月 7 日	石油コンビナート等災害防止法公布
昭和 51 年 6 月 1 日	石油コンビナート等災害防止法施行
昭和 51 年 7 月 9 日	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令公布 新潟西港地区、新潟東港地区、直江津地区を指定
昭和 51 年 10 月 13 日	新潟県石油コンビナート等防災本部条例公布 新潟県石油コンビナート等防災本部設置
昭和 51 年 11 月 16 日	新潟県石油コンビナート等防災本部員及び幹事合同会議開催（第 1 回） 新潟県石油コンビナート等防災計画（案）審議
昭和 52 年 3 月 18 日	新潟県石油コンビナート等防災本部幹事会開催 新潟県石油コンビナート等防災計画（案）審議
昭和 52 年 3 月 25 日	新潟県石油コンビナート等防災本部会議開催 新潟県石油コンビナート等防災計画策定

## 2 新潟県石油コンビナート等防災計画修正

昭和 52 年度修正	現地防災本部の運営見直し修正及び各地区編の修正
昭和 53 年度修正	各地区編の修正
昭和 54 年度修正	各地区編の修正
昭和 55 年度修正	各地区編の修正
昭和 56 年度修正	各地区編の修正
昭和 57 年度修正	各地区編の修正
昭和 58 年度修正	各地区編を資料編に編入し、資料編を修正
昭和 59 年度修正	資料編の修正
昭和 60 年度修正	防災本部組織の変更及び航空機事故に対する予防計画の見直し修正及び資料編の修正
昭和 61 年度修正	防災関係機関等の事務の見直し、災害情報等の通報様式見直し修正及び資料編の修正
昭和 62 年度修正	資料編の修正
昭和 63 年度修正	資料編の修正
平成 元年度修正	資料編の修正
平成 2 年度修正	資料編の修正
平成 3 年度修正	新潟西港地区及び直江津地区の拡大に伴う区域図変更及び資料編の修正
平成 4 年度修正	新潟東港地区の縮小に伴う区域図変更及び資料編の修正
平成 5 年度修正	資料編の修正
平成 6 年度修正	資料編の修正
平成 7 年度修正	資料編の修正
平成 8 年度修正	資料編の修正
平成 9 年度修正	資料編の修正
平成 10 年度修正	現地防災本部の運営見直し修正及び資料編の修正
平成 11 年度修正	資料編の修正
平成 12 年度修正	異常現象の定義見直し修正及び資料編の修正
平成 13 年度修正	新潟西港地区の縮小に伴う区域図変更及び資料編の修正
平成 14 年度修正	資料編の修正
平成 15 年度修正	資料編の修正
平成 16 年度修正	資料編の修正
平成 17 年度修正	資料編の修正
平成 19 年度修正	資料編の修正
平成 21 年度修正	新潟東港地区の縮小に伴う区域図変更、防御体制や防御対策の改善整備及び資料編の修正
平成 22 年度修正	新潟東港地区の拡大に伴う区域図変更及び資料編の修正
平成 23 年度修正	資料編の修正
平成 25 年度修正	資料編の修正
平成 26 年度修正	地震・津波対策や災害時の防災活動体制等の強化及び資料編の修正
平成 27 年度修正	資料編の修正
平成 28 年度修正	資料編の修正

平成 29 年度修正	資料編の修正
平成 30 年度修正	津波浸水想定を追加、地震・津波対策を補完する取組の追記、災害時防災体制の見直し及び資料編の修正
令和 元年度修正	資料編の修正
令和 2 年度修正	上越地域消防事務組合消防本部の名称変更等に伴う所要の修正及び資料編の修正
令和 2 年度修正	資料編の修正
令和 3 年度修正	資料編の修正
令和 4 年度修正	新潟県地域防災計画の改正に伴う避難情報の見直し
令和 4 年度修正	資料編の修正
令和 5 年度修正	資料編の修正
令和 6 年度修正	防災アセスメントの実施による災害想定の見直し及び資料編の修正
令和 7 年度修正	資料編の修正

新潟県石油コンビナート等防災計画

(令和7年度修正)

発行／令和8年3月

編集発行／新潟県石油コンビナート等防災本部

事務局／新潟県防災局消防課

住所／新潟市中央区新光町4番地1

電話／025-282-1665 (内線 6444・6445)